

高原町告示第42号

令和5年第6回高原町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月9日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和5年9月6日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

西嶋 陽代君

福澤 卓志君

末永 充君

郡山 貞利君

陣 圭介君

岩元 礼子君

温水 宜昭君

外村 仁君

山下 香織君

前原 淳一君

令和5年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和5年9月6日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和5年9月6日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

末 永 充 議員
岩 元 礼 子 議員
西 嶋 陽 代 議員
山 下 香 織 議員
郡 山 貞 利 議員
福 澤 卓 志 議員

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

末 永 充 議員
岩 元 礼 子 議員
西 嶋 陽 代 議員
山 下 香 織 議員
郡 山 貞 利 議員
福 澤 卓 志 議員

出席議員(10名)

1 番 西嶋 陽代君	2 番 岩元 礼子君
3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	平 真樹君	書記（事務局次長）	外村美保子君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長補佐兼環境保全係長	海老原俊一郎君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

◎ 開会・日程

午前 10時00分 開会

○議長（前原淳一君）

ただいまから令和5年第6回高原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

派遣議員等の決定を含め、諸般の報告はその概要をお手元に配付しておりますので、御参照のほどお願いします。

報告の中で高原町議会会議規則第74条の規定による委員派遣及び第127条の規定による議員派遣を行っております。

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前原淳一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番、末永充議員、6番、外村仁議員を指名します。

○

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（前原淳一君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月21日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの16日間に決定しました。

◎ 日程第3 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第3、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許可します。

まず、5番、末永充議員。

○5番（末永充君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

質問通告に従い、大きく2点について質問いたします。

1点目は災害復旧について、2点目に家畜防疫についてであります。

まず、災害復旧について伺います。

台風6号の接近による記録的な大雨により、台風6号は、9日、鹿児島県を暴風域に巻き込みながら北寄りに進みました。宮崎地方気象台は、午後9時、宮崎県南部山沿いと熊本県で線状降水帯が発生したと発表しました。

県内では各地で断水が発生し、高原町でも、8月の9日午後10時頃、配水池の機器が濁りを検知して送水が止まり、広原地区の376世帯で断水しました。小林市では観測史上最大となる1時間93.5ミリの猛烈な雨が降ったと報道されました。

こうした中で高原町では多くの土砂崩れが発生し、また一部では土石流にて建物が全壊しました。給水作業については、高原町職員、水道事業所、その他、関係者の皆さんで協力していただき、早めに復旧され、感謝を申し上げる次第です。

そこで、大雨による台風6号の被害状況をお聞きします。農地災害、農業用施設災害、町道、河川、林務災害などの被害状況を伺います。

次に家畜防疫について伺います。

本町は宮崎牛のブランド名で知られる肉用牛の中核的生産地であるとともに、酪農、養豚、ブロイラー、採卵鶏など畜産業が農業生産額の約7割を占める畜産の町であります。

現在、ロシアのウクライナ侵攻に伴う飼料価格の高止まりや消費者の節約志向などで枝肉相場が伸び悩み、子牛競り市の価格低迷も受けております。このようなことを受けて本町も繁殖雌牛の更新・増頭を支援する事業も行われております。

しかし、あらゆる危険に負けない畜産を行うためには土台となる防疫を強化するべきであると思います。農家が安定して維持できるよう安全・安心な農畜産物の生産・供給のために家畜防疫体制のさらなる強化が必要であります。

本町における家畜防疫体制について質問いたします。

家畜防疫は、家畜保健衛生所の指導により、農家飼養家畜の衛生対策や畜産農家の支援、家畜伝染病の予防対策、蔓延防止など、あらゆる角度から指導を仰ぎ、取り組んでいると思います。

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、その他の家畜伝染病の発生を予防するために家畜防疫は本町では現在どのようになされているのか、伺います。

以上、壇上からの2点について伺い、あとの質問については自席にて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。

それでは、本日、明日、議員各位からの一般質問の答弁をさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

まず、ただいま末永議員のほうから大きく2点の御質問を頂きました。

まず、災害復旧についてであります。

台風6号につきましては、動きが大変遅く、また本町としては初めて線状降水帯の発生地域に含まれるなど、このようなことから本町では多くの被害があったところであります。

それでは、本町の被害状況についてであります。現時点で把握しているものと御理解いただきたいと思います。

まず、農業関連の被害につきまして、水稻被害が約5.58ヘクタール、畑作物が約6.5ヘクタール、農地・農業施設につきましては、農道が8か所、水路が5か所、農地10か所でございます。

町道につきましては、柳野・岩内線、岩内・鞍懸線、十文字・鷹巣原線、柳野・今房線、祓川・旭台線において、計9か所となっております。

河川災害につきましては、現在、把握しておりません。その中で並木区におきまして高千穂土地改良区水路があふれたことによりまして宅地内への土砂等の流入を10戸において確認し、うち2戸については床下浸水を確認したところであります。

次に林務災害につきましてであります。のり面崩壊により町道が通行止めとなっている山林、約5.6ヘクタールの被害が出ております。水産関連では、土砂崩れにより養魚場1か所が被害を受けております。建物被害では、土砂災害により、家屋1棟が全壊、農業用倉庫全壊2か所、農業用ハウス一部損壊が1か所となっております。

また、停電が、一時、町内で60戸ほど発生しております。さらに、広原水源地への土砂流入等により広原区において376戸が一時断水となったところであります。

以上でございます。

次に家畜防疫についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、「畜産のまち たかはる」を掲げる本町にとりまして家畜防疫はその根幹となるもので非常に重要であると認識いたしております。

近年、国内外で家畜伝染病が多く発生し、町内の発生リスクが年々高まってきております。本町における家畜防疫体制につきましては、高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアルを毎年見直しており、昨年度は西諸県農林振興局及び小林市、えびの市と合同で西諸県地域家畜防疫演習を実施し、本町での高病原性鳥インフルエンザ発生を想定して図上訓練を実施しております。また、本年度は職員向けの研修会を計画しており、体制の強化に努めております。

次に家畜伝染病の発生予防についてであります。

家畜防疫で最も重要なことは病気を発生させないことであり、それは病原体を農場に持ち込まない、広げない、持ち出さないことであります。そのためには家畜の飼養に係る衛生管理として家畜の所有者が守るべき基準である飼養衛生管理基準遵守の徹底が必要不可欠です。

町としましては、その支援として家畜保健衛生所の職員と共に行う巡回指導をはじめ、農家に対する防疫研修会を開催しており、本年度は8月31日に全畜種を対象とした防疫大会を実施し、家畜伝染病の発生状況・発生予防について研修を行い、大切な家畜を家畜伝染病で失わないために飼養衛生管理基準の徹底を啓発いたしております。

また、国の事業を活用して、動噴や消毒ゲート、防鳥ネットといった防疫資機材の助成や口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生予防のために、毎年、消石灰や消毒液の配付を行っております。

さらに、国内外で家畜伝染病が発生した場合は、対象畜種農家にファクス等で情報提供を行い、感染リスクが高まっていることを周知し、各農場での防疫の徹底を呼びかけております。

今後も家畜伝染病の発生予防のために各種対策を講じてまいります。

以上であります。

〔降壇〕

○5番（末永充君）

壇上より被害状況について伺いました。

台風6号の大雨の被害は、地域では広原が集中しておりましたが、並木地区も高千穂用水路の水路断面を越して、先ほど2件ということで、床下浸水ですか、土砂が堆積したということでございました。今回、地域の方々やボランティアの方々が土砂を排除してくださいました。

高原町の被害額、被害面積はどれくらいでしたか。

○総務課長（末永恵治君）

複数の課にまたがりますので、私のほうから答えさせていただきます。

被害額につきましては、現時点のものであり、概算で算出しております。概算で算出したものや額の把握が難しいものがあるということを御了承いただきたいと思います。

農業関連施設の被害につきましては、水稻被害が120万円、面積は先ほど町長が申しました5.58ヘクタールです。畑作物につきましては、約100万円、面積は6.5ヘクタールです。

次に農地・農業用施設でございますが、農地が10か所で3,050万円。農道、8か所で3,960万円、水路が5か所で2,530万円でございます。町道につきましては9か所で約3億

円でございます。水産につきましては、1施設、被災しております。コイやニジマスなどの約300万円程度が被害額となっております。

以上であります。

○5番（末永充君）

それでは、今後の対策として伺いますが、今回の災害は山林の崩壊による町道の損壊が大きいわけですが、町道についてはどのようにされますか。伺います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

道路災につきましては、現在、応急本工事として、柳野・岩内線の土砂排除、また祓川・旭台線、全面通行止めをしているところでございますけれど、排水管取替え及び片側交互通行の迂回路応急仮工事として先行して実施しております。

今後、災害査定に向けて測量設計等の業務を進めていく予定であります。現在、把握している道路災9か所のうち3か所ほどにつきましては災害規模が大変大きいため対応できるコンサル会社も限定されるとともに測量業務と同時に地質のボーリング調査も必要となりますことから復旧工法の検討や決定までに相当な時間を要するものと想定いたしております。このようなことから災害査定

の時期につきましては年内の受検を目指して準備してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（末永充君）

祓川・旭台線ですね。霧島……。失礼しました。みやまきりしまロード。広域農道ですね。農地保全の水路のコレクターパイプが町道の下にあって、今回、大量の雨のために路面が沈下しています。現状の大雨では水路断面が小さかったのか流木が詰まって下層路盤を洗掘したのか判断できないわけなんです、広域農道は当初は県の工事で進めていた広域農道でありました。振興局に現地確認をしていただいていわゆる技術的支援も必要であると思います。

あそこは2回ほど災害が発生している状況でありますね。この路線というのが、祓川・旭台線、小林、えびの市まで行く農産物の出荷、流通、加工などの畜連に行く、もしくはインターチェンジへ通じるいわゆる幹線道路であるということですが、先ほど、査定時期が年内に、まだいろいろと準備があると思うんですが、現在、通行できるように工事を進めていただいているわけなんです、今後の対策として町長はどのように考えていらっしゃるのか、さらなる事前防災対策が必要だと思うわけなんです、町民の安全・安心の確保であります。どのようにされるのか、伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問、広域農道、祓川・旭台線の災害についてでございました。

今、御質問のとおり当初は県が整備した広域農道で、現在、町道として町が管理いたしております。この工事につきましては非常に災害査定に向けての調査もある程度の時間を要するであろうと。そして、また工事也非常に難しい工法が必要になってくるというふうに考えております。

そこで、今、末永議員から御指摘があったとおり、この広域農道、畜産農家が多く利用される道路であります。家畜運搬、飼料運搬、そして小林市の家畜市場にも通ずる道路でございます。また、観光用道路としても活用されております。町としては、その道路の片側通行、いわゆる仮設のまず片側通行を確保するために急ぎたいと考えております。

そこで、町政報告会の常盤台区の中で、地区住民の方にも説明させていただきましたけども、早期復旧を求める声が多く出ております。迂回路がございますけども、迂回路もなかなか幅員が狭いということで御不自由をおかけしておりますので、早期復旧に向けて準備を進めて、そしてまた特に地区の方にも随時説明してまいりたいと考えております。

○5番（末永充君）

本当に、町道9か所のうち4か所、旭台周辺が非常に、広域農道だけでなく、ゴルフ場へ上がる急斜面、これも重要な町道であると思いますが。早急に通行できるようにお願いしたいと思いますが。

国は気候変動による水害や土砂災害の激甚化に対応すると。流域治水の加速化強化として、6年度予算概算要求概要、国土交通省から情報を頂きました。総務課に渡してありますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に線状降水帯について伺います。

台風6号の影響で、宮崎地方气象台が線状降水帯の発生確認を、9日、10日に2回、発表しています。南部山沿いには9日に線状降水帯が発生したと発表がありました。発生確認はこれまで降水量などの基準を満たしてから発表していましたが、気象庁は大雨の危険度の高まりを少しでも早く伝えるために10分から30分後に線状降水帯の発生が予測される場合は発生したとみなして発表する制度の運用を今回も早く発表されました。皆さん御存じだと思いますが。

高原町では、町民に対し、災害が発生し、危険が高まっていることをどのように呼びかけているのか、伺います。

○総務課長（末永恵治君）

台風6号の対応について、まず時系列で御説明いたしますが、今回の台風6号ですが、8月7日月曜日午後5時から臨時課長会を開催いたしまして、台風の状況や情報連絡本部等の設置、避難所開設計画など職員に対して情報の共有を図っております。

次に、8月8日火曜日ですが、午前8時半には情報連絡本部を設置いたしまして、避難所開設準備、消防団による広報等を行ってまいりました。同じく、8日の午後3時には災害警戒本部を設置いたし、町内全域に高齢者等避難の発令、避難所の開設を行ったところであります。

この際、防災行政無線、エリアメール、防災メール、テレビのテロップ等を利用して周知を図ったところであります。避難所開設につきましては各校区に1か所の計4か所を開設いたしました。

8月9日から10日にかけて、台風6号が再接近いたし、9日午後9時には線状降水帯発生情報が発表されております。この際、対象地域では猛烈な雨が降っており、夜間で視界が悪く道路の冠水など避難には危険が伴うと判断したことから新たな避難情報は発出しなかったところであります。

安全な避難ができるよう気象台へも明るいうちに避難できるように気象台へ早めの情報を頂けるよう要望したところであります。

今後、避難情報等を発出する適切なタイミングなどさらに検証していく必要があるというふうに感じております。今回の土砂災害発生箇所付近の住民の方には、当面の間、大雨の際には早めの避難を呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（末永充君）

今回、複数の土砂崩れが発生しました。鷹巣神社付近の道路及び水源、旭台に上がる広域農道、ゴルフ場に上がる町道とか。竹広地区の土石流が発生しておりました。

線状降水帯は今後も発生すると思いますが、複数の土砂崩れが発生したわけなんです、再度、今後の対応方針について町長の考えをお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

本町としては初めて線状降水帯の区域に入ったということで、9日の9時に気象台が発表したわけですが、短時間に豪雨がありました。観測地点では^{*}7.9ミリの時間雨量だったと。しかしながら、目測では場所によっては100ミリ以上の時間雨量があったんじゃないかというような短時間で大雨となりました。※下段に訂正発言

今回、ただいま末永議員よりありましたように山林崩壊による土砂崩れが町内で数か所発生いたしました。このことによりまして、今後のいわゆる線状降水帯あるいは大雨、こういった情報ですけれども、先ほど総務課長が申しましたように、まずはこの情報を可能な限り早いうちに入手すること、そして明るいうちに避難情報を出すということがまずは大事だろうと思っております。

特に、今、御質問にありました竹広地区に5軒ほど住宅がございます。この区域につきましては大雨が予想される場合は避難していただくというようなことにもいたしておりまして、山林についての調査等も今後していかなければならないと考えますが、当面は、避難体制を整えていくということ、それから情報入手を今後気象庁等をお願いしていくことにいたしております。

以上であります。

先ほど、私は、時間雨量、気象庁の定点の観測点雨量ですけれども、^{*}7.9ミリというふうに訂正させていただきます。※下段に訂正発言

○議長（前原淳一君）

七十……。

○町長（高妻経信君）

7.7ミリに訂正させていただきます。

○5番（末永充君）

8月の25日に国土交通省の方々に高原町の要望に行ってきたわけなんです、国としても、災害対応能力の強化に向けた線状降水帯に関する防災情報等の高度化という推進を、来年度予算、概算を見せていただいたわけなんです、現在、公表されております。

令和8年度より「迫りくる危険から直ちに避難」というような形で二、三時間を前に目標に発表するというございました。これはスーパーコンピューターを活用した予測時間を延ばしていきますよという報告を受けたわけなんです、自助・共助・公助の観点に立って国、県、町民、住民など流域のあらゆる関係者で水害対策を強力に推進していただきたいと思います。

今回のような大雨の状況を早めに察知するために雨量計について伺います。

現在、高原町の雨量観測情報というのが、皇子原、矢岳、狭野、皇子のほうですけども、建設省の4か所あります。1時間間隔で表示されて時間雨量を観測情報として提供されております。

この情報が災害査定の基準判断となるわけなんです、以前は庁舎屋上に転倒ます型の雨量計がありました。雨量センサーと接続して3階のほうで室内での計数記録がされておりました。現在はもう記録計はございません。平成23年の新燃岳の噴火時に、庁舎東側のほうだったと思うんですが、気象庁より設置されていましたが、今は撤去されています。

庁舎内に雨量計を設置することによって、担当職員が目視で雨量を確認できて、また異常の早期発見につながると思います。庁内に、また庁内のほかの場所に今後設置する考えはありませんでしょうか。伺います。

○総務課長（末永恵治君）

庁内のほかに雨量計の設置を行ってはどうかという御提案でございますが、現在、狭野地区の山手側と町の中心部にのみ設置されている状況でございます。今回のような線状降水帯のような局地的な豪雨の際にはその雨量が即座に分からないものというふうになっているところでございます。

このことから、町内の他の地域にも雨量計を設置し、観測点を増やせないかなど国や県のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○5番（末永充君）

国土交通省に相談していただきたいと思います。協議も進めていって雨量計を設置するようにお願いしたいと思います。

それでは、牛伝染性リンパ腫について質問いたします。

牛伝染性リンパ腫（EBL）は、牛伝染性リンパ腫ウイルス（BLV）によって引き起こされる牛のウイルス性の感染症で届出伝染病に指定されています。BLの発生は肉用牛生産が盛んな宮崎県にとって経済的な影響が大きく、その対策が急務となっております。

高原町では、最新の種雄牛で血統を構成した牛伝染性リンパ腫の早急な清浄化のため、農家、関係機関・団体等が連携して蔓延防止や採血検査事業の円滑な推進など撲滅に向けて西諸地域一帯の共同事業として西諸県郡市特定疾病対策協議会にて実施されておりますが、最新の種雄牛で血統を構成した牛伝染性リンパ腫の陰性繁殖素牛を導入する際に補助を行い、全国の購買者がこぞって買い求めるような子牛を整備していますが、高原町のこの検査率というのはどれくらいか、伺います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

検査率についてお答えいたします。

令和4年度の検査率につきましては、繁殖親牛が70.6%、子牛が75.5%でございます。

以上でございます。

○5番（末永充君）

検査率が以前よりか上がっているような感じがします。以前、令和2年が29.3%ということで期待したいと思っているところですが、家畜伝染予防法に基づき、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、またその他の家畜伝染病の発生予防のために家畜防疫体制について強化しなくてはなりません。

令和5年の2月1日現在の高原町の家畜の飼養頭羽数調査結果を見て思ったんですが、肉用牛の繁殖が276戸で8,349頭、肉用牛の肥育のほうは、24戸、2,970頭、乳用牛も7戸で528頭、合計、肉用牛、牛のほうは、303戸、1万1,847頭ということで、豚も8戸で1万2,516頭、養鶏は20戸ということで、年々、農家数は減っていますが、頭数は多頭化しているというような状況でございます。

こういう状況の中で家畜防疫体制についてどのようになされているのか、伺います。振興会では振興会単位で一斉消毒を実施されていましたが、現在、どのようになされているのか、伺います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

御質問にお答えいたします。

まず、家畜防疫体制について最も重要なことといたしましては、病原体を農場に持ち込ませないということが一番大切でございます。このことは飼養頭数規模にかかわらず全ての農場で実施しなければならないため、今後とも家畜保健衛生所等と飼養衛生管理基準を遵守するための支援を行っていきたいと思っております。

そして、振興会単位での一斉消毒でございますけれども、現在、振興会単位で一斉消毒を実施している振興会は1振興会の中の3つの班で実施しております。

振興会単位での消毒作業につきましては、労力軽減や地域での一斉消毒によるより高い効果が期待でき、また地域の防疫意識の向上が図られることから以前は他の振興会でも実施しておりましたが、口蹄疫の発生以降は、防疫上、病原体を農場に持ち込ませないという観点から各農場の関係者以外の立入りを制限する動きとなっております。

消毒は農場所有者自らが行うことが大事である、望ましいとされております。このことから各農場の消毒は農場所有者に行っていただくことを基本としつつ労力的な面や農繁期などのときはヘルパー利用組合の消毒を活用しながら消毒作業を実施していただいているところでございます。

以上でございます。

○5番（末永充君）

基本は各農場で消毒ということでございますが、日本で92年ぶりとなる口蹄疫が2000年3月に、宮崎県の黒毛和種、肥育する農家で確認されて、宮崎県で3戸、北海道で1戸で705頭が殺処分されたわけなんですね。この時点では小規模農家に発生しておりましたが、その10年後、2010年、宮崎県で発生した口蹄疫というのは今度は大規模農家で発生しております。

2000年に発生したときには、各振興会に、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの防疫対策として、動力噴霧器を、13台だったと思うんですけども、高原町自衛防疫協議会にて購入して、13台、もうないだろうと思うんですけども、現在、どのように活用されているのか、伺います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

この当時に導入いたしました動噴等については、耐用数を経過しているため、現在、巡回で消毒を実施している振興会の班については新たな動噴を導入されております。

なお、導入に当たっては補助事業を活用された振興会の班もあるところでございます。

以上でございます。

○5番（末永充君）

防疫対策として。豚熱も佐賀県に発生しておりますし、国内で26年ぶりに発生しております。豚やイノシシに感染する家畜伝染病です。日頃から畜産関係者や飼料運搬者など農場に出入りする人や車がいつ来たかを記録して保存しなくちゃいけないだろうと思うんですね。

防疫対策をいま一度見直して、その対策が十分であるか、点検していただきたいと思います。そのためには町民一丸となった防疫演習を実施するなど対策に取り組んでほしいと思います。これは要望であります。どうか、そういう対策でお願いしたいと思います。

これを持ちまして私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

次に、2番、岩元礼子議員。

○2番（岩元礼子君）

〔登壇〕

おはようございます。

まず、先日の台風6号で被害に遭われた方々へお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

私からは、質問通告書に基づき、3点、質問いたします。

質問事項1、町長の政治姿勢について、2、災害復旧について、3、消防職員の施設利用について。壇上からは町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

1、町長は「町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できる町を目指します」と幸せ実現構想の公約を14項目挙げてこられました。豊かさとは何か、何が幸せなのか、そして町民の何%がそれを感じているのか、町民ファーストになっているのか、お伺いいたします。

次に、地域の課題、行政の課題の認識をされていると思いますが、それに対しての分析、改善、改革をお伺いいたします。

また、次の4項目は特にお伺いいたします。

1つ、健康づくりと地域医療の充実。高原病院の経営の状況は非常に厳しいものがありますが、患者さんへの医療は十分に対応されているのでしょうか。

2、高齢者支援・福祉。

独居老人への支援、声かけは十分でしょうか。高齢者だけではなく、地域コミュニティーの薄い方への支援、自殺防止の対策、そしてそれに対して私たち地域住民ができることをお伺いいたします。

3、教育環境の整備。

I C T整備事業の有効活用をされているのか。不登校や登校できなかった場合に I C Tは十分に活用されているのか。また、タブレットの買換え時期を伺います。

4、高原町のデジタル化。

D X推進計画が作成されておりますが、今後、町としてどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。同時に、連絡の迅速化と紙のコスト削減化を目指し、執行部の課長以上と議会事務局、議員のタブレット導入をお考えか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

岩元議員からはただいま大きく3点の御質問がありますけれども、まず私のほうで政治姿勢ということについてお答えをさせていただきます。

私の2期目の公約に掲げております幸せ実現構想につきましては先ほど議員からありましたように町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できる町を目指すというものでございます。その中で公約として14項目を挙げさせていただいているところでございます。

その中で、これまでの取り組んできたところでございますが、地域振興策といたしましては、地域商社の設立をはじめ、その地域商社によるふるさと納税の推進や農林畜産業・商工業の振興として雇用の創出、御池や皇子原公園などの環境整備によります観光の振興、そしてI C T教育の実践によります教育環境の整備などに取り組んできております。

このような中におきまして、ふるさと納税の増額、それに伴います町の産品の売上増加、そして畜産業の後継者の増加、そしてフリーウェイ工業団地の雇用、そして観光客の増加、私として町民の幸せを実現するということにこのように取り組んできたところでございます。

しかしながら、まだまだ私としても実施に至っていない事業も多くございます。任期中に完結できることを目標に今後も取り組んでまいりたいと思います。

また、御質問の中でありました地域や行政の課題認識につきましてであります、今回の町政報告会でも重要課題については説明してまいりました。その報告会におきましては、この説明事項のほかにも町民の皆様方から多くの御意見等もお受けいたしました。人口減少問題、移住・定住、道路整備、町の活性化、災害対応などを拝聴したところでございます。

今後も引き続き町民の皆様の声大切にしながら対話を重視し、町政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

その課題等への分析・改善についてありますけれども、令和4年の3月に策定いたしております第6次総合計画におきまして、毎年度における実施計画につきましては、それぞれ、毎年度、評価を

行いながら、改善できるもの、あるいは改善しなければならないもの、こういったものを精査してまいりたいと考えております。

また、先ほど、質問の中で、よりよい町になってきているのか、豊かさとは何か、何が幸せなのか、こういったもの、何%、そういったものを感じているのかというような御質問もございました。

私といたしましては、まず、豊かさが何か、そういった幸せを感じているか、なかなか私が数字として感じるということは難しいわけでございますけども、第6次総合計画を策定するときに町民のアンケートを実施しております。

その中で「高原町に住み続けたいですか」という問いに対し、約80%の町民の方に「ずっと住み続けたい」あるいは「当分は住み続けたい」というような回答を頂いております。しかし、一方では高原町の生活に満足しているのかという問いに対しましては、公共交通とか雇用、医療福祉などで満足度が低くなっておりました。

私は、町民の皆さんが幸せを実感できる、そのようなまちづくりをしていかなければならないということを公約にも掲げておりますので、今後もこのような町民の皆さん方の感じられていること等も十分踏まえながら町政に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

このほか、計画されていない事項等につきましても、役場組織内におきまして課題解決に向けた協議を行いながら、鋭意、対応いたしているところでございます。

以上であります。

そのほか、個別の質問がございましたので、続けてお答えをさせていただきます。

まず、最初に医療・福祉の充実という中で高原病院の経営におきます医療は十分に対応されているのかというような御質問でございました。

御案内のとおり、現在、高原病院におきまして4月から常勤医師が院長のみの1人体制となっております。鹿児島大学医局及び県立宮崎病院などからの医師の派遣や非常勤医師の先生方の御協力を頂きながら従来どおり医療体制としては整えているというところでありまして、外来診療及び入院また専門外来診療、時間外診療、救急患者への対応も引き続き行っているところであります。

以上であります。

次に高齢者支援・福祉についての御質問にお答えいたします。

独居の高齢者を含めた高齢者支援といたしましては、配食サービスによる見守り事業、民生委員の皆さんによります自宅訪問、緊急通報機器貸与事業のほか高原町社会福祉協議会に委託して実施しております傾聴ボランティアによる定期的な訪問を実施いたしているところであります。

また、その中で自殺防止を含むというような内容でございましたけども、昨年度から自殺予防ゲートキーパー養成講座に取り組んでおります。このゲートキーパーといいますのは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけたり話を聞いたりといった必要な支援につなげることができる人のことを言います。このような人材の養成に取り組んでおります。昨年度は、町職員や議員の皆様、そして民生委員、児童委員の皆様に講座に御参加いただいたところであります。

このゲートキーパーをまず特に町民と接する機会の多い役場職員等を中心に養成していくことで、各自の通常業務で、町民、その中でも特に単身高齢者等の孤立リスクの高い方たちに接した際に僅かなサインを見逃さず関係部署につなぐことができるよう人材育成と連携強化に取り組んでまいります。

今年度もこの講座の開催を予定しておりますので、多くの町民の皆様方の参加を呼びかけてまいります。ぜひまた議員の皆様方にも参加を頂きたいと考えております。

以上であります。

次の学校教育環境の中でのＩＣＴ関連の質問に私のほうでお答えをさせていただきます。

まず、ＩＣＴ整備事業は有効に活用されているのかという御質問でございました。

国が進めておりますＧＩＧＡスクール構想に準じまして教育委員会において１人１台の端末を本町では整備しており、学校の授業や自宅学習などで有効活用を図るよう各学校においても努力いたしております。

次に不登校や登校できなかった場合のＩＣＴ活用につきましては、現在、タブレット端末の自宅持ち帰りを進めているところでありますが、不登校児童生徒の自宅等でのオンラインを活用した学習等については今後検討を重ねていくような必要もあると考えております。

失礼しました。タブレット端末の更新についてであります。タブレットのバッテリーやシステムの関係でおよそ５年程度を利用期間と考えております。現在、購入しておりますタブレット端末など、リース分と購入分があり、今後、更新時期を合わせるのか、あるいはそれぞれ更新していくのか検討するというような必要もございます。

更新に際しては財政面も考慮するような必要もありますことから具体的な更新時期につきましては現時点で確定しておりませんが、確実にそういった更新は図っていかなければならないと考えております。

以上であります。

次に町役場のデジタル化についても答弁をさせていただきます。

今現在、本町におきまして、令和５年７月に高原町ＤＸ推進計画を策定し、デジタル技術の活用により町民への行政サービス充実をはじめ行政事務全般における業務の効率化や経費の削減などを目指していくことといたしております。

議員の御質問にございますタブレットの導入についても、その使用方法、例えば各種会議をペーパーレスで行うことやデータのやり取り、オンライン会議などのツールとして使用するなど幅広い活用が考えられます。

現時点における本町でのタブレット導入につきましては、具体的にどのような業務に活用でき、効率化や経費の削減効果が図れるかなど調査・検証を行いながら検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

以上であります。

先ほど議会でのタブレット導入というような御質問がございましたけども、このことにつきましては、今後、町と議会との調整が必要になってくるものと認識いたしております。

以上であります。

〔降壇〕

○2番（岩元礼子君）

先ほどの高齢者支援・福祉の部分で、地域コミュニティーの薄い方への支援とあと、地域住民、私たちがその方に対して何ができるかというところをもうちょっとお伺いしたいんですけど。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問は私も非常に大事なことだと思っております。高齢化、独居高齢者の方もだんだん増えてきております。その中で一番大事なのは、地域のコミュニティーが、なかなか、今、疎遠といいますか、隣同士がそういった環境になってきているということも時代とともにあると私も感じております。

まずは、地域の方同士が声をかけ合うといいますか、本町は20区ありまして、その中に各班等もございますけども、そういった中で町民の方がお互い同士で家にちょっと寄ってみるとか声をかけてみるとか、そういう雰囲気心を心がけていただくような、そういった町としても呼びかけが必要でしょうし、今、町民の方にできることといえば、私は、それが一番大事であろうし、できることではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（前原淳一君）

挙手。

○2番（岩元礼子君）

はい。あと、もう一つなんですが、教育環境の整備の中でタブレットの買換え時期を伺ったんですけども、タブレットを配付して、今、何年ぐらいになるんでしょうか、生徒たちに。5年で換えると言われたんですけど、今、何年目ぐらいになっているんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

教育長に答弁させます。すいません。ありがとうございます。

○教育長（西田次良君）

タブレットは最初の導入が令和元年度。これはGIGAスクール構想の前にコンピュータ室に配置していたもののちょうど時期がありましたので、それを更新しております。その後、残り、最初が250台、次が434台、令和2年度に導入しております。

以上でございます。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。

すいません。続いて、次の質問に移りたいと思います。災害復旧について御質問いたします。

台風等の災害に関し、一般家庭への復旧支援について基本的な考えをお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

お答えしたいと思います。

一般家庭への復旧支援というような御質問でございました。

今回の台風6号を経験して、私どもも、反省する点、今、質問にありましたように一般町民の方の支援がどういうふうにできるのか、様々な検討を現在行っているところでございます。

まず、災害を受けた箇所、まずそれぞれ現地を町のほうで確認するということはもちろんでございます。当然でございますけれども、その災害箇所がまず復旧について国・県の補助事業ができないか、災害復旧事業として補助事業として活用できないか、関係課同士で協議を行い、進めていくということがまず第一でございます。

また、大規模災害になりますと、国が激甚災害指定を行い、その際、多くのボランティアが被災地を訪れ、復旧活動を実施される場合もございます。本町におきましては平成23年に新燃岳が噴火しましたが、その際にはボランティアセンターなどを開設しまして多くのボランティアの支援を受けたというような経験もございます。今回の災害においてはこのようなボランティア等による復旧の活動はなかったと考えております。

先ほど申し上げました国・県の補助事業等に該当しないもの、ここに町でどういうふうに支援できるかということでございますけれども、まず町で負担できるものはないか、今回の災害を教訓に他自治体の状況も参考にしながら、特に災害廃棄物の処理基準、こういったものもまだありませんでしたので、こういったものも作成しながら早期に検討を進めてまいります。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

災害時の高齢者等の要配慮者への支援をお伺いいたします。

質問を全部言ったほうがよろしいですか。一つ一つ区切っているからいけないのでしょうか。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行します。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

高齢者等の要配慮者への災害時の支援というような御質問でございました。

災害時には、そういったいわゆる災害弱者といえますか、支援を要する方の避難というのは、当然、町あるいは地域、家庭等の連携が必要になってまいりますので、そういった避難行動要支援者の避難計画等については体制の整備を図っていかなければならないと。今、町で避難行動要支援者名

簿というのでも策定いたしておりますけども、そういったものも活用しながら個別の対応というのが必要になってくるものと考えております。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

今の避難行動は分かりました。

ちょっとこれを読みます。「高齢者支援、要配慮への支援というのは災害が起きた後の支援。あと、災害に対し、復旧の費用の一部助成または土砂を取り除く等の支援はできないか。敷地内の土砂が崩れ、隣家に流れ込み、高齢のため対応ができない」と相談がありました。早急に本職員が対応されましたが、土砂崩れの規模の大きさが小さく災害の対応が難しいとのことでした。町民の困り事を少しでも解決できるように町民の立場に立っていろんな解決策を考えてほしいと思います。

○町長（高妻経信君）

先ほどの答弁と重複いたしますが、今回の台風6号の被害を受けられた中に、宅地内等に土砂流入、そういったものをはじめ、なかなか町民の方が御自分では対応できないという案件が発生しておりますので、先ほど答弁の中で申し上げましたように、本町、そういった災害、いわゆる線状降水帯の区域に入ったと。初めての経験の中でそういったいわゆる制度的なものがない方への支援をどうするか、いわゆるさっきも言いました災害廃棄物等の撤去を含め様々なそういった検討で町民のそれぞれの支援の検討をする必要があるというふうに考えております。

○2番（岩元礼子君）

高齢者とか弱者の立場に立っていろんな解決方法を考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

そして、また災害対応の建設水道の技術職員の確保と人材育成について台風災害など未曾有の出来事に迅速の対応ができていますでしょうか。小さな困り事でも職員が対応できるように技術職員や今後のためにも人材育成の充実をお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、災害対応、今回、町道等の被害が多く発生したわけでございますけども、まず建設水道課についてでありますけども、技術職員は、町道や河川等を管理する建設係に、係長以下、現在4名、そして水道、広原北部の水道や集落排水を管理する水道係ですけども、こちらに係長以下2名がおります。

近年の災害は道路・河川にとどまらず今回も発生しましたように山ののり面崩壊により水道施設等にも影響が出ております。そして、また断水にもつながっているというような状況もございます。特に今回の台風6号では線状降水帯に町の一部が入ったということで甚大な被害が発生いたしております。

そのような中、役場内の技術職員のなかなか人材確保ができていないということもございますけども、人数の減少または高齢化も進んでおりますことから、若手職員の確保、そして技術の継承も必

要であるというふうに考えております。しかしながら、技術職員につきましては本町のみならず他自治体や県あるいは国においてもなかなか確保に苦慮しているというような状況もございます。

現在、本町では、災害が発生した場合、建設水道課職員に業務が集中するということもありますので、建設水道課以外の職員でいわゆる技術職経験をした職員もおりますので、そういった職員を、一定期間、業務支援・災害対応に当たらせると。そういった対応もいたしております。

技術職員につきましては、専門性が高いということ、分野也多岐にわたるため技術の継承にまた時間を要すことを伴います。今後につきましても技術職員の確保に引き続き取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。

以上であります。

○2番（岩元礼子君）

人材育成のほう、よろしくお願いいたします。

続きまして、最後の質問ですが、消防職員の施設利用について、ほほえみ館トレーニング室に関し、利用料金の減免について伺います。

週3回、火・木・土曜日に開放されているほほえみ館運動教室のトレーニングコース実施日に町民の生命と財産を守る西諸広域行政高原分遣所職員の体力の維持・向上のための利用は可能でしょうか。また、使用料金の減免は可能でしょうか。お伺いいたします。

○健康課長（中村みどり君）

岩元議員の質問にお答えいたします。

トレーニングコースの開講日であれば、高校生を除く18歳以上の高原町内在住の方は1回100円、町外にお住まいの方でも町内在勤であれば1回200円でトレーニング室を利用することは可能です。

先ほど御質問ありました高原分遣所の消防職員に関しての減免につきましては消防職員のみを限定しての利用料の減免や助成を行うことは考えておりません。

以上です。

○2番（岩元礼子君）

分かりました。

以上で私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。10分程度、休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

次に、1番、西嶋陽代議員。

○1 番（西嶋陽代君）

〔登壇〕

こんにちは。日本共産党、西嶋陽代です。

私は、質問通告に従って、3点、質問いたします。

まず、1は性的マイノリティーの問題、パートナーシップ宣誓制度について、2つ目に会計年度職員等の雇用安定、働き方について、病児保育の実施についてです。

まずは、1、性的マイノリティーの問題、パートナーシップ宣誓制度について質問いたします。

さきの国会でLGBT理解増進法が成立いたしました。当事者団体からは改正要求が出るなどまだ十分と言えるものではありませんが、一定、周知されるものと思います。

LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせた言葉ですが、人間の性の多様性はこの4種類にとどまるものではありません。最近ではクエスチョニングとプラスを加えたLGBTQ+という呼び方が広がっています。

また、個々人の性的在り方はレインボーフラッグのようにグラデーションであるとの捉え方が広がりつつあります。性的マイノリティーと言われる人たちが暮らしやすい社会ほどその社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会であると言えます。

今回、私がこの問題を取り上げたのはある町民の方からの声でした。小学生、中学生、高校生の子供さんを持っていらっしゃるお母さんです。「学校で自分をうまく主張できない子、おとなしい子に対してからかったり集団で笑いにしている。うちの子はそんなことを言わないでと言えるけれど、そういうからかいがいじめになったり、不登校、そして取り返しのつかないことになるのではないか」と心配していらっしゃいました。

また、「普段の生活の中で『この方はLGBTQなのではないか。性的マイノリティーの方ではないか』と思う人に会うことがある。その人に対して『私は偏見は持っていない。理解しているよ。応援しています』と知らせたいのですが、どうしたらいいでしょう」と語られました。

そこで、まず学校現場でLGBTQ+によるいじめ、からかいが見受けられるのか、相談があるのか、お伺いいたします。

あとは自席で質問させていただきます。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま西嶋議員から大きく3つの御質問をお受けしました。

性的マイノリティー問題に関する学校現場でのLGBTQの質問につきまして教育長をもって答弁いたします。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

西嶋議員からお受けいたしました学校現場における性的マイノリティーに関する御質問にお答えいたします。

学校におきましては、いじめや心の悩み等に対応するため、日頃から教育相談やアンケート等を通して、また日常の観察を通して実態把握に努めております。各学校において確認いたしました、LGBTQ+によるいじめ、からかい、相談につきましては現況ではないということでありました。

以上でございます。

〔降壇〕

○1 番（西嶋陽代君）

2020年の調査では日本の20歳から59歳でLGBTQ+層の人は8.9%いるということが公表されております。20人前後のクラスでも1人か2人は当事者がいるという計算になります。

2013年時点の調査では学校在学中に当事者の約7割がいじめや暴力を受けたことがあると回答しています。また、約半数の人がそのことを誰にも相談していませんでした。教室で同性愛や性的自認について冗談や笑いの種にされることがこれまでも実際に起きています。

高原中でも、今、制服が男女共用になっていますね。ズボンをはいてもいいというふうになっています。それはとてもいいことだと思っておりますが、それについてからかたりする子がいるのではないかなというふうに心配しているわけですが、そういった報告が子供、教師、親またはスクールカウンセラーからあるのではないかと思います。再度、状況をお伺いいたします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

先ほど壇上でも申し上げましたが、学校では学校生活アンケートというのを毎月取っております。そこには、友達から嫌なことを言われたり、されたり、また見たことがあるかというような内容があります。その結果に基づいて、あとは教職員のそれぞれ把握したことで会議を持ちます。いじめ対策会議というようなもので、各学校、名称は違うんですが、そこで共通理解をいたします。

特に、今年度は7月に、これは県で一斉にアンケートを取ったんですが、教職員によるセクシャルハラスメントのアンケートを取りました。その中にも先生から心や体の違いについて言われたり冗談をされたりしたことはありますかというような内容がありました。その結果を全てまとめた報告の中には先ほどのような相談はなかったということでございます。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

一定、安心はいたしました。

また、これは深刻ないじめや不登校、自傷行為などにつながる可能性もあり、児童生徒の学びの機会をつくることはとても重要かつ喫緊の課題であると考えます。そこで、児童生徒への性の多様性について啓蒙的な教育をどのようにされているか、伺います。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

高原町教育委員会では平成30年度に性的マイノリティーに特化した研修を実施いたしました。その後、毎年、テレビ局のアナウンサーを招いたりとか大学の先生を講師として招いて、人権研修は、毎年度、行っております。

県の教育委員会におきましても、初任者を対象とした初期研修であるとか、あるいは臨時的任用職員を対象とした研修で人権研修を内容とした研修を実施しておりますが、その中で性的マイノリテ

ィーについて触れる機会を設けております。研修以外にもリーフレットを配付するなど性的マイノリティについての教職員への周知も行っているところであります。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

今お答えがあったのは教職員に対しての研修ということですね。児童生徒へはどうでしょうか。

○教育長（西田次良君）

児童生徒には授業の中で学校教育全体で人権研修をするということになっておりますが、それぞれ、性に関しては、小学校体育の保健であるとか、あるいは中学校保健体育の中身で性に関して取り扱いますし、道徳や学級活動などにつきましては自分と違う相手に対しての接し方というようなことで授業を実施しております。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

LGBTQ+などの子供たちがからかいの対象や異端児、否定、やゆや嫌悪される存在として学齢期を過ごすのではなく、LGBTQ+などであることを多様な性の在り方の一つと捉えて生活できるような、そういう環境を整備する必要があるわけですね。そして、学校での取組や先生のさりげない一言が彼らの人生を変えることになりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

3点目に町職員や一般町民向けの研修・学習はされているのか、伺います。

職場ではモラハラ・パワハラにつながり、一般町民の中では「よく分からん。それって何のこと」という声がほとんどだと思います。一般町民向けの生涯学習でも取り上げる必要があると思いますが、具体的な計画はどのようになっているのか、お伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

町職員向けの学習につきましては性の多様性の理解増進を目的といたしまして平成30年度と令和2年度に性的マイノリティである当事者の方をお迎えいたしまして講師に招いて開催いたしております。

また、町民の方向けの学習でございますが、平成30年度に家庭教育学級にて同じく性的マイノリティである当事者の方を講師に招いて開催いたしているところであります。

以上であります。

○1 番（西嶋陽代君）

平成30年度ということで、ちょっと昔で、もう薄れているのかなと思いますので、また企画していただきたいと思います。

パートナーシップ制度というのがあります。導入した地域にもよりますが、パートナーシップ証明書、個人情報開示請求、罹災証明書、所得課税証明書など日本の人口の半数の地域で同性カップルであってもこういったサービスを一般的な町民と同様に受けられる状況になってきています。

宮崎県の市町村26の中で9市町村にパートナーシップ制度が導入され、市町村カバー率は34.6%、人口カバー率は66.5%です。最近になって小林市も宣誓しております。実際にこの制度を利用しているのは宮崎市と延岡市だけとなっております。ほかには利用しているところはありません。しかし、それでもいいと思います。この制度があるということが大事なのです。そこでパートナーシップ制度の検討について本町では現在どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（末永恵治君）

議員が今申されましたとおりパートナーシップ宣誓制度の導入は令和5年4月現在で宮崎県内10団体が導入済みであることは把握しております。

この導入につきましては、住民の皆様の理解はもちろんでございますが、職員が導入後におきまして行政サービスを円滑に進める必要がございます。そのため当事者の方に対してどのような行政サービスを提供できるのか整理しておく必要があり、すなわち担当部署間で十分なすり合わせ等を行うことが肝要であります。

今後も町民向けの講演会等の開催を通じまして意識の醸成を図りながらパートナーシップ宣誓制度のよりよい導入が実現できるように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

検討を続けていくということでしたので、よりよく本当に早くしていただきたいと思います。

鳥取県では10月にパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入するそうです。狭いコミュニティの中で不必要なカミングアウトを避けたいとする当事者の声を反映しております。公営住宅などで家族として入居することができ、病院の入院手続も家族として行えます。進んでいるところはより人権に配慮した制度を取り入れようとしています。

高原町でもまずは宣誓していただいて「私たちは、LGBTQ+、性的マイノリティーの理解者、支援者なんだよ」と。これを今アライと言うそうですけれども、ぜひアライの活動を町民の方に周知していただいて進めていただきたいと思っています。

次に会計年度職員、臨時職員等の雇用安定、働き方について質問いたします。

2020年4月から会計年度任用職員制度が導入され、非正規職員のほとんどの方が会計年度職員となっていると見受けられます。法改正により、それまで支給されなかった一時金の支給が可能になる、フルタイム会計年度任用職員は退職金が支給されるなど改善された点はあるものの、残念ながら制度発足以前よりも処遇が切り下げられる状況が多く見られ、早くも法律の改正が必要といった声が噴出しています。

とりわけ会計年度任用職員制度という名のとおりの年度で区切って任用する制度であり、安心して働くために大事な身分保障がなされていないことが最も問題だと指摘されています。しかし、今、会計年度職員なしに公務公共サービスは行えない状況となっております。

そこで、１点目、本町の全ての非常勤職員の把握はできているのか、職種・職域別常勤との割合はどうなっているのか、本町における会計年度職員の任用・配置状況について伺います。

また、更新制度について伺います。

国は、３年公募、毎年公募と再度の任用を行うことができるのは原則２回までとしています。公募で今まで培ってきた経験も考慮せずに新しい人に入れ替えるようでは職場は回らなくなるのではと危惧されますが、本町の現状について伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問につきまして、私がまず任用等につきまして説明しまして、職種の常勤職員との割合、それと配置状況等につきましては担当課長が答弁をさせていただきます。

任用につきましては、令和元年度に筆記等による採用試験を実施いたし、その後、予算の状況や人事評価に基づいて２回の更新を行い、令和４年度に筆記等による採用試験を実施いたしたところであります。

人数でございますが、高原病院も含めた現在の会計年度任用職員数でございますが、令和５年８月３１日現在で１３４名でございます。

以上であります。

○総務課長（末永恵治君）

職種別常勤職員との割合でございますが、職種につきましては、令和５年８月３１日現在ですが、常勤職員に対しまして、一般事務２６．９％、一般技師１６．６％、管理栄養士５０％、看護師１６．２％、介護支援専門員、それから特別支援教育支援員、発掘作業員等につきましては会計年度任用職員のみとなっております。

また、配属状況についてですが、総務課が４名、税務会計課が３名、町民課９名、産業創生課２名、福祉課１０名、健康課１２名、農政林務課４名、農畜産振興課５名、建設水道課１名、議会事務局１名、農業委員会１名、教育総務課４９名、病院３３名となっております。

それから、更新制度のことを聞かれましたけど、国に準じて更新は再度の任用は原則２回までとしているところであります。

以上であります。

○１番（西嶋陽代君）

職種によっては、１００％、会計年度任用職員で回しているというところがありましたけれども、本来、常勤職員を充てるべきではないかというような業務もあると思うんですが、例えば司書とか保育士とか看護師、あとは放課後児童支援員とか、これについて今後改善される余地はないのか、伺います。

○町長（高妻経信君）

御質問の会計年度任用職員の採用についてでありますけども、業務の内容あるいは本町の定員管理計画及び財政事情、こういったものに鑑みまして総合的に判断しているということになります。

会計年度任用職員につきましては、職種別に基準を設け、相当の知識、そして経験を必要とする職務、そして特殊な資格を必要とする職務についてございまして、給与の等級はそういった特殊な資格あるいは経験を有するような方につきましては給与等は上位に位置づけていると。その職責を十分果たせるものと認識いたしております。

以上であります。

○1 番（西嶋陽代君）

3点目に、今の質問とちょっとリンクしてくるのですが、事業所、美化センターの会計年度職員の配置について伺いたします。

先日、美化センターにリサイクル品を持っていったのですが、職員さんが事務所に1人、下の解体場に1人しかいらっしゃらず、持込みの人がやってくると大慌てで計量・仕分けをするといった状況でした。

以前は、これは西諸広域のときだと思うんですけれども、四、五人いらっしゃったと思うんです。少なくとも常時3人はいらっしゃったと思うのですが、とても広い美化センターに非正規の職員を2人、これは大変なんじゃないかなと。1人休んだらそれこそワンオペで利用者さんへの対応も施設の維持も困難ではないかと思うのですが、考えを伺います。

○町民課長補佐兼環境係長（海老原俊一郎君）

お答えいたします。

霧島美化センターの会計年度任用職員の体制につきましては、旧霧島美化センター事務組合が解散し、高原町が事務継承を受ける以前から現場職員1名、事務補助員1名の計2名体制で運用されていたことを踏まえまして現在も本町はこの事務承継どおりの運用を実行しているところでございます。

このため会計年度任用職員2名に関する事務内容は旧霧島美化センター事務組合が解散する前と高原町が事務承継を受けた現在とを比較いたしても業務内容に何ら変更はございません。当然、最終処分場の草刈り作業などの構内管理業務におきましても事務承継される前と同じ業務内容を維持しながら運用しているところでございます。

しかしながら、お盆期間中におきましては台風6号の上陸により庁舎職員総出で災害対応に追われるなど通常の業務に加えまして災害業務を優先させなくてはならない事情がございましたので、数年にわたり業務従事し、その内容を熟知している会計年度任用職員であることを考慮しました上でやむを得ず当該センターの業務を2名の会計年度任用職員にお願いいたしましたこともございました。

また、会計年度任用職員の休暇につきましては、これまでも何回か急な休暇の申出があった際にも、環境係内の職員で業務の調整をし、当該センターに配置いたすようにし、いつでも休暇を取っていただいているところでございます。

今後も、会計年度任用職員の休暇につきましては、これまで同様、必要な休暇は取っていただくように対応したいと考えます。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

次に町立病院病床削減に伴う役場の会計年度職員の処遇についてお伺いします。

今、町立病院の職員・看護師に対して病床削減後の働き方や処遇についてヒアリングを順次行っているとお伺いしております。しかし、病院以外の職員に対しても退職勧奨のお知らせが出ているとも聞いております。

その中で、雇用形態の不安定な会計年度職員について、一般の、年度途中・任期途中での雇い止めのような状況が生まれてくるのではないかという不安の声を聞いたのですが、それについて見解をお伺いします。

○総務課長（末永恵治君）

今年度、雇用しております会計年度任用職員につきましては、全員、年度末までの期限付であるとの了解を面接時に確認しております。したがって、年度途中とか任期途中での雇用停止ということはございません。また、現時点で令和6年度の会計年度任用職員の雇用数や配置が決まっているものでもございません。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

次に行きますか。3番。次、3番。

○1 番（西嶋陽代君）

町政報告会での町民からの意見にもありましたけれども、役場というのは働く場所だと。私たちの働く場所でもあると。だから、なくなるのは困ると言われました。会計年度職員の方一人一人が労働者であり、また納税者でもありますので、職員を使い捨てるような冷たい地方自治体が住民に優しい公正な行政ができるとは思えませんので、どうか一人一人の職員の声を大事にしてほしいと思います。

これで2番目の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

ちょうど切りがいいようですので、1時10分まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行します。

○1 番（西嶋陽代君）

それでは、最後の質問になります。病児保育の実施について質問します。

これは長年の中村元議員の働きかけにより3月議会で予算化されているものと承知しております。

指定業者についても選定作業が行われているとのことですが、なかなか進捗していません。

コロナ明け、免疫力の低下からか、手足口病、ヘルパンギーナ、プール熱、風邪、インフルエンザなど子供たちが休むことが多いです。子育て世代から「今、必要。早く設置して」という声が聞こえてきますが、まず、いつ開設されるのか、具体的にお知らせください。そして、施設や登録方法、利用時間、利用等の周知はいつされるのか、お伺いします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

病児保育事業についてであります。本町におきましても、共働き世帯の増加に伴い、子育てをしながら働き続けることに対する保育ニーズが年々高まってきております。町におきまして、こういったニーズに対応するため、児童が病気にかかった際、保護者に代わって一時的に保育を行う病児保育施設を早期に開設し、保護者の子育てや就労支援の充実を図りたいと考えております。

開設時期につきましては10月以降のできるだけ早い時期での開設を目指して準備を進めております。

周知につきましても、開設時期が確定次第、速やかに周知できるように準備を進めてまいります。

周知方法につきましては、区長会、回覧板、各保育施設や小学校への文書配付、ホームページ等で広く周知を考えておるところであります。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

今、町長からの答弁を聞いて今年度中に開設されるということは間違いないということでしょうか。

○町長（高妻経信君）

現在、10月以降にできるだけ早く開設できるように準備を進めているところであります。

以上であります。

○1番（西嶋陽代君）

期待しておりますので、よろしくお願いします。

また、つい先日ですけれども、県が病児保育利用促進事業に取り組むことを発表しました。これは利用料の無償化やICTを活用した予約システム導入の補助を県が行うものです。「病児保育のニーズは非常に高い」とし、無償化により登録利用者も増やしたい考えです。インターネットやスマホアプリなどICTを活用した予約システム導入を後押しし、導入市町村に対し、上限200万円を補助するそうです。

子育て支援としてこれから病児保育を行う本町に適した支援と思いますが、導入する考えはあるのか、お伺いします。

○健康課長（中村みどり君）

御質問にお答えします。

宮崎県の病児保育利用促進事業の活用につきましては今年度の活用は予定しておりません。これは、現在、計画どおりにまず開設することを優先することで作業を進めておりますので、次年度以降の活用につきましては開設事業所と協議しながら検討していこうと思っております。

以上でございます。

○1 番（西嶋陽代君）

子育て世代は、スマホ、インターネット、これにたけておりますので、これをするによって利用が増えてくると思います。また、都城市ではいち早く無料化を打ち出しておりますので、ぜひ本町でもその方向に向けて頑張りたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

次に、8 番、山下香織議員。

○8 番（山下香織君）

〔登壇〕

こんにちは。山下香織です。よろしくお願いします。

質問通告に基づき2点のことについて質問します。

1、土地買収問題について、2、国民健康保険高原病院の財政について、2問、質問します。

まず、土地買収問題について。

2023年7月28日付のMR T宮崎放送の記事で、昨年、外資系企業が都城市の山林700ヘクタールを買収したことが明らかになりました。記事からの引用になりますが、海外資本による土地の買収が全国で相次いでいることを受け、国は、去年、重要土地等調査法を成立させました。しかし、この法律は調査や規制を講じるもので売買自体を規制するものではなく対象となる土地も防衛関係施設の周辺や離島などに限られています。今回の都城市の山林のような場所は対象外となっているそうです。

今回の都城市の件は外資系企業によるものでしたが、土地の買収については企業だけでなく個人の外国人によるものも含み、サイレント国土買収と呼ばれているそうです。今回、買収された都城市の土地は水源地であったということもあり、私は非常に強い危機感を覚えました。町としてはどう感じられましたか。

先日の台風のことでも、山間部の被害が多く、管理の手間などを理由に買い取ってくれるならと相手のことが不透明なまま土地を売ってしまう事例が増えることも危惧されます。この問題に対し、高原町では過去に類似の事例が起きた事実はあるか、お聞かせください。

そして、条例等を強化し、売買に規制を設けることは可能なのか、または、不可能である場合、どのように対策されるのか、そして市町村会議等で話をし、国への要望をしてもらうことは可能なのか、お伺いします。

続いて、国民健康保険高原病院の財政について。

町長より高原病院は存続させる方向であるとお伺いしていますが、令和3年の高原病院の医療収支の赤字は3億円となっており、町の財政を圧迫していると言わざるを得ません。高原病院を存続させるとなれば財政を回復させるための対策は必須と考えます。

現在、町から出されている第4次高原町行財政改革推進計画目標では病床を減らすことで経費を抑えるという方向で計画されているようです。町政報告会では、住民からの質問に対し、町長が、仕事場を増やすこと、移住・定住の補助、子育て環境の充実など、人を呼び込み、活気のある町にしていこうという方向性を軸にした返答をなさっていました。その場合、町営病院の病床が減っていくという計画には町長の目指す方向性との矛盾を感じています。

人口が増えれば、当然、必要な病床の数も増えるはず。削減するのではなくフルに活用していくことを目標と掲げることで全ての町民が受診しやすい地域にとって頼りになる病院になっていくだけでなく診療報酬による収益の増加も期待できるのではないかと考えます。

これまでに、本町議員が佐賀県の太良病院へ黒字回復に関する調査へ行き、報告されているかと思います。報告の中に手本となる取組も多かったと思いますが、高原病院の運営において本町でも取り入れたことや実践されましたができなかったことがありましたか。せつかく病院を残すのであれば削減ばかりではなく収益増加の方向で動けないでしょうか。

今まで議会や町政報告会でも高原病院に関する質問や意見は山のように出ています。それは、町長からの返答がいつも具体性に欠け、曖昧で不透明だから、聞いても納得できていないからです。

いま一度、町長の具体的な意見、対策方針をお伺いします。

以上、壇上からの質問になります。

あとの質問は自席からさせていただきます。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま山下議員から大きく2つの御質問を頂きました。

初めに土地買収問題についてお答えいたします。

外国資本による土地買収問題は日本の安全保障や環境などの観点からこれまでも懸念されてきた問題でもあります。特に日本国内で過疎地の森林あるいは水源地を含む水源、こういったところを買収されているというような報道もございます。

御質問にありました都城市でもそういった事例が身近なところで発生しているというふうに伺っております。ただ、これが外国資本であるかどうか、まだ確定していないということを聞いております。

議員の御質問の中にもありましたように土地売買につきましては森林法や国土利用計画法等の規定により町や県に届け出るようになっておりますが、これは土地所有者の情報や土地の利用目的を把握することにより適正な森林整備や土地の有効利用を図ることなどを目的といたしております。これらの法令では外国資本による林地の買収を規制することは難しいというふうに考えます。

また、御提案の本町条例による規制についてでありますけれども、現在、法律などの上位法規、条約なども含みます、の関係上、条例制定は難しいものというふうに考えております。このため、町と

しましては適正な森林整備・保全が図られるよう引き続き土地所有者の把握や林地開発許可制度等の適切な運用に努めるとともに水資源の保全に向けた規制の在り方について国の動向を注視してまいります。

以上であります。

次に国民健康保険高原病院の経営についてというような御質問でございました。

私が平成29年10月に町長に就任しましてからの取組などについて説明させていただきますが、平成30年度は入院基本料のランクアップを目指した平均在院日数の短縮と効率的かつ密度の高い医療を提供するための在宅復帰支援の病床であります地域支援病床の開設に向けた準備を行っております。

平成31年度、そして令和元年度でありますけれども、4月から地域ケア病床の開設を行い、また経営改善のコンサルティングを交え、経営診断等による町立病院のあるべき姿の検討を始めております。

さらに、令和元年11月、議会文教厚生常任委員会の政務視察に病院職員が病院経営改革の先進地であります香川県綾川町の綾川町国民健康保険陶病院、佐賀県の太良町の町立太良病院に同行させていただきましたことをきっかけに、地域の皆さんに信頼のある病院として元気であることを目標に、病院を何とか変えていこうと、令和2年度から3年までの期間を設定し、高原町立病院元気化プロジェクトを企画いたしましたところであります。

プロジェクトの取組といたしましては、まずは職員自らが動くことが必要ということで、院内チームとして意見調整部、営業部、そして広報部を設置し、活動を始めたところであります。

その中で、政務視察を参考にしました主な取組といたしましては、陶病院では外来・入院等の診療には患者目線に立った仕組みが大事であるということを学び、患者さんからの苦情・相談などの意見を伺う御意見箱をより多くの方に御利用いただけるよう郵便ポストと同じ大きさの御意見ポストに変え、院内3か所に設置いたし、またその情報を共有し、対策を講じる体制として意見調整部を設置いたしましたところであります。

さらに、太良町立病院では地域との連携が大事であるということを学び、営業部を設置し、医療機関や介護施設との連携に取り組み、訪問診療や訪問看護の充実を図ったことをはじめ、高原の保健・福祉・医療が連携する仕組みづくりとしてほほえみ館と町立病院との合同勉強会を行い、町内各地区での保健師、栄養士、看護師による研修会を企画しておりましたが、御案内のとおり新型コロナウイルス感染症の感染拡大により実施には至らなかったところであります。

このほか広報部では院内の見える化を図るためホームページの開設や広報誌「ひがのぼる」を発行いたしております。

このような取組を土台として令和2年1月に町や病院のほか町民代表や有識者で組織する元気化プロジェクト協議会を設置し、令和3年3月まで3回にわたり経営改善に向けた御意見を伺い、様々な取組を行うこととしておりましたが、また御案内のとおり令和元年12月に発生しました新型コロナウイルス感染症が数か月で全世界に感染が拡大し、日本では令和2年1月に、宮崎県内におき

ましては3月に発生し、本年、令和5年5月に5類感染症に移行するまで、この間はコロナ感染症対策を最優先に取り組んでまいりました。

様々な御意見があるということは私も承知しておりますが、この場をお借りしまして改めて一言申し上げます。令和2年3月に新型コロナウイルス感染症が宮崎県内で発生したことを受けまして宮崎県及び宮崎県医師会より[※]感染症病床を有する医療機関でもコロナ患者受入れの要請がございました。※下段に訂正発言

当時は感染のリスクが非常に高い時期で、誰も経験したことのない新興感染症であるにもかかわらず、院長先生をはじめ病院スタッフ全員が、公立病院の使命との理解の下、西諸医療圏内でもコロナ患者受入れを最初に御英断され、これまで入院・発熱外来などの診療に御尽力いただいているということに対しまして改めて病院職員に対しまして感謝を申し上げたいと思います。

続きまして、新しい取組や対策などについてでございます。

今年度は、御承知のとおりでございますが、今後の高原病院事業について方向性を決定しなければならないことから、その方向性決定において最も重要である医師の確保、その中でも常勤医師の確保を最重要課題として現在取り組んでいるところであります。

具体的な取組といたしまして、県のドクターバンクを通じた医師紹介に対して、積極的に対応、現在、交渉を行っており、そして鹿児島大学からの医師派遣の継続、今年度は、特に県立宮崎病院からの医師派遣について、年度当初は第4週の週末の派遣でありましたが、7月からは第2週の週末が加わり、10月からは第3週の週末の派遣も加わるようになっており、毎月3回の派遣となることであります。

また、民間の医師派遣会社等から紹介されました医師については、まずはスポット勤務、日直あるいは当直で当該医師の診療スタイル等を把握、本町とのマッチングを模索し、定期的な勤務の可能性なども探っているところであります。

さらには非常勤医師との連携・協力を図りながら院長の負担軽減を図るとともに診療体制の維持に努めているところであります。

なお、今後におきまして、今回、実施いたしました町政報告会における様々な意見等の取りまとめを行い、最終的な病院事業の方向性について決定をいたす予定であります。その方向性に基づき今年度中に作成することとなっております高原病院経営強化プランの策定において経営強化に向けての具体的内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

先ほどの新型コロナウイルス感染症の受入医療機関の部分で一部訂正をいたします。「令和2年3月に新型コロナウイルス感染症が宮崎県内で発生したことを受けまして宮崎県及び宮崎県医師会より感染病床を有する医療機関」と申し上げましたけども、高原病院以外の医療機関でありますので、「感染病床を有する医療機関以外でもコロナ患者受入れの要請がありました」というふうに訂正させていただきます。

〔降壇〕

○8番（山下香織君）

ありがとうございます。

私にはまだ具体案が分からなくて、説明で一番分かったのが、ほほえみ館の職員さんだったり、病院職員、看護師、介護士の方たちとセミナーなどをするということは準備していたけどコロナでされていないということなんですけど、今年度になり、コロナからは解放されたという形なんですけど、そういうセミナー、今の段階でも病院というのは運営されているわけで、今の段階でもコロナ中にできなかったことをコロナが終わった段階で再度しようと。今年度でも赤字を減らしたほうがいいわけなので、こういうセミナーなどはすぐに開催されたりできなかったのか。

あと、全部、聞き取れなかったんですけど、平成30年全部が準備したとかする予定、令和1年は病床の準備をするとか設定したとかばかりなんですけど、入院日数を短くすること等の準備をしたが、それを実際に準備して実行されたのかとかを教えてください。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午後 1時34分 休憩

午後 1時35分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

○高原病院事務長（久徳信二君）

御質問にお答えいたします。

まず、セミナーについてでございますけども、今年は実施していないところでございますので、早めに実施したいというふうに考えております。

そして、あと入院基本料のランクアップについてですけども、令和元年の8月1日に地域一般の1にランクアップいたしまして、諸般の事情により、今は、令和4年の7月1日からは地域一般3のほうにダウンしたものでございます。これについては、退院予定患者が戻る施設においてクラスターが発生した関係でやむを得ず3に移行したもので、いずれは1に戻すようにしたいと考えております。

そして、もう一つが在宅復帰支援の病床でございますけども、これについては、地域連携室を設けまして、各医療機関、そして介護施設等と連携を取って地域ケア病床を設置いたしましたところでございまして、現在もこれについては池田院長を中心に在宅支援に向けて誠意努力しているところでございます。

以上でございます。

○8番（山下香織君）

できればこのように準備して準備してじゃなくてそれを実行してそれがどうだったかという報告をしていってくださるとみんなも分かりやすいなと思うんですね。

あと、これからもいろんな対策を考えて実行に移していただきたいんですけど、その実行に移すに当たり、町長が病院の収益のかじ取りを本当はしなければいけないと思うんですけど、実際に町長がかじを握れているのか。看護師や医師に対して「赤字なんですよね。赤字を生み出していますよ。どうなっていますか。どうしたらいいかな。こうしてみようかな」ということは聞いたりはしないんでしょうか。

あと、正直に言うと、私は、これ以上、町長、病院も含め町の職員たちの給料や報酬を減らすべきだと思っていません。なぜかという「よし。今から頑張って高原町を立て直していこう」というときに職員のモチベーションや仕事のパフォーマンスを下げるべきではないと考えています。

そして、町民から「あの人たちは町のために頑張ってくれているもんね」みたいに言われて正当な対価として報酬をもらっていることに引け目を感じない町の誇りとなる職員になってほしいと思っています。

そのために、モチベーションを持って仕事ができるような声かけや具体的な提案や目標値の提示、そして、今、町職員や病院職員、医師たちが報酬に対して下げるべきだと言われたりしておりますが、仕事をしていないわけじゃないと思います、今、聞いてきている中でも。

そう言われないうちに、みんな、職員が堂々と仕事しているんだと町民に分かってもらうためにも、町長がしっかり説明し、かじ取りをしていくべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問で、まず、最初にありましたけど、職員に対しまして、これは町政報告会でも町民の皆様方にもお知らせしておりましたけども、現状の町立病院の患者の動向とか、あるいは医業収支の状況、こういったことを、まずは、病院、当然、医師も含めてですけども、まずは現状を厳しく受け止めてほしいということでこのような説明会で私のほうで直接説明させていただいております。

そういった中で、今後、町立病院の町政報告会を経まして運営形態などを含め決定していくわけですけども、今、山下議員からありましたように、職員もこの説明会の中で様々な反応が当然ながらありました。皆さん、不安を感じているというのが一番だったと思います。

そういう中で、しかしながら、本町における公立病院として医療機関としてこれまで働いてきた皆さんがこういう時期に際して、自分のモチベーションとかその辺を私も一番心配いたしております。今現在も診療をもちろん続けているわけですので、そういった中で受診に来られる方にこれまでと同様の気持ちで接していただきたいというのもあります。

今、御指摘がありましたように、職員一人一人が、これまでと同じ気持ち、モチベーションを維持し続けるというようなことは非常に大事なことで私も考えます。今後、方針を決定する過程においても職員にも私のほうから話す機会を設けることになっておりますので、そういったことも含めまして臨みたいと思います。ありがとうございます。

○8番（山下香織君）

町政報告会とかでも、小さい声というか、みんながいる前で質問とかできない方とかたくさんいらっしゃる、そういう人たちが大多数いたと思います。感じられました。なので、いま一度、しっかり、小さい声というか、言える力のない方たちの声も拾ってもらいたいなと思っています。

そして、医師確保のことなんですけど、町民は、今の高原病院の院長のように、地域に根差し、安定した常勤の医師を求めています。そして、それは医師も同じことで、安心して働ける安心した病院を求めています。

常勤の医師を探しているが、なかなか見つからないということなんですけど、まずは今の体制でしっかりと収益を出す、充実した医療機器や電子カルテ等の整備を進めていく、そして安定した環境を整えていくことで常勤の医師に来てもらえる病院になればその常勤の医師が新しい患者を呼ぶサイクルができるはずなんです。

私は、今現在の来年3月末までの高原病院の環境でも、職員が一丸となって、具体的な数字、目標に向かっていけば今の現状を打破できると思っています。町長はどう思いますか。

○町長（高妻経信君）

本当にありがたい御質問を頂いたと思っております。

まず、医師の確保につきましては、これまで町政報告会等で説明してまいりましたが、高原町にゆかりのある方あるいは県からの先ほど説明しましたドクターバンク等の紹介、こういった医師との接触も続けておりますので、私としては必ずこの実現につなげたいと思っております。

そこで、今、質問にありましたように、医師の定着、そういったことも大事な点になるかと思えます。そういった本当に高原病院に長くいてくださるような医師をぜひ確保したいと考えております。

それと、特に、今、病院の働く環境というか、医師の働く環境、こういったことも、医師の働き方改革も始まるわけなんですけども、医師の働きやすい環境というのも、当然、医師確保には関係あることだとも思っております。病院のスタッフをはじめ医師が来てくれるような働きやすい環境というものも私も当然大事だというふうに認識いたしているところであります。

○8番（山下香織君）

若い医師とかを確保するには電子カルテとかはとても必要になってくると思いますし、今のまま何もしないよりは、しっかりと収益を上げられることに予算を投じること、そういう決断をすることも必要ではないかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

次に、7番、郡山貞利議員。

○7番（郡山貞利君）

〔登壇〕

こんにちは。

私のほうから、1、町立病院について、2、防災について、3、公共施設について質問いたします。壇上からは町立病院について質問いたします。

町立病院の赤字決算について。

町立病院の運営においては福祉的な観点から赤字であっても続けるという判断を町長はされました。ただ、これほど町の財政を圧迫しているわけですから、赤字の許容範囲はどれぐらいか、お聞きします。また、赤字を減らすために決算ごとの赤字解消の目標値は設定されているのか、お聞きします。

次に町立病院の今後の運営について。

仮に民間のほうから町立病院の移譲・委託の打診があった場合、それに対して前向きに考えるのか、もしくは固辞するのか、この点について壇上より質問いたします。 [降壇]

○町長（高妻経信君）

[登壇]

ただいま郡山議員から壇上から町立病院についての御質問を頂きました。答弁をさせていただきます。

町立病院の赤字決算ということについての御質問でございました。

公立病院を含む地方公営企業につきましては独立採算が原則でございますが、公立病院は地域において必要な医療のうち救急医療や不採算部門など民間医療機関では提供することが難しい医療を提供するというような役割を担っております。そのため、国におきましては病院に対する一般会計からの繰出基準を示しており、この考え方に沿って繰り出しを行ったときは地方交付税等において措置されるものでございます。

御質問にありました赤字の許容範囲につきましては、今、私が申し上げました国の示しております繰出基準内で運営できることであるというふうに考えます。あくまでも令和5年9月現在での試算ではありますが、現在、検討しております病床無床化と無床診療所は同じ運営形態であるというふうにみなしまして、病床の無床化、有床診療所、いずれの場合におきましても約3億前後の医業損失となり、数年間はこれまでと同様の経営補助金が必要であるというふうに見込んでおります。

現在、町政報告会を終了しまして、今後、この病院の運営形態等を固めていくわけでございますけれども、10月の上旬から中旬にかけてこの方針につきまして町民に説明をすることといたしておりますが、その前に議会のほうに具体的な内容をもって説明させていただくことといたしているところでございます。

以上であります。

それと民間から経営について打診があった場合についての御質問であります。

民間病院から打診があった場合につきましては状況に応じて検討してまいりたいというふうを考えております。

以上であります。

[降壇]

○7番（郡山貞利君）

決算ごとの赤字解消の目標は設定されていますか。お聞きします。

○町長（高妻経信君）

決算における赤字解消の目標という、今、御質問であったと思いますけども、令和4年度の決算を今回の議会で提案させていただくわけですが、当然、令和4年度の決算状況を踏まえた中で令和5年度も当然そういった予算を編成しておりますし、当然、その決算をもちろん基準にしながら赤字解消に向けたそれぞれの年度でそういう予算を編成しているということになります。

ただ、令和6年度についてはこれまで町政報告会で説明してまいりましたように運営形態を変えての予算ということになろうかと思います。

○7番（郡山貞利君）

前回の議会の中で10月いっぱいまでに医師の確保ができなかった場合に3月より無床にして運営するということでしたので、またそれが決まれば赤字解消できる部分が出てくると思いますので、次のときにまた質問いたします。

次に、民間からの打診があった場合は前向きに考えるということでした。現在、民間のほうからそういう打診があったということはあるですか。お聞きします。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

これまで、民間の医療機関といいますか、民間の方からそういったお話がありました。打診がありました。ただ、先ほど私のほうが申し上げましたように、状況に応じて検討すると先ほど答弁いたしましたけども、実現には至らなかったというふうに御理解いただきたいと思います。

○7番（郡山貞利君）

実現には至らなかったということは断ったということでしょうか。

○町長（高妻経信君）

相手方の出された内容と合致しなかったということになります。

○7番（郡山貞利君）

分かりました。

次に移ります。次、防災について質問いたします。

台風による災害について。

現況、被害の状況に関しては末永議員が質問されたときに説明されたので、省きたいと思います。

次に、復興に要する時間及び復興に資する額、およそでいいので、お聞きします。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

復興に要する期間、そして費用等、それぞれの担当課で答えさせていただきたいと思います。

まず、台風6号に係ります農地・農業用施設の復旧につきましてはまず最初に災害査定を受けることが初めになります。こちらのほうが11月の中旬になる予定であります。

そして、査定決定後、工事の設計、入札の手続、工事に着手し、年度内の完成に向けて、そして、農地の場合、次年度の作付時期に間に合うよう作業を行っていきたいと考えております。

なお、下広原の竹屋敷地区については、人家近くの農地に大量の土砂等が堆積しており、土砂流出等の二次災害の防止のため災害査定前の応急本工事を計画いたしております。

また、それぞれの復旧の工事費、予定額でございますけれども、基本的に原形の復旧という形になりますので、末永議員の答弁にありました被害額が基本になります。農地・農業施設については、農地が3,050万円、農道につきましては3,960万円、水路については2,530万円の計9,540万円を復旧費と見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○農政林務課長（平川昌知君）

私のほうからは山林がのり面崩壊をしている部分につきまして復旧に要する期間及び復旧費について御説明させていただきたいと思います。

山林の崩壊につきましては県が治山事業によりまして国の補助を受けて復旧工事を行う予定としております。期間につきましては、県のほうにお伺いしましたところ、今後、現地の測量を行いまして復旧の工法等を検討いたしまして10月に国のほうとヒアリングを行います。その後に3月に発注いたしまして来年の9月には完成予定と県のほうから伺っているところでございます。

なお、復興費でございますけれども、この事業につきましては実施主体が県でございますので国の3分の2の補助と県のほうが3分の1を負担いたしまして行う事業でありますので、町の負担はないところでございます。

以上でございます。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

道路災につきましては、末永議員の……。

○議長（前原淳一君）

マイク。

○建設水道課長（入佐和彦君）

道路災につきましては、末永議員の答弁と同じような形になるんですが、柳野・岩内線、土砂撤去を応急本工事として実施しております。

また、祓川・旭台線の9月1日に現場を見てもらった現場につきましては、今、測量設計、あとボーリング調査も入ろうとしております。そして、先ほど言いましたように排水管の取替え及び片側交互通行の迂回路工事を応急仮工事として今実施しております。

そして、時間的な関係なんですけど、測量設計に相当大規模なものがありますので、その分が出て、なおかつ被害、申請、方法、工法検討とか金額とかそういうのが分からないと災害査定に申請ができません。

この災害申請をするのは国にするんですけれど、大体、補助率も66.7%の国の補助がありますので、これを絶対使ってやりますので、予定としては、12月、普通、年内中に査定を受けるというのが通常になっております。

ただ、去年みたいに大規模なやつが今後出た場合は、これが去年は2月とか1月にもありましたので、そこは状況を見ながら査定を早く受けて復旧していきたいと。ただ、現場を見られて分かると思いますけれど、年度内復旧は難しいと考えております。

あと、費用に関してですが、測量設計も、ボーリング調査、祓川・旭台なんかに関しましてはボーリングも4本しないといけないとかそういうのがありまして、あと道路が決壊している分とかでも、最低2か所、そういうのがありますので、業者もなかなか今いない状態ですので、時間的に相当かかっています。

そういう費用に、約、測量試験費、今回、専決でお願いしました1億円を一応上げています。工事復旧には3億円ぐらいは行くんじゃないかと。ただ、これはあくまでも、今、査定の工法がどうなるかという中身がはっきりしない中で言っていますので、約3億円というふうに考えております。以上です。

○7番（郡山貞利君）

ありがとうございます。

次に町内人工林について。

今回、台風により、スギの人工林、特に斜面に立つスギの人工林が地滑りを起こして被害を被ったわけですが、町内の植樹50年以上たっている人工林の割合というのは町全体の森林のどれぐらいになるか、お聞きします。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

植樹50年以上ということでございますけれども、うちの林地台帳システムのデータになりますけれども、国有林を含めた森林面積が4,200ヘクタールほどございます。そのうちの民有林が1,370ヘクタールほどございます。

その1,370ヘクタールのうちの、台帳データになりますけれども、令和4年度末で670ヘクタールが50年以上経過した人工林となっておりますので、率にいたしまして48.9%が50年以上の人工林となっているところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

ということは半分近くということです。

では、今回、地滑りを起こした山林は植樹から何年ぐらいたっているのでしょうか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

本町は昭和30年代から40年代に植樹されたものが多くて今回の台風6号の影響により崩壊した竹広地区の山林の樹齢は約60年から70年ぐらいのものがあると認識しているところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

ということは伐採適期を迎えている人工林ということです。

特に傾斜面に立つ人工林の伐採と植樹の循環は適正に行われているのか、現状をお聞きます。

○農政林務課長（平川昌知君）

御質問にお答えしたいと思います。

本町の森林整備計画の中で、人工林の標準伐期、伐採する時期が、スギは35年、それからヒノキが40年と一応定めてございます。その時期から見ますと、先ほどの竹広地区については60年70年を過ぎておりますので、手入れの行き届いていない森林であったかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

ということになりますと、適期を大分過ぎているということで次の台風が来たときまたはまた線状降水帯が発生したときかなり危険な状態だということが認識できると思いますが、伐採と植樹を促進させることに對してどのような対策を取っていくのか、お聞きます。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

これは、今回、災害が発生した地域に限らず、昭和20年代以降に、植林、国有林も含めてですけども、された山が多いと。その後、山のいわゆる財産としての価値、これが非常に植栽された当時とすると下がってきているということもありまして、山に対するそういった価値的なところから適正な管理というのがなかなかされていないのが現状であります。

先日、報道もされましたけども、そういう中で個人が管理できない山を自治体が管理していく、そういった計画も本町でも今策定中でありまして、山に対する財産価値というのは、今、言い方はあれですけども、なかなか相続もされない山が増えてきていますし、なかなか管理が行き届いていないと。

ただ、今回、山林が崩壊しました竹広地区においては既に伐採の計画が全てであるというようなことは伺っております。しかし、全町的にまだそういった危険な箇所もあろうかと私は思います。全町的なそういった調査、いわゆる専門的な見地からの調査も必要だろうというふうに考えております。

○7番（郡山貞利君）

今、町長がおっしゃった私有林の公的管理制度、森林経営管理制度において意向調査の状況をお聞きます。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えしたいと思います。

私有林の公的管理制度でございますけれども、本町といたしましては令和2年度末に後川内地区と西麓の一部の約300ヘクタールの所有者の方に意向調査を行ったところでございます。先ほど申しました民有林の人工林の約22%、今、意向調査を行ったところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

山林に対しては、今回のことも含めて災害と密接な関係があると思いますので、意向調査だけでも急いでやってほしいと思っています。

次に町道について。

町道の管理・補修またはその老朽度の把握はされているか、お聞きします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

町道の管理・補修につきましては、職員による道路巡視また町民や区長さんなどから頂いた情報を基に現時調査を行い、必要に応じて道路維持・補修にて対応いたしております。

また、大雨などの予報が出た場合などには事前に町内の特に詰まりやすいますや側溝などの点検を行って雨水などが適正に流れるように清掃なども行っております。

また、規模の大きい道路排水事業や舗装補修工事につきましては、優先順位を立て、年次的に事業を実施しております。このため、異常箇所や老朽箇所の対策には努めているところでございます。特に舗装の補修関係は社会資本の補助事業を使いながらできるだけ舗装をやっているところでございます。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

よく通る道、交通量の多い道は目立つので補修とかが行き届くんでしょうが、今回、地滑りを起こした林道みたいな山の中の町道、これ、真ん中から亀裂が入って崖側はちょっと下がっているような状況も見えましたので、災害対策として全体を見回りしていただけたらと思っています。

次に水源地についてお伺いします。

去年、今年と2年連続で被害を受けていることから水源地の強化が大事かと思いますが、それについてどのように考えていらっしゃるか、お聞きします。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

町内には水源が約6か所あります。というのが、常盤台地区、今回の広原地区、あと祓川・湯之元地区、旭台地区、後川内地区、温水平地区の6か所です。このうち湧水が出る場所の上のり面があるというのは3か所ございます。祓川と常盤台、広原になります。あとの部分につきましては、ボーリングしてある水源でございます。

今年8月の台風6号の影響によって町内各地で土砂崩れが発生して広原水源地においては土砂の流入があって取水ができない状況になりました。また、道路が崩壊したことによって配水管が寸断されて広原地区においては断水となる状況となりました。一番長いところで50戸ほどが丸1日使えなかった状態です。

こういうことから、昨年度に引き続き台風などの大雨、強風の影響による水源地の被害があったことから土砂崩れ等に対する対策が必要と考えておりますが、なかなか災害箇所の予測は困難であるところでございます。

また、全ての水道施設関係の補強・強化の対策工事を実施することには財源的にも困難があるところでございます。当面は、災害復旧には時間を要することから、水源地を含む水道施設の現地調査を定期的に実施し、防災ハザードマップ等も参考にしながら災害危険箇所の把握に努め、今後の防災対策の参考にしていきたいと考えております。

ちなみに、今、常盤台は、ポンプで送っていた水が自然流下に変わりましたので、日曜日の夜に変わっておりますので、ポンプは使っていない状態でございます。

そして、また常盤台の強化対策としましては、今後、第1水源、あそこが鉄筋コンクリートではないものですから、第2水源は、一応、鉄筋コンクリートで造られていますから、そこあたりをどう強化していくかと。

そういうときに、今、常盤台のほうでは、ボーリング調査を行って、水質、水量があるかどうか。今、70メートルぐらいボーリングを掘っています。時間当たり、今の段階では30トンは出ますので、今後、その状況を見ながら、そういう強化対策、そういうのを進めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

ありがとうございます。

次に被災者の支援について。

被災者の支援として、個人として、労力だったり、資金面だったり、なかなか復旧が困難な場合が出てくると思います。そういう場合、どのような対応をされるのか、お伺いします。

○町長（高妻経信君）

同様の御質問、西嶋議員の御質問にもお答えしましたが、現在、本町ではまずそういった……。失礼しました。岩元議員だったですか。失礼しました。

本町では、そういった土砂流入、いわゆる宅地内あるいは住宅内に土砂流入した場合に個人の方にそういった除去等をお願いしているというようなこともございました。あとは、今回、竹広地区で、住宅あるいは小屋、そういったものが倒壊し、いわゆる災害の廃棄物、こういったものも出ております。

これまで、そういう土砂、それから災害廃棄物、それからスギが根元から流れてきておりますけども、そういった撤去、こういったものを含めて、様々な制度的なものもあるようですので、それが活用できるものは活用すると。その他のものについては町でこれまでない一つの災害廃棄物の撤去の基準をつくるべきであろうと。当然ながら、高齢者宅とか、生活に大きな影響がある中でそういった撤去ができない方もおられますので、それは個々の状況に応じた対応が必要ではないかというふうに考えます。

○7番（郡山貞利君）

ぜひ迅速な対応ができるように今後進めていってほしいと思っています。

次に公共施設についてお伺いします。

役場庁舎について。

今、学校の新校舎建設が断念されているわけですが、役場庁舎については、耐震がなされていないにもかかわらず学校建設よりも後回しになっている理由をお聞きします。

○町長（高妻経信君）

本町の公共施設等の総合的な整備につきまして、令和3年11月に公共施設等整備の基本方針というものを定めております。

その中で、公共施設の整備につきまして5つのものを優先的に進めるということで、学校の校舎、役場庁舎、中央公民館、保育所、体育館の5つでございます。

その中で、本町の次世代を担う子供たちにとってよりよい教育環境の整備と学校教育の充実は欠かせないということから、小中一貫教育を見据えた小学校建設を先に進め、その後に庁舎建設、そのほかの施設については、庁舎建設後に計画的に整備を進めるとなっております。

現在、この計画をつくりました時点での財政状況としますと、想定以上に悪化しているというようなことが懸念されますことから、整備の最優先で上げております学校校舎建設を含め公共施設、特に建築物の耐震化、新設といった施設の整備は一旦中断しているという状況にはございますが、現時点では基本方針で定めている優先順位についての変更は考えていないということでございます。

以上であります。

○7番（郡山貞利君）

耐震化がなされていないということは生命に関わる問題が発生した時に、その優先順位が後になるというのがちょっと考えにくいんですが、今、学校建設が白紙になって、それでも庁舎の建設の予定はないということによろしいでしょうか。

○町長（高妻経信君）

これまでの町政報告会でも説明してまいりましたが、当初の予定である令和7年度までの新校舎の建設は困難という判断をいたしております。庁舎の建設についてでございますが、現時点では、やはり校舎の建設のめどが立たないという判断をしましたので、庁舎建設の時期についてもまだめどが立たないという状況にあるということになります。

○7番（郡山貞利君）

建設のめどが立たないのであれば、この建物自体の耐震化はされますか。

○町長（高妻経信君）

この庁舎についてであります。ただいま郡山議員のほうから、学校についてはもう新校舎は建設しないという結論が出たんだから、庁舎のほうに移るべきではないかという御質問かと受け取るわけですが、役場の庁舎については、現時点では建替えていくということは考えてはおりません。

○7番（郡山貞利君）

建替えではなくて、耐震化がされていないので危険度が高いと、私の中では学校建設よりも例えば南海トラフだったり大きな地震が来たときに一番危険だと思っていまして、庁舎自体を建てられないのであれば、せめて耐震強化はしないといけないのではないかと、そういう喫緊の問題であるという考えはないのでしょうか。

○町長（高妻経信君）

一度、役場庁舎の耐震補強工事を計画したことがありました。その中で、平成30年7月に建物調査を行いました。その際に、この庁舎にアスベストが含まれているということが判明しまして、そうなりますと、耐震補強工事をする際に仮庁舎を別途建設し、アスベストを除去しながら耐震補強工事をしなければならないということがございまして、その工事費が、当時、倍以上に膨れましたので、その時点では耐震補強工事を断念し、新庁舎の建設というように計画を変更したという経緯がございます。

○7番（郡山貞利君）

だとすれば、危険度の高い建物ですので何よりも先に役場庁舎ではないかと考えるんですが、やはり学校建設のほうが先でしょうか。

○町長（高妻経信君）

この庁舎についてであります。今、御指摘のとおり昭和四十七、八年に建設されまして耐震構造とはなっておりません。まず、学校については、今回、令和7年度の新校舎の建設は困難というような判断をしたと、これはもうそれで御理解をいただきたいと思います。そこで、今後の庁舎を含めたほかの公共施設の優先順位でいきますと、次にやるのは庁舎ということになりますが、これの耐震構造をどうしていくのかということについては、今、これまでの本町の財政収支見通しなどを説明してまいりましたけれども、まずは早急に本町の財政状況を健全化させるということに私は傾注したいと、やはり、今現在、その検討をする段階になかなか至っていないというのがありまして、今の時点では、まずはこの財政状況の改善を早急にしていくこと、これが、今、私がやらなければならないことだと考えております。

○7番（郡山貞利君）

財政状況が悪い理由は明白だと思うんですが、今後3年間はやはり3億円近くの赤字が出るということでした。ということは、それが解消されないとほかのいろいろな事業ができないということだと思いますので、本腰を入れて赤字解消とその原因となっている部分を改善していただきたいと思っています。

次に、学校についてお伺いします。

小中一貫という考え方について、新校舎建設を断念し新校舎がないのであれば、小学校を現在の高原小に統廃合、中学校は後川内と高原中を現在の高原中に統廃合するということで小学校と中学校が離れた場所にあるが、これで一貫校と言えるのか。また、何を一貫するのかをお聞きします。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

まず、小中一貫教育校の考え方ですが、小学校と中学校の9年間をつなげて、その中で子供たちの教育像あるいは教育計画を同じにしながらという考え方で進めます。それで、教育課程の9年間で1つにしたりとか、あるいは学校の問題等を小・中で共有しながら子供を指導していくという考えが小中一環教育と考えております。

そうしますと、施設形態の問題になろうかと思いますが、施設としては、高原中の敷地に高原小を造る、これを施設一体型と申しまして、今の考えであります高原小学校と高原中学校を離した場合は、施設分離型の一貫教育校と考えておりますので、これは可能だと考えております。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

分離型ということでしたが、小学校6年と中学校3年で、例えば6年と中学校1年で内容を共有する場面が出てくる、これが一貫のメリットだとは思いますが、小学校分離型でいくと教員の行き来や交流というのをやるということでしょうか。

○教育長（西田次良君）

御指摘のとおり、距離がありますので教員の移動が少し難しいということになりますが、やはり教員が行ったり来たりして乗り入れ授業をするということは考えております。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

今は統廃合のことについて質問しましたが、ただ、地域の方々からは学校建設がなくなったのに統廃合をするのかという意見がありまして、統廃合を進めていく過程で、少人数であったほうが目が行き届き、学力面、学習面でもよい効果があるのではという意見があります。統合のメリット、そして現在の少人数校のデメリットばかりが強調されているのではという意見がありました。これについてどのようにお考えかをお聞きます。

○教育長（西田次良君）

少人数の学校は、今、高原町の場合は、広原小、狭野小、後川内小・中学校に複式学級があります。後川内中学校においても同じですが、小規模校ということでそれぞれきめ細やかな指導ができる、子供たちそれぞれの活躍の場があるというようなメリットもございますが、ただ、少なくなりすぎると集団による教育効果がやはり期待できなくなっていまいいますし、当然、教員が2学級に1人と、後川内中学校も正教員が5人という状況になるわけですが、教員が少ないことでも期待される学習効果というのが半減されると考えております。

今後は、やはり集団の中で、特にそれぞれの考え方を聞く、話し合い活動をする、協力をする、一緒に遊ぶということが必要だと思われまますので、そういう教育効果を期待して、やはり統合をするという考えでございます。

以上です。

○7番（郡山貞利君）

教育的観点からはそのとおりだと思います。ただし、次に町長にお聞きしたいんですが、統合した場合と現状のまま、当然、統合した後もデメリットというのは出てくると思うんですが、その辺は説明が足りているのか。例えば通学バスの下校をどうするのか、現在、常盤台地区では通学バスは高学年に合わせて運行されていると、低学年はそれまで外で待っているということをお聞きしています。そのようなデメリットが出てくることもあるかと思いますが、その辺の統合したときのデメリット、現状と比べてどうなのか、その辺も説明していただきたいと思っているんですが、どうでしょうか。

○町長（高妻経信君）

お答えいたしたいと思います。

小・中学校の統廃合を進める過程の中で、これまでの町政報告会の中でも複式学級が始まった当初からの説明をし、また広報等でも町民の皆さん方にお知らせをしてきたと、そういう中で教育委員会あるいは私にも、そして町政報告会でも様々な意見が出されました。また、委員会でも保護者会場におきましても、ただいま郡山議員が言われましたスクールバスの問題とか、安全性とか、様々な心配される声も多く伺いました。

今後、そういった声をお聞きするために、今回、町政報告会も開催し、また保護者説明会も開催したわけですが、そういったものを一つ一つ、やはり当然、今、郡山議員がおっしゃるように統廃合あるいは小中一貫校それぞれにメリット、デメリットはあるかもしれませんが、やはりそれを全てクリアにしていかなければならないと、そのために教育委員会のほうで今後も統廃合に向けた準備を具体的に進めます。また町民の方々も加えた会議等も開催していくと、そういう中で一つの課題をクリアしていかなければならないだろうと思っております。

今回も町政報告会を開催させていただきましたが、それぞれの会場におきまして様々な御意見を伺いました。しかしながら、もうこの統廃合に関しては町全体として一定の御理解は得たものと私は認識をいたしております。

今後であります、再度、教育委員会のほう、あるいは町のほうで学校統廃合に係るアンケートを特に小・中学校の児童・生徒及び来年度就学する幼児の保護者等を対象にアンケートを実施したいと思っております。その結果も十分に参考にさせていただいて方針を最終的に決定させていただきます。

また、最終的に町民の皆様には、これは先ほども説明しましたが、学校区ごとに病院の説明と併せて町が決定した方針を説明させていただきたいと考えております。

以上であります。

○7番（郡山貞利君）

これから進めていくということで、ただし、あと2年ちょっとしかないわけですね、その準備があと2年ぐらいでできるのか。十分にいろいろな方の意見を聞いてやってほしいし、例えばなくなったときの地域の振興だつたりをどのように進めるのか。それも、本来ならば学校が廃校になると

同時に地域振興も進行していくという明確な案があれば地元の方も納得される部分が出てくると思います。となると、あと2年というのはなかなか厳しいと思います。

そういう状況を踏まえ、もう少しゆっくり考えて地元民の納得を得られて進めるべきではないかという意見もありましたので、今後、検討していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

ここで、10分程度、休憩をいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

次に、3番、福澤卓志議員。

○3番（福澤卓志君）

〔登壇〕

通告に従い、大きく5点について、順次、質問します。

初めに町内全域で行われた町政報告会での町民の反応や意見などを聞かれた率直な感想を先に伺い、頂いた御意見や要望などを受けて今後の町政運営についての考えや方向性を伺います。

次に、財源確保については、工夫を凝らし、少しでも運営がしやすくする努力が今だから必要ではないでしょうか。そこで、本町でも多くのすばらしい施設や設備がありますので、他の自治体でも取り組んでいるネーミングライツ（命名権）を今すぐに行うべきだと考えますが、町長の考えを伺います。

農林行政の台風災害状況及び対応については台風6号における全被害状況と復旧や復旧に至るまでのスケジュールなどを伺い、山林伐採による災害等対策については令和3年12月定例会で質問しましたが、危惧していたとおり、伐採後、残った流木が暴風により揺れて緩んだ地盤に豪雨が染み込み、なだれを起こし、広原地域の一部断水に至ったと考えます。これについては今年の台風14号の教訓が生かされていないと強いお叱りを町民から頂いたところです。

また、大きな土砂崩れにより命の危険と恐怖を感じながら必死の避難をされた皆様が無事でおられたことに胸をなで下ろしましたが、心中をお察しするところです。いま一度、土砂災害ハザードマップの周知と見やすく分かりやすくするなどの対応、そして専門家を交えた町内全域の山林状況調査を行うなどの手だても必要だと感じます。

そこで、町道の復旧についてと土砂崩れ防護対策、伐採予定箇所や、伐採後、業者や専門家などと連携しながら、安全点検の実施、被害があった周辺や今後起こるかもしれない山林に立入調査をしていただくなどの災害への備えが必要だと考えますが、今の対応について伺います。

河川の治水対策と対応については小林市と高原町の境に流れる辻の堂川の両側水田に被害が多く見られました。国・県などと連携して治水対策に努めていただきたいと切に願いますが、その考えと対応を伺います。

総合政策の地域少子化対策重点推進交付金活用について令和3年6月に提案させていただきましたが、動きがなく、本気で人口減少と向き合い、現状の打開策として行動することが必要だと考えます。

個人的には婚活応援事業に取り組んでいただきたいのですが、小林市や綾町でも行っている結婚新生活支援事業は手を挙げるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

マイナンバーカードについては現時点での発行枚数と返納の有無及び枚数を伺い、令和2年12月にマイナーポータル充実の必要性を問いましたが、動きがなく、発行枚数が全国1位の都城市では、大項目で20種、その対応する申請内容は多岐にわたり、各種申請がスムーズであることに加え、ラジオ出演申請、学校給食センター施設見学申請、市長とスマイルランチなどのユニークで内容を一覧するだけでも住みたくなるような工夫があります。

また、マイナンバーカード交付率により普通交付税に差がついておりますが、本町は交付対象であったかどうか。将来的に免許証との一体化や顔写真のない健康保険証は2024年に廃止される動きがあること、事実上、義務化するかもしれないことを返納者や返納希望者へ伝えているか、伺います。

福祉行政については80代の親が50代の子供の生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題を指す8050問題への本町における現在の対応と対策を伺い、把握されている人数や寄せられている相談があるか、伺います。

併せて、本町における独居高齢者の人数と御苦労いただいている民生委員さんとの連携状況、特に活動中に知り得た情報の収集や今後の対応について担当者と協議したり担当課全体で共有したりしているか、伺います。

避難行動要支援者名簿については令和2年3月と12月にも質問しましたし、他の議員からも質問がありましたが、これだけ自然災害が頻発する中で名簿ができていないのであれば怠惰であると危惧しています。現状を伺います。

峰寿園については、入居者へのサービスに御尽力いただいているところですが、指定管理の更新が近づいているかと思います。引き続き運営されるのでしょうかといった心配の声を町外の同業者から伺いました。人材確保の厳しい時代であり、経営的にも不安なところがあるといった懸念だと思うのですが、指定管理者から経営などの相談や更新に関する相談を受けたことがあるか、伺います。最後に教育行政については、町長と語る会での意見や要望などを伺ってから教育長の考えと今後の教育振興について伺い、壇上の質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま福澤議員から大きく……。失礼しました。ただいま福澤議員から大きく5つの御質問をお受けしました。このうち教育行政につきましては教育長をもって答弁いたさせます。

初めに町政についての今後の町政の運営についてお答えをさせていただきます。

今回の町政報告会でございますが、7月19日から9月3日までの日程で、20行政区に加え、町内全域を対象としました2回を含む合計22回、実施いたしてまいりました。各会場とも多くの方の参加を頂きまして22会場で910名という多くの参加がございました。

現在、本町におきまして重要な課題である町立病院事業、財政収支の見通し、学校建設、統廃合についての考え方につきまして現状を報告・説明いたしますとともに私の考えをお示し、町民の皆様から幅広く意見を聴取し、交換することを目的としまして開催したところでございます。この報告会におきましては説明しました内容について各地区での考え方や御意見等を多く頂くことができました。

このような中、議員御質問の今後の町政運営についての考え方や方向性につきましてですが、私自身の考え方につきまして早い時期に結論を出しまして10月中には各小学校区におきましてその方針を報告申し上げたいというふうに考えております。

次にネーミングライツについてお答えします。

御案内のとおり、ネーミングライツとは公共施設の名前を付与する命名権と付帯する諸権利のこと、いわゆる公共施設の命名権を企業が購入するビジネスで、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけることを言いまして運営資金調達のための一つの手法となっております。

ただいま議員から御提案のとおり、本町が所有する施設にネーミングライツを導入することによりまして新たな財源を確保できますことはもとより、その命名権を取得されます企業等もPR効果やイメージアップが期待されるところであります。

ネーミングライツに当たり企業等が好まれますのは、テレビなどのメディアにおきまして頻繁に取り上げられ、広告宣伝効果の高い施設であると考えられます。本町におきましては、現在、指定管理者制度を導入いたしております総合運動公園が考えられますが、資産を所有する町と利用者である町民、命名する企業等の三者にメリットがあることが大切だというふうに認識いたしているところであります。

以上であります。

次に農政行政につきまして今回の台風災害等についての御質問でございました。

農林行政の復旧スケジュールと災害への対応というような内容でございました。

台風6号における山林被害につきましては、下広原地区の竹広地区をはじめとする山林崩壊が発生し、現在、把握している災害は4地区で起きております。復旧は国の補助を受けて県が災害関連緊急治山事業で行う予定であります。今後、現地測量を実施し、復旧工法などの検討となるため復興までの期間及び金額については現在では未定であります。

県によりますと、10月に国のヒアリングを受け、来年3月には発注し、来年の9月には完成予定というふうに伺っております。この事業は事業費の3分の2を国が補助し、残りの3分の1が事業実施主体である県の費用負担により行われるものであります。町や所有者等の負担はないということになっております。

議員御指摘のとおり、専門家を交えた調査等、災害への備えは私も必要であるというふうに認識いたしております。8月21日に県知事へ要望活動を行いました。通常の要望とは別に台風6号被害に対する公共土木施設や農林水産基盤に対する支援の要望も追加で行ったところであります。

併せまして、今回、災害が発生した地区については県の担当部長や西諸県農林振興局担当課へ災害の備えに対し助言等を頂けるようお願いを行ったところであります。今後、県の助言等を基に町民の生命・財産を守る備えをしっかりと行ってまいります。

以上であります。

次に河川の治水対策についてお答えいたします。

福澤議員の御質問にありましたとおり、台風6号に伴う集中豪雨により辻の堂川が氾濫し、農業施設等に甚大な影響を受けたところでございます。今回、被害を受けた地域の一部につきましては以前から河川管理者であります県のほうに河川改修の要望を行っていたところであります。そのようなことから、今回の台風で被災した状況を踏まえ、改めて県のほうに強く要望いたしたところでございます。

以上であります。

次に総合政策についての地域少子化対策重点推進交付金活用についてお答えいたします。

地域少子化対策重点推進交付金の活用につきましては令和3年6月議会におきまして議員より御質問を頂きまして、県や他自治体の事業内容を聞き取り、事業実施について検討いたしましたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして対面でのイベントにつきましては計画に至らなかったことは御理解いただきたいと思います。

今般、新型コロナウイルス感染症につきましては5類へ移行し、以前の日常を取り戻しつつあります。しかしながら、御案内のとおり出会いの場の提供につきましてはその考え方や捉え方に個人差がありまして婚活イベント等につきまして本町独自に実施することは現在考えていないところでございます。

このほか、御提案の結婚新生活支援事業につきましては令和4年6月に末永議員からも御提案があったところでございます。結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の補助を行う事業であります。県内では令和5年度に6つの自治体が事業実施されております。本制度を利用している自治体に問い合わせましたところ、手続の複雑さ等により利用件数が少ないということをお聞きいたしております。

以上でございます。

次にマイナンバーカードについてお答えいたします。

まず、8月20日現在の本町での交付件数であります。7,348枚、交付率は83.14%でございます。

窓口での返納相談は今年度3件ございまして、その際には、来年の秋にこれまでの保険証が廃止され、マイナ保険証に統一されることやマイナ保険証の利点、高額医療となったとき限度額認定証の提出が不要など及び返納による不利益、一旦、返納し、その後、再発行すると再発行手数料が

1,000円かかることなどを説明し、再考していただくように案内しております。このような説明により現時点での本町の返納者はないところであります。

また、国からの交付税に関してでありますけども、本町は交付率が全国で上位3分の1以内に入っておりますので、令和5年度において交付税措置額が250万円程度、他の自治体より多くなっているところであります。

次に福祉行政についての中の大人のひきこもり（8050問題）についてお答えいたします。

ひきこもりの長期・高齢化は高齢化社会での深刻な問題として取り上げられ、今後もさらに深刻化すると言われております。ひきこもりは様々な要因により生じており、対応については総合的・専門的な対応や助言が必要になることから宮崎県ひきこもり地域支援センターを中心に各関係機関と連携を取りながらひきこもりに悩む本人及びその家族への支援を図ることとしております。

ひきこもり状態にある方の実態につきましては令和4年度に宮崎県が民生委員・児童委員に対するアンケートにより調査を実施しており、県全体の結果については公表されておりますが、市町村ごとの個別具体的な人数等については公表されておきませんので、本町における実態等については把握できておりません。

また、町へ直接相談があったケースもございませんが、今後も引き続き宮崎県ひきこもり地域支援センターをはじめとする相談機関等の周知・広報に努め、本人や家族などから相談があった場合には関係機関へつないでいきたいと考えております。

以上であります。

次に高齢者（独居等）の対応についてお答えいたします。

まず、独居高齢者の人数と民生委員との連携状況についてお答えいたします。

独居高齢者の人数であります。令和4年度の調査データとなりますが、75歳以上の独居高齢者数は町内で280名となっております。

民生委員との連携状況であります。民生委員から寄せられた情報提供を基に、課内はもちろんのこと、関係各課において情報共有を行い、必要に応じて適切な福祉サービスにつなげていることから連携が図られているものと認識いたしているところでございます。

次に避難者行動要支援者名簿についてお答えいたします。

東日本大震災の教訓から災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について平成25年の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされており、本町におきましては避難者行動要支援者名簿については作成できております。以上であります。

続きまして、峰寿園についての御質問にお答えいたします。

峰寿園につきましては平成21年度から指定管理者制度による施設管理を行っており、その間、同一の社会福祉法人が指定管理者として管理いたしているところであります。

今回、御質問を頂いております峰寿園の経営などの相談や更新に係る相談についてでございますが、峰寿園の経営に関する相談は受けたことがございますが、更新に関する相談については現在のところ受けていないところであります。

議員の御質問にありましたように今年度の指定管理者の更新事務を行う予定としておりますので、現在の指定管理者の意向などを確認しながら入所者が安心して入所し続けられるように指定管理の更新事務を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは教育行政についての御質問にお答えいたします。

高原町教育委員会では子供たちにとって魅力的でよりよい教育環境づくりを行うため教育的見地から高原町学校規模適正化基本方針に基づき学校統廃合を進めてまいりました。今回の町政報告会におきましては教育に関します意見や要望につきましても多く意見を頂いたところでございます。

その内容につきましては、学校統廃合の件につきましてはもちろんであります。統廃合後の教育上の問題や統廃合への反対の御意見、現在の教育状況に対します御意見・御要望等、様々でございました。その中身につきましては、町当局と教育委員会におきまして実施できるものや検討していかなければならないもの、御意見として賜っておくもの等、整理・調整が必要であります。

今回の報告会で頂戴いただきました御意見等も考慮しながら、今後も子供たちを第一に、社会情勢や新しい時代のニーズに寄り添い、持続可能な教育振興に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○3番（福澤卓志君）

それでは、自席からよろしく願いいたします。

初めに町政についてでございますが、これは早い時期にまとめて考えをお示しするということで今後出てくることであるということを受け止めたいと思っておりますが、率直に活発な910名の参加を頂いて御意見があったと思います。町長におかれまして、もう一度、その場の雰囲気であったり今後の町政運営をどうしていくかといった部分に関しての思いとか熱意とかそういったものを感じられたりしたところがあれば伺いたいと思います。御自身のお言葉で。

○町長（高妻経信君）

今回の町政報告会でありますけれども、本当に多くの町民の皆様方に出席を頂きました。そして、またこの報告会でございますけれども、これまで2回ほど計画してきたわけですが、いずれも、いわゆる人を集めての会合、いわゆるコロナの影響で中止せざるを得なかったわけですが、今回につきましては22会場ということではほぼくまなく回れたんじゃないかと。

そして、また多くの人に来てもらうように様々な方法で、また当日の広報車による広報、あらゆる方法で町民の方に呼びかけをさせていただきました。また、それぞれ各区におきましても区長さん、班長さんにそういった呼びかけをしていただいたことが多くの方に参加を頂いたことかなと。

そして、私も全て参加させていただきましたけども、これほど町政に関心を持っていただいたことは合併以来かなと。そういった印象を持ちまして、本当、皆さん方、私どもの説明を本当に真剣に聞いてくださいましたし、多くの意見を聞く機会になって本当よかったかなと思っております。

私がまず感じましたのは、説明は、病院、そして財政収支、学校の統合でございましたけども、いずれにしても、今後、早急に方向性を決定していくわけですが、説明した内容を私もまた様々な意見を伺ったことで自信を持って方針を決定できるというような気持ちでおります。

そういった中で、今後、この説明以外にも様々な御提案等も受けておりますので、そういったものを今後町政にどのように生かしていけるかということも併せて考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

町政運営については我々議員も一緒に取り組んでいくべきことであり、町民の御意見を頂きながらその声を届ける、また負託に応えるということで真剣に取り組んでいかないといけないというふうに思っております。

その点で町長という立場でいろんなものを決定して方向づけをしていくという大変な重圧もあるかと思っておりますけども、それだけにやりがいがありますし、高原町の発展に一番光とか方向性を示せる立場でもありますので、この点に関してはもう待たない状況もたくさんありますので、ぜひ適宜決めていっていただいて、次の代であつたりとかまた未来に対して、功績というか、御協力を今後お願いしたいというふうに思っております。

また、副町長におかれましても同席いただいたかと思います。町民からの御意見と要望を伺いながら、その感想であつたり、また副町長としての職責を今後町政運営にどのような形で反映していただけるか、そういった考えがあれば伺いたいと思います。

○副町長（横山安博君）

福澤議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今回の報告会でございますけども、先ほど町長のほうからもございました2回ほど延期になったということで、今回、非常に区長さんをはじめ地区の役員の方々の御協力を頂いて多くの町民の方に出席を頂いたところでございます。

直接、町長から説明を受ける、そして要望を今度は町長のほうに申し上げる、そういった場としましては、平成29年4月以来の、町政、こういった形での報告会じゃなかったのかなというふうに思います。

特に今回につきましては、直面しております重要課題、3つの課題、いわゆる病院の経営あるいは財政問題、そして学校統合、こういった3つの大きな課題、そして加えて情報が欲しいと言われた地域商社、こういった内容をやる説明を申し上げた。そういった意味では皆さん方には非常に有意義な報告会ではなかったかなというふうに思っています。そして、先ほども申しましたとおり注目度が高かったという意味での出席者も非常に多かったのではないかなというふうに思います。

そして、現時点での最新情報を直接町長がお伝えし、そして町民の方と一緒に情報を共有したということで、それを受けて町民の皆さん方の素直な率直な意見が出たのではないかなというふうに考えております。

病院あるいは財政運営、そして学校統合等についてのいろんな様々な意見を伺ったわけですので、今後、方針の決定には一つの大きな要因として町長のほうも判断していただけるだろうというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

副町長におかれましても町長と執行部側との板挟みというところで大変御苦勞いただいていると思いますし、一番、町長の手腕として、アドバイスであつたりとか、またそういったお互いのかけ橋というところでも難があつたりするところもあるかと思いますが、ぜひ、町政のため、高原町のために最後まで御尽力いただきたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、財源確保の面から今回質問しましたネーミングライツについてですけれども、先ほど町長からは総合運動公園が挙げられるんじゃないかと。ただ、利用者と管理者、そして企業がいいところで合致すればというようなお話だったと思います。

ただ、社会教育または社会体育施設とかで、11か所、皇子原公園、御池キャンプ場また天孫降臨コースの登山道であつたりとか様々なところに命名することができる施設とか箇所があるんじゃないかと思っております。

そういった命名をすることで、その場所、命名者が、愛着であつたりとか、またこういうふうにしたらよくなるんじゃないか、こうしたら利用者が増えるんじゃないかというアドバイスというものがあるかと思うんです。

それって関係人口を創出するということも一つの要因にも起因するんじゃないかと思うんですけども、つけるならばどういった箇所があるか、またこういう箇所を関係創出としてできるんじゃないかといった、そういった、今回、通告してから考えられたことがあつたら伺いたいと思います。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

議員からございましたとおり、本町にございます多くの施設、登山道など、命名権を付与することとなりますと、当然、命名者にとりましては特別な場所になろうかと考えております。

しかしながら、先ほど町長からもございましたけれども、資産を所有する町、あと利用者である町民、あと命名する企業等の三者にメリットがあることが大切であると考えております。

施設によっては現在の名称の変化をよしとしないという方々もいらっしゃるのではないかと想定されますので、仮に導入となれば様々な調整が必要ではないかと現在認識いたしているところでございます。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

このような返答があるかなというふうに想定しておったんですけども、風呂敷を広げてみるということが一つであると思います。財源を確保するということも前面に出していいんじゃないかと。

今、このような状況である、その面で高原町としてはいろんな方に入っていていただいてその上で施設の利用であったりとか命名者が命名した心意気をどう添えるかということが大事だと思いますので、まずは挑戦していただきたい。

今回、質問するに当たっていろいろ考えたんですけども、大事な財源確保としましてはふるさと納税が挙げられるかなと思います。地域商社の頑張り、飛躍的に伸びているといっても、他の自治体、近隣からすると金額的にはまだまだポテンシャルもあるし、今後の伸び代としては面白い事業であると思っております。

そこで、返礼品なしのふるさと納税、この欄を見ていただきますと、特定の団体のみで金額がすごくばらつきがあって、たくさん一定の団体にしかないような形になっております。この団体はとても頑張っておられて、大変、私も応援しているところではあるんですけども、しかしページをすっきりするといったところで、寄附者の思いをたくさん頂く、またほかにも同様に町内で頑張られているような団体がありましたらそういったもので支援する、特に福祉であったり教育であったり本町の医療の充実であったりといった町政運営に対して御寄附を頂くということはあってしかりだと思っておりますので、返礼品なしでも形を頂くという掲載は前向きに取り組んでいただきたいと思いますのですが、お考えを伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

まず、最初のほうにございましたネーミングライツの件でございます。

お話がありました観光施設につきましては、本町は、御池とか皇子原、天孫降臨という名前はこの高原町の名前にも由来する本当に脈々と受け継がれてきた名前でもあります。その名前を、なかなか、地名でもございますし、変更するという観点でいきますとネームライツは難しいのかなと思っております。

ただ、財源の確保の面からいいますと、今、動いておりますのが、そういう企業様にお話しして、応援していただけるということで、企業版ふるさと納税、こういうことを応援して、例えばそこに看板を掲げるとかそういうことで財源を確保するという方向では、検討、ある意味、企業と接触を始めておりますということを申し添えたいと思います。

それともう一点ございました。今、お話がありました返礼品の関係ですね。財源確保を図るのは本当に大事なことだと思います。ただ、御案内のとおり全国でもふるさと納税での財源確保にはすごい市町村がしのぎを削っております。

その中で、今、お話がありましたのが、例えば返礼品、こちらを基にふるさと納税をするものに関しましては、例えば事業者様にお金を支払うものに関しましては、このものが幾らというものがございまして、これを基準にお金を定めることができます。

ただ、役務の提供とかそういうもので寄附していただく、返礼品がないもの等についてはどうしても高原町独自にポータルサイトを運営していないものですからポータルサイトのシステム上の原因がございます。

例えば、一つの役務に対して、寄附していただきますので、どうしても基準で言いますと3つぐらい金額を設けなければいけません。1,000円から幾らまでと。そういうふうに同じ役務の提供に対しまして額を分けなきゃいけない。

といいますのは、ふるさと納税の仕組みでどうしても収入に合わせて控除を考えなきゃいけない。そうなりますと、1,000円、2,000円の単位というものが、あと幾ら必要だ、あと幾らできるというところに対して使われるところも多くなっています。

そういうことで、返礼品がある場合とない場合、こうなると、返礼品がない寄附になりますと、どうしても金額をいっぱい設けないと、同じ役務の提供で。そういうシステムがあるということが一つ。

それと、ポータルサイトでは、新しいもの、新規で出たものを最初に持ってくるようになっていきます。そして、ある程度、金額が上がってきたもの、それについては、ベスト3とかそういうものはどうしても画面の最初に来ると。

あるいは、ポータルサイトを見ていただいている方が例えば果物が好きだとか例えば体験が好きだというものをよく見ているとそういうものを自動的に携帯に送ってくるというようなポータルサイトのシステムの問題もありますので、その辺につきましては、こちらでも、ポータルサイト、いろいろ注意しながら今あったように財源確保をする一つのスキームということでこれからも注視していきたいと思っていますところでございます。

○3番（福澤卓志君）

先ほどのネーミングライツに少し戻りまして、景観上問題はあるかもしれませんが、看板とかいろんな形で今後検討していただきながら、町の有益な景観を損なわない、でも、企業の、名前というよりはその場所に対して思いがあればそこに思いを乗せていただくといったこともぜひ検討していただきながら、また、ふるさと納税の部分で、企業版のふるさと納税が、最近、話があるということで、こういったのもぜひ適用していただきながらぜひ取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

では、農林行政についての台風被害の状況及び対応についてに移りたいと思います。

これについては先ほどから各議員が質問しておりますので、私のほうから、情報収集について、迅速な情報収集が得られれば行動が早くなるというような町長の答弁があったところがちょっと引っかかりまして、この点は、今回、行政視察に行かせていただいたある村が取り組んでいる事例を紹介させていただきたいと思います。

ここもLINEで町の情報を発信しているんですけども、そのアイコンの中に、情報、例えば道路が決壊してあったりとか、あと何か災害が起こったときに報告するということができるようなアイコンが付加されております。

こういったのも、本町のLINEの一つのツールとして町民から広く募集するといったこと、前からそういったものができないかなとずっと思っておったんですけども、LINEで友だちになっている町民から情報をいち早く収集し、現地を確認して災害の状況であったりとかお困りのところを素早く対応できていただけるような対応というのを御検討いただきたいと思います。

鳥獣被害のための防護柵の崩壊の箇所が今回あったかと思えますけども、農家さんが困られていてどこに問合せをしたらいいかという御意見がありましたので、この点、問合せ先等ありましたら伺いたいと思います。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

今回、鳥獣被害の防止柵が破損しているということで御連絡を頂いたところですけども、この柵につきましては国の補助事業を使いまして導入いたしております。

これを導入したときに、条件といたしまして、もし破損したりとか、あと災害に遭ったりとかした場合には、受益者のほうから役場のほうに事業実施年度、それから地区名、被災日、それから被害見積額等、報告を頂くことにしております。

その内容、町のほうで事業年度を見つけて、どのぐらいの面積に導入したのかというところを確認して県に報告するようになっております。それを受けまして県のほうが国のほうに報告することになっております。ですので、今回、被災、破損した部分につきましては、福澤議員さんのほうからありましたので、うちのほうで現地確認に行きまして県のほうへ報告を行ったところでございます。以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

対応については理解しました。またそのようにお伝えしたいと思いますし、動いていただいているということで大変ありがとうございます。今後もあるかと思えますので、この点、また御周知等お願いしたいと思います。

今回、山林の土砂崩れが起こった件で広原地区の断水が起こった。この場所の真下に養魚場があったわけですけども、壊滅的な被害を受けられました。ここに対する対応、本町の対応というのを伺えればと思いますが。

○町長（高妻経信君）

この件は私のほうから説明を申し上げたいと思います。

といいますのは、今回の台風6号被害を受けて県知事また県内の各部部長等また地元出身の国会議員の先生にも一応話をしました。それはなぜかと申しますと、まず内水面関係の養魚に対して現時点では災害に伴う救済措置は制度上ないということになっております。そこで、新しい制度の創設を含め、お願いしたところです。

しかしながら、その制度がどう今後進展するのかまだ把握できておりませんが、この養魚場を経営されている方は再開したいと。強いそういった気持ちを持っておられるようでした。

町のほうとしては、御本人さんの意思を酌みまして、どうにか再開できるような支援ができないものかなと。現在、そういった検討をしております。一つには、町のホームページで、災害の、今、ふるさと納税の募集を始めておりますけれども、こういったものも含めて何とか支援ができればなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○3番（福澤卓志君）

この面に関しまして、ふるさと納税でピンポイントの支援というのをしていただきながら、再開できた折に、幼魚の販売というか、返礼という形の支援がされればそこにしっかりと予算が確実な形でつくというふうに思いますので、そういったところも御検討いただきながら、クラウドファンディング的な発想になるんですけども、ふるさと納税でもぜひ対応できるのではないかなというふうに思いますので、返礼については、再開し、大きくなってそこからの発送という形になるということをお理解いただいた上でやっていただくということも一つだと思っております。どうぞ御活用お願いいたします。

次に山林伐採による被害対策についてです。前回、質問したときは、伐採後のパトロールを行っているというふうに伺っておりました。具体的にどのような方法でパトロールをしているのか、まず伺いたいです。

次に、実際に見られて指導を行っているのか、また業者・所有者に対して何らかの対応を求めておられるのかということをお伺いします。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

具体的な方法ということで回答させていただきますけれども、前回、合同でのパトロールが、大淀川地域森林・林業活性化センター、事務局が西諸地区森林組合となっておりますけれども、そちらと小林市、えびの市、高原町の合同で、年に12回、場所を決めて行っているところでございます。その合同パトロールにつきましては、伐採事業者に対しまして、伐採後の枝、それから葉などの処理の仕方、それから搬出路の開設等がしっかり行われているかの確認及び伐採後の速やかな再造林の指導等を行っております。

町独自といたしましては、昨年あったんですけども、先ほどの合同パトロールの内容に加えまして、排水路や隣接地に倒れ込んでいる幹材等がないかどうか、もしあれば撤去してほしいということでお伝えしております。

それと斜面地における雨水の対策をお願いしております。それと、雨が降った後に水たまりが若干できる場所があるんですけども、そういう箇所がないように指導いたしまして、災害防止の面でもそういう指導を行って現地で伐採業者と確認しながら行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

今回、土砂の崩壊が起こったところというのは流木が伐採されているところとされていないところの間にあって、そこもそうなんですけど、その斜面の上のほうには、お金にならないのか、雑木をそのままに放置しているといったこと、またそういった山林が見られるということで、合同パトロールの中でどのような指導をされているのか、また、災害が起こってしまったわけなんですけど、その地域は懸念されていなかったのか。

今回、お電話とかいろんな形で14号の教訓が生かされていないという本当に強い口調でお叱りを頂いたところでありますけども、こういったパトロールが生かされているのかということは少し疑問に感じるところもありましたので、こういった土砂崩壊を生まないような対策、対応、パトロールについて、今回のこの状況についてどのような対応をされたのか、パトロールが行き届いているのかということについて伺えればと思います。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

先ほど申しました件につきましては、昨年、実施したパトロールの内容でございますけども、本年度につきましては、現地の確認、伐採届が出た段階で、一応、確認しております。

広範囲に及ぶ場所、それから下のほうに住宅等がある場所等、いろいろ想定される場所なんですけども、今回、そこまで手が回らない状態でありましたので、今後につきましては、全て回るというのは不可能だと思いますけれども、危険箇所については事前に伐採届が出た段階で確認して指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

町長におかれましては適切な人員配置であるかというのを再度見直していただいて、先ほど御自身のほうで立入調査のほうも必要であるというふうに言っていただきましたので、この点は、ぜひ、森林環境譲与税などをうまく使って、それが使途に合えば、斜面の近隣、今回、起こったなだれは必ず同じような連鎖が起こるんじゃないかという懸念がありますので、そういった形で立入調査をしながら人員の適地配置についても検討いただいて、もう二度と災害が起こらない……。

また、今回、自宅の寸前で止まって本当にほっとしているんですけども、ハウスをもしやっていたらとかいろんなことを考えたりするんです。関連する斜面でありますので、今後、同じような、また違う少し離れたところで起こったら、今度は県の畜産のものとかがいろいろ思うので、ぜひここだけに限らずいろんなところを調査して回っていただきたいというふうに思っております。この点は強く要望しておきます。

次に河川の治水対策について伺います。

これについては要望いただいているということでありまして、河川の掘削をしていただいて流域の適正な流れを生んでいただきながら災害対応についてはぜひ行っていただきたいですし、国・県の動きが弱ければ、区画を設けて、単独なのか、市と折半してぜひ治水の対策のほうをお願いしたいと思います。

それでは、総合政策の地域少子化対策重点推進交付金の活用について伺います。

近隣の自治体が結婚生活の応援になかなか実を結んでいないというようなことが町長答弁でありましたけども、手を挙げている自治体と挙げていない自治体、たまたまそういった新婚生活を送ろうとしているところが高原町であった場合、そういった支援がないというのであれば隣の市に行ってみようかということがあるようであればいけないというふうに思いますので、この点は、動きが取りやすいところを国の支援を頂きながらぜひ取り込んで、人口減少の削減、また高原町を選んでいただく一つの要因として動いていただきたいと思います。

そこで、婚活イベントについてですけども、令和5年度中、本年度中に開催する計画があるか、伺います。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えします。

まず、人口減少というような大分類におきましては総合政策課のほうでお答えするという形になりますけども、婚活に関しましては所管が4月より産業創生課に移っておりますので、お答えさせていただきますと思います。

今ございました令和5年度中におきます婚活イベント、県・西諸等につきましてはイベント等の予定はありますけども、先ほど町長が答弁の中で申したとおり本町といたしましては婚活のイベント等を実施する予定はないと。ただ、こういう情報等、県・西諸がするときの情報等はお流ししていくと。そして、一緒になってやっていくというような形で進めていきたいと考えております。

○3番（福澤卓志君）

婚活は初婚だけに限らず再婚の希望の方々のイベントというふうにしてもよろしいかと思っておりますので、初婚だけが対象ではなく、次のパートナー、新たな方との縁を高原町で生んでいただくような企画をぜひ次の年にも行っていただきたいと思います。

では、マイナンバーカードについては町長答弁で納得いたしましたので、これを割愛し、福祉行政に移りたいと思います。

大人のひきこもりの問題なんですけども、実際、このような問題があった場合、担当とする窓口がどちらになるか、伺えればと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

町の担当窓口といたしましては福祉課となります。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

これまで相談等はないということで答弁がありましたけども、民生委員さんから、このような事例があるよといったお声とか、そういった情報があるか、伺いたいと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

民生委員さんからも直接の相談はないところでございます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

これまで依頼されたこともないのでしょうか。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

依頼についてもないところでございます。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

これからこういった社会的な問題は本町にも起こり得ると思っております。高いアンテナを張っていただいて、どのような支援ができるのか、相談があったときにどういった対応ができるのかということはぜひ研究も調査も進めていただきたいと思います。

これも高齢者独居の対応についても同様なんですけども、高齢者について、本町の担当課、窓口を伺いたいと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

高齢者の担当につきましても福祉課が担当となります。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

こういった町民からの問合せとか相談については、民生委員さんとの連携が図れているというふうには先ほど伺ったところですけども、280名という方々が今どういう状況にあってどういった支援を必要としているかというのを分かっておられるということによろしいでしょうか。

○福祉課長（馬場倫代君）

先ほど申し上げました280名という数字につきましては、民生委員さんの調査による結果、出てきている数字でございまして、そこについては把握できておりますが、その方々、個別具体的にどういった支援が必要かというところまでは、現在のところ、まだ把握できていないところです。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

民生委員さんの調査については、再度、お願いしたほうがよろしいかなと思っております。

280名じゃ収まらないんじゃないかと思うんですけども、単純に住基のほうでソートをかけていただいて年齢が出てこられた方、その方がどういった形態であるかというのは分かるのでしょうか。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

住基上のデータを出して、例えば75歳以上でソートをかけると。それで世帯が分かっていたとしても、世帯分離をされている場合があるので、実際、実態とはかけ離れていると。なので、実際に

民生委員さんが把握されている情報と突き合わせながら確定していくのがいいやり方かなと思って
おります。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

そこで漏れがないように、再度、調査をかけていっていただきたいなというふうに思っております。
こういった方々の見守りの一つに、今、訪問看護事業を立てておられる方もおりますので、必要と
していたら案内し、その方々も見守りの活動の一人としてぜひお願いするのも必要かなというふう
に思いますので、御検討をお願いいたします。

では、避難行動要支援の名簿について伺っていきます。

作成できているということで安心したんですけども、その活用について、また連携について伺いた
いと思います。関係部署、防災の面であったり、民生委員さんであったり、区長さんであったり、
そういった方に渡っているか、伺いたいと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

お答えいたします。

避難行動要支援者名簿の作成はできております。ですが、名簿情報の提供ということにつきましては
は本人の同意取得が必要となっております。現段階ではまだ同意取得まで至っていないということ
で関係機関への名簿の提供はできていないところです。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

ここを懸念しておりまして、同意をぜひ早めに頂いて、これは、災害が起こったときに迅速な対応
として、リストの漏れがない、命を守るということで絶対的に必要となっていまいりますので、顔
が分かる担当課とその方が面談をして、顔が分かる関係性の中で、またそういった信頼関係の中で
被災が起こったときに手を差し伸べられるような関係性というのもぜひ築いていただきながら願
いしたいと思っております。

お願いできる関係団体にはぜひ関係を結んでいただきながらそういった支援また同意も同時に行っ
ていただけるような手だてというのもできるのかと思いますので、よろしくお願いします。

では、峰寿園について移りたいと思います。

初めに町長のほうに伺いたいと思います。本施設の定員と現在入所されている人数を御存じでし
ょうか。また、併せて老朽化する施設に対してお考えを伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問の峰寿園の件ですけども、定員が45で……。〔発言する者あり〕失礼しました。
50です。入所者が三十数名で推移しているという。〔発言する者あり〕現在は38名の入所があ
るということになっております。私も、そういった入所者が少なくなっているという件については、
今、運営をお願いしている法人から伺ったことはあります。

○3番（福澤卓志君）

質問をさせていただくに当たり、施設長と経営をしている理事長の方にお話を伺いまして、先ほど38と言っていたんですが、35というふうに私は伺っていて、ちょっと人数のそごがあるなと思いますけども、実際、経営がうまく乗っていく人数というのを町長は御存じでしょうか。50定員なんですけども、何名いたら経営は安定するかということを御存じでしょうか。その人数を伺います。

○町長（高妻経信君）

今おっしゃいましたその経営上の適正が何人という、私は存じ上げていませんけども、先ほど言いましたように私が話を伺った中では定員に大きく足りないというような話は聞いております。

○3番（福澤卓志君）

50定員でも45を下回ると大変厳しい経営状態にあつて、月数百万円からの赤字だと。それでも地域貢献のために措置という一時保護というところも含めて町民を守って施設として存続させたいといった強いお言葉も頂いておりますけども、そのためには、審査会というのが行われると思うんですけども、この審査会の状況を伺いたいと思います。毎月行われているのか、2か月に一遍なのか、合同で行われているのか、単独で行っているのか、伺いたいと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

まず、おっしゃっているのは入所判定委員会のことかと思いますが、こちらにつきましては本町独自ではございませんで、綾町、国富町、三股町、高原町の4町で構成しております判定委員会を行っております。頻度につきましては、2か月に1回、判定委員会を開いております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

ここが入所における相当壁になっているんじゃないかと思っております。救える方を見過ごしている。または入りたいという方がおられても判定までに時間がかかる。こういったロスが、命を守ったり、また次の機会を失っている。

居場所を見失ってしまうというか、そういったところもあるかと思っておりますので、小林市のように、毎月、また定員が満杯になったときの一時待機まで出るような形でサポートができるような支援体制、審査会というのが開かれるように工夫を頂きたいと思うんですけども、無理なんでしょうか。合同審査ということはネックになってくるんでしょうか、そういったことは。

○福祉課長（馬場倫代君）

開催頻度につきましては、あくまでも2か月に1回ということですので、うち単独ではございませんので、ほかの町との協議が必要かと思いますが、現在、協議会の中での予算でも、2か月はあくまで原則でして、入所を急がなくてはいけない人があれば随時開催もありますし、場合によっては書面開催ということも可能かと思えます。

協議会につきましては、年2回、総会といいますか、協議を行う場がありますので、今後、柔軟に対応していただけるかどうかも含めて提案のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

今回、施設の方とお話をしているうちに年数人しかうちのほうに送っていただけないんだというお声を頂いたときにそんなことがあるのかというふうに率直なショックを受けたところです。

こういった定期開催もあると。緊急を要する場合にはすぐに判定が出せるような状況にあるという場合にはぜひ一刻も早く支援が必要だという方にぜひアウトリーチしていただいて、とにかく、支援体制というか、その場所も有効に活用していただいて、次の生活、また介護度が上がりましたら違う施設に行っていただくような処置ということも大事なのかなというふうに思っております。有効活用といった面で今後の支援をぜひお願いしたいと思っております。

○福祉課長（馬場倫代君）

先ほどの答弁に一定の補足をさせていただきたいんですが、もし緊急を要するようなケースがある場合には、判定委員会を待たずしても、短期入所というほかの制度がありますので、そういうものを活用しながら対応できていると考えているところです。

以上です。

○3番（福澤卓志君）

私も、今回、この質問に至るに、先に言いましたけども、他の町村の同業者から心配された声を受けて実際にどういう状況なのかというのを伺うということで理解したところがあります。

これ、話をずっと聞き進めますと高原町は対応が遅いんだということをすごく言われました。何にしても対応が遅いと。大変、悲しかったです、そういった話を伺って。救える方がもしいたのであれば、早めの対応ができるということでしたので、この点については、新しい新体制になられたところもあるかと思しますので、ぜひ横の連携を取りながら突き進んでいていただいて、この施設が赤字を生まない体制になるまでぜひ支援等も行っていたきたいと思っています。

特に施設に関しては老朽化が進んでおりますので、こういった面についても、住みよい環境に町民の方に入っていただけるように本町としても支援が必要だと思いますので、その点も併せて要望しておきます。よろしくお願いいたします。

最後に教育行政のほうに移ります。

今後の本町の教育振興についてというところになるんですけども、先ほどの郡山議員の質問で、大分、私のほうもクリアになったところがあるんですが、しかし、地域に学校があるというメリットは御存じのとおりだと思います。

U I J ターンを考えているような、私たちが生まれた場所だからここで子供を育てたいんだといったときに地域に学校がないといったことは隣の市に移りしてしまうようなところもあるのかもしれないですし、また親御さんがなかなか帰ってこいと言われなような町って寂しいなというふうに思っておるんですけども、この部分で町として魅力ある教育施設または教育環境というのは準備していかないといけないというふうに思っております。

そこで、根本的な問題としまして、統合することで費用の圧縮また人材の削減につながると私は思っているんですけども、それでも費用がかさむことがあるんでしょうか。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えします。

6月議会で総務課長が答弁しました統廃合に係る試算について改めて御説明します。

小学校費、中学校費、それぞれに学校管理費と教育振興費がありますが、これらの合計が令和5年度は2億9,600万円程度、令和8年度には2億5,900万円程度となり、3,700万円程度の削減となる見込みであります。

また、普通交付税の基準財政需要額に算入される基礎数値のうちスクールバスの数と学級数の増減が大きな影響を受けるところであります。スクールバスの数は現在の1台から7台へ増加することが見込まれ、基準財政需要額は現在の2,460万円から6,030万へと3,570万円の増額が見込まれます。

一方、学級数は、小学校は現在の28学級から15学級へと、中学校は現在の10学級から9学級へととなり、基準財政需要額が小学校費、中学校費、合計で現在の4,300万円程度から3,030万円程度となり、1,270万円程度の減額となる見込みであります。

なお、学級数には、数値急減補正、いわゆる激変緩和措置があり、統合直後はこれよりは減額幅は少なくなるものと見込まれます。よって、普通交付税の影響額につきましてはスクールバス、学級数を合わせた2,300万円の需要額の増加が見込まれるところであります。

統合した場合の縮減額につきましては削減額3,700万円程度と交付税の影響額2,300万円を合わせた6,000万円程度の財源が生まれることとなります。しかしながら、統合には学校がなくなった地域の振興策を講じる必要があることと跡地の管理も生じることも想定されるため、この6,000万円の財源がどこまで目減りするかは現段階では不透明な部分が大きいことを御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

規模の圧縮と。今、複式学級になっているところを町単独で教員の配置を頂いてある程度緩和していただく。また、広原小学校では教頭先生が授業に立っていらっしゃるとか、狭野も後川内小もそうでしょうけども、いる教員で子供たちのためにどうできるかということを考えて校長を中心に経営されているというふうに思いますが、複式学級というのは、私はちょっと好ましくないと思っております。ただ、だからこそタブレットを使ってできることも幾らかもあるというふうに思っております。

ですから、相反するところで揺れているところはありますけども、広原地区でいいですよと、3区長が地域に学校を残してほしいと、これは、地域の説明会、座談会のほうでもおっしゃったかと思いますが、強く要望されている点に関しては、地域を活性化する一つの要因は学校じゃないかということも御意見があるということは申し添えておきたいと思っております。

ちょっと話が変わりますけども、昨年、厄払い記念で寄附を下された皆様がおられます。この寄附は、学校が建設されると。それで、その備品を購入して未来の子供たちのために使ってくださいという思いで受け取られたかと思います。そのボードとお金、寄附いただいた金額は何に使われたか、伺いたいと思います。その行きどころを。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えします。

令和4年10月に高原中学校、後川内中学校を平成9年に卒業されました厄年の方々から寄附金及び寄附者の氏名が記載されたボードを頂いたところでございます。寄附金につきましては、令和4年度に高原中学校、後川内中学校で購入した備品購入予算に充当しており、具体的には音楽の楽器の購入を行っております。

また、寄附者一覧が書かれたボードにつきましては、寄附を頂いたときに1か月ほど高原町中央公民館にて掲示しておりまして、現在は高原町教育委員会で保管している状況でございます。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

今後も厄払い記念としてそういったお気持ちがある場合には、ぜひ学校の振興のほうに使っていただくことも一つだと思いますし、学校がなくなるということで、今回、統廃合の検討があるというところで皆さんが集まって寄附していただいたというふうに理解しておりますので、その点、地域に学校があれば例えば改修費用に充ててくださいという形の寄附もあるんじゃないかなというふうに思ったところです。

今、本町では様々な世界的にも頑張っておられる小中高生がおられます。今回、広報紙に載っておられましたグラススキーの日本代表に選出された選手、こちらの選手に対して、高原町からの補助とか支援、こういったことを行われたんでしょうか。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えします。

議員からございましたグラススキー日本代表に選出された選手に対する高原町からの補助等につきましては、今回の第6回高原町議会定例会におきまして補正予算に計上し、提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

こういった選手は世界大会ということだと思うので、大会が終わった後に支給されるのでしょうか。確認です。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えします。

今回、補正で提案している関係上、大会後に補助を行うことになります。

以上でございます。

○3 番（福澤卓志君）

今後のことも考えまして、ぜひ、そういった代表選が決まりましたと。派遣費って大変だと思います、捻出するのも。私はあまりグラススキーのことはよく分からないんですけども、団体が幾ら支援して下さるかということ考えたときに、本町の輝かしい未来の選手をぜひ応援するという点で、できる限り早い段階で、大会に出場する、そのためにいろんな備品を購入する費用に充てるとか、そういったこともできるような今後の考え方として準備のほうをぜひお願いしながら、本町の小中高生で優秀な選手・団体がハイクラスの大会に出場する、世界大会に出場する場合に町単独の補助・支援ができるような見直し等もぜひお願いしたいと思っております。

要望し、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

◎ 散 会

午後 4時16分 散会

令和5年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和5年9月7日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和5年9月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

陣 圭 介 議員

温 水 宜 昭 議員

外 村 仁 議員

前 原 淳 一 議員

日程第2 議案第47号 令和5年度高原町一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

陣 圭 介 議員

温 水 宜 昭 議員

外 村 仁 議員

前 原 淳 一 議員

日程第2 議案第47号 令和5年度高原町一般会計補正予算(第8号)

出席議員(10名)

1番 西嶋 陽代君

2番 岩元 礼子君

3番 福澤 卓志君

4番 温水 宜昭君

5番 末永 充君

6番 外村 仁君

7番 郡山 貞利君

8番 山下 香織君

9番 陣 圭介君

10番 前原 淳一君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記(事務局次長) 外村美保子君

書記(副主幹) 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長補佐兼環境保全係長	海老原俊一郎君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

◎ 開議・日程

午前10時00分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（前原淳一君）

日程第1、一般質問を行います。

前回の議事を継続し、一般質問を続行します。

次に、9番、陣圭介議員。

○9番（陣圭介君）

〔登壇〕

おはようございます。通告に従い、私からは大きく5項目、財政健全化、病院事業、福祉行政、農業水利施設、住宅施策について質問いたします。

壇上からは、このうち財政健全化に関し、主要財政指標の取扱いについて質問いたし、残りの項目については自席より質問いたします。

主要財政指標とは、地方公共団体の財政力や財政状況を示す数値であり、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などが挙げられます。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、健全化判断比率として、さきの実質公債費比率、将来負担比率に加え、実質赤字比率、連結実質赤字比率が定められており、地方公共団体の財政構造の弾力性等により、健全化判断比率をはかり、財政が悪化している場合には財政再生計画等の策定を求めることとされております。

しかしながら、先般開催された町政報告会においては、これらの指標に関する説明を行うことなく、本町の財政悪化に関するシミュレーションが説明されていたようですが、その意図について説明をいただきたく存じます。

以上で、壇上からの質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。ただいま陣議員から、大きく5つの中で、財政健全化につきましては壇上での御質問をいただいたところでございます。

お答えいたします。

財政指標につきましては、決算の数値から収支のバランスや財政のゆとり、将来の負担など、その自治体の財政構造を示し、財政運営の改善に向けた取組に重要な指標であるということは認識をいたしております。

町政報告会におきまして、説明しております財政収支見通しでございますが、令和4年度までの決算の特徴を踏まえ、令和5年度の予算や現行の地方財政制度を反映し、一定の条件を仮定して、歳入歳出、町債残高などを推計いたしております。現在及び将来にわたる財政の姿や運営上の課題などを明らかにすること、町民の皆様に分かりやすく今後の財政状況をお示しする資料として公表をしたものでございます。

この件につきましては、以前、陣議員の方から全員協議会でも御提案をいただいた件でありましたが、この住民に対する報告会というようなことで、この主要財政指標の説明には基礎数値の説明など、あるいはこの指標の説明など、かなり複雑な説明になるんじゃないかというようなこともありまして、より分かりやすい内容で説明をさせていただいたところでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

意図は分かりましたが、財政事情を語る上で、こういう主要財政指標というのは当然説明すべきものかなと。総務省が定めている書が、それをもって町の財政状況を見る指標なわけなので、逃れられない数字かと思うんですけども、参考までに令和4年度決算における各指標について説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

地方公共団体の財政力を示す資料として用いられる指数である財政力指数については0.27でございます。そして、地方公共団体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては、92.8%であります。

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります実質公債比率は7.1%、それから一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率は、マイナスとなったところであります。

以上です。

○9番（陣圭介君）

7月14日の宮日新聞の朝刊に、「財政難で高原町は新校舎の建設を断念」という記事が掲載されましたけれども、こういう財政悪化については、こういった各指標の推移に基づいて判断すべきであるというふうに考えていますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私の方からお答えをさせていただきます。

ただいま陣議員の方から御質問のあったことは、私も認識をいたすところではございます。しかしながら、財政指標につきましては、決算の様々な数値から、収支のバランスや財政のゆとり、将来の負担など、その自治体の財政構造を示し、財政運営の改善に向けた取組に重要な指標であるというようなことは十分理解をいたしております。

現在行っている財政収支見通しにつきましては、現在及び将来にわたる財政の姿や運営上の課題などを明らかにできることと考えておりますことから、財政の健全化が判断をできるものというふうに考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

町政報告会で配られた資料においての、財政が一般会計から病院事業への繰入れを行っていくと財政が悪化していくというようなシミュレーションが、財政調整基金の残高の推移によって判断されているようでありましたけれども、その適否について見解をお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

この説明につきまして私が行ったわけでありますけれども、この財政調整基金について、この繰入れ状況。まず、町の貯金に当たるものであるということを私はもう各会場で申し上げましたけれども、これは一つに、町民の皆様方に分かりやすい説明ということで、そのような説明をいたしたところでございます。

この財政調整基金は、収入が大きく減少した場合や、災害復旧等の一時的に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えて積み立てているところであります。本町は毎年度のように発生をする財源不足を財政調整基金などの基金を取り崩すことで財政運営を補っております。財政調整金等の枯渇により健全な財政運営がはかれなくなるとの認識の下に、財政収支見通しを作成をしたものでございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

はい、分かりました。

それでは、現在検討されていると思いますけれども、行財政改革の推進計画において、各指標について目標値を定めるべきかなというふうに考えておりますけれども、見解また方針について説明をお願いします。

○総務課長（末永恵治君）

現段階では、各指標の目標値を定める予定等はしていないところであります。

○9番（陣圭介君）

分かりました。そしたら、具体的施策について移ってまいります。

現段階において、いろいろ指標はありますけれども、こういった指標の改善に取り組むべきと判断されていらっしゃるでしょうか。

○町長（高妻経信君）

この財政指標でございますけれども、どの指標も改善をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、まず、経常収支比率でございますけれども、これは財政構造の弾力性を示す比率でございます。経常一般財源の経常的経費への充当率を示しているわけでありまして、本町は類似団体と比較しますと、この数字が毎年度高い数値になっておりますので、当然、改善が必要だと考えます。

それと、将来負担比率でございます。地方債や公営企業等への負担、退職手当負担金見込みなど、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございますけれども、これにつきましても、現段階におきましては健全な数値が出ておりますが、今後の財政収支見通しにおきまして、基金残高の減少や病院規模縮小による職員の職種変更による一般会計職員の増による経費の増加に伴い、比率の上昇が見込まれることから、当然改善が必要というふうに考えているところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

そういった指標の改善のための具体的施策もある程度ちょっと触れていただいたと思われまので、今日、本質問に際してそちらに資料を多分お渡ししていると思うんですけれども、その資料に基づいて本町の財政状況をちょっと調べましたので、述べたいと思います。

この資料は、議会に毎年度提出される健全化判断比率等の数値を基に、12年度分ないし20年度分の推移を図表化したものであり、十分に客観性を有しているというふうに考えます。

各指標については、赤字が生じていない場合や将来負担が想定されていない場合には、議会においては、何もないことを示す横棒が記載されているというような説明がされますけれども、実質収支が黒字であるなどの場合においても、実際にはマイナスの数値が存在するので、この資料においてはあえてそのマイナスの数値を記載しておりますので、あらかじめ申し添えておきます。

資料の1枚目と2枚目は一般会計等の実質赤字比率の図表であって、資料の3枚目は連結実質赤字比率の表です。これを図示したのがその次のページです。資料3枚目の表ですね。連結実質赤字比率について見ると、抜粋した平成30年度以降はおおむねマイナス10%以上で推移しております。なお、連結実質赤字比率の早期健全化基準というのは、マイナスじゃなくてプラスの20%、財政再生基準はプラスの30%でありますから、本町の財政状況は極めて健全だというふうに判断しております。

それから、資料の5枚目に移ります。実質公債費比率の表であって、これを図示したものが次のページです。平成28年度あたりから若干鈍るものの、実質公債費比率の直近3か年平均値は、順

調にこの12年間減少する方向で推移しておりますので、早期健全化基準や財政再生基準から遠ざかる方向で推移しています。すなわち、本町の財政は悪化ではなく、むしろ健全化していることを示しています。

資料の7枚目、将来負担比率を示したものです。平成23年度にプラス1.7%となったものの、それを最後に、将来負担比率はマイナスの数字でずっと推移しています。平成28年度以降はマイナス20%以下となる年度も複数見られています。これは、一見すると財政が健全化しているようにも受け取れますけれども、将来にわたって債務が生じるような投資などがここ十数年は計画的にできていないというふうにも解釈できます。

次に移ります。資料の8枚目、公営企業などの資金不足比率を示したものです。

病院事業において、平成26年度と平成29年度に資金不足が生じまして、その翌年度にいずれも2億円を一般会計から基準外繰入れしています。図を見ると、病院事業における資金不足は、一般会計から繰り入れても、依然資金不足が常態化しているということが分かります。

次の資料です。9枚目、一般会計の起債残高です。平成27年度、28年度、30年度は、年度内で残高が増となったものの、その他の年度は減となっています。

資料は最後のページになります。平成15年度からの年度末における財政調整基金の残高と投資的経費を示したものです。財調の残高なんですけれども、平成15年度末には3億円を切っています。それにもかかわらず、年度中に投資的経費に約17億円を充てています。以降、平成27年度辺りまで、投資的経費は10億円未満でずっと推移しています。一方、財調は、平成22年度以降、おおむね10億円程度を維持ずっとしているんです。

こういった全体的な結果を総括すると、3点ほどのことが考察できると思います。

1点目、各指標から判断するに、高原町の財政状況は、悪化というよりもむしろ健全化しているということが言えます。

それから2点目、病院事業の経営状況が悪くても、近年、財調の残高はおおむね10億円程度を維持できている。しかし、資金不足比率から判断すると、病院事業の経営改善は必須であると考えています。

それから3点目、実質公債費比率の推移については、現状では改善が硬着状態にあって、併せて将来負担比率の推移から判断するに、投資は現状行っても私は問題ないと考察しております。

以上です。

この3点目に述べた点について言えば、例えば公共性の極めて高い施設については、整備したとしても、負債は増える一方で、その分資産も増えることになります。以前、新地方公会計について一般質問したことがありますけれども、この公共施設整備については複式簿記の考え方を絶対私は適用すべきだというふうに考えています。

例えば、役場庁舎の整備については、規模の適正という課題は残りますが、町民全体が利益を享受できるものであって、予定されている他の施設の全てに先立って私は行うべきだというふうに考え

ています。こういったこれまでの財政指標に基づいて、以上のように私は個人的に考察いたしました。

この質問で最後になりますが、町長から所感などあれば答弁をお願いします。

○町長（高妻経信君）

ただいま、陣議員から資料を提供いただきました。ありがとうございます。

今、町財政の健全化と言えるのではないかなというような分析をされていると。その中で、しかしながら、この病院事業については経営の改善が必須であるという今お話を伺ったところであります。しかしながら、その中で、今、公共施設の話をお伺いしました。今回の議会でも各議員から御質問を今、この公共施設については学校を含め、いただいております。しかしながら、今後のこの公共施設の整備については、まずはこの本町の確実な、やはりこの目に見えるこの財政運営の改善といえますか、私はそれをまず確実なものにしたいと。これはもう、そう言いながら、この病院の今説明をしてまいりました経営形態の見直し、そういったものをまずは行った上で、この本町の財政については、どの時点でそういった公共施設の投資ができるかという判断は、現状ではまだできない状況であるということです。またその財政の健全化という今年はまだまだ、私としてはもう進めるべきだと私は考えているところであります。

○9番（陣圭介君）

起債残高を減らしたりとか、そういう財政状況を安定させるということに注視して、公共施設整備などに手をつけずに、何もしなければ当然そういった改善の状況は生まれるわけで、そうすると経常収支比率は当然高くなっていくので、財政の弾力性というのも膠着してしまいます。病院の経営改善とともに、そういった公共性が高い投資については、見直すのではなくて検討だけは進めていただきたいというふうに私は考えていますので、ぜひお願いします。

それから、町政報告会に参加された皆さんなんですけれども、町の財政事情について、心配または不安を覚えるというお声を多数頂戴いたします。病院の規模縮小にあたり、何らかの理由づけが必要だというのは私は理解します。しかしながら、この財政事情について語るのであれば、客観的に見て、ある程度正確な資料が既にあるというので、それを用いた説明を私は行うべきだと思います。それから、せっかく移住定住施策などを積極的に取り組んでいるにもかかわらず、話を聞くと、もう高原町から出て行きたいというような声もたくさん聞くんなんですけれども、こういったことで高原町から転出してしまう方が増えるようなことになっても全く意味がないので、その点ちょっと配慮をお願いします。

それから、町財政について、選挙による負託を受けた、町長にあっても、議会についても、一般の方々から要らぬ誤解を受けるようなことはあってはならないので、こういった、何事も正確な情報を提供することによって、ちゃんと方針を皆さんに理解していただくという形での報告会をぜひお願いしたいと思います。

財政健全化については以上といたします。

続きまして、病院事業について。

まず、医療科職員の今後の処遇について質問いたしますけれども、私、この一般質問は議員となって今回通算で34回目となるんですけれども、病院事業に関する質問、今回ちょうど17回目で、半分になるんですね。何もやっていないわけじゃなくて、常に提言を続けていますので、その点ちゃんと考えて取り組んでください。

質問に移ります。病院事業の経営規模縮小による医療科職員の今後の処遇に関して、3パターンに分けましたが、病院で引き続き勤務する方、本町職員として他部署で勤務する方、それから早期退職される方のそれぞれについて、処遇などを説明いただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

これまで病院職員に対しまして、病院の規模縮小に關します方針の説明を……。

失礼しました。そういった説明会ですけれども、これまで2回説明会を開きまして、私も出席をし、直接私の方から説明し、理解を求めたところでございました。

今、陣議員からありましたように、病床削減の場合に、この高原病院での勤務か、あるいは行政職への職種変更か、そして退職をするか、そういった意向調査を実施いたしております。この意向調査に基づきまして、個別に面談も実施してきております。

病院に勤務する職員の勤務形態につきましては、病床減少の方針がまだ今現在では決定しておりませんので、お答えはまだできないわけでありますけれども、給与等に関しましては、給料表は現在の医療職も行政職も同じでございまして、そういった給料等の差異はないところでありますけれども、病院勤務の場合は特殊勤務手当等を支給しております。行政職に仮に職種変更をする場合は、こういった特殊勤務手当などが支給されないということにもなります。

退職金については、病院規模縮小に関する退職募集に応募した職員に対しましては、制度上、通常の支給率より高い割合で退職金が支給されるということにもなっております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

病院事業の経営規模を縮小することによる本町財政への影響について、昨日少し触れられたと思いますが、試算結果があれば説明をお願いします。

○町長（高妻経信君）

この病院事業につきまして、町政報告会におきまして説明をいたしましたけれども、いわゆる運営形態の破綻ということで説明を申し上げましたけれども、病床数を56床から22床の間で一定程度減らす場合、そして、19床以下の有床診療所とした場合、そして無床診療所とした場合、この3通りで検証を今進めているところでございます。

あくまでも令和5年9月現在での試算でありますけれども、病床無床化と無床診療所は同じ形態とみなしまして、病院、病床無床か有床診療所、いずれの場合におきましても現時点では約3億円前後の医療損失となり、数年間はこれまでと同様の経営補助金が必要であるというふうに見込んでおり、町財政への影響は厳しいものとなる見込みでございまして、徹底した行財政説明改革を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

先ほど財政健全化の話をしましたけれども、病院の経営が結局財政に与える影響というのをずっと懸念されているわけで、そういう健全化を第一の目的とした経営規模の縮小という決断の基において、病院事業の給与費の改善は避けられない課題であるというふうに考えています。恐らく今のタイミングでしないと、もうやるタイミングはないのかなと私は個人的には思っておりまして、医師以外の医療技術職職員の給料表について、先ほどの一般行政職の職員との間で特殊勤務手当の差が出てくるとかそういうのはありますけれども、ただ、そもそも一般行政職と医療技術職との給料表が一緒であるのというのは県とかほかの自治体と比べると高原は少数派に当たっていると思っていて、県とかほかの自治体に準じて異なるものを設けるべきというふうに2回ほど述べてきましたけれども、現段階でどのような判断をされていますか。

○町長（高妻経信君）

この件につきまして、これまでも陣議員から御質問をいただいた件でございました。このタイミングでどうかというような御質問でございます。

ただいまの御指摘のとおり、国においては国家公務員の給与体系は職種別に給料表が定められております。県内の自治体でも、行政職給料表とは別の給料法を適用している団体も確かにございます。本町におきましては、現在、全ての職種におきまして行政職の給料法を全て適用を現在もいたしております。

これは前の一般質問のとき説明をさせていただきましたけれども、当時の労使交渉、組合との交渉においてこのような決定があったということも確認をいたしております。

しかしながら、病院会計における人件費の抑制というのは当然ながら必要になってまいります。先ほど申し上げましたように、現在、特殊勤務手当削減について、職員団体の組合と現在交渉を中ではございます。この病院事業におきます医療給料表の適用については、やはり私も検討をしていかなければならないような認識はございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

分かりました。前回よりもちょっと前向きな答弁で安心しました。

引き続きまして、経営管理についての質問に移ります。

本年度中の病院の経営管理会議の開催実績と内容について、説明をお願いします。

○高原病院事務長（久徳信二君）

お答えいたします。

今年度の院内におきます経営管理会議についてでございますが、4月から8月の間に4回実施いたしましたところでございます。

特に内容的には、今課題になっております今後の病院事業の考え方についてが主な内容となったところでございます。具体的に申し上げたいと思いますけれども、第1回、4月24日に実施いたし

たところございまして、令和5年度におきます各部署における課題等の情報共有を行ったところ
ございまして、そして今度、今年度に経営強化プランをつくるわけなんですけれども、その経営
強化プランを策定する業者から、その業務内容等の説明と今後のスケジュールについての説明をい
ただいたところでございます。

そして第2回が5月22日に実施いたしまして、今回の今後の病院事業の在り方について5月
19日に職員に対して説明があったわけでございますけれども、それを受けての病院としての今後
の対応についてを協議したところでございます。

そして、第3回が6月24日に実施いたしまして、高原病院の事業の今後の在り方についての経過
報告と今後の予定について協議いたしました。そして、今回、町が示しました全床休床と、この改
革プラン策定業者が提案いたしました経営、病床機能についての比較検証をいたしたところござ
います。

そして第4回が8月28日に実施いたしまして、町政報告会におきます今後の高原病院の事業の在
り方についての町長の説明内容と方向性の選択について説明をいたしたところでございます。

以上のような案件を議題として取り上げたところございまして、またこのほか院内での経営管理
会議のほか、町長と院長による経営方針等の協議を3回実施いたしたところでございます。

そして、行革、町の行財政改革推進本部会議の方も3回実施いたしまして、病院職員の説明は正職
員が2回、そして会計年度任用職員に対しましても1回説明をいたしたところでございます。

以上のような会議を通して協議を行い、また意見交換を行ったところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

今ちょっと今後の在り方についての会議の議題の中で、病床機能の検証とかそういう話がありまし
たけれども、今後、何か病床機能の見直しとかを図る予定ってあるんですか。ちょっとその点をお
伺いたいなと思います。

○高原病院事務長（久徳信二君）

今回の経営強化プランの中において、この病床機能に対する役割とか、あと地域医療構想の中での
方向性とか、そういうのを決めることになっておりまして、そういう中で、プラン内において今
56床ございますけれども、それを今回の町の方が全床休床を提案されたということで、それに代
わるというか、病床をいかに残せばいいかという分について強化プラン策定の業者の方から提案を
いただいたものですから、それについての比較検証を行ったということでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

分かりました。その経営強化プランに至るまで、令和2年度まで運用されていた高原病院の新改革
プランというのがあったんですけれども、そのプランについて、経営効率化に係る計画目標値とそ
れに対する自己評価というものがずっと毎年度されてきたんですけれども、この結果は、令和3年

度以降空白期間になっていますけれども、そういう評価の結果がどのように生かされてきたかについて説明をお願いします。

○町長（高妻経信君）

この新改革プランでございますが、その中の自己評価におきまして、病院として最も重要であります常勤医師の確保が最重要課題として取り組むべき課題であるというのを認識いたしております。令和2年度には、元気化プロジェクト協議会におきまして、町の方針として、町民の方々に示すべき方針を形に残すというようなことが大切でありますことから、高原病院が取り組むべきことの方針としまして常勤医師の確保を明示したところであります。

現在、常勤医師が院長のみとなっているところでありますが、県のドクターバンクをはじめ様々な——失礼しました。県のドクターバンクを通じた医師確保や医師紹介をお願いいたしてきております。また、鹿児島大学からの医師派遣の継続、そして民間の医師派遣会社の紹介など、あらゆる手段を活用し、常勤医師の確保はもとよりであります、また非常勤医師の確保にも進めているところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

私は、先週の町政報告会に傍聴という形で参加していたのですが、要するに常勤医師の不足の解消というのは病院として存続できるか否かというところにかかってくるわけです。

話を聞いていると、退職される先生方、自分の御意思で退職される方もいれば定年で退職される方もいたという話で、病院自体の存続が危ぶまれるんだったら、私はいろいろな背景にあたる部分は置いといて、その病院に常勤医師としていていただくという選択も一つあるかなと思うんですよ。

町長、その際に、本人の退職の意向を尊重して引き止めはしなかったという説明をされていたんですけれども、やっぱりそれが正しい姿なのかというのは私疑問を感じるんです。

だから、結局その目の前にある、病院として存続できないという現実を目の前に見えていながら、それでも引き止めないという選択をされたのが私はちょっと不思議なんですけれども、そのあたり説明できればしていただきたいなと思いますけれども。

○町長（高妻経信君）

今年度の3月に2人の常勤医師が退職されたという町政報告会でもそういう説明をしてまいりました。私も直接お話を伺ったこともございます。やはり、これまでもそうでありましたけれども、この医師が退職をされるということは私が就任しましてからも数件ございました。やはりそれぞれの事情がありますと、その方を引き止めるといいますか、慰留することはできなかったのが現状と、やはりその事情がそれぞれ、退職あるいはそれぞれ事情が違いますけれども、そこをやはり結果的には受けざるを得なかったというような事情がございます。

○9番（陣圭介君）

あまり分からない、私の感覚にはそういうのはないんで、ちょっと分からなかった。まあしょうがないでしょう。そういう経緯だというのは理解しましたので、次に移ります。

今後でも現状でもいいんですけれども、病院事業に関する経営管理の主体についての考え方について、説明をお願いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

病院の経営管理の主体という御質問であります。

もう御案内のとおりでありますけれども、自治体病院の設置目的でございますが、地域において必要な医療提供体制を確保するということにあります。その中で、病院の事業経営に当たりましては、開設者や病院長などの経営責任者が明確な目的意識を持ち、病院内の医療スタッフや事務職員との共有が重要であると認識をいたしております。

その上で、病院と地方公共団体の長、高原病院の場合は私になりますが、そのほか議会、関係部局の間において地域医療の在り方や持続可能な病院経営について認識を共有し、医師確保対策や健康予防施策などを含めた効果的な連携を図っていくということが必要になってまいります。

このような中、地方公営企業法一部適用の、高原病院は一部適用でございますけれども、地方公共団体の長である私が開設者ということになりますので、病院経営の責任者ということになるわけですが、実際上は病院の管理者である院長をはじめ職員との信頼関係を築きながら、役割分担をしていくということが重要になってまいります。

いずれにしても、私といたしましては今申し上げましたように、経営責任者として明確な運営方法をお示しし、業務運営、業務改善をリードするなど、強いリーダーシップ、指導力を求められているというような認識をいたしております。

今般実施いたしました町政報告会においていただいた町民の皆様の御意見等を取りまとめ、できるだけ早い時期に今後の高原病院事業の方向性を決定をいたすことといたしております。

今後は、その方向性による経営管理について、これまで以上に現場との連携を密にし、経営責任者として経営感覚を持って責務を果たしてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

あのですね、ちょっと私の説明も悪かったんですけれども、設置者と管理者というのがいます。設置者が高原町長、管理者が病院の院長と。病院の院長は高原病院で医療提供する立場での病院全体の管理者という立場でいらっしゃるわけなんですけれども、だから今、高原病院に関連してその財政状況が逼迫しているという観点からすると、そういう経営に関することとか直接的な財政運営に関すること、病院の財政運営に関することをもう設置者の直轄にさせていただいて、財政当局が握っていただくような形を取れないかというふうな意図で私今回聞いているんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

病院経営を設置者が直轄で管理をするというような御質問でありました。

提案のありました、今提案がありましたけれども、今年度末までに策定をすることになっております。経営強化プランにおきましてガイドライン等も参考しながら、町がどの程度まで直活、どのぐ

らの割合を、人員も考えているかちょっと分かりませんが、そのガイドライン等も参考にしながら検討をしてみたいと考えております。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

またちょっと、詳細な考えが生まれてきたときに説明しますので、そのときは聞いてください。病院事業について質問を終わります。

続きまして、福祉行政につきまして、ケースワーカーとの情報共有に関してですが、福祉事務所との連携に関して、県の所管が多いんですけれども、そういうケースワーカーと本町担当課との情報共有について、現状の説明をお願いします。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

福祉事務所につきましては、都道府県及び市に設置が義務づけられており、本町における生活保護法等に関する事務所管につきましては、県の南部福祉こどもセンターが担っているところでございます。

このことから、町では病気や高齢、貧困等で生活に困っている方から相談を受けたときには、速やかに県に情報提供を行っているところでございます。

県におきましては、生活保護の申請を受けた後、地区担当員（ケースワーカー）が家庭訪問等をして、生活状況を聞いたり、保護決定に必要な調査を行うなどし、得られた情報については、町にも提供をいただいております。

また、生活保護現在の受給者につきましては、年2回以上の家庭訪問をケースワーカーの方がされておまして、変わったことがあれば、その都度情報提供を受けているところでございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

直接、本町の所管業務ではないので、情報共有という意味で今回質問していますけれども、今説明があった、年2回の訪問で十分に対象者のいろいろな課題を拾い上げられているかという点が非常に疑問で、そういった現状について、その適正について見解があればお答えいただきたいのですが。

○福祉課長（馬場倫代君）

先ほど申し上げました年2回というのが基本でありまして、そのケースによっては、3回、4回訪問されるということは伺っております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

分かりました。

次に移りますが、福祉行政に関して、県の所管業務に関し、対象者から町に相談があった場合、今回のケースもそうですけれども、そういった場合の対応について、現状説明をお願いします。

○福祉課長（馬場倫代君）

県の所管業務に関してということで、生活困窮に関する相談ということに限って説明をさせていただきますと、先ほども申し上げましたが、本人や家族等から生活困窮に関する相談があった場合には、各種支援制度、ほかの法律で対応できるような場合には、そちらを紹介すると。その一方で、県のほう、福祉事務所のほうに相談しながら、生活保護の受給申請につなげていると。

この申請を受けた後、県のほうは家庭訪問等をして、保護決定に必要な調査を行い、保護の可否を決定すると。こういう流れになっております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

今回質問している経緯は、担当課長が御存じなので、話がしやすいんですけども、県の担当者に対象者が相談しても、相談に乗ってくれなかったと。それをもって私に相談があったので、町ではどうなっているんだと。その現実を知っているのかという話を聞きに行ったところ、県の状況も分からない、その対象者の状況も分からない。県としてはその対象者を放つといて、言い方は悪いけど、ある意味放っている状態だったというところで今回聞いているんですけども、どうなんですかね。なかなか言いにくいところなんですけれども、救うべき方がちゃんと拾い切れていない気がして。町からちゃんと県に対して、こういった状況ですよという、ちょっとお尻をたたくような情報共有の仕方をしていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○福祉課長（馬場倫代君）

先ほど議員が使われた表現があれなんですけど、今回のようなケース、議員の方から相談を受けまして、本町としても状況を把握したところでございまして、その点につきましては、県の方にはお話はさせていただきましたし、それから以後の状況についても、こちらの方から県の方には情報提供をしているところです。

以上です。

○9番（陣圭介君）

最後になりますが、日常生活に関する課題について、そういう対象者から相談があった場合に、解決できる手段があるにもかかわらず、相談者に対してケースワーカーが解決不可能だというふうに回答して、相談者がどうしていいか分からない、困惑するという事例に私は遭遇しました。

本件について、年度替わりの職員の異動によって、ケースワーカーが交代して以降、7月まで対象者と一度も面談をすらししていなかった事例なんですけれども、町とも情報共有がはかれていなかったため、私が福祉事務所に出向いて話を聞くという状態になったわけなんですけれども、ケースワーカーが相談を受けても、機械的に所管業務に属していないからというふうにして、対象者に、できませんと機械的に答えたように感じました。

相談者に対しては対応策がある程度決まっているのでお手伝いをしたんですけども、福祉行政の在り方としてはこの状況は好ましいとは思えないんですよ。今後の方針について考えをお伺いしたいと思います。

○福祉課長（馬場倫代君）

御質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、現在、福祉事務所等におきましては、担当課においても情報共有、可能な限りしているところでございますが、今回御質問いただきましたケースにつきましては、福祉行政、在り方としてはあまり好ましくない事例であったかと思えます。

ただ、町といたしましては、生活困窮者の方等に対して機械的な対応にはならないように、関係機関との連携を密にしながら、セーフティーネットになるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○9番（陣圭介君）

はい、分かりました。福祉行政について質問を終わります。

続きまして、農業水利施設の整備についての質問です。

豪雨対策について、先般の台風により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

台風6号においては、並木区の一部において、用水路があふれ、床下浸水や土砂流入・流出等の被害が見られました。水路の途中に流木等が引っかかって、水路を塞いだことが主要な原因であるとされておりますけれども、一時的に想定以上に水量が増大したことで、予測し得なかった被害につながったのかと推測いたします。

担当職員さん方においては、地域を戸別訪問いただいて、聞き取りの作業を行っていただいたことで、感謝申し上げます。

戸別訪問に当たっては、水利組合の方とともに、一時的に私も同行いたしましたけれども、その際、今回のような被害を未然に防ぐためには、水利施設の途中に用水を逃がす経路の整備が必要であるとの御意見を賜っております。本件につき、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私の方で答弁をさせていただきます。

今回の台風6号により、高原、高千穂土地改良区の幹線水路があふれ、そのことによりまして床下浸水や宅地内への、道路等を経まして土砂の流入が発生をしたところであります。

今回の原因でございますけれども、陣議員も御承知のとおりでありますけれども、畜産試験場前の水路に流木が詰まったこと、これが一つの原因でもあります。また、用水路の分岐点に刈り取った草、木、そういったものが詰まったこと、こういったことが原因であります。その上に、線状降水帯の発生によりまして、これまでになく大雨になったこと、こういったものが要因として挙げられるのではないかと思います。

このような中、土地改良区の役員の皆さんが中心に、深夜になりまして危険な中、そういったものの撤去を行っていただいております。被害が広がらないような、このようなことでの対策を取っていただいたということで感謝を申し上げたいと思います。

また、市場の消防団にも、土のうの設置などによります宅地への水の流入防止に努めていただいたところであります。土砂などが宅地に堆積をいたしました方につきましては、自助努力による撤去をお願いをいたしましたところでございます。

そこで御質問がありました用水路の水を逃がす経路の整備、いわゆるバイパス等も含めてでありますけれども、高原、高千穂用水路につきまして、1号幹線水路、そして2号支線水路と、このような2系統がありまして、最終の流末は高崎川へ流入をしております。特に1号幹線水路は町の中心部を流れており、宅地等の雨水が短時間に集中して水路に流れ込むというようなこともあります。途中から出水をしておりますために、固定堰が水路断面を阻害しているというようなことでもあります。これまでに固定堰を自動の転倒ゲートに整備をしまして、円滑な取水、そして豪雨時にあふれない対策に努めてまいっております。

また、2号支線水路は、平成26年度に農業水利施設保全合理化事業にて、比較的水路断面がある都市下水路に流す方法として、用水系統のバイパス水路の検討を行っております。検討の結果でありますけれども、整備費用の試算額がその当時であります、約2億8,000万円から3億8,000万円程度必要であるというようなことになっております。

しかしながら、早急に整備をするには、国・県の補助事業が必須になりますことや、財政等を鑑みますと、現在でも整備に至っていないというような状況であります。今後、早急にできる対策として、今回、宅地等に流入した土砂などを防ぐための水路のかさ上げ工事を土地改良区が一部行う予定でございます。

このほか、土地改良区が大雨前の巡回確認をこれまで以上にきめ細かに行き、水路の異物などの除去を徹底していきたいというようなことも伺っております。

年々、今回のような豪雨が多発する中、被害を防ぐためにも、日常管理のみでは限界がありますことから、バイパス水路の整備事業の模索や、早急に実施可能な他の対策も視野に入れ、土地改良区と協議しながら、国県の事業の活用を検討して、水路の改修を図りたいというふうに考えているところでもあります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

地元の方、今回被害を受けた方からも、やはり恒久的な対策を講じてほしいという痛切な願いを受けておりますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

最後、住宅施策についてですけれども、住宅セーフティーネット制度の活用について、本件については、令和元年の9月に一般質問をしましたが、住宅セーフティーネット制度について改めて紹介いたします。

平成29年の10月25日から、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の推進に関する法律、いわゆる住宅セーフティーネット法が施行され、民間の空き家を対象とした新たな住宅セーフティーネット制度が開始されております。この制度は、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災

者世帯、低所得者世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度であって、国においては空き家対策支援メニューとして、専用住宅の改修に対する賃貸人への支援、低所得者の入居に対する支援がそれぞれメニュー化されているものです。

本制度の活用は、以前も申し上げましたが、公営住宅への入居を希望しない世帯や、所得要件で高齢住宅に入居できない子育て世帯をもカバーし得るものでありますが、今回はその後の進捗についてお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

住宅セーフティーネット制度は、公営住宅への入居を希望しない世帯や、所得要件により公営住宅に入居できない子育て世帯等をカバーし得る民間の賃貸住宅であると認識しております。

現在、町内では、登録されている賃貸住宅が2戸登録されているようです。しかしながら、進捗状況はなかなか進んでいない状況でございまして、県内でもなかなか、他の市町村も進んでいない状況でございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

そうすると、次の質問にあまり続かないんですけれども、答弁があれば答えてもらえれば構わないので。前回の質問以降、国交省においては様々な予算措置、令和3年度は補正予算で、家賃低廉化補助などの子育て世帯の対象の拡大、令和4年度は当初予算で、セーフティーネット登録住宅への住み換えの支援や改修費補助の拡充を行っており、令和5年度の当初予算では、セーフティーネット登録住宅への支援許可の予算措置を講じておりますけれども、検討はされていないということでしょうか。

その次ですが、この制度としての当局の受け止めってどうなんでしょうかね。活用の有効性というのがあるのかないのかというあたりを説明いただければと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

個人的意見で言いますと、都会的な部分については、結構この事業とかを活用しているところがございまして。先ほどちょっと言いましたけれども、宮崎県内では、県を含めて市町村どこも、この新しく拡充された部分について補助をやっているところはございません。だから、地域的なものもございまして、やはりそこは状況を見ながら、他の市町村との情報も入れながらやっていきたいと思っています。

そしてまた、高原町の場合、公営住宅においては、今、空き家が相当ありまして、そういう高齢者とか弱者ですね、そういう方は受け入れておりますので、民間までにそこまで負担を及ぶところが今のところではないのかなと、私的には考えているところでございます。

以上です。

○9番（陣圭介君）

はい、分かりました。ただ、公営住宅も大分老朽化しているところもあるので、そういった入居を希望されない方の受皿としての制度活用としては、まだ可能性あるのかなと思っていますので、採択に当たっては、他の課との連携も図っていただいて、検討をお願いしたいと思います。

最後ですが、公営住宅への指定管理者制度の導入なんですが、宮崎県とか宮崎市では既に導入がなされておりますけれども、本町における導入の可能性につき、見解をお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

はい、御質問にお答えします。

公営住宅の指定管理者制度の導入についてでございますが、県内市町村において、陣議員も言われました宮崎市のほか、延岡市、日向市、門川町が公営住宅への指定管理制度の導入を行っております。本町におきましては、現在45棟、206戸の公営住宅を管理いたしており——これは広原の町営住宅も含んでおります。現時点では制度の導入は考えておりませんが、導入に至るには職員の負担軽減への効果や、委託に係る費用面、住宅使用料の徴収率への影響、地元住民の雇用、そういうことの総合的に検討を行う必要があると考えております。

以上です。

○9番（陣圭介君）

分かりました。あらかじめも担当課長に資料を渡してあって、業者としても参入はしやすい。手を挙げるところがあるかどうかは分かりませんが、参入への壁というのはそんなに大きくないというふうな感じの資料になっていて、メリット、デメリットいろいろあると思うんですけども、引き続き可能であれば検討をお願いしたいなと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議事を継続します。

次に、4番、温水宜昭議員。

○4番（温水宜昭君）

〔登壇〕

それでは、さきに通告いたしました、令和5年度高原町市政報告会とインフラ整備の大きく2つのテーマで質問いたします。

まず、高妻町政になって初めての町政報告会を7月19日から9月3日までの22会場において長きにわたり実施され、町政運営に対する町民の様々なお声を直接お聴きになられたと思います。

そこで、まず1問目は、今回の報告会が町政運営への是非を問うための開催だったのか、町長のお考えをお聞かせください。

次に、報告会の成果をどのように捉えていらっしゃるのか。また、町民への報告をどのようになされるのかお伺いします。

3問目は、町長が報告された町立病院事業に対する考え方、町財政収支の見通し、財政状況の見える化等、あと学校建設、統廃合を含むの考え方、地域商社についてなどの取組について、町民の声を反映すべく、今後、方向性の変更をお考えか、また、最終判断をいつ頃どのようにお示しされるのかをお伺いします。

次に、インフラ整備についてお伺いします。

学校建設については、令和8年3月までの新校舎建設は難しいとのことでありましたが、統合は予定どおり令和8年4月から行われるなら、高原小・中学校校舎を利用されるお考えか。もしそうであれば高原小学校の中校舎は築60年と承知しており、改修等の必要性や今後の取組をお伺いし、壇上からの質問といたします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま温水議員から大きく2つの御質問をお受けしたところであります。

まず、インフラ整備の中の高原小学校についての現校舎の改修等につきまして、教育長をもって答弁をいたさせます。

まず、令和5年度町政報告会についての検証ということでお答えをさせていただきます。

まず、御質問の中に町政運営に対する是非を町民に問うものであったかというような御質問でございしますが、この報告会の中では、町立病院事業、財政収支の見通し、学校建設、統廃合についての考え方を中心にいわば、現在本町が抱えます重要な課題である内容につきまして、本町の現状をそのまま報告・説明をいたしまして、町民の皆様にもまず知っていただく、そして御理解を頂くことが重要と考えましたので、その内容について報告をさせていただきました。また、その説明を行いまして、私自身の考え方をお示しし、町民の皆様からの御意見・御要望等をお聴きする目的でもございました。

その成果についてでございますけれども、今回の報告会におきましては、非常に多くの皆様に御参加を頂きまして、多数の御意見等を頂きましたことはもちろん、地域の課題等につきましても改めて認識する、そういった機会にもなったところであります。このため、今回の報告会につきましては、今後、本町が歩んでいく新たな未来、まちづくりに向けて、大きな意義のある報告会であったものというふうに考えております。

質問の中で、町民の意見を反映した方針の変更、決定の時期、こういったものについての御質問にお答えいたします。

まず、町立病院事業につきましては、令和5年10月頃までの常勤医師の確保状況により、令和6年度より病院のまま全床を休床する、または一定の病床を減らし病院を継続する、あるいは有床診療所、無床診療所へ経営形態を見直すことを柱に、また、学校統廃合につきましては、教育委員会の高原町学校規模適正化基本方針に基づき、小学校4校を高原小学校に、中学校2校を高原中学

校に新たに統合し、実施時期を令和8年度とする。このことを柱に、町民の皆様に説明し御意見を伺ってまいりました。

まず、この説明をいたしました内容の考え方につきましては、私自身は変更するというような考えはございません。

今後、町政報告会での御意見を参考としまして、町立病院事業につきましては、関係者と協議も必要になってまいります。速やかに経営形態を決定いたし、また学校統廃合につきましては、統合に係るアンケートを町内小・中学校児童生徒及び来年度就学する幼児の保護者を対象に実施し、その結果に基づきまして最終的な方針を決定いたします。

決定の時期でございますけども、いずれも令和5年10月までに方針を決定し、地域の方々にはその方針につきまして10月中に各小学校区で御報告・説明を申し上げたいというふうに考えております。

以上であります。

次の御質問でございました、高原小学校の使用する使用期間というような御質問でございましたけども、現時点におきましては、これまで説明をしてまいりましたように、新校舎の建設についてはめどが立たない状況でありますので、高原小学校の校舎の使用期間につきましても、言及できないということを御理解頂きたいと思います。

以上であります。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

私からは高原小学校の改修等についての御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、学校統廃合、令和8年4月の予定であります、校舎としては既存の高原小学校、高原中学校を使うというふうにしております。

その場合、現在の高原小学校の校舎を使用する場合の改修の必要性についてであります、統合後に子供たちがよりよい環境で勉強に励めるよう、老朽化部分の改修・修繕等が必要になるというふうに考えております。

以上でございます。

〔降壇〕

○4番（温水宜昭君）

1問目の報告会の運営の是非を問うのかという質問に対して、町長のお考えは、今の町長のお考えを町民に示して、変更を伺うものではないということでしょうか。

すみません、再度質問いたします。

私は今回、町政報告会をされて、例えば具体的に言いますと、学校建設が厳しいので、例えば学校統合については延ばしますとか、そういう意味での報告会だったのかなというふうに理解はしておったんですけども、大まかな方針については変更は考えていないということでしょうかね。

○町長（高妻経信君）

まず、学校の統廃合につきましては、教育委員会が策定しておりました基本方針に基づきまして、令和8年度に新校舎建設は困難と。しかしながら、令和8年度の小・中学校のそれぞれの統合を進めたい、そういう説明をさせていただいております。また、病院につきましては、運営形態を3つのパターンで説明をまいりました。

町政報告会におきましては、このような説明をまいりましたので、そこで様々な御意見をお伺いをしてきたところでございます。そこで先ほど説明しましたように、10月中に最終的な判断、方針の決定をしたいということになります。ですので、私の考え方としましては、説明をした内容に対する町民の考え方の変更等とか、そういったものではないというふうな理解をいたしております。

○4番（温水宜昭君）

分かりました。報告について、10月中にということでありましたけれども、町民のお声を聴いた中で、大まかに4項目について再度お聴きになった上で、町長がどういうふうに判断をしましたということの報告でよろしいんですか。

○町長（高妻経信君）

そのような内容になります。

○4番（温水宜昭君）

次に、学校建設について、令和8年の3月までは厳しいということで、教育長のほうから現高原の小学校と中学校を使って統合は進めるという返事でありましたけれども、私が考えますに、高原小学校、先ほど壇上で申しましたけれども、中校舎については結構老朽化しているということでありましたので、老朽化している部分については改修等が必要であるという回答を頂きましたが、まだ具体的なものについては何ら検討はされていないということよろしいですか。

○町長（高妻経信君）

先ほど教育長が答弁をしましたように、令和8年度の統合に合わせて、やはり子供たちの教育環境を考えますと、当然安全性の確保そういったこと、そして子供たちが学びやすい環境、そういったものを考えますと、必要な分は当然改修をしたいというふうに私ども考えております。

以上であります。

○4番（温水宜昭君）

関連質問ですけども、検討委員会を一回されておまして、8月24日だったですかね、前回そういうお話を聞いたんですけども、検討委員会については実施をされたんですか。

○教育長（西田次良君）

当初は8月29日に予定しておりましたが、報告会が9月3日までということでありましたので、9月26日に延期をしているところで御案内申し上げます。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

統合自体の変更はないということですので、検討委員会はずっと進められていくことだと思います。

次に、庁舎についてお伺いしますが、昨日、郡山議員のほうからも質問があつて重複する部分がありますけれども、学校建設が延期ということになりまして、当初、私は令和元年のちょうど議会に出させてもらってから、庁舎が耐久性がないということで3回ぐらい質問もさせてもらいました。町長のお考えで学校統合を始めると、先に進めるということで、公の検討委員会もそういうふうに承認をされたんですけれども。既に今年で庁舎も50年の経過がたっておりまして、3階部分の天井やらも落ちてきたりとかも見受けられますけれども。

昨日の町長の御説明では、庁舎に切り替えるということでもないしというような返事を頂いたんですが、先を考えたときに、学校の建設を先延ばしにしたとして、何年後ぐらいを考えておられるのか。そして、その後、庁舎ということになると最低10年ぐらいはかかるのかなという、個人的には考えておりますけれども、その辺の判断を、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

役場庁舎についての御質問でございました。この件につきましてであります、公共施設等整備基本方針の中で、私としましては5つの公共施設の整備を優先をしていくと。その中で庁舎も当然入っておりますし、学校も入っております。その中で私は学校を先に進めるということで、これまで説明をしながら進めてきたところでございます。

そこで、今、温水議員から御質問がありましたけれども、統廃合後の校舎の建設は断念せざるを得ないというふうに、困難という判断をいたしましたところでございます。

そこで、この新庁舎といいますか庁舎についてでありますけれども、今回の議会でも御質問を頂いておりますが、現時点では、庁舎の建て替え等については困難であるというような答弁をいたしておりますが、しかしながら、小・中学校の統廃合につきまして、10月中に最終的な判断をいたします。それと併せまして、やはりこの庁舎について、当然ながら防災機能、それと昼間の職員も多数職務いたしております。それと、町民の方も多くの方が来庁される施設でもございます。そういった施設の安全性、これは一部耐震基準を満たしていないという場所等もあります。したがって、今後、庁舎のことについてどのように取り扱っていくかということに関しまして、統廃合の結論と併せまして、再度、早いうちに検討を進めたいというふうに考えております。

○4番（温水宜昭君）

私は令和3年の6月議会で庁舎について御質問をいたしましたけれども、町長は御存じかもしれませんが、この耐震の判定表というのがあるんですよ。御存じだと思いますけれども。耐震基準判定指数というのが0.7で、高原町の場合は構造耐震指標というのが0.3しかないということは、半分ぐらいなんです。

その基準を考えたときに0.6以上とか、0.3から0.6までとかというのがあるんですよ。そこについて私が懸念するのは、学校はすぐ耐震はされておるわけですけども、庁舎の場合は耐震をされていない。いつ大きな地震が来るかも分からない。来ないことを祈るんですけども、そういう場合に、例えば前、北陸の震災等で原発がやられました。今裁判にもなっておりますけれども、そのとき十何メートルのそういう津波が来るということは想定していなかったというようなコメントを

されていますけれども、町長のその責任を考えたときに、絶対来ないとは言えないわけですよ。こういう判定も出ているわけですから、もし何かあったときに、そこ辺を考えて判断をされているのか。もし私であれば、まずここを先にしてからというか、そういうふうに安全性を考えれば、そういうふうに考えたんですけども。この表やらを見ていらっしゃると思うんですけども、そこ辺も認識した上で判断をされたのか、お伺いをしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

庁舎の耐震度の調査ですけども、その当時行って、その結果についても承知いたしております。その調査で3階部分に一部耐震性がないと、そういった内容であったというふうに記憶いたしておりますが、今、温水議員からありましたように、私はその結果について認識をいたしておりました。その中で学校のほうを優先をするということにつきましては、公共施設等整備基本方針の中で、その中では新庁舎は建て替えるというふうに、いわゆる耐震から建設に切り替えた内容になっております。

そこで、今、温水議員から御質問がありましたけども、そしてまた先ほど私が答弁をいたしましたけども、学校については既存の校舎を利用するということを説明してまいりました。そして、10月中に最終的な判断をいたします。

そこで先ほど申しましたように、庁舎については、現時点では建て替えということは現実的ではないと私は考えておりますが。しかし、あらゆる方法をもって安全性の確保を図る手段は講じたい。これは早急に学校の統廃合の方針決定等はして、早急に始めたいと考えております。

○4番（温水宜昭君）

私が今までの流れをちょっと振り返ってみますと、ここの耐震に当初は3億円ぐらいで耐震ができる。そして、耐震判定をして6億4,000万円ぐらいがかかって、アスベストもあるということで多額の費用がかかるということで、令和元年の9月の全協で町長が建て替えの方針を示されたわけで、さすがだなというふうに私は素人目でもそういうふうに感じておったわけです。

今、県内においても、高原だけがなかなか耐震の庁舎ができていないということやらを考えれば、最優先課題はここかなというふうに私なりに判断をしたところでありますし、もし何か、これで見ますと構造耐震指標が0.3という数字が出ている以上は、もし何かあったときに、町長に全部責任が来るわけですし、議会もそういうのが分かっておって何も指摘もせんかったかと言われると思うんですよ。そういう部分を考えれば、早急にそういう部分のほうに取り組まれたほうがいいのかというふうに個人的にも考えましたし、私が令和3年の6月の一般質問の中でも、当時の回答では、3億円であれば耐震はできたんですけども、そういうアスベストやらそういうのが出て6億何ぼになったからという判断をされて、ちょうど町長も引継ぎの新しく町長になられた年ぐらいからのことだと思いますけども、以前の経緯もあると思うんですけども、そこ辺を考えたときは、そういうものも念頭に置いてもらっておったほうがいいのか。そして、町民も何で役場ばかりよかふうにならないかんとかという声もあるというの聞いていますけれども、公共の中心的なものを考えれ

ば、ここが一番かなというふうには考えておりますので、答弁はよろしいですけども、そういうものを念頭に置いていただいて、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

答弁は要らん。よかです。

次に、公営住宅についてお伺いします。

全協等で様々な公営住宅の状態は報告は受けておりますけれども、再度お伺いします。公営住宅の今の利用状況を教えてください。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

令和5年8月末時点でございますけれども、管理戸数206戸に対しまして、入居者数158戸の入居率76.7%となっております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

公営住宅も老朽化してきているわけですけども、二葉団地の建て替えということで解体はされて、今更地の状態でありますけれども、これだけ今財政的なものが厳しいということになれば、やはり建て替えとかその部分にはなかなか厳しいのかなというふうな感じはしております。

今入居が158戸ということでありましたので、維持管理も当然毎年使われていっていると思うんですけども、そこ辺で、今の入居の賃料とかそういう部分で、維持管理等については賄っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

今、年間に維持費は400万円ほど予算を計上しておりますが、今回9月補正におきまして、100万円追加補正をお願いしようと思っております。

実際、本町の公営住宅においては老朽化が進んでおりまして、特に言われた二葉町団地、柳町団地においては耐用年数を経過しており、修繕必要箇所が増加していることから、空き家となった棟から随時解体を行い、将来に向けて土地を有効活用できるように対応いたしております。先ほど言われました二葉町団地も昨年壊しまして、また、壊していきたいんですけど、予算の関係もありますので、今のところはまだ置いた状態があります。

また、今年度は公営住宅の長寿命化計画の見直しを行う予定でありまして、今後の利用状況を見ながら、将来的に入居者の集約化を図り、計画を基に棟単位での改修工事を効率よく行うことが必要と考えております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

先ほど陣議員からも指定管理等のお話もございましたけれども、公営住宅の入居に国は保証人が必要ということで上げられて、それをされていないところが多いというふうに聞きますけれども、本町の状況を教えてください。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

本町においては、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえ、保証人を確保することが困難となることが懸念されますことから、令和2年度より公営住宅の入居に際し、連帯保証人は不要としております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

連帯保証人が不要になった場合に、家賃の収入とかその辺に影響はありませんか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

現在においては、遅れる方はいらっしゃるんですけど、未納というのはだんだん少なくなってきましたので、そこは考えなくていいのかなというふうに考えております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

入られておられる方が弱者といいですか、そういう高齢者等もいらっしゃいますので、行政からすればやはりそういう人たちを助けるという意味からは、公営住宅は必要なのかなというふうに考えておりますけれども。ただ、家賃収入なんかが取れないとか、そこ辺になってきたとき、やっぱり職員さんたちもなかなか大変だろうと思いますので、その辺を勘案して進めていただければいいと思います。ありがとうございます。

次に、道路整備について伺います。

この前、町政報告で私の地区でございましたけれども、県道有水・高原線の道路改良について要望等の声も上がりましたが、県道の進捗状況と、あと県との連携について伺いをしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

県道有水・高原線につきましては、現在、木場谷地区の道路改良事業に着手しており、令和4年度に測量設計業務が完了しております。これはちょうど小久保製材所から木場谷の田んぼの手前までになります。ここについては、歩道設置及び2車線化の一応事業になります。

今年度につきましては、地元説明会を開催する予定とのことでございます。地元説明会で関係者、地権者等からの同意が得られれば、その後引き続き用地買収、補償等に進んでいくものと思われます。今年の予算も5,000万円ほどついておりますので、用地及び補償が入っていくのかなというふうに考えております。この路線が終われば、また引き続き要望はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（温水宜昭君）

後川内地区も令和8年の4月から学校統合という考え方で町の方針もあらわれるようですので、中学校においては自転車での走行とかその辺も考えられますので、町が行われる事業じゃございませんけれども、町として県のほうへも強く要望をしていただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

有水・高原線、県道でありますけども、今温水議員から県への要望ということもありまして、8月21日に町のほうから県知事あるいは県庁の各部に要望を行う中で、この県道有水・高原線につきましても、早急な改良につきまして、知事にも直接お願いをしました。その中で、県土整備部からも、ただいま担当課長が説明しましたような内容をお聞きすることができました。

今後、事業が進んでまいりますので、そこになりますと町のほうとしては地権者等との調整等、そういった役割を果たしながら、早期の改良を図ってまいりたいと考えております。

○4番（温水宜昭君）

心強い回答を頂きましたので、今後よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、昨年の台風等で町道等が大分被害を受けたわけですけども、町道あるいは農道等の整備状況についてお伺いをしたいと思います。そして、その後、終わっていないところがあれば今後どうするのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

今言われたのは、災害箇所の復旧ということですのでよろしいですかね。まず、令和4年度災害の繰越分でございますけれども、河川災1か所、道路災6か所のうち河川災1か所、道路災3か所につきましては、工事が完了いたしております。未完成箇所の道路災3か所のうち、小岩屋・高崎線、地藏原・大久保線につきましては、9月末完了予定となっております。常盤台・水源地につきましては、水道のほうの工事とのり面工事との兼ね合いもありますことから、令和5年度末の完成予定となっております。

また、次に今年度の災害復旧についてでございますけれど、今年7月の梅雨前線豪雨による道路被害1か所、中入木6号線のことでございますけど、あと台風6号による道路被害、現時点で9か所でございますが、うち数箇所につきましては被害規模が大きく、この前説明しましたように、測量設計、工法検討に相当な時間を要すると想定いたしております。

現時点では、災害査定の具体的な日程はまだ決まっておりませんが、年内の受検に向けて、測量設計等の準備を進めているところでございます。

以上です。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

農畜産振興関係ですので、農道について回答いたします。

令和4年度の農道の災害については全部終了しております。今回の台風6号、そして梅雨前線豪雨での農道被害ですけども、まず梅雨前線豪雨の農道被害は2か所、台風6号による農道被害は8か所でございます。

なお、梅雨前線豪雨による災害査定は10月2日の週で受検予定であります。また、台風6号に係る災害査定は11月中旬の予定でございます。

なお、年度内完成に向けて、次年度の作付に間に合うように各種の作業を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

実は災害でうちの地区も3か所ぐらい、町道やらが災害を受けたわけですけども、災害査定を受けて完了までに1年近くかかるわけですけども、私の提案として、この前建設水道課長さんが災害査定を受けてとかという流れをお示しいただいたんですけども、結局、補助が確定せんと工事が着工ができないということでありましたけれども、私自身は例えば災害の測量等がもし終われば、例えば5億円ぐらいかかるということであれば、一旦町がそういう部分を災害に立て替えて、そして国の補助が下りた分を頂くというようなことはできないのか。陣議員の話で財政調整基金とかという話もありましたけれども、そういう部分を有効に使って、そういう工期の短縮とかそういう部分にはできないのかなというふうに考えておりますけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

今御質問のお話が、私も町村会の会議とか、よく最近出ている話でありまして、災害が頻発しております。その中でやはり災害査定までの期間、そして査定を受けてから復旧工事に着手できる期間が長いと。そこを短縮できないかというような、そういった要望も国のほうには町村会としても上げておりまして、そこを一定の要件がある災害箇所については、2段階で査定を行うというような方法もあるようでございますけども。ただ、まだそれが制度的にどの災害にも適用されるという、そこまでは及んでいないということがあります。

ですので、この前も高原町にも国会議員の先生が現地に見えましたが、やはりその際にも、災害復旧事業の制度といたしますか、査定との関係。早期復旧を地元としてはしたいのに、そういうのに期間がかかると。そういった要望は、今申したように、町としても、あるいは町村会としても、国のほうに強くお願いをしている状況ではあります。

○4番（温水宜昭君）

今町長が答弁されたことについては、災害査定してその期間を短くできんかという話だと思うんですけども。私が申し上げたのは、結局国が災害査定をするまでの期間とか工事の期間を考えたときに、ある程度設計でこの工事が1億円ぐらいかかるということであれば、一旦、補助は別として、町が例えば立て替えるといったらおかしいですけど、そういう方法はできないのかという質問をさせてもらったんですけど。担当課長なり、財政的にそういうものがもし可能なかということでお答えを頂ければ。

○町長（高妻経信君）

先ほど私が2段階査定というものをちょっと話しましたが、今、温水議員がおっしゃるように、2段階査定ですので、1回査定をして、そして本格的な査定はまた後で行う。これは、仮査定を行

って早く現場に着工できるという仕組みのものであります。支払いについては、当然ながらその自治体で一時立替えということになろうかと思います。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

まず、応急本工事とか応急仮工事。今回の旭台においては仮設道路を造ると。そういうのに関しましては早期に着工ができます。そして、土砂を撤去すれば道路が通れるという応急本工事。これは町の予算の中でまずして、その後補助をもらったときに変えるというやつをやっていますので、今回、全面通行止めとなるような場所というのは、なかなかそういうのはできないんですけど、迂回路ができる、もしくは仮の道路ができる、そういうところはそういう形で早急にやっている状況でございます。ただ、地蔵原に関しましては、そういうとこができなかったものですから、なかなか通行止めが長くなったという状況でございます。

以上です。

○総務課長（末永恵治君）

財政のほうから言わせていただければ、災害査定前に補助金が幾ら決定しているか分からない状況で町が立て替えると、その分入ってこない可能性もあります。そして、工事が完了すると、支払遅延防止法の絡みで、工事だと40日以内に支払わなきゃなりませんので、その間、町が立て替えなきゃなりません。ですから、なかなか資金繰りの関係で事前に立て替えというのはちょっと厳しいのではないかなというふうに考えております。

○4番（温水宜昭君）

私なりに住民の方々の声をお聴きしますと、先ほど建設水道課長がおっしゃられたように、生活道路ですから、できれば早くというのはみんな思うわけですし、何かそういう方法があれば、検討ができるものであれば、今後の方向で検討していただきたいというのがありましたので。できないのであれば、もう少し知恵を絞っていただいて、なるべく住民の負託に応えられるようにしていただきたいと思います。

次に、最後の質問になりますけれども、高原のインフラ整備についてでありますけれども、平成13年か14年ぐらいにはほえみ館と霧島団地を造られて、その後、高原病院が平成17年から19年に増築なり新築されておりますけれども、それ以降、公共的なインフラ整備は、正直いってされていないんですよ。だから逆に言って、何もせんに財政が厳しいというのもどうなのかなと個人的には思っておるんですけれども。やはりこのインフラ整備も公共施設の管理とか計画の中では、平成27年と29年ですか、公共施設等の管理計画の概要で、その次も更新はされていると思いますけれども、今の状態であれば、なかなか高原町で公共施設のインフラは厳しいのかなというふうに考えておりますけれども、今後いろんな部署、中央公民館とか体育館とか保育所とかその辺を考えたとき、とてもできるような状態にはないのかなというふうに考えますけれども、町長がその辺のお考えがあればお聞かせください。

○町長（高妻経信君）

ただいま温水議員の御指摘のとおり、特に建物の公共施設、そしてまた道路、橋梁、こういったインフラ全体につきまして、本町ではどの施設も老朽化が進行をしております。そういった中で耐震補強、改築補修といった整備が必要になってきております。これには多額の費用も必要となっておりまして、今後管理方針といたしましては、町民の皆様方の御理解と御協力を得ながら、町財政の立て直しを図りながら、計画的に整備充実を図りながら、適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えます。

以上であります。

○4 番（温水宜昭君）

今後の計画も大変でしょうけども、そういう部分でも町長が先頭に立っていただいて、様々なインフラ整備等にも御尽力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

昼食のため1時15分まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

次に、6 番、外村仁議員。

○6 番（外村仁君）

〔登壇〕

通告書に従いまして質問いたします。

本町が抱える様々な問題を解消するために、幅広い意見を集約し、そして責任感を持って迅速に決断、実行することが求められていると考えます。以上を踏まえ、私からの質問は大きく4つあります。

壇上では、1つ目の町政報告会の結果についての質問を行います。

出席者の総人数及び町民全体、また、有権者の何割が出席者したのか。また、校区ごとの出席人数と何割が出席したのかを伺います。

次に、報告会において町政に反映可能な意見はあったのかを伺います。ある場合は、代表的な意見について伺います。

最後に、町民の意見を反映した方針の変更や決定の時期について伺います。9月3日にて町政報告会が終了しており、早い段階で方針を決める必要があると考えますので、方針決定の具体的な期日を伺います。壇上での質問は以上とし、2つ目の町財政に対する町長の考え方について、3つ目の町の情報発信について、4つ目の農業関連施策については自席にて質問いたしますが、2つ目の町財政に対する町長の考え方についての質問の順番を変更し、最後に質問することとします。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

外村議員からは、通告では大きく4つの御質問をお受けいたしております。

ただいま壇上からありました質問に、まずは答弁をさせていただきます。

町政報告会の結果についての御質問でございました。まず、1つ目でございました出席者の状況でございます。22会場におきまして、合計910名の参加をいただきました。これは、令和5年9月1日現在の本町の現住人口であります8,191人の11.11%に当たります。また、本町の18歳未満の人口を差し引きました人口からしますと、18歳以上の町民でございますけれども、出席の割合が12.88%となります。この件につきましては、以上でございます。

次に、町政に反映可能な意見があったかについてでございます。

非常に多くの御意見を賜ったところでございました。この中には、今回の説明をしました課題に対する御意見等はもとより、様々な御意見を出していただきまして、今後の町政運営に参考となるものもございました。

例えば申し上げますと、若者が住みやすいまちづくりや税收確保、ふるさと納税に加え、観光・物産品の強化、そして本町の公・私的施設を問わず、有名な方を誘致してはどうかというような意見も伺ったところでございます。

そのほか、私が感じましたのは、やはりこの特産品開発に向けた御意見が数件あったということ、それと町からの情報発信、提供が不足しているのではないかとというような声も聞きました。

また、町の職員に対する厳しい御意見等も賜ったところでございます。また、敬老の日を控えまして、本町の敬老会の在り方に対する御質問をいただきました。これら、私もいずれもすぐに検討し、実行できるものはしたいと考えております。

その中で、上町児童公園の質問がございましたけれども、いわゆる公園内に草が繁茂していると。これにつきましても翌日から職員が草刈り等を行い、すぐに対応をさせていただきました。

また、職員に対する過去の不祥事等を踏まえた御意見につきましては、課長会を通じまして職員にこのような意見が出されているということを報告させていただいたところでございます。

このほか、台風6号に係る災害対応についての御意見が、特に、今回災害が発生した地域で多く出されました。今後、具体的な検討が必要な御意見もございましたが、今後精査しまして、町民の声を町政に反映できるように取り組んでまいります。

3つ目でございますが、町民の意見を反映した方針の変更や決定の時期というような御質問でございました。これは午前中、温水議員の御質問にお答えしましたけれども、今回この説明しました内容の考え方につきましては、変更することはございません。今後、町政報告会での御意見を参考としまして、町立病院事業につきましては関係者と協議を行い、速やかに経営形態を決定いたします。また、学校統廃合につきまして、学校統合に係るアンケートを町内の小中学校児童生徒及び来年就学する児童の保護者を対象に実施し、その結果も踏まえまして、最終的な方針を決定いたします。この時期についてでございますけれども、現時点では、令和5年の10月までに方針を決定したいと考えます。そして、その後に当然、議会にも説明をさせていただきます。その後、地域の方々に

方針につきまして、10月中に各小学校区4校区におきまして説明、御報告をしたいと考えているところでございます。

以上であります。

〔降壇〕

○6番（外村仁君）

多くの方に出席いただいたと前から言われているんですけれども、今、数字を聞いた限りでは町民全体の1割強しか出席されておりません。このような報告会に出れば3割とか4割ぐらいの方に出席いただかないと町民の理解を得られたという考えにはならないのかなと私は思っています。

出席いただいた町民の方は、町の現状とか未来について憂慮しているから出席していると思うんですが、残り8割以上の町民の方へ町財政の現状とか未来についてどうやって周知徹底を行うのかをまずは伺います。

○町長（高妻経信君）

今回の町政報告会を経まして、先ほど答弁いたしましたけれども、方針決定をし、直接内容について町民に説明をする場を設けたいと考えます。

しかし、今、議員の御指摘がありましたけれども、そのほかに情報を私の決定した内容については、ほかの媒体を通じまして当然町民に報告をする必要があるかと思えます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

ほかの媒体とは具体的にどのような媒体でしょうか。

○町長（高妻経信君）

今後進めてまいりますけれども、例えば、町の区長会を通じて町民の皆様方に報告、そういったものを、それと町のホームページ、こういったものを通じまして、お知らせをしたいと考えます。

○6番（外村仁君）

私の感覚で言うとそういうホームページとか区長会からの回覧であったりとか、あまり見ていない人が多いと思うんですけれども、その辺の方に見てもらうようにするために何か考えていらっしゃるのか伺います。

○町長（高妻経信君）

そうですね、私も今回の町政報告会で説明した内容は町にとって非常に重要な課題であると認識しております。したがって、その方針決定については、当然、広く町民の方にお知らせをしなければならないと思っております。ですので、先ほど申し上げました小中学校の保護者等については、またアンケートなども実施する予定にしておりますし、また、そういった町の広報とか、あるいは町のホームページとか、なかなかそういうもので情報を得にくい方もいらっしゃるかもしれません。そこは何とか工夫をして広く情報が伝わるように考えたいと思えます。

○6番（外村仁君）

今この場合でアイデアは出ないので、広報するためにいろいろ案を出していただきたいと思います。

次に、アンケートを実施すると言っているのですが、保護者の皆さんに、それはいつ頃アンケートを実施する予定でしょうか。

○町長（高妻経信君）

アンケートの時期についてであります、来週の初めには子供を通じて保護者に行き渡るように配布する予定であります。

○6番（外村仁君）

では、アンケート結果を取りまとめるのはいつでしょうか。

○町長（高妻経信君）

10月中に方針決定をすると申し上げておりますので、その時期には当然アンケートを集約したいと考えております。

○6番（外村仁君）

それまでにとかじゃなくて、いつ、何日までにというのを聞きたいのですが、どうでしょう。

○町長（高妻経信君）

アンケートについては9月中に回収をし、内容についての集約を行います。

○6番（外村仁君）

そもそも論なんですけど、そのアンケートに関しては、もっと早めにできなかったのかという疑問があるんですけど、その辺はアンケートを取ろうというのはいつ頃決まったのですか。

○町長（高妻経信君）

このアンケートにつきましては1度、教育委員会で取ったことがありました。今回のアンケートはこの町政報告会が終わったと、このタイミングで、今回の冒頭で地域の方にも同じような説明をした中で、改めて今回報告会を終えてアンケートを取るというようなことにしたところであります。

○6番（外村仁君）

何か二度手間だと思うんですけど、町政報告会の時点でアンケートの用紙を配ればよかったのかなと私は思うんです。その点に関しては何も考えられていなかったのかというところを教えてください。

○町長（高妻経信君）

今回行いますアンケートは保護者を対象にしたアンケートに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、学校などを通じて、あるいは保育所等を通じて配布をしたいと考えております。

○6番（外村仁君）

アンケートについては分かりました。

9月中に結果を集計するという、10月までに方針を決定するという、これは9月中に方針を決定するという意味で捉えてよろしいですか。

○町長（高妻経信君）

今回、整理しますと、まずアンケートを9月中に集約したいということ、そして、議会のほうにこの内容について、方針の内容について説明をしたいと考えておりますので、そこからの、日程はま

だ調整をしておりませんけれども、当然ながら早い時期にそういうような説明の場を持ちたいと考えております。

○6番（外村仁君）

前々から思っているんですけども、早い時期にとか早急にとかいう文言でいろいろ説明されるんですけど、その言葉で、じゃあ、いつやるのというのが全く分からなくて、私としてはもう期日をここで決める、この日までにやりますと言っていて、それに向けて周りの人にも動いてもらうというのが町長のあるべき姿だったかなとは私は思っているんですけど、その件に関してはどう思いますか。

○町長（高妻経信君）

今回の方針決定の説明については、病院を同時に行いたいと思っております。この病院につきましては、西諸地域の医療圏との調整、あるいはこの西諸地域での2市との調整、こういったことも日程の中で今後調整をしてみますので、そういった確定した日程が決まり次第、当然、議会のほうの説明日程もお願いをしてみますので、早急に具体的に決定をしたいと考えます。

○6番（外村仁君）

それでは、10月中には何かしらの回答があって、11月にずれ込むことはないと考えておいてよろしいですか。

○町長（高妻経信君）

10月中にそういう説明し、そしてまた町民の皆様方に理解を得られる場をつくりたいと、でないとこれまで説明してまいりましたように、病院の10月頃までに医師の確保がどうであるとか、あるいは病院の規模縮小をする場合に当然必要な期間も出てまいりますので、私としては10月中にはそういった、今、私が答弁しました内容については10月中に確実に終わらすというふうに考えております。

○6番（外村仁君）

今、医師の確保とおっしゃられてちょっと後で質問しようと思っていたんですが、先に聞きますが、医師の確保のめどは立ったのでしょうか。

○町長（高妻経信君）

現在、接触を続けている医師がおりますので、その結果についても、今申し上げましたように10月に間に合うのかどうか、そこはまだ確定しておりませんけれども、当然その時期に確保できるという返事が、説明ができるようには努力をいたします。この場では確保できたという御返事はまだできないので、そこは御理解いただきたいと思います。今、接触を続けて努力をしているということであります。

○6番（外村仁君）

医師の確保については努力をしておりますというよりは、めどが立ったか立っていないかだけお答えいただきかったんですけど、9月の今の段階でめどが立たないのであれば、もうちょっと早めに動くことはできないのかなという感じがしますが、どうでしょう。

○町長（高妻経信君）

私自身も今接触をしている医師との確認が9月中にできるというような努力をしております。しかしながら、今日この時点ではまだそういったお返事や明確な答弁ができないということは、もう御理解いただきたいと思います。

○6番（外村仁君）

分かりました。

町政報告会において、町民へ御理解と御協力をお願いしますとおっしゃっていたんですが、御協力とは具体的にどういう協力をすれば町民の方はいいんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

今回、説明をして、最後にそういった御理解、御協力というような確かに言葉を使ったと思います。私の挨拶の中で、説明の中で最後に締める言葉でよく使われるわけですがけれども、今回、特に病院、学校にしても、そういった今後方針を決定する、言わばこの具体的な内容を説明させていただきましたので、当然、今後、そういった内容について、私の方針について、御理解、御協力をいただきたいというのは私としては当然の言い方というか気持ちで、そういうふうな説明をしたところであります。

○6番（外村仁君）

私も協力と言われても具体的に何をすればいいかよく分からないところがあるので、これは何か考えていращやるのかなと思って聞いたところであります。

先日、報告会に参加させていただいたときに、地元の、町長は昔、会計課長を3年間されていて町財政についてよく知っていたというのを聞きまして、町財政についてよく知っていたのであれば、ここまで財政が悪くなる前に町長という立場で決断とか実行が早めにできたのではないかと思うんですけど、今回の報告会に関しても町財政のデータを出しただけで、じゃあ、こうしますというのが特になくて、町民はそれを聞いてどうすればいいのというのがいまいち分からないと思うんです。なので、町財政についてよく知っているのであれば、いろいろな収支のパターンを検証して、じゃあこれでいきますというのはなぜ言えなかったのかというところがちょっと疑問に思ったので、聞いてよろしいですか。

○町長（高妻経信君）

今回の町政報告会では現状をまず、過去を含めてですけど、令和3年度からの資料で説明をいたしました。これは令和3年度、4年度の決算を含めた将来に向けての収支見通しということで説明いたしましたけれども、今回お示しした資料については、現状をまず町民の皆様方に知っていただきたいということ、そして現状の財政運営を行った場合に財政状況がなお厳しくなると。したがって、その中で収支見通しは2枚目でございますけれども、これが今後、行財政改革を徹底して進めていくと。この中で本町の財政状況を改善する努力をしていくというような説明をしました。当然、この行財政改革の推進計画を早期に策定を終わらなければならないわけですがけれども、それに合わせて、今回の町政報告会を踏まえた財政収支見通しは、その時点、その時点で作ってまいりま

すので、それも当然、町民の皆様、議会にもまた改めてお示しをしなければならないと考えております。

○6番（外村仁君）

私の質問に回答されているようで回答していないんですけど、なぜ、報告会でこういう財政のパターンを何個か説明されて、これにしますというのを決められないのかというのを聞きたいんですけど。

○町長（高妻経信君）

財政収支見通しを、2枚目のほうです、これが行財政改革の7つの目標を今回の推進計画でそこに入れ込んで、それで財政運営をやっていくという見込みをしておりましたので、当然現状としてはその資料の2枚目にありました財政収支見通しで進めていくと、ただ、まだその中では病院の方針決定が、その中では場所を入院を休止した場合の想定でしか作っておりませんでしたので、今後は病院の方針決定等を踏まえた、また新たな、より精度の高いものを作成してお示しをするということになるかと思えます。

○6番（外村仁君）

いろいろ書かれているんですけど、その中でもこの場合はこのパターンでいけますというのを一応説明しないと、じゃあこんな感じになりますで、じゃあ、もうちょっと10月の状況でどうなるか分かりませんでしたら、ちょっと町民のほうも理解ができないと思うんですけど。

○町長（高妻経信君）

ですので、今後、町民の皆様方に説明をしていく中では、今、外村議員からありましたようにその時点での今後の財政運営についてのこの考え方を当然示さなければならないと思っております。

○6番（外村仁君）

この件については以上として、次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問を最後に行いますので、3つ目の町の情報発信について伺いたいと思います。

まずは、役場正面入口横に掲示板があると思うんですが、その掲示板の町民の利用状況について伺います。

○総務課長（末永恵治君）

まずは、御質問の掲示板の設置目的、役割について御説明いたしますが、条例や規則等が成立したことを公表して一般の人が知ることのできる状態に置く公布、あと、特定の事項を不特定多数の人に知らせる告示、そして特定の事項を広く利害関係者や一般の方に知らせる公告などの行政行為を行うために設置してありますので、簡単に申し上げますと、一般的なお知らせや掲示板といった類のものではなく、町が住民に発表する公式の報告書等を掲示する場でありまして、国の官報等に似たものであるというふうに捉えていただきたいと思います。

ですから、住民の利用状況とかいうのは、そういう人数については管理しておりませんので、またその必要もないというふうに考えております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

私も実はそのように思っていて、入口横に立ち止まってそれを見ている人を私は一人も見ることがなく、これに関しては法律とか条文でそうすることというのが決まっていると思うんで、これに関しては以上でいいんですが、その次です。その掲示物についてホームページに全て掲載しているかを伺います。

○総務課長（末永恵治君）

先ほどもお答えいたしましたけれども、行政行為ですので条例等が成立すればホームページの例規集のほうに直後、何か月か後に掲載されることになりますので、そういったものに変わってきます。また、そのホームページに掲載する、例えば職員の採用試験の可否とかというのはホームページに掲載しますけれども、それぞれの担当課長の判断で処理いたしております、というところでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

今の答弁ですと、掲載されているものと掲載されていないものがあるという理解になるんですが、それでいいですか。

○総務課長（末永恵治君）

そのように理解されて構いません。

○6番（外村仁君）

その掲載しなくてもいいという判断をその担当課長がするということが、まず、どうかと思うんですが、その入口横に貼り付けているのであれば、広く町民に公布とか告示とかするのであれば、ホームページにも同じ内容を全て載せるべきだと私は思うんですけど、その辺をしようという検討はされているのでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

先ほども議員がおっしゃいましたけれども、法律によって公表するとかいうものについてはホームページに掲載しておりますけれども、そうでないものもございますので、ホームページに広く掲載できないもの、そして広く掲載できないものも行政行為として個人名が分かるものもあつたりしますので、それはホームページに載せられませんので、そういう類があることは御理解いただきたいと思います。

○6番（外村仁君）

ちょっと掲載の要・不要の判断の仕方がちょっといまいち分からないんですけど、個人名が入っているとかいうのは掲載できないのは分かるんですが、その個人名を伏せた状態で掲載するとかいうこともできないということなんでしょうか。

○総務課長（末永恵治君）

法律等により公表するとなっているものはホームページに載せておりますけれども、それでそうでないものは載せておりませんので御理解いただきたいと思います。

○6番（外村仁君）

どう言ってもいいかわかりませんが、法律にあるから載せていて、法律にないから載せていないというのは、情報の広く周知させるという意味ではそこは町のほうで条例なりなんなりつくって載せられないもの以外は全て載せるようにということにしたほうがいいと私は思いますので、それだけ申し伝えます。

その載せた書類というか掲示物について、現在のホームページでPDFデータをそのまま掲載して閲覧者にダウンロードさせるようにしているんですが、ダウンロードするという作業が面倒くさくて、そこまで行ってもうダウンロードしなくていいやみたいな感じになったりもするんです。なので、PDFデータをそのままではなくて、文章を画像データにして、画像データか直接ページに書き込むかして、ページを開いたらその場でばっと読めるようにして、PDFデータはそれを欲しい人がダウンロードできるというふうに変更はできないでしょうか。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

ものによっては、やはり現在のホームページはパソコンで見たり、スマホで見たりできる状態となっております。文書とか物によってはやっぱりスマホですとやっぱり小さいものもあると考えております。

御指摘のように、やはり一度ダウンロードすると、止まるとやはりちょっと壁があるというか、議員がおっしゃるようにちょっと面倒くさいという部分はあろうかと思っておりますので、物によっては極力そのようにできるものはするように職員に周知したいと思います。

○6番（外村仁君）

百何ページとかいうのをページに載せるのは現実的にちょっと面倒くさいと思うので、一、二ページとか、あっても10ページぐらいのものは極力ページを開いたらその場でばっと読めるようにしていただきたいと思います。

以上です。

続いて、ホームページの管理者について伺います。

現在のホームページの管理、更新の行い方はどうなっているのかを伺います。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

本町のホームページなんですけれども管理と運用の体制です。システムの管理、あと総括的内容の点検は総合政策課で行っている状況でございます。そして、ホームページの更新とか掲載内容のチェック等につきましては、情報の更新を行います担当課において行っております。

この管理体制につきましては、平成31年3月から開始いたしております。それ以前は、情報の所管担当課において内容をチェックしまして、変更などがある場合は決裁を取った上でホームページの運用管理者であるシステム管理者が内容の更新を行っておりました。しかしながら、その方法ですとやっぱり一括でやるよりもちょっと遅くなったりとか、情報の更新、差し替えとか、そういつ

たものがあつたときにちょっと小回りが利かない部分があつたものですから、そういったところで情報の迅速さを優先したいと、そういった意味で、そういった見方でいくと情報の更新を迅速にしたいというのと、公開発信が効果的な公開発信が求められていると考えておりますので、ホームページを運用する総合政策課以外の職員でも更新ができる簡単なシステムに今なっているものですから、システムエンジニア的なそのコンピュータ言語を扱うとか、そういうものでもございませんので、情報の更新は情報更新、情報を所管する担当課において行っている状況でございます。

今後も常に利用者の視点に立ちながら迅速に対応を行っていきたいと考えておりまして、全職員、改めてその意識を持って取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○6番（外村仁君）

そのような管理をしていると、6月の定例会に山下議員より同様の質問があつたときにそのような回答をされていたのを聞いたんですが、それだとやっぱり担当課ごとだと課によって更新頻度が、頻度というか新しい情報に更新されるというのを、ちょっと遅れたり、課によってすぐ更新されたり、また別の課では幾ら待っても更新されなかったりということが起こり得ると思うんですけど、そこに対して何か対策とかはされていますか。

○総合政策課長（横田秀二君）

お答えします。

課によって情報の更新に差がある、職員によって差があるというところは現実的にはあろうかと思っております。しかしながら、やはり先ほど言いましたやっぱり小回りの効く情報更新、的確な情報更新という面で今はそのような選択をしているところでございます。それを担保するためにホームページの研修、そういったものを通して、あと、全職員に対する通知文書であるとか更新についての注意事項等を通知いたしたりしておりますので、引き続きまして利用しやすいホームページに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（外村仁君）

私も何度か町のホームページを開いたことがあるんですけど、ちょっと分かりづらいというか、どこをクリックしていいか分からないというのがありまして、システムエンジニアを雇うわけではないですけど、もうちょっとこう分かりやすい、トップ画面からどこに行けばいいのかというのが分かりやすいホームページにしていだきたいなというのがありまして、私の知り合いでもちょっとホームページ見てもどこを調べればいいか分からないという方が何人かいらっしやいまして、トップページの左上に何かこう三つ丸い窓があるんですけど、それをクリックしたらいいというのを分かっている人はいいんですけど、それが画像の一部みたいになってしまっていて、じゃあ、どこをクリックすればいいのというのがいまいち分からないという声を聞きましたので、ちょっと分かりやすいホームページにするように内容についてちょっと全面的に見直されたほうがいいのかなというのを感じました。

以上です。これに関してはちょっと答弁はいいです。

3つ目は以上として、4つ目の質問に移りたいと思います。

農業関連施策について伺います。

耕作放棄地の利活用について、6月定例会で私から町内の耕作放棄地の総面積について質問しましたが、その後、変化はないか。利活用について、町として施策や対策を考えているかを伺います。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

6月定例会におきまして、耕作放棄地の面積について再生利用可能、それと森林の様相をしてもう使えないという農地の面積をお答えさせていただきましたけれども、その後の変化についてでございますが、農業委員、それから農地利用最適化推進委員さんの業務の中で、年に1回、全農地の利用状況を調査することになっておりますので、今現在、その調査を農業委員7名、農地利用最適化推進委員さん7名、14名で全地域を回っているところでございます。

ですので、その集計が一応10月までにはお願いをしておりますので、その後にまたその集計が出ますので、その時期になりましたら公表をすることとなっておりますので、その時期になりましたらまたお知らせをいたしたいと思います。

耕作放棄地の利活用についてでございますけれども、耕作放棄地となる要因は様々でございます、高齢者による離農や土地の条件で収益が上がらないというような農地もございます。さらには、野生鳥獣による被害などにより耕作を断念しているということも原因の一つかと考えております。

町の施策といたしましては、中山間地域等直接支払制度を活用いたしまして、土地の所有者や耕作者の集落協定者が農用地の維持、それから管理、または水路・農道等の維持管理を集落協定の中で決定していただいて、耕作放棄地をなるべく出さないように制度を活用いたしまして集落のほうに交付金を助成いたしているところでございます。

また、今後、策定することとなります地域計画におきましても、地域の皆様方とまた話し合いをしまして、ここに耕作放棄地があるけれどもどうしましょう、5年後、10年後に後継者がいないこの農地はどうしましょうということで地域の方々にも御理解をいただきながら地域計画を策定していきたいと思いますので、地域計画策定の中で効率的に、それから総合的な農地の利用を皆さん方で話し合いをして耕作放棄地をなくしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

地域の方と話しても多分もう高齢者の方が多くて、もう耕作放棄地をもらったりとか、もうそれを借りてまでやりたくないという方が大多数だとは思うんですけど、町内で大々的に農業をやられている方とか、そういう人に相談をするなりして耕作放棄地を減らしていったほうがいいと思うんですけど、私、先日ちょっとNHKを見ていまして、耕作放棄地を利用して、今、牛とか豚に食べさせる飼料が高騰していて畜産農家の方が結構きついというか、お金的にきつくなっているというのがあって、その耕作放棄地を利用してソルガムという新しい5メートルぐらいになるようなイネ科

の植物を試験的に栽培しているというのを川南町とか木城町でやっているというのを見まして、高原町でもそういうのを町主導でできないかなと。また、向こうの町のほうはどこの企業さんとやっているんですけど、高原町もそういう企業さんを募集したりとか、できなかったら町主導でJAさんと組んでやってみたりとか、そういうことはできないでしょうか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたしたいと思います。

今御紹介いただきました川南町、都農町のソルガムにつきましては県のほうが4月に宮崎で開催されましたG7宮崎農業大臣会合のほうで知事のほうが何かしたいということで幾つか提案を挙げた部分の中の一件だというふうに認識しているところでございます。それに手を挙げたところが、現在、川南、それから都農町のほうで試験栽培をされているということですので、その状況を聞きながら面積的に試験でやられているのが10万平方メートルですので、そのぐらいで効率的な農業が行えてウィン・ウィンの関係で畜産農家とのウィン・ウィンの関係がつかれるかというところを結果等を県のほうにお聞きしまして、うちのほうで取り組めるかどうか、また検討をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

その点に関しては、よろしくお願いします。

耕作放棄地なんですけど、多分、転在していると思うんですが、その転在しているものをどこか1か所に集約して大きな農地にするということも考えられるんですけど、ちょっと私、小耳に挟んだところは地権者の方が売りたいとかそういうことがあると思うので、農業委員会の方々と連携してちょっと説得に当たるとか、そういうことは考えていらっしゃいますか。

○農政林務課長（平川昌知君）

現在、先ほど申しましたとおり農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんのほうで町内の全農地の利用状況を調査しております。その中で去年は耕作されていたけれども、今年、耕作をちょっとしていないなというところにつきましては、荒れる前に、森林の様相をして、トラクター等ですぐ耕作できるような状態になる前に地権者、所有者等に農地中間管理事業等を御説明をして借り手、貸し手の条件が合えば、そういうふうにマッチングで依頼手の方に作っていただくようなことも農業委員会のほうではやっているところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

耕作放棄地については、本当に放棄しているわけではないというのが分かってよかったです。

次に、農業従事者、兼業農家の方も含んで各種免許取得補助ができないかということについて伺いたいと思います。

大型特殊免許や牽引免許、ドローン運転免許などの取得ができれば作業効率を上げることや免許が必要な仕事を新たに始めることで所得が増えて税収が上がることも期待されるんですが、そういう条例をつくることはできないでしょうか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えしたいと思います。

本町におきましては、免許取得のための補助は行っておりませんが、本県において県立農業大学校で農業機械の利用及び管理の知識・技術習得のための農業用限定の機械免許取得促進研修が行われております。この研修につきましては無料で受講をすることができます。ただ、その研修終了後に免許試験を受験することとなりますけれども、受験にかかる費用、免許証の交付手数料と合わせまして5,000円程度でこの事業を活用しますと免許取得、大型それから牽引につきましては取ることができることとなっております。県内の自治体では、この農業大学校の研修事業を活用していることから免許取得に対する補助は行っているところはほとんどいないところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

農業大学校でそういう農業関連限定の免許ということなんですけど、農業関連限定免許だとちょっと不都合があったりすることがありまして、その辺も勘案してちょっと普通の牽引免許であったり大型特殊免許であったりを取れないかなという質問だったんですけど、ほかの自治体がやられていないのであれば、高原町が率先してそういうことをできないのかと。農業、農畜産関連がメインの産業であれば、そういうこともしてもいいのではないかなという考えがあるんですが、どうでしょうか。

○町長（高妻経信君）

私のほうからお答えさせていただきます。

今、御質問の件について、町として今そういった制度はないという回答をいたしました。先ほど担当課長が中山間等直接支払交付金、これが今、町内12集落営農組合がございまして、そこに国・県・町が補助を出しておりますけれども、当然ながら地域での担い手を育てていくと、いわゆるそういう意味からも私たちはその交付金の中から地域でそれを使って地域でオペレーターなり担い手をやっぱりつくっていく、育てていくということをお願いできればと考えております。

○6番（外村仁君）

今の話ですと集落営農に來ている交付金はそういう免許取得とかに使ってもいいということなんでしょうか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたします。

その交付金につきましてはいろいろ規定がございまして、個人のものになるものについては適用外でございます。ただし、免許を取るための研修とか、そういうものには使えるというふうになっております。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

研修ということは、免許取得自体ではなくて取得するための勉強とか、そういうことには使っていないということなんですか。農業大学校に行く費用とか、そういうことには使っていないという理解でよろしいですか。

○農政林務課長（平川昌知君）

お答えいたします。

おっしゃるとおり、免許を取得するための研修ということであれば交付の対象となります。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

分かりました。

次に、町の特産品となる農作物を創出する考えがないか、伺います。

高原町の特産品を聞かれた場合に返答に困ることが多々ありまして、町として特産品は何ですかと聞かれたときにどう返答しているのかを伺いたいと思います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

高原町の特産品についてお答えいたします。農作物の中での特産品ということでお答えいたします。本町では、ある特定のものを指定はしておりませんが、高原町のふるさと納税を例に挙げてみますと、牛肉や米をはじめとしてニンニクや枝豆といった露地野菜やブドウやマンゴーなどの果物、シイタケや卵などのように幅広い農作物が出品をされております。また、ふるさと納税以外にもキュウリやピーマンのような施設野菜や菊やラナンキュラス、ユリなどの花卉類、お茶なども高い品質を誇り、これら全てが特産品となる農作物に該当するものだと考えております。

中でも和牛については、繁殖牛は県内で4番目の飼養頭数であり、町村では最も多く、西臼杵郡や東臼杵郡より多く飼養されております。西臼杵郡や東臼杵郡ではそれぞれ子牛競り市が2か月に1回開催されておりますが、高原町単独でも子牛競り市が開催できるほどの一大産地であるといえます。

本町の農業産出額の3分の2は肉用牛が占めております。町内産宮崎牛の取扱い店もありますことから、牛肉、宮崎牛が特産品であると考えております。

特産品となる農作物の創出につきましては、生産者、JA、県、町などの関係機関等が一体となり、高原町の気候や土壌に合う作物で、かつ収益が上がる作物を常に模索していかなければならないと考えております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

幅広くいろいろ作っていらっしゃる農家さんがいるということで、先日、群馬県の嬭恋村というところに視察に行かせていただいたんですけど、嬭恋村というところが丘の上ぐらいまで全部キャベ

ツを栽培していきまして、1日に20万ケースぐらい出荷すると、それぐらい特化しろとは言わないんですが、何か目玉になるような農作物ができればいいなと思っています。

先ほどJAと連携してと言われたんですけど、今後、JAみやぎの県内のJAが、JAみやぎに一本化されて現状より多分ますます連携が難しくなることが予想されるんですけど、現在のJAとの連携状況はどうなっていますか。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

JAとの連携についてお答えいたします。

各生産部会の事務局をJAが現在持っているものがほとんどであります。各品目の生産振興と農家の所得向上に連携して取り組んでおります。

このほか西諸県地域では普通作物部会、特用作物部会、畜産飼料作物部会、野菜部会、花卉部会、果樹部会といった作物などに分かれた各部会があり、JAはもちろんなんですけれども西諸の市町、県などのそこに技術員が定期的に集まりまして、作物などの品質向上や新技術などについて検討を行っているところであります。

各部会では優良品種の検討なども行っており、このような中で高原町に適する農畜産物がないかなど、さらなる活動推進が必要であると考えております。

○6番（外村仁君）

JAこばやし管内でやっていることだと思うんですけど、多分10月ぐらいにそういう県内のJAが一本化される、合併されるということで、そうなった場合の影響というのは何かあるか聞いていますか。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

まだ具体的には今後そういった部会、組織とありますけれども、流れとしては今のところJAこばやしでは、高原の部会が小さくなってきているものもありますので、こばやしと併せた大きな部会になってきております。現状はそういうところなんですけれども、それがまた県内各地に広がっていくのかどうなのか、そういったところはまだ具体的には話は出ていないところでございます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

JAが合併するとその辺がなし崩し的に弱くなってしまいかもしれないので、町としてそこを注視して、連携をちゃんと図れるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○町長（高妻経信君）

高原の特産品の件でございますけれども、先ほど私が壇上で申し上げたように今回の町政報告会でも同じような意見を賜りました。本町は畜産が盛んということで、なかなか畑、あるいは水田の裏作、やはりこの飼料が多く作られている農地がそういった形で活用されていると。そこで、なかなか今園芸が少なくなっているような状況にはあります。ただ、そういった中で1つのこの6次産業化といいますか、今の地域商社でも町内の農産品を使った加工品を特産品化できないかということ

で、これまで移住をされてきた方とクラフトコーラを作ったりとか、既に商品化されておりますけれども、あるいは町内の淡水魚を使った干物を開発できないかと、それと先日、これ西日本高速道路の連携で小城羊羹、佐賀のほうから来てもらいまして、ちょっと変わった羊羹を開発しようじゃないかと、そういった動きがありまして、ただ、これまでも町でこの特産品化というのは様々取り組んでまいりましたけれども、やはりなかなか売るところまでがなかなか難しいところがあると。今回、地域商社でも様々な企業とも連携をしながらいいものをまずは作り上げて商品化しようと、町内の方とも連携をしながら今そういう動きはしているということは説明をさせていただきたいと思います。

○6番（外村仁君）

いろいろ動いているということで理解したんですけど、まずは町民の方にやっていることが町民外に対してアピールすることで、町内に対して、町民に対してこういうのを作ったから皆さん食べてみてください、飲んでみてくださいというのをまずしてからの話なんじゃないかなと私は思うんです。町で、町民が特に知らないのに特産品作りまして周りにアピールされても、町民に聞いて何それって話になりかねないので、まずは作ったら町民に周知して、飲み食いしてもらって、意見を言ってもらって、それをブラッシュアップしていくという手順にしたほうが、作ったからといって対外にアピールしてもすぐ売れるようなものではないと思うので、そういう動きもしてほしいなと思います。

では、最後に町財政に対する町長の考え方についてです。

町立病院の契約に対して現在までに行った施策及び対策について、町長の就任、平成29年10月から現在までの内容について伺います。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

内容につきましては、昨日の山下議員に答弁しました内容と一部重複いたしますことをまずは御了解いただきたいと思います。

平成29年10月に私が町長に就任してからの取組というような御質問でございました。平成30年度は入院基本料のランクアップを目指した平均在院日数の短縮と効率的かつ密度の高い医療を提供するための在宅復帰支援の病床であります地域ケア病床の開設に向けた準備を行ってきました。

平成31年度、それから令和元年度でございますけれども、4月から地域ケア病床の開設を行い、また、経営改善のコンサルティングを交え、経営診断等による町立病院のあるべき姿の検討を始めております。

また、12月に地域の皆さんに信頼のある病院として元気であることを目標にし、病院を何とか変えていこうと令和2年度から3年度までの期間を設定し、高原町立病院元気化プロジェクトを企画いたしました。プロジェクトの取組でございますけれども、まずは病院職員自らが動くということが必要ということで、院内チームとして意見調整部、営業部、広報部を設置し、活動を始めました。

その中で患者さんからの苦情・相談などの意見を伺う御意見箱をより多くの方に御利用いただけるよう、郵便ポストと同じ大きさの御意見ポストに変え、院内3か所に設置いたし、その情報を共有し、対策を講じる体制として意見調整部を設置いたしたところであります。

また、営業部を設置しまして医療機関や介護施設との連携に取り組み、訪問診療や訪問看護の充実を図ったことをはじめ、高原の保健・福祉・医療が連携する仕組みづくりとしてほほえみ館と町立病院との合同勉強会などを行い、町内各地区で保健師、栄養士、看護師による研修会を企画していましたが、新型コロナウイルス感染症によりまして実施には至らなかったというようなことがございます。

このほか広報部では院内の見える化を図るためにホームページの開設、広報紙「ひがのぼる」を発行しております。

このような取組を土台として、令和2年1月に町や病院のほか、町民代表や有識者で組織をする元気化プロジェクト協議会を設置し、令和3年3月まで3回にわたり経営改善に向けた御意見を伺い、様々な取組を行うことといたしていましたが、これにつきましても新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、特に宮崎県内でこの3月に発生をしたということ、そしてまた、その後、令和5年5月に5類に感染症が移行するまでのこの間、コロナ感染症対策を最優先に取り組んできたというのがございます。

なお、今年度、今後の高原病院事業において最も重要な課題であります医師の確保について重点的に取り組んでいるところであります。

内容としまして、県のドクターバンクを通じた医師紹介への対応や、鹿児島大学及び県立宮崎病院からの医師派遣の要請及び確保、あるいは民間の医師派遣会社等からの紹介された医師についてはスポット勤務・日直・当直などでの本院とのマッチングを模索し、定期的な勤務の可能性なども探っております。

さらには常勤医師の院長の負担軽減を図るとともに非常勤医師との連携、協力を図ることにより診療体制の維持に努めているところであります。

以上であります。

○6番（外村仁君）

いろいろされていたということなんですけど、ちょっと町政報告会の資料が今手元にあるんですけど、患者数のデータについて私の見解というか、ちょっとデータを見た感じで思ったんですが、平成25年から平成29年までのデータでは、外来は患者数がちょっと減っているはいるんですけど、入院患者数は微増しているんです。病院を何とかしようという状況が平成29年まで読み取れるんですけど、平成30年以降に急激に減っているように思えるんですけど、町長就任してから急激に減っているように見えるんです。

いろいろ施策をしたという、今、回答をいただきましたが、このデータで見るともう何もしていないのと一緒になんではないかなと感じるんですけど、その点について町長の見解はどうでしょうか。

○町長（高妻経信君）

これは地区での町政報告会でもそのような御指摘がありました。私がちょうど就任した平成29年度から、いずれも入院・外来とも減ってきているというような状況がございます。その細かい分析については、様々なその間での医療制度の問題もあったとは思いますが、しかしながら、私が一番感じたのは、この間、なかなか医師が定着しなかったことがやっぱり大きいのではないのか、やはり常勤医師が定着しなかったのではないかなというのが私としては一番感じているところでございます。

先日の答弁でも申し上げましたが、やはり私としては常勤医師が安定して高原病院で勤務をしてくれるというのがなかなかこの間できていないというのが私としては、自分として反省をするところであります。

○6番（外村仁君）

医師が定着しないと言っているんですけど、いきなり医師がだだっ辞めたわけではなく、何かこう段階的に減っているんで医師だけの問題ではないと思うんですけど、特に平成30年と令和元年度についてはコロナの影響はほぼないと思っているんですけど、平成30年と令和元年で入院患者数がだだっ減っているんです。ここで医師が辞めたとか、そういうことはあったんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

その当時の詳しい分析はちょっと今説明できませんけども、医師が、私が就任しましてから五、六人でしょうか、出入りがあったということで、私として同じ医師に長く町立病院で働いていただきたいのは当然でありますけれども、やはりこの医師のお一人一人のそれぞれの意思というか気持ちを尊重してあげられなかったということもありますし、今ございましたように、私もこれまで町立病院に対します町民を含めた患者からの様々な御意見等も直接・間接的に伺いをしてきました。そういうことがありましたので、先ほど答弁いたしましたように病院の内部改革、そういったものをやはりこのスタッフの意識改革、そういったものを含めた内部改革を図らなければならないということでそういったことも行ってまいりました。

しかしながら、この患者数の減少は歯止めがかけられなかったというのが、今、御指摘のとおりであります。

○6番（外村仁君）

何か回答されたようで私の質問に回答されていないような気がするんですが、いろいろ施策をされたと先ほどおっしゃられたんですけど、コロナの影響で委員会を行えなかったなどこう言っていたんですけど、リモート会議とかできることは多々あったと思うんです、対面で話せなくても。何でそれをしなかったのかというのを聞きたいです。対面でできなくてもリモート会議とかやれることはあったはずなんです。何でそれをしなかったんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

会議というあれですが、常勤医師が先ほど私が就任してから退職される方が数名いらっしゃったという話をしましたが、当然、高原町で常勤医師を採用してまいりますので、当然、私もそういう医師とは採用に当たっても当然会っていますし、話をさせていただいております。そういう

機会は設けながらおりましたけれども、残念ながらそれぞれのお気持ちで退職されたということでありまして、それについても当然定年退職も中にはいらっしゃいます。

以上であります。

○6番（外村仁君）

今質問したのは医師の退職とかそういう話ではなくて、元氣化プロジェクトとかいろいろ何かやられたという話だったんですけど、コロナの影響でできなかったとかそういう、私からすると言い訳ですよとしか言えないんですけど、コロナがあったとしてもこういう状況になるというのは先を見れば分かっていたはずなので、何かしら対策はできたはずなのに、コロナでできませんでしたので納得できないというところがあるんですけど、その点に関してはどうでしょう。

○町長（高妻経信君）

この元氣化プロジェクト協議会ですけれども、そのメンバーには町民の方も加わっておりましたけれども、その構成に医療従事者が相当数いらっしゃいました。あるいは高齢者施設で働いていらっしゃる方、そういった方を交えての会議でしたけれども、そういった時期、そのリモートでもと確かにそういう方法もあったかと思えますけれども、それぞれの感染拡大に対しての感染防止、そして今度はそれぞれの職場施設におきましてもコロナが感染をしているような状況もあったということで、もう中断せざるを得なかったという事情もございました。

○6番（外村仁君）

では、今年の5月に5類に移行になったんですけど、再開はされたんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

元氣化プロジェクト協議会につきましては、先ほど申し上げましたようにコロナがまん延をする中で中断をして、そこでもう廃止をしたということで、現在は活動しておりません。

○6番（外村仁君）

私から言えることは、この6年間ほぼ何もされていないというイメージしかないもので、それだけ言っておきます。

それと病院の今後の病院経営について、現状のままと病床数削減、また、有床診療所及び無床診療所となった場合の収支見通しの比較について行っているかを伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいま御質問ございましたように、病床無床化、そして有床診療所また無床診療所になった場合のそれぞれの収支の見通しでございますけれども、今現在、9月現在での試算でございます。病床の無床化と無床診療所は同じ運営形態とみなしまして、病床の無床化、有床診療所、いずれの場合におきましても約3億円前後の医業損失がいずれも発生をするというふうに試算をいたしております。このことが数年間はこれまでと同様な経営補助が必要になるのではないかなというのを見込んでおるところであります。

○6番（外村仁君）

そのシミュレーションは一番最初にしたのはいつ頃、町政報告会の前にそのシミュレーションはされていたのかどうかというのを伺います。

○町長（高妻経信君）

この運営形態別の収支見通し等につきまして、これまで町政報告会でもある地区で報告をさせていただきましたが、現在作ってきているものを現在精査中であつたということでありまして、現在もこのまだ試算段階であります。と申しますのは、今後の方針を決定してまいりますけれども、その時点で常勤医師が確保できているのか、あるいはこの試算の中でいわゆる医業経費の中で人件費等を幾ら圧縮できるのか、まだそういったものについては今進めているところでありまして、今後、最終的なものにつきましては当然議会に今後説明をさせていただきますけれども、そういう中では当然その時点での収支を説明させていただくということになろうかと思えます。

○6番（外村仁君）

ちょっとシミュレーションがいつされたのかというといまいち分からなかったんですけれども、ちょっと時間があれなので、最後に病院問題に関して、町長1人で解決できる問題ではないと思うんですけど、担当課とか病院スタッフとかと6年間で何回協議とか打ち合わせを行ったんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

これまでですけど、先ほどただいま説明をしました元気化プロジェクト、そういったものには当然ながらそういった会議には参加をしてきました。それと経営会議にも何回か出席をさせていただきました。そういった会議的なものには、私が必要なものに出席をさせていただいております。それと院長との話、こういったものも必要に応じてきてまいりました。しかし、この3年間においては出入りはなかなかせずに、必要がある場合は病院のほうから役場に来てもらうというような形で話しをしてまいりました。

今回のこの経営形態の見直しに当たっては、これまで説明してきましたように、その都度職員に直接私のほうから説明をしてきました。

そしてまた、この10月には当然、病院職員にまた私の決定した方針を説明するということになるかと思えます。

○6番（外村仁君）

時間があれなので、次の質問に移ります。

小中学校統廃合に伴う新校舎建設について、可能と考えていた根拠について伺います。

根拠というのは資料があるのかとか、校舎建設断念の責任は誰にあるのかということを回答ください。

○町長（高妻経信君）

先に何かしら資料についてでありますけれども、その分につきましては議会の事務局との調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

学校統廃合に伴います新校舎の建設について、これまで町民に説明をしてきたという経緯がありました。そこで、今回の町政報告会において説明内容のとおり令和7年度の新校舎の建設は困難というような説明をしてまいりました。

これまでの新校舎の建設についての検討した経緯でございますけれども、まず、平成29年3月に内部で公共施設等総合管理計画を策定いたしております。その中で検討を重ねまして、令和3年11月の公共施設等整備の基本方針を策定しまして、その中で令和7年度までの校舎の完成を目標に実施をしていくというような内容にいたしております。

この公共施設等整備の基本方針、策定の過程におきまして、この新校舎建設の可否に係る判断材料、その当時の判断材料によりまして建設できるものと考えておりました。ここが、今、外村議員のほうから求められている資料ではないかと考えます。

その後、本年度に入りましてから病院等の課題や財源、いわゆる収支見通し等を総合的に勘案しましたところ、令和7年度の完成は困難な状況であるというようなことを判断いたしましたところでございます。

私がやらなければならないのは、今回、病院も含めまして町民の皆さん方に説明をしてまいりましたように、まずはこの本町の財政の立て直しを何が何でもやらなければならないと考えております。もちろんこの新校舎の建設の断念ということは、当然、子供、保護者、それぞれ楽しみにされておったし、町民の方もそのような理解をされてきていたところであろうと思います。私のこの決断については、私にとってもこれは大きな苦渋の決断であったというふうに考えております。

このような財政的な理由で、困難となったということにつきまして、今回の町政報告会で町民の皆様方に説明し、理解を求めたものでございます。

このような経緯でございましたけれども、しかしながら、どのような理由でありましてもまず財政運営に関わります意志決定は、このまま最終的には私にございます。今回の新校舎が、令和7年度の建設が困難となったということにつきましては、私らの判断も含め、この責任は当然ながら私自身にあるものというのを認識をいたしております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

今年度になってから財政状況を見て、難しいという話を今されたんですけど、令和5年度予算に学校建設関連の予算が含まれていないように感じるんですけど、令和5年度予算を作成する段階で学校建設厳しいと分かっていたんじゃないんでしょうか。

○町長（高妻経信君）

確かに、今年度予算にこの学校建設に係る予算はもう計上されておられません。その予算編成の時期において、本町の財政の収支見通しの、当然ながら精査も行いながら検討をずっと続けてきたというような経緯はございました。

その結果、今年度の財政収支見通しの中で、そういった判断を捨てられなかったということになるかと思えます。

○6番（外村仁君）

ということは、令和5年度予算を作るときに、もう財政厳しいと分かっていたのに、まだ建設できるという希望を持っていたということなんですか。

○町長（高妻経信君）

今、御質問のとおりであります。

○6番（外村仁君）

ということは、予算を作る段階で「計画どおりいかないよ」と、まず言わないと。いきなり年度変わって「やっぱりできません」みたいな言われるとこちらも混乱しますし、なんで作成する段階で言えなかったのかというのがちょっと疑問に思います。

先ほど、責任は私にありますという話だったんですが、どのように責任を取るのかというのが分からなくて、町長の職を下りるとか、町長のみこれまでの報酬を返納するであるとか、あると思うんですけど。あと選挙公約に校舎建設があったと聞いているんですけど、公約違反の認識があるんですか、というところをちょっと聞きたいですね。

○町長（高妻経信君）

今、質問にございましたように、私の公約の中で、この2期中に小中学校の統廃合を、そしてまた新校舎の建設というのを挙げております。

そのことが現時点では断念をしたということでございますので、今、外村議員がおっしゃるとおり、公約違反ではないかというような見方も当然あるかと思います。

そこで、責任が私にあるというような、私も今申し上げたとおりでございます。そしたらどういったような責任を取るかというような御質問でございましたけれども、私としましては、これまで町政報告会の中での現状をそのまま説明をしまいいりました。そこで病院の件、学校の件、いずれも説明をしまいいったわけですが、私としましては、まずはこの財政健全化を図っていくために、いわゆる病院のこともございますけれども、まずは私の責任は財政の健全化を今は図っていくということが、私の課せられた責任であると、これを当然果たしていかなければならないというふうに考えております。

○6番（外村仁君）

財政健全化なんですけど、これまで6年間、悪化の一途をたどっているように思う方に、あと2年間でどうにかできるような問題ではないと私は感じます。

校舎建設の可能と考えていた、この間、町政報告会で私の見通しが甘かったみたいなことを町長がおっしゃられていたんですけど、自治体の収支に関しては、民間みたいにコロナでいきなり収入が下がったとかそういうことがなくて、年度によって大きな変化は少ないと思うんですよね。それで、予算の編成で見通しが甘かったというのはどういうことなのかなと。

毎年の予算はほぼ、大幅な増減はないはずなんですよね。そこで見通しが甘かったというような町長に、今後2年間本当に町政ができるのかという不安があります。その点に関して町長、何か意見はありますか。

○町長（高妻経信君）

私としましては、今回のこの町政報告会で町民の皆様方に御説明し、そしてまた、議員の皆様にも説明をしまいいりました。その中で再度申し上げますと、私のこの使命としては、この財政の今の健全化を図らなければ将来的な、今日御質問ありましたように、公共施設の改修をはじめ、そういったものについて私は当然、この残された2年間というのは、そこに、もう努力をしなければいけない。そこに、私の全勢力を注いでいくというような気持ちでおります。

○6番（外村仁君）

あと2年間頑張るとおっしゃっているんですけども、私の気持ち的には、こんだけ町を混乱させた責任があつて、汚名を残したまま辞められるような気がしてなりません。

なので、今年度というか、進退についてよく考えられたほうがいいと思います。

これの質問については以上です。

次、役場庁舎についてですけど、先の町議員選挙で初めて庁舎3階に上がったときに損壊具合がすごくて、町の顔でもある庁舎はこのような状況になっていると初めて知ったんですけど、学校建設より先に庁舎を建て替えたほうがいいのではないかと思ったんですよ。

建て替える、先の質問でもありましたが建て替えはしないということで、まずはこの庁舎の耐震について大丈夫かということを伺います。

○町長（高妻経信君）

庁舎につきましては過去、この耐震診断を行っております。そこでも一部耐震性がないというような場所があるということを私の目線からの、そういう認識を持っておりました。

○6番（外村仁君）

仮に、南海トラフ地震が発生した場合に庁舎崩壊の恐れがあつて、高原町だけではなく、その場合は日本全体が混乱していると思うんですけど、仮に庁舎内の職員が亡くなられた場合に、町民災害支援とか補償を行うことが難しくなる可能性があるんですけど、対策等は考えられてますでしょうか。

○町長（高妻経信君）

本日の温水議員から同様の御質問をお受けしました。まず、例えばそのような大きな地震が津波等による大地震が発生をした場合、まず、災害対応につきましてはほほえみ館に移転をするということにはなっております。しかしながら、それが果たして現実的に大きな災害等が発生した場合にそういったことが可能であるかどうかということも、また検証をする必要があろうとは思っております。

そこでこの役場でございますけれども、当然ながら職員も昼間はここで勤務をしておりますし、来庁者もございます。そういったことを含みますと、これまでも地震がありましたけれども、そういった対応について当然、訓練等も必要になってくるのはもちろんであろうかと思います。

そこで私としましては、この今学校が新校舎の建設を困難というような判断をいたしました。公共施設等整備基本方針では、まずはこの学校の環境を整える、いわゆる新校舎を建設する、その次に

役場庁舎というような優先順位でございました。ですので、今後、この学校の統廃合についての決断をしまして、その方針を説明いたします。となりますと、次にやはり、この現在のこの庁舎について、他の施設の用途も含めた他方面からの安全性を確保するための検討を早急に始めたいというふうに考えております。

○6番（外村仁君）

今の説明でいくと、役場職員の命より教育だみたいな感じに聞こえるんですけど。仮に職員が亡くなられた場合に職員家族、混乱が落ち着くまでは多分補償とかそういう話は絶対できないと思うので、混乱が落ち着くまでに職員家族に対して何か補償とかを考えられていますでしょうか。

○町長（高妻経信君）

現時点ではそういうものは考えておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、そういった突然の災害があった場合に備える、この庁舎全体での訓練、こういったものはやっていきたいと考えております。

○6番（外村仁君）

訓練するにしても逃げる最中に建物が壊れてしまっただけでは訓練の意味もないと思うので、早急にやる必要があると思うんですけど。病院の方針が規模縮小で決まれば、ほほえみ館の機能を一部病院側に移すであるとかして、役場の課をほほえみ館に移して足りない場合はプレハブで対応するとかでも、庁舎が崩壊して押しつぶされて亡くなるよりは全然マシだと思うんですけど、そういう検討はされていないでしょうか。

○町長（高妻経信君）

今、具体的な御提案がありましたけれども、病院についてはまだ方針が確定しておりませんけれども、空き部屋等の活用は当然、検討の一部かなと思います。

それと、これまで議会でも説明してまいりましたけれども、仮に、地震等が発生した場合のそういった災害対策部はほほえみ館に移すということは議会でも説明しておりますとおりであります。

○6番（外村仁君）

役場庁舎については以上として。最後、人口減等税収減少に対する施策及び対策を何かしているか。企業誘致であったり、住民が働きやすい環境を整えて所得を上げる支援などを考えている施策があれば伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問にありました人口減少というのは、当然ながら税収にも影響があります。密接な関係にあると私も理解をいたしております。まず、この御質問にありましたけれども、企業誘致、これは当然ながら雇用の場を確保するということがあると思います。今の町内に県のフリーウェイ工業団地がございますけれども、ここ2、3年、ほぼ順調に立地が進んできておりまして、現在、9社が立地をしまして、令和4年度までで219名の雇用が生まれております。

ただ、この中に高原町出身の方が何名含まれているかということはまだ承知しておりませんが、全体でこのような多くの方が雇用をされております。

あと3区画、広さ的には2ヘクタール前後の3区画残っておりますけれども、今現在も話がいわゆる引き合が来ておりますので、進めてまいりたいと考えております。

まず、企業誘致につきまして、フリーウェイ工業団地につきましても、今順調に推移をしてきているということは、まずは御理解をいただきたいと思います。

あと、この人口減少ということにつきまして私が思いますのは、様々な要因があるとは思いますが。現在の少子化の原因が当然ありますし、あるいは高原町の魅力、文化的なもの、医療福祉、様々な要因があろうかと思えます。そこで、これまで私はこういった少子化対策とか、子育て支援等につきましては、ほかの市町村にも負けないような施策を講じてきたつもりではおります。

私が人口減少を一番考えますと、やはりこの町内でのいわゆる労働人口が流出しているというのが一番大きい。これが当然、いわゆる生産性とか、あるいは税収の関係があろうかと思えます。ですので、こういった若い方たちを、いかにこの町内に残していくかということを私は就任当初から申し上げておりました。そうなりますと、やはり産業の振興であらうかと思えます。農業、商工業、観光、あらゆるそういった産業につきまして振興をしていくことが私は一番大事な点と。農業につきまして、高原は畜産が盛んでありますけれども、現在、非常に大変な状況でございますけれども、畜産はこれまでほぼ順調に後継者が育ってきているということで、本町にこの税収にとっても非常に大きな貢献をしていただいております。

それと、農業に関しては畑かん事業等も、今西諸で進めておりますけれども、通水が始まった箇所については確実に農地が利用はされております。そして、恐らく、いわゆる収益性も高まっているのではないかと、こういう畑かん事業についても、やはりこの農業部門での推進をしてまいりたいと考えております。

それと商工業部門では、この一番お聞きするのが商工会という欠損が後継者不足であります。これまで商工会長ともいろいろ話をさせていただく中で、町独自の支援策もいくつかの予算化しながら若い人たちを育てていく、そういった施策を中心に行っているところであります。

それと、観光につきましても、今、御池、皇子原を中心に整備を進めておりますが、やはり民間の方たちがそこでカフェを始めたりとか、飲食店を始めたりとか、民間の方とうまく連携を取りながら来つつあると。

それともう一つ、皇子原公園を今後、霧島山系の宮崎県側からの高千穂の峰を中心に、宮崎県側からの登山基地、拠点としていこうということで、今回予算化もお願いをしておりますけれども、そういった取組もしてまいりたいと思っております。

そういった中で、産業振興を図ることが私は大事だと思っておりますけれども、一般の税収について、今回の議会で令和4年度決算につきまして審議をいただきますけれども、町税につきましては、3,300万円ほどですね、4.3%ほどですね、前年からすると増えてきております。これは内訳を確認しますと、固定資産、償却資産がやはり増えてきている、あるいは個人住民税が増えてきていると。この固定資産につきましては、一つはフリーウェイ工業団地に立地しております企業の建

物、機械類、こういったものが減免措置がありますけども、そういったものを過ぎて、徐々に課税対象となってきたということが挙げられるのではないかと考えております。

このへんも私が考えますに、やっぱりこの産業の振興をしていくことが、この人口減少、そしてまた税収、そういったものにつながっていくものと考えているところであります。

以上です。

○6番（外村仁君）

人口減少はしょうがないことではあるんですけど、減少を食い止める、増やす必要はないけど、現状のまま、留め置くということも大事ななとは思っているんですけど、要は先立つものは金ということで、収入がないとやっぱり高原町に住んでももらえないかなと思うところがあるので企業誘致をさらにしてもらって、出張所でもいいんです、工場とかじゃなくても出張所を開設するときにちょっと税制優遇してみたりとか、そういう条例を作れないかなというところがありますので検討いただきたいと思います。

最後に、ふるさと納税についてですが、令和5年度の見通しと食品以外の返礼品開発を行う考えについて伺います。

令和5年度と4年度の同時期を比較しての増減について伺います。

○町長（高妻経信君）

まず、令和4年度の実績でございますけども、これも町政報告会で説明してまいりましたけれども額で……。失礼しました、令和4年度の比較ですよね。申し上げます。

令和4年度の比較ですけども、8月でございますけども、まず令和4年の4月から8月までがこの間、件数で2,827件で金額が4,505万3,000円でございます。

一方、この令和5年度、今年度のやはりこの同じく4月から8月でございますけども、件数が4,483件、金額が9,177万9,500円となっております。従いまして、この8月末時点での対前年度比が1,656件、そして金額で4,672万6,500円の増となっているようであります。数字はよろしいですか。

○6番（外村仁君）

前年同時期と比べて、ほぼ倍の額で推移しているということで、少し安心しました。

高原町民の他自治体へのふるさと納税額というのが分かれば教えてください。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。令和4年度の実績からでございますけれども、本町内に在住の方が他の自治体の運営するふるさと納税制度を利用した実績でございますけれども、177名です。そして寄附金額につきましては、1,092万9,000円でございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

大体1,000万円ぐらいだろうなと思っていたので、それぐらいで安心しました。高原町が受け入れる額のほうが断然多いということで。

それで、今度10月から総務省のルール改定があるんですけど、それによる影響は何かあるか伺います。

○産業創生課長（森山業君）

ルール改定の案件でございますので、私のほうで御説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、報道関係でもものすごく皆さんに周知されているところでございますけれども、全国の自治体で大変大きな影響があるところもあると思っております。

大きく分けまして、2つの改定内容の影響を受けるというふうに思っております。

1つ目が、ふるさと納税に係ります経費の部分でございます。これまでは寄附を受けた場合に、例えば発行する寄附受領証明書、あるいは相手にワンストップ特例といいまして、特例申請の経費、こういうものはふるさと納税の募集にかかわらない経費、募集の終わったあとの経費ということで、そういうことは見なくていいよというルールが、それも全て見なさいということになりましたので、今まで経費として計上していなかった分を上げなきゃいけないということになってきたということが1つでございます。

特に全国の自治体でこの分の人件費とか、そういうものにつきましても併せてなりますので、この辺につきまして影響を受けるのではないかとというふうに思っております。

そしてもう1つが、よく新聞等でありますけど加工品についてが一番影響を受けると思います。本町でもこれにつきまして影響を受ける点があるわけでございますけども、これまで加工品、町内に加工所を持たない場合、そういう場合につきましてほかのほうで加工品を作っている場合もあるんですけども、原材料がその生産品に含まれる割合が50%以上ではない。いわば、町の原材料がその加工品の中に半分以上含まれていないと、ふるさと納税の返礼品としては使えないよというところが大きな2つの例になります。

本町につきましては、畜産の加工品で一部そういうところもあって影響を受けるところがあるわけでございますけども、本町につきましては、まず1つ目、これまでのふるさと納税の経費につきましては、ワンストップ特例も含めまして、この経費を按分しながら分けてやっておりますので、この辺につきましても必要最小限の影響で済むというふうに思っております。

また、加工品等につきましても、受けている返礼品の中の割合につきましては非常に少ないところでございますので、影響は少ないというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

説明の中で、ツナガルたかはるの12%の経費が入っていないと思うんですけど、私の理解では、ツナガルたかはるへの12%の経費もその総経費に含まれるという考えなんですけど、総務省の考え方でいくと多分、ふるさと納税総額の50%は、町が自由に使えるお金でなければならないという考え方だと思うんですね。ということは、先日、町政報告会で町長が説明されていた内容で、令和4年度4億4,000万円で町に1億7,000万円ぐらい残りましたと。その話はちょっとおかしくて、2億2,000万円残らないといけないのに、という話なんですよ。ツナガルたかはる

に12%の経費を払っているということであれば、ふるさと納税から払うのはおかしくなってくると思うんですね、総務省の見解からいくと。ふるさと納税から出すんだったら、それもふるさと納税に係る経費って計上しないといけないと私は理解しているんですけど、その辺を曖昧にしたままやって、あとから総務省からお叱りを受けたときに、都農町みたいに2年間の欠格期間にならないのかという、そういう恐れがあると私は思っているんですけど、その点に関しては調べていますか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。ただいまございました、ふるさと納税の経費から12%、商社に出しているということでございますけれども、まず第1点でこの12%の財源となっております皆様からの寄附。これにつきましては、まちづくり等についてと、あるいは、例えば福祉とか教育とかありますけれども、それを寄附していただく場合にそういう用途というのが寄附する側のほうから要望が出されております。まちづくりということで、今回ふるさと納税以外で地域商社のほうにつきましても、先ほど来でございます加工品の開発とか、そういうものに使っていくということで、全てがふるさと納税の経費でございませぬ。というのは、ふるさと納税に関します経費につきましては別途補助金というほうで出しております、今回、あくまでも町長が説明会でもお話ししてまいりましたとおり、町の今までやっていた業務の一部を外に出すと、そういうことに関しての経費ということになりますので、その分で12%が出ているということの整理になっておりますので、この辺につきましては整理がついているというふうに踏まえております。

○6番（外村仁君）

それは総務省に確認されて、そういうふうにしても問題ないよという話なんでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

この総務省に関しては、ふるさと納税に関します現況調査というものが全国統一での調査がございました。

これにつきましては、こと細かくふるさと納税に関わります、例えば寄附金数から、先ほどございましたワンストップ特例等に関する費用、こういうものに関して計上するようになっております。

その中におきましても、額等を計上をしております、今問題になっております例えば、ワンストップ特例に関する経費におきましても、大体、人件費等も含めまして1,300万円と、そういうような形でもちゃんと報告を上げておりまして、ここで、もし疑義が生じた場合は、総務省のほうから疑義照会というのがかかってきて、それに答えなければなりません。

今のところ、この件につきましてはその疑義等については上がっていないというふうな認識でおるところでございます。

○6番（外村仁君）

ちょっと時間も足りなくなってきたので、次に行きます。

担当課長にも相談というか申し上げているんですけど、食品以外の返礼品について、木材加工会社へ知育積み木であったり、印刷会社に好きなデザインの名刺であったりチラシであったりとか、並

木の某会社にバイオプランターを使って家庭菜園セットを作ってみたりとか、そういう、食品にこだわらなくてもいいようなアイデアは、ほかには何か出ていますか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。外村議員から非常に、今ございました家庭のところで作るようなセットというのは、この前お話しいただきましたように非常に私も視点としてはそういうところがなかったもので、非常にありがたいなと思っているところでございます。

今、お話がございましたとおり、ふるさと納税、農産物等が多いわけでございますけれども、それ以外の返礼品につきましても、例えば役務の提供とか、あるいは、町内にあります娯楽施設、そういうところを利用する場合のものなど、それ以外でも約11ぐらいの事業者さんと連携しているところでございます。

その中に、今ございました木工では、例えば杉等を使った寝るときの枕元に置くつい立てとか、そういうものについても、ふるさと納税の返礼品として出してもらえないかというような相談が事業者のほうからあったりするようにしておりますので、非常に、このふるさと納税に関わります皆さん、注目が上がってきているなというような気がしています。

さらに、このふるさと納税で、これもしっかり総務省が押さえているのが、食品以外の返礼品については、例えば、商品券やら金券、あるいは電子機器やら家具、とにかく資産性の高いものとか、あまりにも高額のものについては、ふるさと納税の地域の経済効果の波及をしっかりとひもづけできない限りはだめだよというようなルールも示されています。

今回の10月のルールの改定と一緒に、この辺を注視しながら、今いただいた食品以外の返礼品を、地域商社はもちろんのことでございますけれども、産業創生課としまして、いただいたアイデア等をお伝えしながら返礼品の数を増やしていった、税収アップのほうにつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（外村仁君）

すみません、長々と質問をしてしまって。次で最後です。

町外在住の職員、役場職員の方が高原町へどれぐらいふるさと納税をされているかというのが分かればお願いします。

また、されていない方については、強制はできないんですけど、ふるさと納税で少しでも高原町に還元してくださいという願いはできないでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

お答え申し上げます。まず税額のほうですね。庁舎内の職員とかの外に住んでいる分の税額、幾らしているのかということに関しましては、情報としてこの場で出せないということで御理解賜りたいと思っているところでございます。

ただ、今お話がありました町外の方のふるさと納税の願いということは、今回、担当部署が別でございますので、そちらのほうからお答えいただきたいと思います。

○町長（高妻経信君）

私の方からお答えいたします。今、町の職員も町外出身者が増えてきておりまして、これも町政報告会の中でも御質問が出た件でありました。

御指摘の内容は、町の職員で町外に住む、そうすると当然、町税等も払わない、そういうふうにおっしゃいました。そこで、そういうことと、あるいは今、町外に住んでいる職員、出身者を含めてですけれども、やることできることを何らかの形でできないか、してほしいということは、ふるさと納税という方法があるから、協力してくれというような説明、通知はしております。

ただ、件数については、把握できておりません。

○6番（外村仁君）

ちょっと、いろいろあると思うので、せめて町外在住の町職員の方には、せめて高原の役場で働いているんだったら、高原に還元してくださいよということで、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（前原淳一君）

次の質問が私ですので、議長席を陣副議長と交代いたします。

暫時休憩します。

午後 3時22分 休憩

午後 3時33分 再開

○副議長（陣圭介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

議長を交代いたしました。

これから、前原議員の一般質問を許可いたします。10番、前原議員。

○10番（前原淳一君）

〔登壇〕

質問通告に沿って質問をいたします。先の議員と重複する点が多々ありますけれども、改めて伺います。

まず初めに、町長の政治姿勢についてですが、公共施設整備の在り方とその実行性について伺います。

学校建設については、これから実施設計に入る寸前に、令和7年度までの建設は困難であることが突然公表され、多くの町民から批判の声が上がっています。

役場庁舎をはじめ、多くの公共施設が老朽化してきている中で、財政難を理由に建設困難の判断をされました。今後の公共施設建設計画にも大きな影響が出てくることが予想されますが、今後の計画について、その実行性についてどのように対処していこうと考えておられるのか、その優先順位など見解を伺います。

2つ目に、財政難と言われて久しいですが、財政の立て直しの手法としての考え、また、その見通しについてどのような判断をしておられるのか伺います。

3つ目に、財政の建て直しの切り札として考えられるのがふるさと納税と考えます。今後、6億円を目指していくとのことですが、その可能性について、また今後の寄附額のアップを目指すための仕掛けづくりなど、明快な案があるのか伺います。

4つ目に、観光についてはこれまでもいろいろと提案をしてきましたが、滞在型の観光客の誘致において現状はどうか、またインバウンドに対する対策はできているのか、御池や皇子原公園を起点とする取組の考え方について、ほかの地域の新しい発掘の考えはないのか伺います。

5つ目に、町長としての2期目が早2年を経過しようとしています。町政の舵取り役として、過去6年間の実績や反省点を踏まえ、残りの約2年間の任期の中で、高原町をどんなまちにつくり上げていこうと考えておられるのかを伺います。

次に、水道行政について伺います。

毎年、異常気象が言われる中、今年も大雨による山林崩壊が発生し、広原水源の埋設管に被害が発生しました。幸いにして大災害とまではいかなかったものの、断水を余儀なくされました。

今後、ますます被害の規模が大規模化してくることが予想されますが、水源地のみならず各地区の排水管も被害が及ぶことが考えられます。その対策についてどのような判断をし、対策を講じていこうとしているのか見解を伺います。

次に、和牛生産農家の現状と今後の見通しについて伺います。

ウクライナ情勢はいまだ改善の兆しが見えず、燃油や物価高騰にますます拍車がかかり、今後さらに子牛価格の下落がささやかれる昨今、畜産農家への影響は計り知れないものがあると思われます。疲弊した畜産業者の支援策など、今後どう対処していくのか見解を伺います。

また、最近の肥育農家が生産から肥育までの一貫飼育を始めることにより、子牛の競り手が少なくなり、価格が下がってくることも想定されます。小規模農家は高齢化してきており、価格が不安定となることで、今後、本町の畜産にとって憂慮される事態となることが考えられますが、支援対策等についての見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔降壇〕

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

前原議員の御質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についての御質問でありました。

まず、公共施設整備の在り方とその実行性というような内容でございます。

御指摘のとおり、公共施設については、どの施設も老朽化が進行しており、耐震補強や改築といった整備が必要になっているということは認識をいたしております。

また、どの施設においても、そういった整備には多額の費用が必要となることは御案内のとおりかと思えます。今回の町政報告会においてお示しましたように、病院の運営形態を見直し、財政再建への道筋を立てることが、現在、私に課せられた第一の使命であるというふうに考えております。

本定例会におきまして、他の議員の御質問にも答弁してまいりましたが、施設整備の優先順位の変更は考えておりませんが、公共施設の耐震化や建設工事といった大規模な整備については、現時点ではめどが立たない状況でございます。

以上であります。

次に、財政立て直しとその見通しについての御質問にお答えいたします。

現在、令和5年度から令和10年度までを対象期間とします第4次行財政改革推進計画の策定に取り組んでおりまして、基本的な事項につきましては素案ができております。

計画目標に向けた取組といたしまして、1、自主財源の確保、2番目に投資的経費の重点化・効率化、3番目に事務事業の点検と見直し、4番目に人件費の削減、5番目に行政デジタル化の推進、6番目民間活力の活用、7番目に行財政システム改革、この7つの取組を行いながら健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

現在の見通しにつきましては、調整報告会におきまして説明いたしました行財政改革推進計画目標に向けて取り組んだ場合の財政収支見通しでございますので、今後も努力してまいりたいと思います。

なお、この財政収支見通しは、その都度見直していくことといたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

次に、ふるさと納税の今後の見通しについてお答えいたします。

現在、ふるさと納税の寄附額アップを図るため、地域商社が中心となって様々な事業スキームの構築、返礼品の開発、新規返礼品取扱事業者の獲得などを行っております。

具体的には、高齢者層の寄附者獲得を図ることを一つの目的として、独自にパンフレット等を構成して郵便振替用紙と合わせて希望者に発送し、郵便振替で寄附できるシステムを導入することといたしております。これは、パソコンやスマートフォンを使いこなせない高齢者層に対して寄附意欲を高めてもらう効果があると考えております。

また、首都圏からの寄附が多いことから、新たなポータルサイトとしてJ R東日本が開設するポータルサイトとの契約も行うなど、ターゲットに合わせた新規ポータルサイトの構築も行うことといたしております。

現在取り組んでいる内容といたしましては、現地決済型のふるさと納税やPay Pay、商品券など、関係人口、交流人口の方々に実際に本町まで御来町いただき、現地でのゴルフや温泉といった体験型の返礼品、さらには本町で特産品や畜産品を購入する際にふるさと納税制度を御利用いただける環境整備などを進めております。

返礼品につきましては、量目を再検討するなど、寄附意欲を向上させながらも、10月以降の新たな制度にも抵触しない返礼品の開発や、新たな返礼品取扱事業者の新規獲得を図っております。

新規の取扱事業者については、令和5年度に入りまして数件は既に接触しており、新しい返礼品の獲得に向けた準備を行っているところであります。

ふるさと納税については、どれだけ寄附意欲の高い寄附者がいたとしても、返礼品がなくては寄附意欲、寄附額の向上につながることは難しいと考えております。

しかしながら、返礼品の取扱基準を拡大解釈しすぎたり、制度を逸脱するような返礼品を取り扱ったりすることで寄附額アップを目指すことは、まもなく改定される10月からの運用にて指定の取り消しを通告されるなど、ふるさと納税制度自体を利用できなくなる可能性も含んでおります。

そのため、魅力ある返礼品の開発、発掘を行いながら、新たな返礼品取扱事業者も獲得し、運営スキームを確立させていくこと、制度に沿って確実に事業展開を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

以上であります。

次に、観光についての御質問にお答えいたします。

まず、滞在型観光客誘致につきましては、今年度より温泉組合の定例会議に担当職員も参加することにより、商工会、観光協会、温泉事業者と中・長期の滞在観光客誘致について協議を進めているところであります。

次に、インバウンド対策ですが、昨年度、国の補助事業を活用し、在日台湾人によるモニターツアーを行い、インバウンド観光客に向けての観光コンテンツの造成を行いました。

そこに、今年度はインバウンド受入れ整備といたしまして、町内観光看板のリニューアルの計画があり、多言語化やイラストを用いた看板への改修を行う予定であります。

次に、御池や皇子原公園を起点とする取組の考え方についてであります。皇子原公園につきましては、引き続きウッドパークプロジェクトの推進や、登山基地の整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

御池につきましては、御池キャンプ村に令和3年度に高規格Wi-Fiの整備を行いました。本町のワーケーションの拠点として、企業研修、企業合宿など、積極的な誘致を行うとともに、両拠点に共通いたしますアドベンチャーツーリズムにも力を入れてまいりたいと考えております。

次に、他の地域の新しい発掘の考え方につきましては、今後も引き続き狭野地区を本町の観光の拠点とし、本町の観光施設の磨き上げに努めてまいります。

大分県の別府の奥座敷が湯布院であるように、天孫降臨神話や初代神武天皇御生誕の地、歴史的な夜神楽、最深の火口湖「御池」など、唯一無二の資源を生かした霧島の奥座敷「奥霧島」として、神話、湧水、霧島の恵み源とし、ブランディングを行ってまいりたいというふうに考えております。これまでは点でしかなかった観光地が、民間企業による新店舗のオープンや、有休温泉施設のリニューアルなど、点と点がつながり、線となりつつあります。今後も引き続き、国、県の補助事業等を有効に活用するとともに、行政と民間企業は手を取り合い、知恵を出し合って、線から面へ、さらに新しい観光地づくりを目指してまいります。

以上であります。

次に、私の町政の舵取り役としての考え方の御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、私は2期目の公約としまして、「高原町民の誰もが住み続けながら豊かさと幸せを実感できる町」を目指しまして、大きく14項目の「幸せ実現構想」を掲げ、取り組んでいるところであります。

これまで、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地域商社の設立、ふるさと納税の推進、農林畜産業、商工観光業の振興等の地域振興対策や、子育て支援、高齢者支援、教育環境の整備など、少子高齢化対策などにも取り組んできたところであります。

しかしながら、実施できていない項目も残っておりますので、これからも公約実現に向けて全力を傾注をしてまいります。

その中でも、町立病院の運営形態、そして小中学校の統廃合、そして本町の財政の健全化に向けた行財政改革の推進に取り組む所存でございますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

以上であります。

次に、水道行政についての御質問にお答えいたします。

特に今、激甚化しております災害についての御質問でございました。

昨年の台風14号の大規模な被害を受け、今年8月にもまた台風6号による大雨、強風により町内全域に山林崩壊、道路崩壊、水道施設等の甚大な被害を受けたところであります。

水道施設においては、広原水源地に周辺山林からの土砂や泥水が流れ込み取水ができず、浄水処理が行えない状態と、道路崩壊により排水管の一部が寸断し、配水池の急激な水位低下により広原地区の断水となったところであります。

早急に断水復旧を行ったところでありますが、深夜から朝方にかけては大雨、強風も続いており、夜間作業を行った際に2次災害での被害の危険もあったため、断水復旧が遅れた理由でもございます。

昨年度に引き続き台風等の大雨、強風の影響による水道施設等の被害があったことから、各地区の水道施設等に対する災害対策が必要と考えておりますが、自然災害による災害箇所の予測は困難でもあります。

当面は、防災ハザードマップ等を参考に災害危険箇所の把握に努め、町内全域の水道施設及び排水管等につきましては、町職員による定期的な現地巡回、点検等対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

最後に、農畜産行政についての中のと牛生産農家の現状、今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

まず、本町が昨年度取り組んだ支援策と今年度に取り組んでおりますもしくは今後取り組む支援策等についてお答えいたします。

昨年度は、燃油価格、物価高騰により経営を圧迫されている和牛繁殖農家に対し、飼料高騰対策支援として畜産飼料高騰対策支援事業を2,752万8,000円、和牛繁殖農家の導入・更新及び買

い替え支援として繁殖農家導入支援緊急対策事業が495万円、またBL牛伝染性リンパ腫でござ
いますが、陰性優良繁殖雌牛導入支援策として和牛次世代確立対策事業を358万円措置いたして
おります。※下段に訂正発言

令和5年度につきましても、当初予算で和牛次世代確立対策事業を425万円、5月子牛競り市か
らの子牛価格の急激な低迷を受けて、6月議会の補正予算で繁殖農家導入支援緊急対策事業を
600万円措置し、本9月補正予算として子牛生産費の増加分の一部を支援する和牛繁殖経営緊急
支援対策事業1,125万円提案をいたすことといたしております。

このほか、国や県の支援策として九州などの各ブロック別平均価格を下回った地域で、全国平均と
の差額を支援する事業や、JAこばやしや宮崎県経済連も和牛繁殖農家への独自支援策を措置して
おり、産地の維持を図る支援を実施もしくは実施予定といたしております。

これらの支援策により飼料、資材、燃油高騰などの経費増と子牛価格低迷の2重の困難に直面する
和牛繁殖農家の経営継続、経営意欲の維持を図ってまいります。

以上であります。

○副議長（陣圭介君）

暫時休憩いたします。

午後 3時54分 休憩

午後 3時54分 再開

○副議長（陣圭介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（高妻経信君）

私のただいまの答弁の中で、昨年度の支援策、各種申し上げましたけども、「和牛繁殖農家の導
入・更新及び」、これは繁殖農家導入支援緊急対策事業の分でございますけども、先ほど「和牛繁
殖農家の導入・更新及び買替え」と申し上げましたけども、正しくは「更新及び買い支え支援」で
ございます。訂正をいたします。 [降壇]

○10番（前原淳一君）

先ほども申しましたとおり、ほかの議員と重複する部分が多数ありますので、大部分は割愛させて
いただきますけれども、まず公共施設整備の在り方について、まず一言だけ申し上げておきたいと
いうふうに思います。

学校建設の進め方については、どうも納得のいかないものがあります。町内外に対して令和7年度
まで校舎を建設し、8年の4月から一貫教育校としてスタートすると宣言をされ、今年度には実施
設計に入るときになってお金がないので造れないという始末、その心境がどうも分からないところ
であります。何をもって学校を造れると判断したのか、議会の特別委員会でもあれほど増設が望ま
しいと指摘をしたにもかかわらず、建設ありきで進められた、その時点で当然判断ができていたと
思うし、もっと以前から分かっていたはずであります。これは大きな一つの失政だと思います。ま
ずは苦言を呈しておきたいというふうに思います。

今後取り組むべき公共施設整備については、さきの議員の質問と重複しますので割愛しますが、役場庁舎は震度6弱で倒壊するとの診断がされていると思います。財政難と人命をてんびんにかけるのかということです。

ちなみに、よくテレビ等で、今後30年以内に南海トラフなどの大地震が来る確率が何十%ということがよく報道されておりますけれども、ある地震の専門家に言わせると、そんなことは分からないということで、真っ赤なうそだということなんだそうです。

つまり、地震はいつ来るか分からないというのが本当なんだそうで、いつ起きてもおかしくないということです。現状では、建設は困難ということですが、公共施設を地震から守ることができないとなれば、人命を守る方法は避難訓練だけということになるかと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。

ただいまの前原議員の御指摘のとおり、今現在、この公共施設の更新、今回の議会でも各議員の質問にお答えをさせていただいたとおり、現状としては非常に難しい状況になってきております。

そこで、庁舎についてでございます。

庁舎につきまして、今できることは災害等、当然いつ起こるか分からないわけですが、災害等に備えた避難訓練等のそういった体制は必要であろうと思います。

また、今議会でも他の議員の御質問にお答えしたとおり、この学校については、当初の計画どおりの建設は困難という判断をいたしました。

そこで、公共施設等整備基本方針にあります庁舎について、今後どのような対策を講じていくか、当然ながら建物の安全確保をどう図っていくか、様々な方向から早急に検討を始めることといたします。

以上であります。

○10番（前原淳一君）

提案ですが、学校なり役場庁舎なり建設をするのに、単に学校なり、役場庁舎を建設するというのではなくて、例えば役場庁舎に付随するものをくっつけることで国の補助率を引き上げる方法、そういったことも検討する必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。

ほかの自治体でそういうことがあるか知りませんが、やはり国の補助金なしにはできないわけですから、そのためにはどうやって補助額を引き上げるのかということを検討する必要があるんだろうというふうに思います。

学校に付随するものとはということで、不謹慎かもしれませんが、例えば子供たちの健康に関するものとか、いろいろみんなで知恵を出し合えば、いろんなものがひっつけられるというふうに思うんですよ。その案を多くの方に知恵を出してもらって検討していく、その結果を国なり、あるいはせつかく地元選出の国会議員の先生方がおられるわけですから、その方々の知恵を借りるというのも一つの案であらうというふうに思います。

自分たちで解決ができないのであれば、そういう人たちに頼ればいいんですよ。やはりその発想の転換といいますか、そういったことを取り組んでいかないと、なかなかいつまでたっても建設はできないということになってくるのではないかというふうに思うんですよ。いかがですか。

○町長（高妻経信君）

前原議員さんのほうから、提案という形でお受けいたしました。確かにこの公共施設は、いずれにしても、施設の内容によりましては、なかなかこの財源が見つからないものもございます。ただいま御提案いただきましたように、複合的なもの、あるいはそういった等の財源が確保、当てにできるような、そういった工夫も検討をしてみたいと思います。

○10番（前原淳一君）

ぜひ検討していただきたいと思います。地元選出の国会議員もいるんですから、そういった人たちの力を大いに借りるべきだというふうに思いますし、ほかに例がないのであれば、日本で初めての自治体になればいいんですよ。そういった考えの下で検討をしていただきたいと思います。

あと財政の立て直しとか、そこらについては重複しますので、割愛をいたします。

ふるさと納税の考え方ですけれども、我々、総務経済常任委員会のほうで、8月に行政調査を行いまして、その際、勉強会を実施しましたがけれども、その中で、大野博堂さんという方のお話を聞いたところです。

資料については、職員の方も1人参加しておりますので、御覧になったかと思いますが、この大野さんが最後に言われたこと、これは、高原町はふるさと納税で活路を見いだすべきであって、地元企業みんなで地域のいい物を探す、物がなければ体験、あるいは殊、消費に活路を見出すということをおっしゃっておられます。

資料にも書いてありますけれども、物だけにこだわるのではなくて、特産品だけにこだわるのではなくて、体験をする場とか、そういったものを提案、考えていく必要もあるんじゃないか。話の中では、過去にあった御池の戦車を引き上げる体験会とか、そういったことも話しておられましたけれども、よそがやっていることをやる、同じことをやるのではなくて、やはり人と違ったものをして、人の興味を引く、それが大事だろうというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問のふるさと納税の返礼品ということでよろしいかと思いますけれども、確かにこの返礼品ですけれども、先ほど私が壇上でもお答えしましたように、様々な体験型、いわゆるまず来てもらって、そしてふるさと納税をそこで使いながら来ていただく、そういったことも今計画を進めておるところでございます。

そういった中で、来てもらうことで高原町との関係も築ける、いわゆる関係人口づくりの面からも、そういったよそではまだ進んでいないというような方法も今取り入れていく、そういった計画中でございます。よろしく御理解いただきたいと思います。

○10番（前原淳一君）

返礼品の開発をということで、再三各議員からも質問がありましたけれども、再度伺いますけれども、その返礼品の開発、これといった目玉となるようなものの開発ができていますのか伺います。

○町長（高妻経信君）

まず、私のほうからですが、本町の返礼品では、町政報告会でも説明を申し上げましたように、牛肉、畜産品が全体の寄附額の67%を占めております。これは、一つには町内の畜産農家の方にも非常に御理解、そしてJAにも協力を頂いておりますし、また工業団地内にも肉類の加工場があると、そういった強みもございます。

ですので、この牛肉を含めた畜産品については、今後も新しい品目というものの、量目を様々工夫したり、いわゆる定期便とか、そういったような形で増やしていける可能性はまだあると、そういったふうに考えております。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

現在、開発中といたしますか、進行中の特産品開発についての情報といたしますか、進捗具合でございますけれども、町内の米粉を使ったお菓子、これについて、今開発を進めております。

それと、もう一つが、先ほどちょっと町長のほうが答弁で申し上げましたけれども、川魚を使った干物、これについて、県とも連携しながら、今特産品の開発を進めておりまして、両者とも来年の4月に動き出せるように、今開発が途中段階まで進んでいるところでございます。

それと、現在進めておりますのが、先ほどお話ございました体験型ということで、これは返礼品の一つとしての特産品でございますけれども、農泊、農業体験を交えた民泊、こちらについても、現在、商品について準備を進めているというところでございます。

以上でございます。

○10番（前原淳一君）

吉田推進官とも話をする中で、牛肉の加工品、牛肉をすぐ食べられるように加工したもの、そういったことだろうと思うんですけれども、そういったことにも取り組んでいきたいというようなお話をされていたんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答え申し上げます。

吉田推進官のほうと話が合ったということでございますけど、こちら町内の業者の中で、牛肉のたたき、こちらを真空パックにしたというものの開発に入っているということでございますので、こちら試作品等は1回、私のほうも見させていただいたり、試食させていただいているわけですが、こちらのほうが、現在、進捗しているものを吉田推進官がお話になられたというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○10番（前原淳一君）

先ほども公共施設建設でも言ったとおりですけれども、発想を変えることだというふうに思います。やはり高原独自のものを開発する、そういったことが大事だろうというふうに思います。そのためにも、ふるさと納税だけに限ったことではありませんけれども、やはりいつも言うように、若い人たちの意見を聞く、これが非常に大事だろうというふうに思います。やはりこれからの次代を担う人たちの考えを聞かずして、名案は浮かばないと思います。これについては、何か見解があれば伺います。

○町長（高妻経信君）

この御質問、これまでも前原議員から頂いていた内容であろうかと思います。現在、役場のほうでは、そういった若い職員を募りましてグループをつくる、いわゆる行革の一つの中で、町を言わば活性化する取組の中で、町の若い職員のまず集まりをつくるということを今10月から活動を始めるといことで、今準備が整ってきておりますので、そういった中で、私も参加しながら、そういった様々な発想とか、若い人の考えを聞く機会にできればと思っております。

○10番（前原淳一君）

次に、町長としての2期目、残り約2年の中で高原町をどういった町につくり上げていくかということなんですけれども、その中で、今までの町長を見ていますと、どこの自治体でもやっていることを淡々とやっているというふうにしか見えない点があります。これは再三、今まで申し上げてきました。例えば、私はこれをやって日本一になるんだというようなものがあれば伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの御質問、非常に私としては答弁が難しい御質問でありますけれども、私が考えますのは、今日、前原議員から観光などの御質問を頂いておりますけれども、この2期目、あと2年でありますけれども、私としては、今、御池皇子原の整備を進めてまいりました。

今、私が考えておりますのは、この霧島山系の中でのいわゆる高原のこれまでの神話伝説とのつながり、こういったことを含めると、この一つの登山基地、これは私もこれまでもずっと構想としてあったわけなんですけれども、これはぜひ実現をしたい。いわゆる、この霧島山系、特に高千穂峰といいますのは、鹿児島県の山だと思っている方も日本全国多いわけなんですけれども、ぜひそれを宮崎県の山である、これは天孫降臨の山である、これをまずは。これは絶対よそにないものだと私は思いますので、そういったことを全国に情報発信をし、そして人が集まる、そのような高原にしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○10番（前原淳一君）

そういったこともそうなんですけれども、これも以前紹介しましたがけれども、鹿児島県の大崎町ですか、ここ辺りもリサイクル日本一ということで非常に有名ですけれども、こういった本町でしかない、何かこれだけはほかの自治体に負けないというものを目指すべきなんですよ。

先ほどの観光の点と前後しますけれども、先月の18日の宮日新聞に島根県の海士町が載っていました。こういった思い切った改革も多くの若者とか、高校生等が移住をしてくるといふこととともに、一つの観光地と化している。こういった思い切った改革をやっていくといふことも、一つの参考になるんじゃないかなといふふうに思うんですけれども、それについてはどうですかね。

○町長（高妻経信君）

島根県の海士町ですけども、私も2回ほど行ったことがあります、当時の町長から話を直接伺ったこともあります。海士町も今の海士町になる前に、相当財政が非常に逼迫していた時期があったと、それを今、議員がおっしゃるように、一言で言えば行財政改革でありますけれども、そのほかに、まず産業の振興というのも同時に進めてきたと、あそこは離島でありますけれども、そこに住んでいらっしゃる町民の方も海士町に住み続けながら、とにかく島を守っていくというような、団結したような動きがあったと、それは当然、話を聞きますと、旗を振ったのがそのときの町長であり、町の職員であったといふようなことも伺っております。これは、私も、先ほど言いましたように、この海士町の歴史といえますか、本当に私も参考になる、そういった自治体であるといふふうに考えております。

○10番（前原淳一君）

こういった思い切った改革をしようとすると、必ず反対者が出てきて、いろんな問題が出てくるわけですけども、そういった反対者の声とか失敗とか、そういうことを心配をするなりしていたのでは、なかなか改革はできませんので、私ならこうするといふものを、信念を持って臨んでいただきたいといふふうに思います。

これもいつも言うんですけれども、例年どおりとか、そういったことであれば、これは誰でもできることですので、以前にも言ったように、高妻カラーといふものをしっかりと前面に打ち出して、今後の町政運営に臨んでいただきたいといふふうに思います。

また、先ほどの観光の中で一つ漏れていましたけれども、提案として、先ほど町長が答弁をされておられましたけれども、高千穂の峰登山口を、高原が拠点にしようといふ、そういう考えがあるといふような説明でしたけれども、ここの登山口、第5砂防ダムですか、あそこから登っていくわけですけども、あの手前に小さい駐車場があります。

その周辺を幾らか、2反歩なり3反歩なり借り受けて、そこをキャンプ場にするとか、今はやりのグランピングとか、そういったことに取り組んでいけば、そこからまた登山に行く客も増えてくるといふようなことも考えられるんですけれども、そういった考えはないか伺います。

○町長（高妻経信君）

ただいまありました第5砂防ダムの前のいわゆる広場、これは第5砂防ダムを建設する際にできたわけですけども、したがって、この作業道も、この砂防ダムの建設とともにできてきているといふような場所があります。これまでも町内の民間の方からあそこを、いわゆるあの状態でなくて、ちゃんとした駐車場にできないか、トイレ設置はどうか、あるいは展望台の設置はできないか、そう

いった御相談も受けてきております。そういった計画を一時国交省なりに相談をしてきた経緯もございます。それと、当然ながら国有林でありますので、林野庁に相談をしてきた経緯もございます。ただ、今、私が申し上げましたのは、皇子原公園周辺を一つの登山、きちっとしたいということがあります。

第5砂防ダムのあるその広場ですけども、一つは、人が宿泊をできるかということになりますと、砂防施設に非常に隣接をする場所で、大雨とか降らない場合は安全なんですけども、そういった砂防施設の隣接地ということで、宿泊施設をあそこに設けるということは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○10番（前原淳一君）

それは町長の判断なんでしょう。相談をしてからの話じゃないんでしょうか、できないというのは、やはりその取組方が、先ほどから言う町長の姿勢ですよ。

まず、自分で結論を出していたんじゃないに進まない。そんな私が提案をしたのは、ああ、それはつまらんとせばそれだけのことですけれども、本当に町の活性化につながっていく、登山客を増やすことで活性化につながっていくということを考えるのであれば、まず国交省なり林野庁なり、相談をまずしてみる、そういうことが可能なかどうかなのか、そこからスタートするべきだと思うんですよ。

提案をするわけですから、町有地について私が言うんなら、町長が判断をしてもいいんですけども、国有地ですので、相談をまずしてみてください。

○町長（高妻経信君）

国交省、そして林野庁、相談をさせていただきます。ありがとうございます。

○10番（前原淳一君）

話が前後して申し訳ないんですけども、先ほどの高原をどんな町につくり上げるかという話なんですけれども、都城市の池田市長は、話を伺いますと、直接本人からではありませんけれども、何をやるにも全て日本一を目指して取り組むという姿勢を貫いておられるという話を伺ったことがあります。

高妻町長としても、そういったものを何か、何かじゃなくて、日本一を目指しますよ、先ほど言ったように、そういったことに臨んでいただきたいというふうに思います。

次に、水道ですけども、本町の水道の施設の中に旭台地区水道があります。ここは矢岳の麓から水道を引いて、導水管が林道に布設されているわけですけども、以前にも土砂崩れが起きて、そのパイプもろとも寸断されたこともあります。ここだけに限らず、今回山林崩壊した竹広の水道についても、今回は免れましたけれども、あの杉林の中に埋設してあるんですよ。

そういったことや、今言った旭台地区水道の配水管においても、山の中を多く通っている、災害の可能性が非常に多い、そういったことを、まず町長の答弁では、職員が定期的に点検をしているという話でしたけれども、実際には目で見て回っただけではなかなか分からない部分があると思います。そういったところを専門家を交えて、一度点検する気はないですかね。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

実際言われたとおり、特に旭台関係につきましては、相当な山の中を配管が通っています。正直言いますと、職員も通ったことのない場所もあったりします。職員の経験者も少なくなってきておりますので、今後そういうのをもう一遍見直して、言われたように、経験のある辞められた方とか、そういうところからも聞きながら、ちょっとそういうのを調査していきたいとは考えております。以上です。

○10番（前原淳一君）

前にも指摘をしたんですけれども、減圧槽のタンクの上に草木が生い茂っている現状、これは解決したんですか。

○建設水道課長（入佐和彦君）

御質問にお答えします。

現地にまで、ちょっとその草とかを取ってはまだいないです。

以上です。

○10番（前原淳一君）

減圧槽の中に、土中に埋まった減圧槽もあります。これはなかなか当時を知る人でないと分からない場所にあると思うんですね。そういったことも含めて、あとは今まで広原のタンク内のボールタップにごみが引っかかって断水をしたというような事例もあります。

職員が点検をしているというけれども、なかなかそういう手落ちがあったりする。やはり人がすることですので、そういったことが基で災害にもつながるとか、事前に手を加えておけば免れたものを、こういう異常気象によって災害につながるというようなことがあってはならないと思うんですが、なかなか自然のことですので、難しい面はありますけれども、その点検を職員だけでは手が回らないんだったら、誰か頼めばいいじゃないですか、どうですかね。

○建設水道課長（入佐和彦君）

今後検討していきたいと思います。

○10番（前原淳一君）

水道だけは、電気とか、ほかの設備と違って、人の命に関わることですので、真剣に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、和牛農家の件ですけれども、なかなか小規模農家では高齢化が進んでいて、後継者もないというようなことがありますけれども、そういった中で、一貫生産をする肥育農家の方々が増えてくるということによって価格が下がってくるというようなことも、実際に子牛生産農家の方に聞いたこともあります。

また、今後も非常に値段的にも厳しい面が出てきて、下手をすると、30万円台にまで下落する可能性もあるよといった声も最近聞いたところですが、そういった見通しについてはどのように考えておられるのか伺います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

和牛子牛相場、今非常に低迷をしているところです。要因としては、肥育農家が素牛価格を抑えることで、現在の飼料高騰、それからいろんな資材の高騰等、そして枝肉の低迷という中で、素牛価格を下げることでしかちょっと対応できるすべがないということで、このような価格になっているところですけども、今朝の農業新聞のほうに8月の子牛相場の状態が記載されておりました。

その中で、宮崎県は、今回競りの開催が2か月に1回の競り市の開催のところもありますけど、毎月開催だけが行われたということで、開催市場が少なかったということもありまして、7月比で7.3%ほど価格が伸びております。

その中でも、8月以降、枝肉相場が若干上げ基調になるのではないかという見通しも出てきております。これが全てかという、そうではないかもしれないんですけども、例年冬場に向けて相場のほうは戻ってくるというか、12月が一番高い価格になっております。

昨年の5月競り市から急激に子牛相場が低迷をしております。そのサイクルでいきますと、年明け以降にそういった一番下がった牛が出始めてくるということになりますと、若干の肥育農家の収益の差額というのが改善されてくるのではないかということです。今、町としても12月までの支援策というのを重点的に打っているところであります。その年明け以降の枝肉相場、そして子牛価格、この辺りがどうなってくるかというのが今後の子牛価格の上昇のポイントになってくるのかなと思っているところであります。

以上であります。

○10番（前原淳一君）

日にちは覚えていませんけれども、先日テレビで沖縄の牛、子牛生産農家の方が出ておられました。父親が豚をやって、息子さんが牛をやるというようなことでしたけれども、この息子さんの話の中で、子牛の競りの価格が50万円を下回ると赤字、子牛を競りにかけるまで飼育するのに50万円かかるというような話をされておられました。実際にどうなのか、私は分かりませんが、五十数万円程度ではなかなか生活も厳しいというような話をされておられましたけれども、この西諸管内、本町もですけども、子牛生産農家の方々が赤字か黒字かの境といいますか、その点の考え方、これ以上あれば利益になる、そういった点は出しておられるのか伺います。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

具体的な数字というのは、町独自では出していないところなんですけれども、新聞紙上等では46万円が一つの分岐点になるというような報道もされているところであります。そこで言うと、ぎりぎりのラインなのかなというところもあるんですけども、やはりこれまで規模拡大等してきた農家につきましては償還金等、出てきている部分もあります。

そして、増頭すれば、それだけ育成のための飼料代とか、そういったものも非常にかかってくるところがありますので、個々農家によつての差はあるところなんですけれども、今の価格が続くと、非常に農家としては厳しい状態であるというのは言えると思います。

以上であります。

○10番（前原淳一君）

そういうことになりますと、本町の和牛生産農家の将来というのは非常に厳しいというようなことになろうかと思うんですけども、今後の本町の和牛生産に係るというか、将来についての見通しとしては町としてどのように考えているのか、非常に暗いものなのか、それとも何とか乗り切っていけるのか、そこは難しいと思うんですけども、そこら辺の判断はされておられるのか伺います。

○町長（高妻経信君）

すみません。私のほうでお答えさせていただきますが、今、若干子牛の相場は上がりぎみではあります。

しかし、まだ安心できない状況ではあります。ですので、私が、先ほどの答弁で申し上げましたけども、今はとにかく畜産農家の支援をして、そして今のこの時期を何とかしてしのぎながら乗り切っていくということしか今のところは言えないんじゃないかと、畜産農家の方も非常に苦労をされて、それぞれ不安を抱えながら飼育を続けていらっしゃいますけども、この時期にいわゆる畜産経営をやめる農家が出ないように私どもも、国、県を通じて強い要望を、今の支援の継続を呼びかけております。そのことが畜産農家の方の一つの頑張ろうという気持ちに何とかつながっていったんじゃないかと考えておりますので、私どもができるのは今の時期をとにかく支援をやることでつないでいっていくということ、これはあと全国的な相場になりますので、この相場の状況を見ながら対応してまいりたいと考えます。

○10番（前原淳一君）

最後に伺いますけれども、先の子牛の競り市で、高千穂町と小林市の競りにおいて、特に県内でも優秀といわれた地域が価格が非常に安いといったことがありますけれども、その原因は何なのか分析とかされておられますか。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

やはり、毎月競り市が開催される市場、2か月に1回の市場とありますけれども、競り市が今回9月競りについても、県内は多く行われますけれども、これまでの流れでいうと、月始めの競りは割といい価格できて、そこで肥育農家さん、全国の買い手の方は、市場を、最初の競り市で買ってその次で買ってというふうに巡回される方もいらっしゃいます。

ある程度、そこで頭数等がそろると、後半の競り市になると若干値が崩れてくる、そういった一面もあるところであります。

肥育農家、いろんな市場の相場を見ていらっしゃいますので、そこである程度、競りの自分の希望の金額とか、そういったところもかかわってまいりますので、これまでの市場では、やはり月始めの相場がよくて、それからだんだん後になるほど相場が崩れてくるということで、西諸の市場が後半部分に位置したと、で、高千穂が一番最後であったというところなども一因ではないかと思っております。

ただ、8月競りについては、西諸の市場も最後だったんですけども、当然その中でも3日間のうちで、初日、2日目、3日目、3日間あるんですけども、通常初日はまあまあの値段で、2日目

が上がって3日目の方が下がるというようなことだったんですけれども、8月については尻上がりといって、最終日に向けて値段が上がっていったというようなところはありません、若干そのあたりは明るい材料なのかなと思っております。

一因としては、後半で7月競りについては、競り市が開催されたところの影響があったんじゃないかというふうに分析しているところです。

以上であります。

○10番（前原淳一君）

小林市の市場に来られていた購買者が、都城市の方面へ移っていかれたというような話もあったところですが、現在はそういったことはないのでしょうか。改善されたのでしょうか。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

購買者誘致の話になると思うんですけれども、こちらについては畜連JAが各県外の生産地を回りまして、特に雌の肥育を買っていただける方等を重点に購買者の誘致に動いていらっしゃるって、また新たな購買者とか、帰って来られた購買者も一部いたということです、そういったところは、またそういった関係機関の取組が実を結びつつあるというふうに伺っております。

○10番（前原淳一君）

これで私の質問を終わります。

○副議長（陣圭介君）

前原議員の一般質問を終わります。

ここで、議長を前原議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時43分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

ただいま副議長と交代をいたしました。

これをもって一般質問を終了します。

◎ 日程第2 議案第47号 令和5年度高高原町一般会計補正予算（第8号）

○議長（前原淳一君）

日程第2、議案第47号、令和5年度高高原町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第47号、令和5年度高高原町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

別冊、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,205万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ68億919万7,000円と定めるものでございます。

主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した原油価格・物価高騰対策、各種支援事業のほか、これまでの梅雨前線豪雨や台風6号をはじめとする大雨などの影響を受け、町道や農道等の維持補修費用や災害復旧に係る経費等を計上いたしております。それでは、補正の内容につきまして説明いたします。※141ページに訂正発言

4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございますが、令和6年度から10年度を事業実施期間とする高原町養護老人ホーム峰寿園指定管理業務委託及び高原町工芸センター指定管理業務委託について、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、第3表の地方債補正でございますが、過疎対策事業及び災害復旧事業につきまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして、目ごとに説明いたします。

14ページ、15ページをお開きください。

1段目の諸費でございますが、まず交通安全対策としまして、道路反射鏡購入経費として100万円を計上いたしております。

同じく諸費でございますが、障害者関連事業や、子ども・子育て関連事業などの事業費の確定に伴います過年度分の国や県からの交付金や補助金の返還金として1,866万9,000円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金、諸収入を充てております。

次に、2段目の社会福祉総務費でございますが、障害者介護給付・訓練等給付に係る経費として6,002万6,000円を計上いたしております。

財源としまして、国・県支出金を充てております。

続きまして、原油価格・物価高騰対策支援事業としまして、社会福祉総務費において障害福祉施設へ90万円、老人福祉費において介護事業所へ245万円、16ページ、17ページの1段目の児童福祉総務費において教育・保育施設へ52万円、2段目の保健衛生総務費において医療機関へ65万円をそれぞれ交付することといたしております。

財源としまして、国庫支出金を充てております。

16ページ、17ページを御覧ください。

1段目の児童福祉総務費でございますが、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業としまして対象世帯数の確定に伴いまして340万円を追加計上いたしております。

財源としまして、国庫支出金を充てております。

次に、2段目の予防接種費でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続実施に伴います経費としまして1,510万2,000円を計上しております。

財源としまして、国庫支出金を充てております。

18ページ、19ページをお開きください。

2段目の畜産業費でございますが、新型コロナウイルスの影響拡大、長期化、また国際情勢等による原油や物価の高騰に加え、子牛価格の急激な下落といった様々な影響を受けている和牛繁殖農家への支援としまして1,125万円を計上いたしております。

財源としまして、国庫支出金を充てております。

続きまして、農地費でございますが、畑かん事業において、担い手への農地集積を図ることにより、基盤整備に係る農家の負担金割合を軽減できる事業としまして198万9,000円を計上いたしております。

財源としまして、町債、分担金及び負担金を充てております。

続きまして、農道整備費でございますが、農道、水路等の維持補修等に係る経費としまして300万円を計上いたしております。

20ページ、21ページをお書きください。

1段目の観光費でございますが、皇子原公園内レストハウスを町内観光の中心施設として活用する費用として655万円を計上しております。

財源としまして、県支出金を充てております。

次に、2段目の道路維持費でございますが、町道の維持補修に係る経費としまして1,752万7,000円を計上しております。

22ページ、23ページをお開きください。

1段目の住宅管理費でございますが、町営住宅の維持補修に係る経費としまして100万円を計上しております。

次に、2段目の非常備消防費でございますが、水防倉庫の屋根補修工事に係る経費としまして495万円を計上いたしております。

財源としまして、町債を充てております。

24ページ、25ページをお開きください。

農業用施設災害復旧費でございますが、7月の梅雨前線豪雨並びに台風6号で被災しました農業用施設の復旧に係る経費としまして679万9,000円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金、町債を充てております。

以上、御審議方、よろしくお願い申し上げます。

一部、訂正をさせていただきます。

前半申し上げました今回の補正の主な内容としまして、新型コロナウイルス感染症対策と申し上げましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に訂正をいたします。

よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました議案第４７号については、明日９月８日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

◎ 散 会

午後 ４時５３分 散会

令和5年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和5年9月8日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和5年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第47号 令和5年度高原町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 2 報告第 5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 日程第 3 報告第 6号 令和4年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 報告第 7号 令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について
- 日程第 5 同意第 9号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 同意第10号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分について(専決第6号)
令和5年度高原町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 8 承認第 7号 専決処分について(専決第7号)
令和5年度高原町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第42号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第43号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第44号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第12 議案第45号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第13 議案第46号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第48号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第49号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 認定第 1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について
- 日程第23 認定第 8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第24 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4 7 号 令和 5 年度高原町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 2 報告第 5 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 日程第 3 報告第 6 号 令和 4 年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 報告第 7 号 令和 4 年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について
- 日程第 5 同意第 9 号 教育委員会の委員の任命について
- 日程第 6 同意第 1 0 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第 7 承認第 6 号 専決処分について（専決第 6 号）
令和 5 年度高原町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 8 承認第 7 号 専決処分について（専決第 7 号）
令和 5 年度高原町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 4 2 号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 4 3 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 4 4 号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第 1 2 議案第 4 5 号 分担金を徴収すべき事業について
- 日程第 1 3 議案第 4 6 号 字の区域の変更について
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 令和 5 年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 令和 5 年度高原町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 認定第 1 号 令和 4 年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 認定第 2 号 令和 4 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 認定第 3 号 令和 4 年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 認定第 4 号 令和 4 年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 0 認定第 5 号 令和 4 年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 1 認定第 6 号 令和 4 年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 7 号 令和 4 年度高原町病院事業決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 8 号 令和 4 年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 2 4 議案第 5 0 号 令和 4 年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

出席議員（10名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 西嶋 陽代君 | 2 番 岩元 礼子君 |
| 3 番 福澤 卓志君 | 4 番 温水 宜昭君 |

5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長補佐兼環境保全係長	海老原俊一郎君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

◎ 開議・日程

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前原淳一君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第 1 議案第 47 号 令和 5 年度高原町一般会計補正予算（第 8 号）

○議長（前原淳一君）

日程第 1、議案第 47 号、令和 5 年度高原町一般会計補正予算（第 8 号）を議題とします。

前回の議事を継続します。

これから、議題となりました議案第 47 号に対する総括質疑を行います。質疑はありませんか。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

ないようですので、これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○

◎ 日程第2 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

○議長（前原淳一君）

日程第2、報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは、説明に入らせていただきます。

報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、御説明申し上げます。

議案書では1ページをお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務、教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっておりますので、令和4年度高原町教育委員会への自己点検評価の結果を報告するものであります。

内容につきまして教育長をもって報告いたさせます。

〔降壇〕

○教育長（西田次良君）

〔登壇〕

報告第5号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について御説明いたします。

この報告につきましては、教育委員会の責任体制を明確にするため、教育委員会で自己評価をいたしたもので、評価につきましては活動や事業等の実施状況を基本としておりますので、御理解をお願いいたします。

別冊の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書をお開きください。

報告書につきましては、1、教育委員会の活動、2、教育委員会が管理・執行する事務、3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の3項目になっております。

評価区分でございますが、A、施策の取組が順調である、B、施策の取組がおおむね順調である、C、施策の取組があまり順調でない、D、施策の取組が順調でないの4段階といたしております。

1ページを御覧ください。

まず1、教育委員会の活動であります、1ページの(1)から2ページの(6)までとなっております。

点検評価に示した状況でございますが、委員会会議の定例化や委員の研修の充実を図るなどして、良好であったと考えますが、(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信について、傍聴者を増やす取組につきましては、定例会の日程公表をホームページで行っておりますが、傍聴者が1名であったため、C判定としております。

今後は傍聴者を増やす取組としましては、町広報紙において日程公表を行うこと、また、定例会の開催日や開催時間帯なども考慮していく必要があると考えております。

次に、2ページから4ページを御覧ください。

2、教育委員会が管理・執行する事務につきましては、全ての項目において施策の取組が順調であったと考えており、A判定としております。

次に、4ページから5ページを御覧ください。

3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務であります、(1)生涯を通じて学び活躍できる社会づくりにつきましては、施策の取組が順調であったと考えておりA判定としております。なお、②読書活動の推進につきましては、のぼり旗を設置して、図書室の開設の周知を行っております。

次に5ページから7ページの(2)魅力的な教育環境の整備・充実につきましては、施策の取組が順調であったと考えておりA判定としております。

次に、8ページから9ページの(3)子供たちを地域や学校で見守り育てる教育の推進につきましては、施策の取組が順調であったと考えておりA判定としております。

次に、10ページから11ページの(4)社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進につきましては、施策の取組が順調であったと考えておりA判定としております。

次に、11ページの(5)将来を担う人材を育む教育の推進につきましては、コロナ禍の中で対応できるものは実施できたと考えておりA判定としております。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

総合評価になりますが、令和4年度は高原町教育振興基本計画、後期基本計画の策定を行ったところであります。また、教育委員会定例会を毎月開催し、教育委員会の諸施策及び事業等について協議・検討してまいりました。

学校教育につきましては、町費職員等を引き続き配置し、児童生徒の教育の充実に努めているところであります。また、タブレット活用につきましては、ICT支援員を配置し、授業の充実に努めるとともに、自宅学習の実施に向け取組を進めております。

13ページになりますが、高原町立小中学校の統廃合につきましては、令和4年3月に高原町立小中学校施設整備事業基本計画等策定業務を締結し、新校舎の施設設備に係る基本計画を策定いたしました。

また、高原町立小中一貫教育校準備委員会を設置し、小中一貫教育の開校に向けて調査・検討を進めているところであります。

社会教育につきましては、学校を核とした地域づくりを目指して、地域学校協働本部コア会議及びワークショップを開催し、地域学校協働活動事業を推進しております。

次に、14ページ、15ページを御覧ください。

令和5年度、令和4年度実施分でございますが、外部評価につきましては、昨年度に引き続き、宮崎大学教育学部准教授の遠藤宏美先生に外部評価を依頼いたしました。

1、教育委員会の活動及び事務管理につきましては、おおむね良好な評価をいただいているところでございます。

2の教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務につきましても、おおむね良好な評価をいただいているところでありますが、(1)から(5)にあります個別評価の助言等につきましては、善処してまいりたいと考えております。

なお、令和4年度高原町教育委員会の主な活動報告につきましては、16ページから23ページに添付しておりますので、お目通しをお願いいたしたいと思います。

報告は以上であります。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

外部評価の実施に当たって、この外部評価をされている方の関わり方についてお伺いしたいと思うんですけども、実際どういった手続というか流れでこういった評価をされているのか。実務上の話でいいんですけども、教えていただけますか。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

宮崎大学の方に案内を出しまして、先生のほうを紹介してくださいということでしたしております。毎年なんですけれども、遠藤准教授のほうを紹介いただきまして、こういった評価をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

そういう話じゃなくて、それは当たり前、分かるんですけども、この評価を出すに当たっての当局からの、例えばこの外部の方への資料提供であるとか、説明とか、そういう手続の話をしているんですけども。だから、この文書を書くに当たってどういった資料を提供して、このネタになるものをどのように提供されているか、どういった説明をされているかというところをお伺いしたいんですけども。

○教育総務課長（中別府和也君）

お答えいたします。

今こちらにありますこの報告書ですね、これを全て郵送いたしております。必要な場合は電話等でお聞きいただいて、お答えして、評価をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○9番（陣圭介君）

この根拠となっている地方教育行政の組織及び運営に関連する法律の第2項に、点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者を有する者の知見の活用を図るものと。その知見の活用の図り方なんですけれども、例えば町に来ていただいて、評価していくに当たって、いろいろ教育委員会が自己点検されている内容一つ一つについて例えば説明して、理解を求めていただいた上で十分に相手に理解していただいた上での外部評価ではないような気がするんですよ。そうする努力ってされないんですかね。

以前、こういう外部評価というのはなかなか手薄だったところがあって、本会議で私が言ったことがあって、それからこの外部評価のされたという実績がこの書類に載るようになったと記憶しているんですけれども、その辺りの取組ってないんでしょうか。

○教育総務課長（中別府和也君）

はい、お答えいたします。

今、議員さんからございましたように、次年度以降は教育委員会定例会において来ていただいて、評価をお願いしたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

この評価につきまして、C判定となった傍聴の件からちょっとお聞きしたいんですけれども、統廃合に向けて様々な準備をされて、教育委員の意見を求めたりする機会がある中で、傍聴者がその年で1人しかいなかった。12回開催されているにもかかわらず、関心が薄いととれるような内容でCだったというふうに受け取ったんですけれども、中央公民館でやられているわけですが、例えばですけれども、ほほえみ館の研修室であったりとか、場所を変えて、また開催内容について、今こういった内容が議題で、今月はこういうふうな形で教育委員の意見を求めたり、報告をしたりということを行うということで、教育についての関心度を高める努力、またその方法について、先ほどは開催時期とか時間を変えとか、検討するというお話だったんですけれども、より広く意見を聞いていただく場として開かれた教育委員との内容、議事録を見ればある程度の内容を理解できますので、そこで私も参加できない場合は見ることもあるんですけれども、そういった方法があるという周知を含めての見直し、そのCをBなりAに上げていく努力の検討、今段階であれば伺いたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

はい、御質問にお答えいたします。

今、議員からございましたように、言われることは当然だというふうに考えております。で、教育長の方もありましたけれども、開催日や開催時間帯を考慮していくということで答弁、説明いたしておりますけれども、また、定例会議の固定といいますか、開催日を固定していくということも必要なのではないかなというふうに考えるところでございますので、そこをまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○4番（温水宜昭君）

2点ほどちょっとお伺いします。

まず、3ページの（3）ですけれども、当初予算あるいは補正等について、定例会で協議し、報告し決定したとありましたけれども、この中で予算とか補正関係について何か御意見があったか、もしあればどういう御意見があったのかをお尋ねしたいと思います。

それと、教育長にちょっとお伺いしますけれども、13ページ、総合評価の中で、2行目からのずっと統合等について書いてありますけれども、今回一般質問でも多くの意見が出たと思うんですけれども、今これ4年度の実施した経緯の説明だと思いますが、今こういう状況になっておりますが、教育長が令和5年度に向けての考え方なり、そこ辺がもしあれば、この評価を受けて、思いがあればお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点です。

○教育総務課長（中別府和也君）

温水議員の1点目の御質問にお答えいたします。

教育委員会定例会において、予算等につきましては、学校の会計年度認用教職員等を充実していただきたいというような要望はあったところでございます。

以上でございます。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

令和4年度につきまして、自己評価、そしてそれについて評価をいただいておりますが、委員会としても、今年度それに向けて、反省に向けて努力事項を設定をいたしております。学校教育が8項目、社会教育が6項目の重点事項を挙げて、今後達成に向けて努力していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。これをもって報告第5号を終わります。

○

◎ 日程第3 報告第6号 令和4年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（前原淳一君）

日程第3、報告第6号、令和4年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第6号、令和4年度高原町健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、御説明いたします。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の健全化判断比率と、法第20条第1項第1項の規定に基づく公営企業における資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、報告後は公表することになっております。

それでは、高原町健全化判断比率を御報告いたします。

別冊の3ページをお開きください。

まず、実質赤字比率であります。本町では一般会計と住宅新築資金等貸付事業特別会計の普通会計で計算する比率であり、赤字額は生じていませんので、何も無いことを示す横棒となっております。

次に、連結実質赤字比率であります。先ほどの普通会計に国民健康保険などの特別会計や水道などの公営企業会計を含めて連結した形で計算する比率であり、これも実質赤字比率と同様、何も無いことを示す横棒となっております。

次に、実質公債費比率であります。これは普通会計、特別会計、公営企業会計に一部事務組合の公債費を含めて計算されるものであり、7.1%となったところであり、昨年度比マイナス0.3%となっております。

将来負担比率は、普通会計、特別会計、公営企業会計に一部事務組合の負担見込額を計算するものでありますが、算定の結果マイナスとなったため、何も無いことを示す横棒となったところであり、

健全化判断比率の4指標とともに、早期健全化基準を下回っており健全であるとの数値となったところであり、

次に、高原町資金不足比率でございます。法非適用の公営企業についての資金不足額を示す数値は、全会計とともに資金不足は生じておりませんので、何も無いことを示す横棒となっております。

以上、御報告いたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

2点ほどお伺いします。

この意見書の第3ページ、連結実質収支額及び連結実質赤字額が記載されている表なんですが、そのうち病院事業会計の令和4年度の実質収支額の1億2,299万8,000円についてなんですけれども、年度末に1億8,000万円の基準外繰入れをしました。恐らくそのとき、時点での必要額、金額というのをある程度試算して、繰り入れたと思うんですよ。結果として、その年度末に、病院事業のところでも話しますが、流動資産としてその年度末に1億8,000万円を繰り入れたにもかかわらず、相当な金額が余っていると思うんですよね。例年と比べて、この3年度と比べて実質収支額6,000万円ぐらい多いんですけれども、その基準外繰入れする時点での金額の試算のやり方についてお伺いしたいのが1点目。

例年に比べて流動資産が多分多く残っていると推測されるんですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

それから5ページ目、将来負担比率なんですけれども、昨日の一般質問で申し上げましたけれども、高原町の財政、極めて健全であるという判断をしまして、この一般会計が将来負担すべき実質的な負債はもうマイナスであるという判断がされている中で、今後の予算のつけ方について町長にお伺いしたいんですけれども、計画的なインフラなりいろいろなものの整備についての考え方、当然、財政健全化に最初に取り組むという話は昨日お伺いしましたけれども、そういった計画的なインフラ整備の考え方についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○町長（高妻経信君）

今、陣議員の方からの2つの御質問いただきましたので、まず2つ目の御質問でございます。

5ページの将来負担比率ですね。確かにこれを見る限りでは、議員がおっしゃるように健全ではないかと、そういった分析をされているようではありますが、実質は、この現在の高原町の財政運営を見ますと、基金の残額等も当然あります。それと今後の、今御質問にございましたような、今後のインフラ整備、公共施設等の整備が進めていかなければならない中では、まずはこの分析ももちろん大事ではあると思いますけれども、実質的には、本町の財政状況の改善を私は図ることを、まずはやっていかなければならないと考えております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

○総務課長（末永恵治君）

令和5年3月の補正で1億8,000万円の補助金を予算化して可決をいただいているわけですが、予算要求は令和5年2月の頭までですので、その時点での病院の決算見込みで算出していたものを要求いただいているというふうに思っております。その後、不確定部分であったコロナの補助金というものが入ったり、病床の確定で入院収益が上がったり、その辺の流動的なものがありますので、その時点での試算で支出しているということでもあります。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

町長に2点目お伺いいただきましたけれども、その当面のインフラ整備は全く考えないというふうに今聞こえたんですけれど、そういうことなんですかね。計画的に将来、例えば起債するなりして予算をつくってインフラ整備していくという、実質公債費比率も下がっていますし、将来的に計画的なインフラ整備は必要だと思っているんですけれども、その辺りの考え方をお伺いしたいんですが。

○町長（高妻経信君）

お答えいたします。今回の議会でもインフラ整備、公共施設関係の御質問を頂いておりますけれども、当然ながら将来に向けての計画的な改修整備は私も必要であろうと考えます。

そこで今、病院あるいは学校統廃合につきまして、今回方針を決定していくわけですが、その中で昨日の一般質問でもお答え申し上げましたけれども、学校についてはこれまで説明をしてみましたように、令和8年度の既存の施設を利用して統廃合をしたいということを説明し、このことを町民の皆様方にはまた方針を決定した後に説明をしてみたいと思います。

そうなりますと、この庁舎を含めた具体的な現在の公共施設の整備基本方針がございますけれども、やはりそういったものの計画は当然進めていかなければならないだろうと思います。ですので、庁舎を含めた中での一つのこの現在の基本計画がございますけれども、そういったものの再検討は当然必要になると思います。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第6号を終わります。

○

◎ 日程第4 報告第7号 令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について

○議長（前原淳一君）

日程第4、報告第7号、令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

報告第7号、令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社事業実績及び決算について、御説明申し上げます。

今回の議会における決算報告につきましては、別冊にあります決算報告書だけではなく、事業実績及び決算報告書を配付させていただいておりますので、これを用いまして説明をさせていただきたいと思います。

これは議員の皆様方に決算上の数字ではなく、地域商社の実績として、どのような補助金等の使途となったのか等についても御認識を頂けるようなことから、決算報告書については添付資料としてつけさせていただいているところでございます。

なお、決算報告書以外の事業実績等につきましては、事業実績及び決算報告書の5ページ以降に記載をしておりますので、改めて御覧いただきたいと思います。

それでは、別冊の令和4年度奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社の事業実績及び決算報告書、これは第2期となりますけれども、お開きいただきたいと思います。

このたび5月29日に開催されました株主総会での決算報告、さらには令和5年8月17日開催の取締役会におきまして、決算に関します関係諸表書類の認定を受けましたので、地方自治法第234条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

まず、2ページをお開きください。

令和4年3月25日に設立しました地域商社につきましては、令和4年6月30日までの第1期目の決算を昨年9月議会にて報告いたしました。今回の第2期の決算報告は、その後の令和4年度残期間であります令和4年7月1日から令和5年3月31日までの報告となります。

まず、ふるさと納税返礼品の充実や新システム導入などの運用事務等の改善などに取り組み、納税スキームの円滑化を図りました結果、これまでの本町としては最高の寄附額となります4億4,000万円の寄附があったところでございます。これは本町としても貴重な財源となっているところであります。

3ページをお開きください。

第2期の損益計算書でございます。

損益計算書におけますふるさと納税に係る収支の全ては、これは自治体の施策であります、ふるさと納税に係る行政運用制度の代行を地域商社が担っているというようなこととなりますので、損益計算書上は地域商社の売上げとしては、ここに計上いたしておりません。

このことから売上げといたしましては、各種委託業務など、地域商社が請け負った業務に係る売上高が記載をされており、商品仕入高として売上高に計上された業務の仕入れにより支出した額が計上されております。委託事業の主な内容は、魅力情報発信のためのCM制作に係る業務委託や、事

業承継等に係る委託料となっております。また、地域商社が業務を行うに当たり、仕入れを行うなど経費等で必要となった経費が商品仕入高に計上されております。以上のことから、売上から仕入高を差し引きました1,090万6,523円が総利益、いわゆる粗利となったところであります。続きまして、損益計算書の中にございます販売費及び一般管理費といたしましては、地域商社が会社を運営するに当たっての経費が計上されており、人件費や福利厚生、事務所の光熱水費、弁護士・税理士等への委託費などが計上されております。総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益の欄にマイナスで記載をされておりますが、約4,519万2,947円の営業損失となります。

次に、営業外収益につきましては、本町から地域商社に支払った全ての補助金でございます。雑収入として計上されておりますけれども、約2億2,000万円が計上されているところであります。ふるさと納税に係る事業費につきましては、先述のとおり、売上げではなく、行政運用制度の代行により生じた収支として計上しておりますので、ふるさと納税に限った経費を営業外費用として計上いたしております。

先ほど説明しました、約で説明を申し上げますけれども、約マイナスになっております。4,500万円に約2億2,000万円の補助金収入を合算し、納税にかかった経費を差し引きをいたしまして、法人税等を差し引きますと、純利益として247万4,098円の利益が生じているという決算になっております。

それでは次に、4ページをお開きください。

貸貸対照表でございます。資産の部といたしまして、令和5年3月31日時点の通帳にあった現金や、既に事案として発生してはいるものの、収益として現金が得られていないもの、また備品等において減価償却した資産を合計した額が資産の部として合計で5,611万840円計上されております。

次に、負債の部といたしましては、流動負債として事案は発生しているものの、まだ請求書等が届いていないなど今後支払うことが確定しているものや、未払いとして今後支払処理に移るもの、源泉として一時的に預かっている税や、今後支払う予定の法人税を合計して5,612万3,384円を計上いたしております。

次に、純資産といたしましては、前回第1期の繰越利益剰余金でありますマイナスの849万6,642円から、損益計算書で得た純利益247万4,098円を差し引きますと、今期時点の繰越利益剰余金がマイナスでございます602万2,544円となっております。資本金として601万円がございましたので、資本金をマイナスの繰越利益剰余金と相殺いたしますと、今期決算時点の純資産がマイナスの1万2,544円となりますことを貸貸対照表でお示しいたしております。

その他各種事業に係ります実績につきましては、事前に配付をいたしておりますので、お目通しをよろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社の決算につきまして、報告をいたします。

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

2点ほどお伺いします。

一般会計で聞くかと思ったけれど、返礼品の話、ふるさと納税の返礼品の話なんですが、これまで牛肉などについて、高原町にゆかりのあるものだけを返礼品としてずうっとしてきたんですけれども、何かその地域枠を取っ払ったんですか。何かそういうような話をちらっと聞いたんですけれども、もしそういう高原町にゆかりのあるもの以外も返礼品として出しているなら、その経緯とか、その辺りを説明いただきたいなと思います。

それから、この決算報告書の後ろのほうに販売費及び一般管理費とあって、役員報酬とか給料手当とか、いろいろ書いてある明細が表になっているんですけれども、地域おこし協力隊がたしか2名だったかな、いらっしゃると思うんですけれども、その方の協力隊としての国からの手当のその処理の仕方です。この明細上の処理の仕方についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。ふるさと納税の事務等に関わることであります協力隊の明細についての御質問ということで、私のほうで事務に携わっておりますので、お答えさせていただきたいと思います。

陣議員からございました牛肉についての町のゆかりのあるものについては撤廃ということに関しては、この10月ではなく、これまでのことでのということでの答えだと思うんですけれども、恐らく宮崎牛自体がまずは定義として、宮崎県で生まれたもの、あるいは育ったものというものであるんですけれども、まずは高原町の返礼品といたしましては、高原町の業者をお願いしていますのは、高原で生まれたもの、高原で育ったものが第一の条件です。

しかし、これをやっていると、返礼品について送ったりするのに遅れたり、あるいはもうそれがほかの業者に、ミヤチクというところにそれぞれの町内の業者も卸で取りに行ったりとかしているものですから、次の条件枠として、高原町で生まれたもの、または高原町で育ったものということのを第二次の選考基準というふうにさせていただいているということになると思います。ですから、両方確かに合致するのが一番高原町産に近いわけなんですけれども、そうしますとどうしても、具体的に言いますとミヤチクさんに高原町の業者が取りに行っても、要するに高原町生まれで高原町の肥育農家さんが育てたものとなると、枝肉の本数がちょっと減ってしまいますので、それではなくて高原町産のものを競り市で子牛を買ってJAこばやし管内の肥育農家さんが育てたものを同じようにJAこばやしのものとして出荷されます。

そうしたものが、そこでは高原町の生産農家さんが作ったものであれば、それも返礼品として取ってくる。あるいは逆に小林、えびので生まれた子牛を高原町の肥育農家さんが取ってきて、それを

育てたものについてを高原町産、要するに育った期間が高原町である程度あるものということで、特に宮崎牛に関してはミヤチクに集まって県内から集まってくるというもので、肉になるものについてはどれがどれというふうに判別がつかないものとして総務省としても認められておりますので、高原町といたしましては、さっき言った生まれて育ってというものについてちょっと枠を広げて、JAこばやし管内で購入されて、あるいは生まれて育てたものというように広げたというところが、その撤廃されたというようなお話になっているんじゃないかなというふうに認識しているところがあります。

それと2問目の協力隊の件、明細についてでございますけれども、こちらにつきましては、毎月日報というのが上がってきます。その日報の中でまず、協力隊におきましては、18万3,000円というこの額が基準としてそれぞれの協力隊に来ております。そして、それ以外の業務に携わっている分については商社から出ているわけでございますけれども、この日報の中で仕事をする時間帯も地域おこし協力隊のミッションに携わる時間と商社の中で勤めた時間、これについて分けるように日報で上げていただいているようにしております。

中身につきましては、今、面接でそれぞれ報告書を持ってきてもらったときに担当のほうで聞き取りをしておりますので、そこについては健康状態についても併せてそうなんですけれども、チェックさせていただいて明細の中身を聞いていると。そして、その聞いた分を担当の部署、例えば農業分野でありましたら農業分野の部署にもその報告書を見ていただいて、チェックしていただいているという形で明細の確認をしているところでもあります。

○9番（陣圭介君）

返礼品の話は分かりましたけれども、18万3,000円のその地域おこし協力隊としての1か月当たりの収入になる分なんですけれども、それを地域商社分とそれ以外の分とで分けているわけですか。そうすると、この商社としての決算として、人件費に当たる部分というのが出てくると思うんですけれども、その処理の仕方を私は今聞いているんです。お願いします。

○産業創生課長（森山業君）

陣議員の御質問にお答えいたします。

今ございましたとおり、地域おこし協力隊のお金につきましては、個人にお金が入っていくものでございます。国のほうから町のほうの委託費として入ってくるものですから、それはそうです。それ以外に地域商社において、ふるさと納税の例えばポータルサイトに関わりますページのブランディングとか、そういう技術に要した経費、これは商社のほうからその地域おこし協力隊にミッションとして別として与えられるものですので、その点に関してはここにございます商社から支払われるお金として、この中に全部込めて支払われているということで全く別、地域おこし協力隊のものはこちらの中に入っておりません。支払われた分については、こちらで販売費のそれぞれ名目、詳細の中にはどの業務で幾ら払っているというのを全て分けて経理が計上しているところでもあります。

○9番（陣圭介君）

そうすると、その地域商社内にいらっしゃる地域おこし協力隊は、国から手当される交付金の分と、それとは別に地域商社からの収入があるということになるんですけれども。そうすると、国から手当されている部分、その地域おこしに係る業務という部分は、私はもうこの地域商社にて働かれることに対する手当だと思っていたんですけれども、それ以外のその地域おこしに関する業務って例えばどういったことが挙げられるのかというところが疑問になって。国から手当される部分については、年間200万円が上限だったと思うんですけれども、その活動経費なんかの手当もあるんですけれども、その辺の取扱いってどうされているんですかね。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今の陣議員からの御指摘のとおり、国のほうからにつきましても、そういうミッションとそれ以外の部署についての明確な分け方、これについては、ほかの市町村等についても指摘事項に上がっているところがございます。

例えば、地域商社におきましては、ふるさと納税に関わる業務について、地域おこし協力隊については要望しています。例えば、それ以上に今度は特産品開発あるいは関係人口・交流人口、それに携わる分についての業務も地域おこし協力隊の方々に商社の中でやらしてもらわなきゃいけない部分が出てきます。そういうものについては別途、地域おこし協力隊のミッションとは違う部分ということで整理をしてちゃんと渡すようにして、国の検査等を受けられるように案分をするように整理をしているところです。

4年度当初、特に私どももこの前、陣議員からの別の地域おこし協力隊での整理をさせてもらったんですが、それで非常に明確になったというか、これを分けなきゃいけないというのをヒントを頂いたものですから、それでこの特に4月以降はもうぴしゃりと分けるように商社と整理ができたところでございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○6番（外村仁君）

私、細かい話はしないんですけれども、ふるさと納税の目標額について、昨年度は4億4,500万円当初計画、令和6年度目標を2年前倒しでの目標達成となっているとなっていて、今年度の目標が4億8,000万円となっているんですけれども、私からすると目標額があまりにも低過ぎるというのがありまして、隣の都城市は昨年度196億円ぐらい集めていまして、人口比で考えると高原町はまだ成長の余地はあるのかなあと思っていて、これは何でこんな低い目標に設定しているのかという理由と、高過ぎる目標はちょっと無理かなと思うんですけれども、ぎりぎりできるか、できないかぐらいの目標をまずは設定できなかったのかと。言わば、令和4年度でその前年度の2倍いきますよとか、3年後には3倍、4倍いきますよとか、そういう目標設定をして、目標達成できな

かったら、じゃあどうしたらいいのかというのを叱るんじゃなくて前向きなことをしてほしいという意味で今この質問をしています。

2点目なんですけれど、私、ホームページとかを見て役員の数とか、そういうのが見たかったんですけれど、社長の名前しか書いていなくて、先日ちょっと聞きましたところ、おとといですか、この組織図というのを頂いたんですよね。その中で取締役会というのが上にあったのでちょっと見ていたんですけれど、高原町長と書かれているんですけれども、この取締役会に関して給料とか報酬とか支払われているのかどうかだけちょっと確認させてください。

以上です。

○町長（高妻経信君）

まず、ふるさと納税の目標額についてであります。これは地域商社を設立するときにこの目標額を設定しました。これは当然それまでの実績等を踏まえた設定をいたしております。今、外村議員から御質問ありましたけれども、これも実は取締役会で話が出ました。令和3年度から令和4年度が約2億円増えてきていると。そしてまた、質問されましたけれども、令和5年度についても現状では順調に増えてきてはおります。ですので、この目標額を今、6億円を最終的には目指すというようにはなっておりますけれども、この令和5年度、地域商社としましては今1年半が経過しようとしているわけなんですけれども、そのこの目標額については今年度の状況を見て、まさにこの上げることはよいことですので、今おっしゃるように、それは取締役会でもその件は一つの令和5年度の検討事項であります。

ただし、この目標額の設定で今、都城市のお話をされましたけれども、やはり必ず話が出ますのが返礼品です。高原町はこの畜産関係につきましては、ある程度安定的に量が確保できるわけなんですけれども、その他の返礼品になる産品等、特に農産品、こういったものをやっぱり納税をされる方はもう1年間通して量がないと、もしそんなときにありませんということは、もちろんこの納税をされる方が逃げてしまうと、そういう傾向が出ますので、1年間を通して同じものが量を確保していくことが今の一番大きな高原町としての懸案事項です。

そこで、地域商社でそういったこともありますので、様々な特産品開発も含めて六次産品を含めて、また新たなですから、限られた中でも産品を開発していかなければならない、そういう努力はもうしております。また今後なお、それは取り組んでいかなければならないと私も思っております。

それと取締役に対する報酬ですけれども……。 （発言する者あり）今、4名の方をお願いをしております。私以外の方には当然、役員報酬は支払いをしております。私は頂いておりません。

以上であります。

○6番（外村仁君）

都城市と高原町では規模とか事業者の数とか全然違うので一概に比較しろとは言っていないくて、隣によい事例があるので、それを見習ってもうちょっとこうスピード感を持ってできないのかなあと。先ほど農産品の種類がと言っていたんですけれど、昨日の一般質問で私も言いましたけれど、食品にこだわる必要はないはずなんですよね。高原町で加工・製造されれば、別に木材であったりとか、

そういうのもできるはずなんですよ。例えば、名古屋かどこかのほうは鍋とか、そのところで作られている鉄の鍋とか、そういうのも出してあるんですよ。消費者が何を求めているかは分からないので、取りあえず出してみないと何が当たるか分からないんですけど、そういうことも含めてやってほしいというところです。

役員報酬の件に関しては、町長はもらっていないという話なんですけれど、私はこのツナガルたかは株式会社の立ち上がりの頃はよく存じていないんですけど、町長が肝煎りで始めたということであれば、町長に付度するのが出てくるんじゃないかなと思うので、町長自身が取締役会に入るのがどうかというのをちょっと思っています。町長は高原町長という立場で外から意見を言う立場で、取締役に入るのはどうかと私は思うんですよ。なので、この取締役会は例えば産業創生課長を入れるであるとか、そういうことをしたほうが、町民から疑いの目を向けられるはずなので、そこはちょっと考えたほうがよいと私は思います。

以上です。

○議長（前原淳一君）

答弁は要らないですか。

ほかにありませんか。

○8番（山下香織君）

ふるさと納税じゃないんですけど、空き家支援業務担当というところがあると思うんですが。空き家・空き店舗支援事業もされているんですけど、高原町は空き家が多過ぎるので、空き家を活用とか購入とかできないかということで、そういうのもあっせんしてくれたりとか、よいアドバイスを頂けるんじゃないかと思って自分も一度お伺いに行ったら、不動産に通ずる職員がいらっしやらなかったんですよ。

そのときにちょっと衝撃だったんですけど、この空き家・空き店舗支援事業というのを掲げているにもかかわらず、不動産の有資格者だったりとか不動産に通ずる職員がいない。地域商社で自分たちでも空き店舗を購入して活用するというで空き家1店舗を購入したらいいんですけど、これも不動産のそういうことに関わるところは自分たちで購入に当たる間ほかの業者に頼んで購入したということなんですけれど、ここの部署に自分たちで不動産の有資格者などを採用したりすれば、もっと資金は浮くし、空き家をどうにかしようというときに早く進んでいくんじゃないかと思うんですけど、それについてはどうでしょうか。

○町長（高妻経信君）

この地域商社の中の空き家・空き店舗の地域商社が取り組むということが項目で上がっています。これまでやってきましたのは、やはり事業承継という形で店舗の第三者承継を進めていくというやり方では今来ています。

今、質問にございましたように、やはり不動産を扱うという、いわゆる不動産業の資格を持っている職員がいないということでもあります。観光業もそうなんですけれども、そういった有資格者を地域商社に採用するのか、あるいはその職員の中でそういう資格を取っていくのか、このことも一つ

の今、商社としての取り組むべき事項でありまして、今後、特にこの空き家を仲介をするというときに今多いのが、今は空き家になっているんだけど、なかなか貸してくれない、売ってくれない。これは一番多いのが家財とか仏壇とか、そういうのが残されている家が多いということがあって、そういった家財の整理をする業務を地域商社で行うと、そういったこともあります。そういったことも含めて、現在のところはずっと本格的にそういった空き家対策事業を行っていく上でのやはりこの有資格者がいないということで、これも私としても今後もう一つの大きな検討事項ではあるんですけど、今申し上げました狭野地区の空き家については商社が買い取って、そこはもう直接宿泊所、民泊にするというようなものでございます。今、質問にありましたとおり、不動産業を今後、空き家を積極的に対策をやっていくということは進めてまいります。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

実務の関係で今回、今、町長から御説明がありましたところは実務的なその宅建的なものはまだでございますけれども、空き家に関する全国大会も御紹介いただきまして、そちらのほうに行ったりして空き家関係の一つ資格を、名前をちょっと今押さえていないんですが、職員が取得しています。そして、今ございました観光のほうも試験を先日、職員が受けに行っているということで今、商社のほうも実務と、お金が少しでもかからないようにということで努力を今しているところということとを補足で説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○1番（西嶋陽代君）

7ページの地域商社活動というところを見ているんですけども、まずは1点、このNEXCO西日本との連携事業というので、目指すところは何なのかというのがちょっとよく分からない。あと、いろいろ活動されていますけれども、今ある観光協会、温泉組合、また商工会、ここらとのこの連携というか、何がどこをやっているのか分からない。何かいろいろの行事ちゅうか、イベントが乱立していて何がしたいのかちょっとよく分からないというところであるんですよ。

また、最近は観光協会さんもいろいろされていないような感じなんだけれども、そういうところの明らかなところちゅうか、きちんとしたそういう連携がされているのかなあという、高原が一つになって目指すというところがあったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、その地域商社さんの立ち位置というのを教えてください。

○町長（高妻経信君）

西嶋議員さんの後半の質問に私がまず、お答えしたいと思います。

ただいま御指摘がありまして、町民の方も一部そういったような印象を持たれているようです。今、具体的に出ました町の団体でございます観光協会、商工会あるいはJ A、そういったところとの連携を進めていこうと今そういう段階であります。ただ、それが例えば商工会のプレミアム商品券を

発行しますけれども、その事務を地域商社が一部担ったりとか、そういう一部の関係はございますけれども、そういった組織としてのがっちり組んだ一つの連携というのはまだできていないかなあと。それはもう当然進めていかなければならないと思っております。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

まず、今、町長からございましたとおり、この各団体との連携では立ち上げのときから多分、意識醸成やら相談とか、そういう連携が取れていなかったんじゃないかということで、これまで議会等でも町民の方々の声ということで御質問を頂きました。そのほかの声も頂きまして、今ございましたとおり、例えば祭り、あるいはこの特産品開発、そういうことを含めて商工会、観光協会、JAの皆様と地域団体と定期的に集まる会等、今年度から商工会のほうも出動いただきながら協議していく場を設けられるようになりました。これに基づいて、特に今こういう町政報告会を行った後ですので、関係を深めていきたいというふうに思っているところでございます。

それとNEXCO西日本との関係でございます。こちらについては具体的な動き、昨日も若干触れたわけでございますけれども、今、米粉を使った特産品ということもこれはちょっとお話ししたところでございますけれども、現在、NEXCO西日本さんと連携した具体的な目標の一つとして、動くサービスエリアというものを目的に掲げております。

具体的に言いますと、今現在トレーラーハウス等を使って、各このNEXCO西日本のほうが管轄しておりますサービスエリア、こちらのほうに高原町の動くサービスエリアを持っていきまして、高原町の特産品を売るということの計画を今、NEXCOさんと進めております。基本、インターチェンジがあるというこの利点をうまく使えていないというところも、NEXCOさんから指摘があつての連携でございますので、この高速道路網を使って高原町の陸路、これを使った商品を売っていくという形を現在進めておりますので、この9月末にもそのトレーラーハウス、実際今これがいいんじゃないかということが出てきているということでございますので、現在、来年度に事業が動かせるよう、具体的に進み出しているというふうに御認識いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

今、すばらしい質問が出ましたので、私も追加で質問したいんですけれども、えびの市の道の駅のような状態にNEXCOさんと提携をして、一時的なサービスエリア的な扱いでエリアを商業施設で使っていただくように一時休憩所、2時間なり3時間の追加料金の発生しないスマートインターチェンジみたいな形の連携を今そのトレーラーだけでなくとされようとしているのか、そういった考えがあらわれるのかということを伺いたいと思います。

それと代表取締役、社長が町の出身者であられるんですけども、町外に今はお住まいかと思うので、その方に率先してふるさと納税をさせていただいたらいいかなあと思うんですけども、そういったふるさと納税の……。すみません、これは質問なしにします。ごめんなさい。

1点目だけお願いいたします。

○産業創生課長（森山業君）

御質問にお答えいたします。

今、福澤議員からございましたのは、ETC 2.0 というインターチェンジを出た後、3時間程度はそこで買物が終われば、そのまま追加料金なしで乗れるという制度でございます。こちらは全国的にも九州内には恐らく、えびのと福岡のほうとその2か所か3か所しかないんですけども、現在これを実証しているんですけど、まだ車にこのETC 2.0 を登録できるものを搭載している車が少ないということで、えびのほうもなかなかまだ実績はまだ上がっていないということでございます。

こちらにつきましては、今ございましたとおり、NEXCOさんに相談をしてできないかというようなお話もしたんですけども、高原町内で下りて乗り継ぎをするときにも実際は150円程度の上乗せだということで、その費用対効果、それを考えたときにETC 2.0 が全国に広まっていく、その状況等を判断してから導入については検討したほうがよいというのを今アドバイスを頂いているところではございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○7番（郡山貞利君）

地域商社の観光資源と、あと交流資源というのを活用するというので、今回、台風によって内水面漁業者の施設が全て埋まってしまっていると。これを災害だけの支援という考え方ではなく、この漁業者がされているコイ料理とかで県外にもかなりファンの方を持っていらっしゃるということをお聞きしました。ということで、場所的にも清流が湧き出す場所でもありますので、新しくこれを観光資源として開発できないか。となると、そういう方向からも災害の支援だけじゃなくて、観光資源の開発という立場から何らかの支援ができるんじゃないかと思っているんですが、その点に関して何かお考えはないか、お聞きします。

○町長（高妻経信君）

今回の台風災害に遭われた養魚場を営む方が町内にいらっしゃるということで、今の施設そのものはもう壊滅状態であります。ただ、その経営されている方は再開をしたいという強い気持ちを私も聞いております。ただ、この災害復旧事業となると違いまして、その支援をするもの、いわゆる災害復旧の制度が全くないということでしたので、この件につきましては、県あるいは国のほうにやはり内水面の災害に伴う災害復旧あるいは支援制度、こういうものを設けてほしいという願いはいたしました。

しかしながら、今回の本町内でのそういった災害にそれが適用されるということは、まだ確定、制度そのものがまだできておりませんので、そこで町のほうでは今ふるさと納税で台風6号に対しまず災害支援の寄附金を募っております。こういったものによりまして、そういう全く救われない方、支援の制度が全くない方について、ふるさと納税のこの災害復旧支援、こういったものも活用できないかとは考えております。

それと観光資源としてどうかということでございました。これまで町内にはそういった養魚場をほかでもされている方がいらっしゃいますが、皇子原公園にもございますけれども、いずれも町外から多くの方が来ていただいております。町としても一つ、この観光的な施設だというのは私も受け取ってはおります。今回、災害に遭われた方が今後こういった計画をお持ちなのか、規模を縮小されていくのか、そういったものも含めてちょっとお話をさせていただければなとは思いますが。

○産業創生課長（森山業君）

今、町長の御説明と併せまして、地域商社、毎月经営会議というのを定例で行っておる中でお話をした件について、御報告を差し上げます。

今ございましたとおり、この業者の方が被災されたというお話は、その経営会議の中でもお話ししました。といいますのも、今回この事業の中にもございますとおり、蜜蜂関係のプロジェクトでクラウドファンディングというのを活用して商社が事業を行いました。今後は、このクラウドファンディングを商社でも行えるよう、現在もサイト側との協議に入っております、このお話以外よりも先に2つほどクラウドファンディングの相談が来ておりますので、現在そちらの構築のほうについても動いておりますので、今後そういうものを活用していければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（郡山貞利君）

こういうときこそ地域商社がある意義というのを発揮できると思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○2番（岩元礼子君）

地域商社の活動とかいろんな事業をされておると思うんですが、このみつばちの木プロジェクトとかいろいろされているんですけど、何か最初は盛り上がるんですけど、後は何かいつもこう長続きしないというか、尻すぼみというか、そういうのが結構気になるのがいっぱいあると思うんですよね。あと、ななつ星とかも来るといったときはもうすごく盛り上がるけれど、後は何もない、線路の周りにはもう草だらけだし。だから、そういう何か長続きがしないのがちょっと気になりますけれど、どうでしょうか。

○町長（高妻経信君）

今おっしゃったのは、例えば何かの企画でイベントなどをやって、そこでもうその後は続かないと、恐らくそういう御質問かなと思うんですけども、確かにそういう受け取り方があるのかなあと私も今感じたんですけども。

例えば今、例に挙げました地域商社で行いました、みつばちの木プロジェクトですけれども、これはご案内のとおりだと思いますけれども、町内にいわゆる、あれはへべすか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

あれを植えて、そこへ蜂が花から蜜を取って蜂を育てる、そしてへべすを収穫して、それでまた新しい加工品を作っていこうと、そういうプロジェクトでございます。それはまだ進んでおりますので、移住者の方が現に今へべすを使った飲み物といったことをして開発を今されておりますので、そういったものが長続きをするように地域商社が関ったもの以外にも様々なイベントやら企画がありますので、そこは今御指摘がありましたので、そのように私も心がけてまいりたいと考えます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○3番（福澤卓志君）

すみません。先ほど2点目の質問を忘れてしまったので、ちょっとなかったんですけど。今、観光協会が発行しているLINEの情報が最近途絶えているように思えて、ちょっと地域商社とかいろんな形で情報発信については、今後検討していただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○産業創生課長（森山業君）

ありがとうございます。こちらの情報発信につきましては、先ほど御質問がございましたとおり、乱立するような情報発信ではなく、そこにつきましては商工会、観光協会、地域商社がそれぞれPRするところのすみ分けといいますか、そういうことを行っていきながらやっていかなければいけないというふうに話をしているところでございます。

今ございましたとおり、定例の会議等を設けるようにいたしておりますので、今あった件につきましてはそれぞれの団体にお伝えしまして、とにかく情報発信をして高原町に関係・交流する方々を呼ぶ手だての一つと考えておりますので、おつなぎしていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（福澤卓志君）

今、T i k T o kで面白いのを上げていただいておりますので、そういったLINE上で情報発信、動画での配信、短いT i k T o kのリンクなんかも貼っていただきながら頑張っているんだというところをお伝えいただき、関係人口を創出していただければと思います。

以上です。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第7号を終わります。

○

◎ 日程第5 同意第9号 教育委員会の委員の任命について

○議長（前原淳一君）

日程第5、同意第9号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

同意第9号、教育委員会の委員の任命について、御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

高原町教育委員会委員の有水りえ子氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き委員として任命したいので「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

有水氏は、平成15年10月1日に教育委員に任命されて今日まで、その職責を十分果たされております。また、教育に対する信念は高く、高原町の教育行政発展のために御尽力いただけるものと期待いたしております。なお、任期は、令和5年10月1日から令和9年9月30日までの4年間となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（西嶋陽代君）

教育委員という方がいらっしゃるというのは前から知っているんですけども、この人数と、その年齢の構成を教えてくださいんですけども。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

教育委員なんですけれども、教育長を含め5名となります。

年齢構成でございますけれども、60代が3名、50代が2名となっております。うち男性が4名、女性が1名でございます。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、同意第9号を採決します。同意第9号は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、同意第9号は同意することに決定しました。

◎ 日程第6 同意第10号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（前原淳一君）

日程第6、同意第10号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

同意第10号、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、御説明いたします。

議案書では6ページをお開きください。

固定資産評価審査委員会の委員であります星山健二氏が、令和5年10月2日をもって任期満了となりますことから、引き続き委員として選任したいので、地方自治法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

星山氏は、平成26年10月に本委員会委員に就任され、現在3期目ですが、その職務を誠実に遂行いただいております。また、地域のリーダーとしても活躍され、町行政に積極的に御尽力いただいているところでもありますので、固定資産評価審査委員会委員として引き続き選任したいと存じます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

この委員会の委員の定数と委員会の開催されるタイミング、それから定足数を教えてください。

○総務課長（末永恵治君）

本町の固定資産評価審査委員会の委員定数は、高原町税条例の78条に規定されておまして、3名となっております。

現在、案件を抱えておりませんので、研修会等に参加いただいているのが現状であります。3名と申しましたが、今、1名欠員が生じておるところでございます。

以上であります。（発言する者あり）定足数3名。（発言する者あり）

○議長（前原淳一君）

どういう意味。（発言する者あり）ああ、それな。

暫時休憩します。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

○町長（高妻経信君）

私のほうで答弁をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会の委員につきましては、今、陣議員の定足数という御質問でありましたけれども、定足数という考え方ではなくて、現在、高原町は3名になっておりますので、この3名が常時委員としていなければならないということになります。

現在、欠員が生じております。この法律においても遅滞なく、また選任をしなければならないとなっております。この後任につきましては、今現在、依頼中でございます、また議会等で御提案をさせていただくということになります。

○9番（陣圭介君）

定足数ってないんですか。会を開くに当たって1人でも成り立つんですかね、委員会って。欠員が2とか、もし何か事故があって欠員3になっても成り立つんですか。そういう考え方なんですけれども。それを聞いたかったんです。

○町長（高妻経信君）

今の地方税法を見えますと、定数は3人以上とすると。そして、この定数は当該市町村の条例で定めると。高原町は今3人となっております、特にこの定足数の定めというのは地方税法にも条例にも、現在ないというような状況であります。

○9番（陣圭介君）

条例で定める必要性ってないんですか。

○町長（高妻経信君）

先ほどの私の答弁ですが、訂正をさせていただきます。

地方税法によりますと、合議体ということにこの固定資産評価委員会になっておりますので、構成する委員の過半数の出席がなければ会議を開く、そしてまた議決することができないとなっておりますので、2名以上の出席がなければならないということになっております。訂正をいたします。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、同意第10号を採決します。同意第10号は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、同意第10号は同意することに決定しました。

◎ 日程第7 承認第6号 専決処分について（専決第6号）令和5年度高原町一般会計補正予算
（第7号）

○議長（前原淳一君）

日程第7、承認第6号、専決処分について（専決第6号）令和5年度高原町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第6号、専決処分について、報告いたします。

議案書では7ページ、8ページを御覧ください。

また、別冊の補正予算書第7号を御準備いただきたいと思います。

令和5年度高原町一般会計補正予算（第7号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年8月10日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。8月上旬の台風6号により被災しました農地や農業用施設、公共土木施設の復旧に係る経費と、同じく台風6号による断水に対する給水ポイントの設置に要する経費の補正でございます。

それでは、補正予算書をお開きいただきたいと思います。1ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,125万円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ6億4,714万7,000円と定めるものでございます。

補正の内容について説明いたします。4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業につきまして、借入限度額を変更するものでございます。

それでは、主な事業の内容について、目ごとに説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

1段目の災害救助費でございますが、台風6号により、町内の一部で一時断水となり、その対応として、給水ポイントの設置に要する経費として25万円を計上いたしております。

次に、２段目の農地災害復旧費でございますが、同じく今回の台風６号で被災しました、農地の復旧工事を行うための測量設計業務委託経費として５００万円を計上いたしております。

続きまして、農業用施設災害復旧費でございますが、同じく台風６号で被災しました、農道や水路の復旧工事を行うための測量設計業務委託経費として５００万円を計上いたしております。

財源としまして、県支出金、町債を充てております。

次に、３段目の公共土木施設災害復旧費でございますが、台風６号により被災しました、町道の復旧工事を行うための測量設計業務委託経費と、緊急性の高い一部の路線に係る災害査定前の応急本工事に要する経費として１億４，１００万円を計上いたしております。

財源としまして、国庫支出金、町債を充てております。

以上、御審議方よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから、承認第６号を採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、承認第６号は同意することに決定しました。

○

◎ 日程第８ 承認第７号 専決処分について（専決第７号）令和５年度高原町水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（前原淳一君）

日程第８、承認第７号、専決処分について（専決第７号）令和５年度高原町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

承認第７号、専決処分について、報告いたします。

議案書の９ページ、１０ページをお開きください。

令和5年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年8月10日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。台風6号の影響により、町内各所において土砂崩れ被害があり、町内の一部区域において断水となりました。この被害に対して、断水復旧及び施設の修繕に係る経費等についての補正でございます。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第2条のとおり、当初予算の第3条に定めた収益的支出のうち、営業費用を1,100万円増額するものでございます。

内訳につきましては、広原水源地等の水質検査業務委託料としまして55万円、広原水源地付近、常盤台地区の一部区域等の断水復旧に向けての配水管の修繕及び町内各所における漏水修繕等の費用としまして1,045万円を計上いたしております。

これらに伴います補正予算実施計画書と、予定キャッシュフロー計算書、予定貸貸対照表を2ページから5ページに併せて添付いたしております。

以上、承認方よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

すみません、1点だけちょっと確認を。

一番最後の予定貸借対照表なんですけれど、ちょっと私が知らないだかもしれないですけれど、令和4年度となっているんですけれど、この理由を教えてください。

○建設水道課長（入佐和彦君）

ちょっと誤りだと思います。すみません。申し訳ありません。

○議長（前原淳一君）

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

ここで、昼食のため13時10分まで休憩します。

午前11時49分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（前原淳一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行します。

ここで町長から発言がありますので、これを許可します。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

ただいま審議をお願いしております承認第7号、専決処分について、令和5年度高原町水道事業会計補正予算（第1号）の補正予算書の訂正につきまして説明申し上げ、おわびを申し上げたいと思います。

当議案につきましては、議会に上程し、ただいま、先ほど議員からの御指摘により誤りが発覚したもので、おわび申し上げ、訂正をさせていただきたいと存じます。

訂正させていただく箇所につきましては、水道事業会計補正予算書（第1号）、4ページの令和4年度を令和5年度に、そして、令和5年3月31日を令和6年3月31日に、それぞれ訂正をさせていただくものでございます。

この議案の上程前に、議案の確認が不足していたものという反省をいたしております。

今回、議会運営に大変な御迷惑をおかけすることになり、心からおわびを申し上げ、そして、このような間違いが今後発生することのないよう、再度職員に対し注意を行い、指導してまいります。

以上、おわびを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、承認第7号は承認することに決定しました。

◎ 日程第9 議案第42号 職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第9、議案第42号、職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第42号、職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書では11ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症については、本年の5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されました。このことにより、職員の特殊勤務手当のうち新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫事務の特例につきまして削除を行うものであります。

今回の改正は令和5年10月1日から施行することといたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。議案第42号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第43号 町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前原淳一君）

日程第10、議案第43号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第43号、町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書13ページ、14ページをお開きください。

今回の改正は、本町の財政状況に鑑み、私や副町長及び教育長の給与の減額を御提案申し上げるものでございます。

令和5年10月1日から、私の任期であります令和7年10月14日まで、私の給料の月額を100分の30減額するものであります。

同じく、令和5年10月1日から、副町長は令和7年5月5日の任期まで、教育長においては令和6年3月31日の任期まで、給料の月額を100分の25の減額するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（温水宜昭君）

今、財政事情を鑑みということで提案がございましたけれども、6月の議会で1回提案をされて、否決されて、今回また再度出されたわけでありましてけれども、内容等の変更があったと思いますが、その説明と、再度、町長の思いをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

ただいまの温水議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問にございましたように、6月議会で提案をさせていただいた内容でございます。本町として、厳しい財政状況にある中で、これが第4次行財政改革推進計画に基づく行政改革を進めていくことになります。

その中で7つの計画目標を掲げているわけでありましてけれども、その中に、一つに、人件費の削減というのがあります。このことを受けまして、私の姿勢としまして、改めて判断をさせていただいたところであります。

今、改正の内容が変わっているということなんですかね。今回、それぞれ私、副町長、教育長におきまして、この条例の適用をそれぞれの任期中というふうにいたしました。これは私どもそれぞれの任期に責任を持って業務を遂行するべきであると考えます。したがって、このところについても、それに合わせて適用をさせていただくように今回提案をするものでございます。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○9番（陣圭介君）

減額の割合の検討についてどのようにされたのか。いきなり100分の15減額が100分の30と倍になっていますけれども、この金額が今おっしゃった行財政改革推進計画の中で、例えば職員であるとか、例えば議会の議員であるとか、特別職であるとか、そういった方々にまで波及して求めていくような姿勢のもの、性質のものなのか、そういった部分というのをお聞かせいただきたいんですよね。お願いします。

○町長（高妻経信君）

この減額の割合につきましては、これはもう何か大きな基準とかそういうものが当然あるものではありませんので、これは私が判断をさせていただいたということでもあります。

それと、今回、私、副町長、教育長の特例に関する条例の改正をお願いしているわけですが、これに関しては、今質問にございましたように、他への波及といいますか、そういったことはどう

かというような御質問にありましたけれども、（発言する者あり）私としては、これによって求めていくということは考えておりません。

ただし、行財政改革推進計画の中では人件費の削減ということは私も掲げておりますので、それに基づいたこれからの検討を行いますけれども、人件費の削減をどうやっていくかということについては、今後検討をさせていただきたいと思います。

○9番（陣圭介君）

行財政改革推進計画の中での人件費の削減の内容、基本的に一般職の職員というのは人事院勧告に準じて給料表で大体ベースアップの幅とかも決まってくる。町長はずっと人事院勧告を尊重するという話でずっとされてきているのでそれは理解するんですけども、どういった手法をとって人件費を削減していくかという、その手法については今後も議会に対して説明をしていただきたいと思いますので、これは要望としてよろしくお願いします。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○6番（外村仁君）

この減額なんですけれども、私の考えでいくと、この減額というのは最終手段であって、ほかの手段を全てやった上で、もうしょうがないから減額しようという手段なんです。最終手段を一番最初に持ってきている気がしてなくて、人件費削減であつたら業務の効率化を図った上で残業代をなくすとか、そういう努力をした上でやるべきだと私は思っているんですよ。

先ほどの陣議員も質問されていましたが、一般職の職員に対しても、いずれは減額の話になるかもしれないみたいなじゃないですかね。人件費、そうじゃないと言いましたけれども、そうなりかねないかなとは私は思っているんです。

それに対して、まずこれを出す前に、人件費削減に対して何か努力をされたのかというのを伺います。

○町長（高妻経信君）

まず、今後、職員についてであります、これは今後の検討ということで、この場では明確にはお答えはできません。

現在のこの人件費の削減につきましては、特殊勤務手当を現在、組合との交渉中であります。あとその今外村議員から出ました超過勤務手当の削減も努めております。それと、新規採用職員を抑制する、こういったことなどで、既にそういったことでこの人件費削減に努めております。

そこで、私としましては、もちろん町長という立場でありますので、今後もこの任期中、私は当然やるべきことは当然自分としてはやっています。それはもう副町長、教育長も同じ気持ちであります。

そして、またちょっと話が先ほどの温水議員の御質問に戻りますけれども、今回は、私としては今後行政改革を進めていく上で、自分としては徹底した行政改革を進めていく。そういった自分自身で判断決定をしたということでも御理解いただきたいと思います。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○4番（温水宜昭君）

私は、先ほど質問させてもらいましたが、前回は提案をされたところから、任期いっぱいということと、前回の課長さんたちも提案されて否決されて、今回出されませんでしたので、そういう部分では町長は当初、任期始めに100分の15だったですか、それは政治姿勢を示す金額であるというふうに理解をしておりました。

今回については、そういう意味から、行財政の改革に言及といいますか、そういう部分で意図されただろうと思います。

職員に関してはさっき陣副議長がおっしゃられるように、人事院の勧告等もありますので、それはまた別の話かなという気もいたしております。

この案については、私自身は了解したいという考えで発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（前原淳一君）

賛成か反対か。

○4番（温水宜昭君）

賛成ということで、はい。

○議長（前原淳一君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○9番（陣圭介君）

私のあくまでもこれも町長の政治姿勢として、賛成したいと思います。

○議長（前原淳一君）

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第４３号を採決します。議案第４３号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第１１ 議案第４４号分担金を徴収すべき事業について

○議長（前原淳一君）

日程第１１、議案第４４号、分担金を徴収すべき事業についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第４４号、分担金を徴収すべき事業について、御説明いたします。

議案書の１５ページをお開きください。

高原町土木工事事業分担金条例第３条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回、分担金を徴収します事業件名につきましては、令和５年発生農地災害復旧事業でございます。

関係ある者の範囲につきましては、当該事業により利益を受けるものでございます。受益の限度と

いたしましては、総事業費から県支出金及び起債を控除した額でございます。

なお、現在まで農地災害発生状況を申し上げますと、令和５年６月３０日から７月４日の梅雨前線豪雨については１か所、先般の台風６号については現在のところ１０か所でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○９番（陣圭介君）

災害復旧に係る事業ということで、県支出金と起債はどういった割合どのぐらいになるのか、説明をお願いします。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

県支出金については、事業費の農地の場合に５０％となっております。分担金につきましては、起債につきましてはその５０％の９割が１０万円単位で起債の枠となります。残った枠が分担金の枠というふうになります。

ただ、補助については通常の補助率で７０％で計算しておりますけれども、これから増嵩の申請、そして、激甚災害に指定された場合は通常９０％ぐらいまでは上がるところであります。

以上でございます。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。議案第44号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第12 議案第45号 分担金を徴収すべき事業について

○議長（前原淳一君）

日程第12、議案第45号、分担金を徴収すべき事業についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第45号、分担金を徴収すべき事業について、御説明いたします。

議案書の16ページをお開きください。

県営土地改良事業分担金徴収条例第3条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、分担金を徴収します事業件名につきましては、県営畑地帯総合整備事業鹿児島山地区でございます。関係ある者の範囲につきましては、当該事業により利益を受ける者でございます。

受益の限度といたしましては、区画整理事業及び散水器導入に要した費用のうち受益者負担分でございます。

内容につきましては、鹿児島山地区の区画整理事業と[※]散水器導入に要した費用のうち国、県、町の負担分を控除した受益者負担分であります。※下段に訂正発言

なお、区画整理事業の対象者が37名、散水器導入の対象者が7名となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

先ほどの説明の中で、正しくは散水器具でございます。私は散水器と申し上げましたけれども散水器具導入に訂正をさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（陣圭介君）

受益者負担分の割合の説明をいただきたいのと、散水器具の設置状況について聞こうと思ったら、今人数の説明があったんですけれども、これもともと畑かん事業だと思っんですけれども、区画整理で37名受益者がいて、散水器具の実際設置対象が7名しかいない現状について、どのようにお考えか説明ください。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

まず、区画整理工事、それから散水器具の負担割合について、御説明いたします。

区画整理事業につきましては、受益者負担は工事費の8.3%となっておりますけれども、さらに鹿児島地区での集積率を上げることで補助制度がございまして、その8.3%分が最終的な受益者負担ということで、かなり軽減された額になるところでございます。

なお、散水器具については、通常の8.3%での請求というふうになるものでございます。

区画整理については非常に金額的にかかるという部分での、集積率での補助のかさ上げといいますか、負担を軽減しているところであります。

また、散水器具については必要な方のみ導入となっておりますので、8.3%としているところであります。

また、散水器具の導入者ですけれども、施設園芸をされる方が多いというところがこの散水器具の導入になります。やはりそれぞれの元の金額が1,000万円以上するような大型のもの等もありますし、小さいもので40万円程度ということで、かなり金額が、元がかかっているというところもございます。そういったところもありまして、散水器の実演等、鹿児島地区でも行っているところなんですけれども、今のところ7名の方の申込みとなっているような状況でございます。

以上であります。

○9番（陣圭介君）

畑かん事業自体が農地集積とかそういう区画整理とか、そういうもの自体を第一の目的としていないと思っんですけれども、導入をいただく時点でそういった説明を多分受益者にずっとされていると思っんですけれども、導入された方が散水器具を設置しないという、実際に整備された後に設置しないということ自体が、そもそもこの事業の当初の目的からそれているんです。

その現状について、実績を上げていくというような努力はされているんでしょうけれども、その当時と現在とを見比べてみたときの、地元が求めているものというのは大分、目的とかも変わってきていると思っんで、その辺りの考え方をどう整理するかということも大事になってくると思っんです。

できればその整理をしていただきたいなと。やみくもにこの畑かん事業を進めていくということだけじゃなくて、そういう時代の変化によってその当初の目的が整備していく、工期の中で変わってきたりもすると思っんで、その辺どうお考えでしょうか。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

今回の分担金については散水器具ですけれども、基本的に一番は給水栓をつけていただくというのがもう大前提でございます。給水栓については、ちょっと実は今持っていないところですが、皆さんある程度導入いただいて、水を取れる状態にはしてあるというような状況であります。

また、一步踏み込んで、この散水器具の導入というものが実際の作付されている作物ごとに違ってくるものになってくると思うんですけれども、そこはまた畑作の振興を進める中でこの散水器具の導入を進めていかなければならないというふうに思っております。確かに、地域によっては散水器具というか、こういった水を引くという部分と合わせて基盤整備、条件整備というところも重きが大きくなってきているところもありますので、いま一度水を使った農業をするというところに立ち返って、やはり取組というのが必要であると思っております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○4番（温水宜昭君）

先ほど課長の方から、この事業の8.3%の、今度は集積率が8.3%を掛けたということでありましたけれども、金額的に大体、以前5,000円とかそういう話をされたことがありましたけれども、実際確定した金額があれば1反で幾らぐらいというのがもしあれば教えていただきたいんですが。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。

鹿児島山地区については、10アール当たり4,268円となっております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

○1番（西嶋陽代君）

私も鹿児島山に土地を持っておりますけれども、一応給水栓はつけております。しかし、何をしたいのか分からない。地元の方に聞くと、本当もう、牛の飼料作りのための畑なのにどうしてこんな畑かんをしたっちゃろうかいという声ばかりしか聞かないし、また後継者もないのに畑作をするというのがちょっと分かんという声はたくさん聞きます。

この7名の方は、畑で何を実際作っていらっしゃるのでしょうか。

それとあと、うちの保育園の前に、何ですか、あるんですよ。畑かんの施設が。いつも草ぼうぼうです。何かするたびだけに草刈りに来られて、また今回も何か工事があるようなんですけれども、果たして本当に陣議員がおっしゃったように、畑かんというのがこれから役に立っていくのか、見直していった方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、それについてちょっと教えてください。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

今回、散水器具の導入に係ります作付の品目ですけれども、ニラ、菊、ピーマン、それから露地野菜ですね。枝豆であつたりハウレンソウであつたり、そういったものになるところであります。

また、保育園近くの場所については、現場を確認して、どういう状況かをまた確認をしたいと思っております。

また、今後の事業の推進なんですけれども、やはりこれだけ異常気象になってきますと、雨も降りますけれどもかえって干ばつというのも考えられますし、これは先ほども申しましたように営農体系の在り方というのにも関係してきますので、水を使った農業というものの振興もやはり高原では畜産が盛んなんですけれども、そういったところも両面で振興していく必要があるというふうに思っております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第４５号を採決します。議案第４５号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第１３ 議案第４６号 字の区域の変更について

○議長（前原淳一君）

日程第１３、議案第４６号、字の区域の変更についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第４６号、字の区域の変更についてを御説明いたします。

議案書１７、１８ページをお開きください。また、別途配付いたしております資料も併せて御覧いただきたいと思います。

地方自治法第２６０条第１項の規定により、高原町内の字の区域を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

これは、県営畑地帯総合整備事業後川内地区川路山換地区において土地改良事業を施行したことに伴い、従来の字界を新たな字界に変更するものでございます。

後川内地区は、平成25年度に事業を採択され、事業主体であります宮崎県西諸県農林振興局が工事を進め、川路山換地区は令和元年度に圃場整備が完了したものでございます。

議案書の18ページ、そして資料の2ページを御覧いただきたいと思います。

資料の2ページの青線が旧字界であり、なお赤線が新字界となり、その間に位置する筆の一部や全部、道路や水路の一部が編入される区域になります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。 [降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。議案第46号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第48号 令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第14、議案第48号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君） [登壇]

議案第48号、令和5年度高原町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、保険事業勘定の予算を歳入歳出それぞれ4,340万3,000円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ14億6,928万8,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容につきまして説明させていただきます。

補正予算書10ページ、11ページをお開きください。

諸支出金につきましては、令和4年度の介護給付費事業等の確定に伴います国、県や支払基金への償還金として3,576万2,000円を増額するものでございます。財源としまして繰越金を充当いたしております。

次に、同じく諸支出金につきましては、令和4年度の一般会計負担分の精算に伴います繰出金として764万1,000円を計上いたしております。財源としまして繰越金を充当いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。議案第48号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第49号 令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（前原淳一君）

日程第15、議案第49号、令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案による説明を求めます。

○町長（高妻経信君）〔登壇〕

議案第49号、令和5年度高原町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

第2条でございますが、収益的支出につきまして、医療外費用124万8,000円を補正するものであります。

支出につきましては、令和2年度と3年度に交付されました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の病床確保利用における返還金であります。これは会計検査院の令和3年度の決算監査において、県の指示による自己点検を行いましたところ、当院におきましても交付金の返還対象となったものでございます。

これに伴う補正予算実施計画書と予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を2ページから5ページに併せて添付いたしております。

御審議方よろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。議案第49号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第16 認定第1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第17 認定第2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第18 認定第3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第19 認定第4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第20 認定第5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第21 認定第6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 日程第22 認定第7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について

◎ 日程第23 認定第8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について

◎ 日程第24 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

○議長（前原淳一君）

日程第16、認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24、議案第50号、令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

それでは、ただいまから令和4年度の各会計歳入歳出決算につきまして、提案理由を説明させていただきます。

まず、認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算、以下各事業の決算につきまして説明いたします。

議案書は19ページからとなっております。

まず、お手元に一般会計歳入歳出決算書のほか5特別会計、3企業会計の決算書と監査委員の決算審査意見書の写し、決算内容の主な事務事業を記載しました決算に関する附属資料を配付いたしておりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

令和元年度から続く新型コロナウイルス感染症におきましては、これまでの感染者数からしますと徐々に減少傾向とはなっておりますけれども、様々な制限につきましても緩和されるようになってまいりました。

その一方で、経済に目を向けますと、コロナ前の復調は望まれるものの、ほとんどの業態において、従業員や担い手不足が顕著となり、またコロナに加えロシアのウクライナ侵攻がさらなる追い打ちをかけ、原油高、物価等の高騰の影響があらゆる業種や家計に大きな影を落としております。

このような諸課題の早急な対策が求められる中、地方財政は本町をはじめ多くの自治体において、財源確保対策や人口減少対策、少子高齢化などによる社会保障費の増加、公共施設等の老朽化対策への対応など、より一層厳しい状況に置かれております。

このような厳しい財政状況ではありますが、令和4年度におきましても町民の皆様の様々なニーズに応えるため、行財政運営の効率化を図りながら、各種事業の執行に努めてまいったところであります。

それでは、認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についての説明をさせていただきます。

別冊の一般会計歳入歳出決算書の5ページ、6ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額が71億9,440万5,801円となったところであります。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は71億26万9,708円となったところであります。

最終の93ページをお開きください。

実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

第3項の歳入歳出差引額は、第1項の歳入総額71億9,440万6,000円から、第2項の歳出総額71億27万円を差し引きまして、9,413万6,000円となったところであります。

続きまして、第5項の実質収支額は、ただいまの歳入歳出差引額から、第4項の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額になります。第4項が繰越明許費繰越額と、事故繰越繰越額を合わせました415万8,000円となったため、第5項の実質収支額は8,997万8,000円となったところであります。

次に、財政構造から見た決算の状況について、決算に関する附属資料で説明いたします。

まず、附属資料の３ページを開きください。

歳入内訳の主な項目を説明いたします。

まず初めに、第１項の町税でございますが、８億２,１１２万９,０００円で、全体の１１.４％を占めております。前年度と比較いたしますと、３,３８６万８,０００円、４.３％の増となったところであります。

続きまして、第１１項の地方交付税でございますが、２８億３,２８８万６,０００円で、全体の３９.４％と、最も大きな割合を占めております。前年度と比較いたしますと、８７３万２,０００円、０.３％の減となったところであります。

続きまして、第１５項の国庫支出金でございますが、１０億５,１７１万９,０００円で、全体の１４.６％を占めております。前年度と比較いたしますと、コロナ関連交付金等の減などにより、１億３,５４３万３,０００円、１１.４％の減となったところであります。

続きまして、第１６項の県支出金でございますが、５億３,８３６万６,０００円で、全体の７.５％を占めております。前年度と比較しますと、国産農畜産物供給力強靱化対策事業の減などにより、４億４,１８５万４,０００円、４５.１％の減となったところであります。

続きまして、第１８項の寄附金でございますが、４億７,１０４万４,０００円で、全体の６.５％を占めております。前年度と比較しますと、ふるさと納税寄附額の増により、１億９,９５４万３,０００円、７３.５％の増となったところであります。

続きまして、第２２項の町債でございますが、３億８,２０９万９,０００円で、全体の５.４％を占めております。前年度と比較しますと、臨時財政対策債の大幅な減により、１億１,９２８万８,０００円、２３.８％の減となったところであります。

歳入合計は７１億９,４４０万６,０００円で、前年度と比較しますと、５億８,０５４万３,０００円、７.５％の減となったところであります。

次に、右の円グラフを御覧いただきたいと思います。

歳入全体の状況でございますが、歳入合計７１億９,４４０万６,０００円のうち、町税、繰入金などの自主財源は、２０億６,６９５万１,０００円で、全体の２８.７％となっております。

一方、地方交付税、町債などの依存財源は、５１億２,７４５万５,０００円で、全体の７１.３％となっております。

４ページを御覧ください。

目的別歳出内訳の主な項目を御説明いたします。

初めに、第２項の総務費でございますが、１６億６,６９７万３,０００円で、全体の２３.５％を占めております。前年度と比較しますと、ふるさと納税特産品贈呈事業の増などにより、１億４,１９５万４,０００円、９.３％の増となったところであります。

続きまして、第3項の民生費でございますが、19億266万2,000円で、全体の26.8%を占めております。前年度と比較しますと、子育て世帯への臨時特別給付金等の減などにより、6,098万9,000円、3.1%の減となったところであります。

続きまして、第4項の衛生費でございますが、8億6,673万2,000円で、全体の12.2%を占めております。前年度と比較しますと、病院整備費の増により、1億1,637万2,000円、15.5%の増となったところであります。

続きまして、第6項の農林水産業費でございますが、5億8,255万3,000円で、全体の8.2%を占めております。前年度と比較しますと、国産農畜産物供給力強靱化対策事業の皆減などにより、2億2,866万9,000円、28.2%の減となったところであります。

続きまして、第10項の教育費でございますが、5億2,673万5,000円で、全体の7.4%を占めております。前年度と比較いたしますと、学校基金積立金や西ノ原・板橋遺跡本調査事業の減等により、6,903万7,000円、11.6%の減となったところであります。

続きまして、第12項の公債費でございますが、5億6,023万2,000円で、全体の7.9%を占めております。前年度と比較しますと、2,971万8,000円、5.0%の減となったところであります。歳出合計は、71億27万円で、前年度と比較しますと、4億9,752万8,000円、6.5%の減となったところであります。

5ページをお開きください。

性質別歳出内訳の主な項目を説明いたします。

まず、第1項の人件費でございますが、10億6,892万4,000円で、全体の15.1%を占めております。前年度と比較しますと、一般職、常勤職員の採用者数の増により、617万9,000円、0.6%の増となったところであります。

続きまして、第2項の扶助費でございますが、9億4,727万2,000円で、全体の13.3%を占めております。前年度と比較いたしますと、子育て世帯への臨時特別給付金などの給付事業の減により、2億2,690万7,000円、19.3%の減となったところであります。

続きまして、第4項の物件費でございますが、9億8,321万6,000円で、全体の13.9%を占めております。前年度と比較しますと、ふるさと納税関連事業を外部民間事業者が担ったことで、これまでの直接経費分が減となったことなどもあり、1,852万2,000円、1.8%の減となったところであります。

続きまして、第6項の扶助費等でございますが、15億1,472万9,000円で、全体の21.3%を占めております。前年度と比較しますと、病院整備費やふるさと納税特産品贈呈事業の増などにより、4億5,968万7,000円、43.6%の増となったところであります。

続きまして、第10項の投資的経費でございますが、7億1,653万9,000円で、全体の10.1%を占めております。前年度と比較いたしますと、国産農畜産物供給力強靱化対策事業や、光ファイバー整備事業などの減などにより、4億1,911万3,000円、36.9%の減となったところであります。

次に、右側の円グラフを御覧いただきたいと思います。歳出全体の状況でございますが、歳出合計 7 1 億 2 7 万円のうち、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は、2 5 億 7, 6 4 2 万 8, 0 0 0 円で、3 6. 3 %となっております。また、普通建設事業と災害復旧事業を合わせた投資的経費は、7 億 1, 6 5 3 万 9, 0 0 0 円で、全体の 1 0. 1 %となっております。さらに、繰出金、扶助費等を合わせたその他の経費は 3 8 億 7 3 0 万 3, 0 0 0 円で、5 3. 6 %となっております。

以上、令和 4 年度一般会計の歳入歳出決算の状況につきまして説明してまいりました。

本町は依然として、地方交付税や国県補助金、町債などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造であるとともに、社会保障関連経費等、今後も義務的経費が高い水準で推移していくことが予想されます。

また、高原病院の経営状況については、予断を許さない状況が続いており、町全体の将来にわたる危機的状況でありますので、規模縮小を見据えた運営形態の抜本的見直しを考えております。

このような状況におきましても、原油や物価高騰対策事業や災害普及事業など、緊急的・優先的な施策に対応できる体力も保持する必要があるとございます。そのような中、第 6 次総合計画に掲げた「みんなでつなぐ神武の里、水とみどりと神話が輝く健幸なまち」の実現に向けて、町外からの財源の獲得にも力を入れながら、限られた財源を最大限に活用し、各分野施策を展開していく必要があります。

今後とも、議員各位をはじめ、町民の皆様方の御理解、御協力を得ながら、財政の健全化と安定した財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、議案書の 2 0 ページでございます。

認定第 2 号、令和 4 年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

別冊の令和 4 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算書の 1 ページ、2 ページをお開きください。歳入合計でございますが、収入済額は 4 5 万 1, 0 9 0 円となったところであります。

次に、3 ページ、4 ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額が 4 5 万 6 4 4 円となっております、この結果、歳入歳出差引残額は 4 4 6 円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5 ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、繰入金につきましては、2 万 1, 0 0 0 円を一般会計から繰入れいたしております。繰越金 9 0 円は前年度からの繰越金となっております。諸収入の貸付金元利収入につきましては、貸付金の回収結果として 4 3 万円の収入となっております。

次に、7ページ、8ページの歳出でございますが、貸付金の回収に伴う事務費として、需用費から役務費までの支出済額は5万2,644円となっております。繰出額の39万8,000円は、住宅新築資金等貸付事業特別会計から一般会計への繰出金でございます。貸付金の回収事務につきましては、今後とも債務者や保証人の呼び出し、戸別訪問、催告等を徹底しながら、また、償還に誠意のない者につきましては、法的手段等も念頭に置きながら努力していく処分であります。

以上でございます。

続きまして、議案書では21ページをお開きください。

認定第3号、令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

本事業につきましては、農村集落におけるし尿、家庭雑排水等の汚水を処理することにより、農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、令和4年度より広原北部地区に事業を着手し、令和7年度より供用を開始しているところであります。

加入状況につきまして、令和4年度は新規加入がなかったため、昨年度と同じ223戸に接続されています。加入率は、区域内戸数287戸に対しまして77.7%でございます。

令和4年度の歳入歳出決算額の状況でございますが、別冊の決算書1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、収入済額は2,752万3,383円となったところであります。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は2,403万4,375円となっております。この結果、歳入歳出差引残額は348万9,008円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、使用料は568万8,535円、一般会計繰入金1,448万4,432円、繰越金345万416円、町債390万円の収入となっております。

続きまして、7ページ、8ページをお開きください。

歳出の主な内訳でございますが、農業費の需用費につきましては、光熱水費、施設の修繕料としまして195万8,601円を、委託料につきましては、施設保守点検業務委託費及び公営企業会計移行支援業務委託費としまして833万1,600円を、工事請負費につきましては、公共ます設置工事としまして6万3,659円を、公債費につきましては1,343万8,432円を支出いたしております。今後とも、より一層未加入者の理解と協力を求めながら、加入促進に努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、議案書22ページになります。

認定第4号、令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、町民の健康増進と福祉の向上に重要な役割を果たしております。国民健康保険財政運営は、医療技術の進歩により、当町に限らず国内全体でも医療費が伸びていること、被保険者数の減少による財源確保などの対応に苦慮いたしているものであります。

こうした中で、本町の令和4年度の国民健康保険の加入状況であります。年度平均被保険者数が2,409人、前年度の2,514人に比べて105人の減少しているものでございます。また、年度平均世帯数につきましても、1,553世帯、前年度の1,595世帯に比べて、42世帯の減少となっております。

別冊決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計につきましては、収入済額が14億5,452万599円となっております。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計につきましては、支出額が14億4,378万6,303円となったものでございます。これにより歳入歳出差引金額は、1,073万4,296円となったものでございます。

それでは、歳入の主なものを御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

国民健康保険税の収入済額は、2億5,855万3,178円で、前年度と比較しまして、5.2%の減となったものであります。国民健康保険税の現年課税分の収納率は97.4%となっており、前年度と比較しまして、0.8%の増となったところであります。

次に、7ページ、8ページをお開きください。

県支出金につきましては、収入済額が10億3,552万7,503円で、前年度と比較しまして、2.0%の減となったところであります。

次に、9ページ、10ページをお開きください。

繰入金につきましては、収入額が1億2,877万2,844円で、前年度と比較しまして、
※4.9%の増となったところであります。※191ページに訂正発言

繰越金につきましては、収入済額が2,917万2,582円で、前年度と比較しまして、135.1%の増となったところであります。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

13ページ、14ページをお開きください。

総務費につきましては、支出済額が3,372万6,007円で、前年度と比較しまして36.5%の増となったところであります。

次に、15ページ、16ページをお開きください。

保険給付費については、支出済額が9億7,599万560円で、前年度と比較しまして3.7%の減となったところであります。また、本町の1人当たりの医療費は46万6,817円となり、前年度と比較しまして、1,716円の増となっております。

次に、17ページ、18ページをお開きください。

国民健康保険事業費納付金については、県に納付する納付金でありまして、支出済額が3億8,070万2,201円となり、前年度と比較しまして、2.2%の増となったところであります。次に、19ページ、20ページをお開きください。

保健事業費については、支出額が1,822万8,633円で、前年度と比較しまして、1.6%の減となっております。

次に、21ページ、22ページをお開きください。

基金積立金につきましては、2,846万円を国民健康保険準備基金に積み立てたものでございます。

最後になりますが、諸支出金の支出済額については、667万8,902円で、前年度と比較しまして、※34.6%の減となっております。このことにつきましては、高原病院へ繰り出す直営診療施設勘定繰出金の減額が主な要因でございます。※下段に訂正発言

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私のただいまの国民健康保険特別会計の決算でありますけれども、説明の一部を訂正させていただきます。

9ページ、10ページの繰入金でございますけれども、この前年度と比較しましたパーセントを、私4.9%の増と申し上げましたけれども、正しくは5.0%の増ということに訂正をお願いいたします。

それともう一件でございます。最後の諸支出金の支出済額でございます。これも、減の率の訂正でありますけれども、前年度と比較しまして34.6%と申し上げましたけれども、正しくは34.7%でございます。

以上、2か所訂正をさせていただきます。

続きまして、認定第5号、令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

介護保険制度は、介護が必要な状態になった方が適切な保健・福祉・医療等のサービスを利用しながら、できる限り住み慣れた地域で自分の力で活動的な生活を送ることができるように、国民みんなで支える仕組みとして施行されており、利用者の選択によって介護サービスが総合的に利用できるように努めているところであります。

令和4年度末現在、65歳以上の第1号被保険者数は3,703人と、前年度と比べまして36人の減となり、第1号被保険者のいる世帯数については2,663世帯と、16世帯の減となったところであります。

それでは、続けさせていただきます。

まず、令和4年度の保険事業勘定歳入歳出決算の状況についてでございます。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、2ページの支出済額は、14億941万6,948円となったところであります。

決算書の3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でございますが、4ページの支出済額は13億1,167万9,136円となっており、この結果、歳入歳出差引残額は9,773万7,812円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書について説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、保険料につきましては2億1,574万6,254円で、前年度と比較しまして1.9%の増となっております。保険料増の理由としましては、保険料は所得段階ごとに算定されますが、前年度と比較し比較的高い所得段階の層の被保険者が増えたことが考えられます。国庫支出金につきましては、3億8,457万6,195円で、前年度と比較しまして2.1%の減となっております。

7ページ、8ページをお開きください。

支払基金交付金につきましては、3億2,124万6,000円で、前年度と比較しまして3.0%の減となっております。

9ページ、10ページをお開きください。

繰入金につきましては、2億2,776万1,026円で、前年度と比較しまして4.0%の減となっております。

11ページ、12ページをお開きください。

繰越金につきましては、9,188万159円で、前年度と比較しまして76.0%の増となっております。これは、令和3年度歳入の国庫支出金の増によるものであります。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

15ページ、16ページをお開きください。

保険給付費の決算額は、11億4,672万9,234円で、前年度と比較しまして2.3%の減となっております。

続きまして、17ページ、18ページをお開きください。

基金積立金につきましては、4,880万4,000円で、前年度と比較しまして96.6%の増となっております。これは、繰越金の増によるものであります。

地域支援事業費につきましては、5,120万9,583円で、前年度と比較しまして5.3%の減となっております。

23ページ、24ページをお開きください。

諸支出金につきましては、4,569万9,032円で、前年度と比較しまして42.4%の増となっております。これは、令和3年度決算において、支出があった介護保険給付費等の負担金交付額の確定に伴う償還金の増によるものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定歳入歳出決算について、説明いたします。

介護サービス事業勘定は、主に介護予防プランを作成する介護予防支援に係る特別会計であります。

介護サービス事業勘定歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計でございますが、2ページの収入済額は、574万7,599円となったところであります。

3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計でありますが、4ページの支出済額は、502万1,154円となっており、この結果、歳入歳出差引残額は、72万6,445円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容につきまして、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書にて説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内訳でございますが、サービス収入につきましては、537万8,760円で、前年度と比較しまして2.7%の減となっております。これは、要支援及び総合事業の認定者数の減によるものであります。

次に、歳出について主なものを説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

サービス事業費につきましては、466万5,154円で、前年度と比較しまして、20.3%の増となっております。これは、会計年度任用職員の人件費の増によるものであります。

諸支出金につきましては、35万6,000円で、前年度と比較しまして、92.2%の減となっております。これは、サービス事業計画の剰余金の一般会計への繰出金の減によるものであります。

以上であります。

続きまして、議案書24ページになります。

認定第6号、令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

まず、後期高齢者医療制度の被保険者数は、令和5年3月末現在が1,962名となっているものでございます。令和4年3月末現在の被保険者数と比較しますと、6名増加しているものでございます。

それでは、別冊の決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入合計については、収入済額が3億564万6,442円となったものであります。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

歳出合計につきましては、支出済額が3億425万8,339円となり、歳入歳出差引残額は138万8,103円となったものでございます。

それでは、歳入の主なものを説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料の収入済額は、7,921万6,200円で、前年度と比較しまして、[※]4%の増となっております。繰入金の収入済額は、2億437万1,418円で、前年度と比較しまして、7.6%の増となっております。※194ページに訂正発言

最後に、諸収入の収入済額でございますが、1,874万1,112円で、前年度と比較しまして、[※]31.8%の減となっております。※194ページに訂正発言
次に、歳出について説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

総務費の収入済額は、1,784万6,618円で、前年度と比較しまして、13.6%の減となっております。後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、2億8,208万701円で、前年度と比較しまして、6.7%の増となっております。

諸支出金の支出済額は、433万1,020円で、前年度と比較しまして、[※]64.8%の減となっております。主たる要因といたしましては、他会計へ繰り出す金額が減少したためでございます。

以上であります。※下段に訂正発言

ただいまの説明内容を、3か所の数字の訂正をいたします。

まず、後期高齢者医療5ページ、6ページでございますけれども、後期高齢者医療保険料の収入済額の前年度との比較の率でありますけれども、4.0%だと申し上げましたけれども、正しくは4.3%であります。4.3%の訂正をお願いいたします。

その次に、諸収入の収入済額の率でございますが、先ほど、前年度との比較の率を31.8%と申し上げましたけれども、正しくは31.9%でございます。

もう一件でございます。歳出の諸支出金の支出済額の率でございます。先ほど64.8%の減と申し上げましたけれども、正しくは64.9%の減というふうになります。

以上、訂正をお願いいたします。

続きまして、認定第7号、令和4年度高原町病院事業決算認定について説明いたします。

病院事業運営につきましては、医業収支が悪化する中、今後の病院運営の見直しが急務となっておりますところであります。このような中、令和4年度においては、入院患者数、外来患者数は、ともに減少となり、加えて、新型コロナウイルス感染症対策に係る国や県からの補助金が減少したことから、一般会計から基準外繰入金を繰入れすることとなったところであります。

別冊の令和4年度高原町病院事業決算書を準備いただきたいと思います。

まず、3ページを御覧ください。

損益計算書で、令和4年度の収益的収支を説明いたします。

医業収益は5億7,643万4,764円で、医業費用は9億17万3,560円となり、医業損失が3億2,373万8,796円となっております。

医業収益の内訳でございますが、入院収益は2億5,037万4,997円、前年度と比較しますと1,143万8,362円、率にして4.4%の減となっております。外来収益は1億8,975万9,425円で、前年度と比較しますと1,078万8,657円、率にして5.4%の減となっております。

その他医業収益は1億3,630万342円で、前年度と比較しますと1,121万9,377円、率にして9.0%の増となっております。

一方、医業費用の内訳であります、主なものは給与費は6億3,173万5,598円で、前年度と比較しますと2,325万6,756円、率にして3.6%の減となっております。

材料費は6,441万6,080円で、前年度と比較しますと141万4,089円、率にして2.2%の増となっております。

経費は1億5,089万4,454円で、前年度と比較しますと1,691万305円、率にして10.1%の減となっております。

次に、医業外収益は4億2,009万7,463円となり、内訳の主なものは、他会計負担金の3億7,364万6,345円で、前年度と比較しますと1億7,200万7,402円、率にして85.3%の増となったところであります。

補助金は2,112万3,000円で、前年度と比較しますと1億4,699万7,080円、率にして87.4%の減となったところであります。その他、医業外収益は305万7,447円で、前年度と比較しますと1,111万565円、率にして78.4%の減となっております。

次に、医業外費用は3,596万8,651円となり、内訳の主なものは、支払利息及び企業債取扱諸費が1,666万3,536円で、前年度と比較しますと107万4,177円、率にして6.1%の減となっております。

雑損失は、1,930万5,115円で、前年度と比較しますと195万8,676円、率にして9.2%の減となったところであります。

以上によりまして、医業収支は損失計上となったものの、経常収支は、医業外収益に一般会計からの基準外繰入金を受け入れたことにより、6,039万16円の利益計上となっております。

次に、特別利益でございます。特別利益でございますが、長期前受金戻入656万2,964円につきましては、企業債償還金元金分の一般会計繰入金を振り替えるものであります。

次に、特別損失につきましては、退職給付金引当金として44万5,877円を計上しております。したがって、当年度純利益は6,650万7,103円となり、その額を当年度末処分利益剰余金として計上いたしております。

次に、6ページをお開きください。

剰余金の処分につきましては、剰余金処分計算書で示しているとおりでございますが、未処分利益剰余金につきまして、積立金の積立てにより処分を行うものでございます。

15ページをお開きください。

資本的収入及び支出であります、収入が2,645万709円に対し、支出が5,154万4,727円となったところであります。内訳につきましては、収入が他会計負担金2,645万709円であります。支出は建設改良費62万7,000円で、超音波治療器の整備を図り、リハビリ外来の向上に努めたものであります。

そのほか、企業債償還金として5,091万7,727円を支出いたしております。

なお、２ページに記載のとおり、資本的収入額が資本的支出に不足する額2,509万4,018円については、過年度分損益勘定留保資金2,508万6,853円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,165円で補填したものであります。

病院事業運営につきまして、公立病院の役割として、今後も地域における必要な医療を安定的かつ継続に提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

続きまして、議案書では26ページでございます。

認定第8号、令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について説明いたします。

工業用水道事業会計は、平成11年度より地方公営企業法の適用を受けて運営しており、今年で既に24年目の決算となります。工業用水道は当初より給水を行っておりませんので、資本的収入及び支出のみの決算となっております。

別冊の決算書1ページをお開きください。

資本的収入は、他会計補助金199万1,104円に対しまして、資本的支出は199万1,104円で、内訳は建設改良費の29万1,219円、企業債償還金169万9,885円であります。

建設改良費の内訳につきましては、施設維持管理に係る委託料、企業債償還金の利子の支払いでございます。令和4年度の高原町工業用水道の業務報告は、6ページ以降の決算附属書類に掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上であります。

続きまして、議案書では27ページになります。

議案第50号、令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について説明いたします。

別冊の決算書3ページでございます。

令和4年度高原町水道事業損益計算書をお開きください。令和4年度の営業収益は、対前年度比5.95%減の1億5,728万2,889円、営業費用は4.86%増の1億6,951万4,029円となり、営業収支は1,223万1,140円の損失でございます。

営業収益の内訳ですが、給水収益が1億5,584万4,489円、受託工事収益が115万円、その他の営業収益が18万3,900円、他会計負担金が10万4,500円であります。

一方、営業費用は、原水浄水及び配水費が7,906万1,249円、受託工事費が113万5,672円、減価償却費が8,481万4,794円、^{*}資産消耗費が7万700円、その他の営業費用が443万1,614円でございます。※198ページに訂正発言

次に、営業外収益は、対前年度比26.29%増の2,831万7,810円、営業外費用は5.11%減の1,190万8,295円となり、営業外収支は1,640万9,515円の利益となっております。

営業外収益の内訳ですが、他会計負担金が220万5,147円、長期前受金戻入が2,006万6,079円、雑収益が2万584円、災害復旧に係る補助金が602万6,000円でございます。

一方、営業外費用は、支払利息が1,135万977円、特定収入分における仮払消費税及び地方消費税の費用化として、雑支出が55万7,318円でございます。

よって、経常利益は417万8,375円となります。

次に、特別利益は、資産の減価消却費に含まれる補助金等相当額の過年度分に収益化した費用といたしまして25万4,802円、特別損失は、過年度分の水道料金の一部還付に伴う過年度損益修正損といたしまして2万3,780円、台風被害に伴う固定資産の滅失があったことにより、災害による損失といたしまして、^{*}336万9,040円となったところであります。

したがって、当年度純利益は104万349円となります。※198ページに訂正発言

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額のうち、836万6,756円につきましては、建設改良積立金を取り崩して補填したことから、その他未処理利益剰余金変動額に計上いたしております。

これらを合計いたしますと、当年度未処理利益剰余金は940万7,105円となります。

決算書の2ページにお戻りください。

続きまして、資本的収入及び支出の決算について説明いたします。

資本的収入2,749万6,009円に対しまして、資本的支出が1億866万7,069円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,117万1,060円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金で補填しております。

資本的収入の内訳であります、企業債が2,000万円、他会計負担金が749万6,009円でございます。

一方、資本的支出は、建設改良費が5,357万7,100円、企業債償還金が5,508万9,969円でございます。

また、台風被害に伴う施設復旧に係る費用としまして、建設改良費4,117万6,000円を翌年度へ繰り越しております。

決算書の6ページをお開きください。

剰余金の処分につきましては、剰余金処分計算書（案）に示しているとおりでございますが、議会の議決によるものといたしまして、今回、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の一部として補填いたしました建設改良積立金836万6,756円を資本金への組入れを行い処分するものでございます。

建設改良費のうち、工事請負費につきましては、決算書15ページの工事の概況を御参照いただきたいと思います。

今後とも、町民の皆様へ安全で安心できる水を安定的に供給するとともに、経営の原則であります企業の経済性、公共の福祉増進に努力してまいります。

以上であります。

一部訂正をいたします。

まず、前半のほうで、営業費用の分でありますけれども、営業費用の最後の分ですけれども、資産消耗費と申し上げたわけですが、正しくは資産減耗費でございます。資産減耗費が7万700円というように訂正いたします。

次、特別利益の中で、災害による損失というのがありましたけれども、金額を336万9,040円と申し上げましたけれども、正しくは336万9,048円に訂正をいたします。特別損失の部分でございます。特別損失の額で災害による損失が336万9,048円に訂正をいたします。

以上であります。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいま提案理由の説明がありました認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第24、議案第50号、令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定までの9件については、9月11日に総括質疑を行います。

以上で、本日の議事認定は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

◎ 散 会

午後2時57分 散会

令和5年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和5年9月11日(月曜日)

議事日程(第4号)

令和5年9月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第47号 令和5年度高原町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度高原町一般会計補正予算(第9号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第47号 令和5年度高原町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 2 認定第 1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第10 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度高原町一般会計補正予算(第9号)
-

出席議員（１０名）

１番	西嶋 陽代君	２番	岩元 礼子君
３番	福澤 卓志君	４番	温水 宜昭君
５番	末永 充君	６番	外村 仁君
７番	郡山 貞利君	８番	山下 香織君
９番	陣 圭介君	１０番	前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	平 真樹君	書記（事務局次長）	外村美保子君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

◎ 開議・日程

午前１０時００分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。



◎ 日程第１ 議案第４７号 令和５年度高原町一般会計補正予算（第８号）

○議長（前原淳一君）

日程第１、議案第４７号、令和５年度高原町一般会計補正予算（第８号）を議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました議案第４７号については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより、常任委員会委員長の報告を求めます。

一般会計予算・決算常任委員会委員長、報告願います。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（陣圭介君）〔登壇〕

おはようございます。読み上げて報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第４７号の１件であります。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記。

１、事件名。議案第４７号、令和５年度高原町一般会計補正予算（第８号）。

２、審査の経過。令和５年９月８日、１１日、委員会審査。

本件補正は歳入歳出それぞれ１億６,２０５万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ６億８億９１９万７,０００円と定めるものです。

補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した原油価格物価高騰対策各種支援事業のほか、これまでの梅雨前線豪雨や台風６号をはじめとする大雨などの影響を受けた町道や農道等の維持補修費用や災害復旧に係る経費等です。

また、債務負担行為として、令和６年度から１０年度までの高原町養護老人ホーム補助園ほか１施設の指定管理業務を追加するものです。その他については補正予算書に記載のとおりです。

３、決定及びその理由。決定「可決すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

４、少数意見の留保。なし。

５、委員会の意見。なし。

令和５年９月１１日。一般会計予算・決算常任委員会、委員長、陣圭介。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これより常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第４７号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第４７号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

○

- ◎ 日程第2 認定第1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第3 認定第2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第4 認定第3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第5 認定第4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第6 認定第5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第7 認定第6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◎ 日程第8 認定第7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について
- ◎ 日程第9 認定第8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について
- ◎ 日程第10 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

○議長（前原淳一君）

日程第2、認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10、議案第50号、令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定についてまでの認定及び議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

これから議題となりました各案に対する総括質疑を行います。

まず認定第1号について許します。質疑はありませんか。

○9番（陣圭介君）

基金に関する話を聞く場がありませんので、委員会審査で聞けないので、本会議中にこの総括質疑の中で、高原町の財産に関する調書を元にお伺いしたいと思います。

令和4年度、お手元の財産に関する調書の4ページと6ページについて聞きますけれども、財政調整基金を前年度と比べると3億4,400万円余り積み立てられたという決算になっておりまして、それから6ページですね、10番の高原町公共施設等整備基金になるんですけども、これも前年度と比較して2億6,290万2,000円積み立てられたと。財政的にはいい方向での決算になっていると思うんですけども、今後の公共施設整備とか町の財政を踏まえた全体的な考え方として、財政調整基金の運用の仕方、それから既に総額が4億1,838万7,000円となったその公共施設等整備基金の今後の運用の仕方について、相対的な考え方をお伺いしたいと思います。

以上です。

○町長（高妻経信君）

お答えしたいと思います。

ただいまの財産に関する調書の中で、財政調整基金、公共施設等整備基金、これらについて、令和4年度、積み足しができたという決算になっております。

今後の、まず、町の今後の財政収支見通し、それと公共施設の整備、こういうことを考えますと、経費も削減・工夫をしながら、やはりこの基金をまずは増やしながら、財政全体としての健全化を図りたいということがあります。

まず財政調整金につきましては、特別交付税等の確定により、決算でこのように積むことができたと考えております。また公共施設等整備基金につきましても、令和4年度中におきましては財産処分等もございました。こういうことも併せまして、今後の長期にわたる本町の財政収支、公共施設の整備、これらを備える意味で、積み足しは今後も進めていかなければならないと考えております。

○9番（陣圭介君）

これまで複数年度、両方の基金の推移を見ているんですけれども、健全に、財調も積み増しできている現状がある中で、今後の公共施設等の整備に備えるということを堅実にやっていただきたいというふうな考え方を持っているんですけれども、ちょっと財調と各基金との間での資金のやりくりというののいろんな制限というものはよく分からないんですけれども、例えば、財産に積み増しできて、余裕ができたなら、堅実にほかの基金に移していくとか、そういったことをできるものなのか、それとそういうことをやっていく方針があるものなのかという点について最後、お伺いしたいと思います。

○総務課長（末永恵治君）

昔ですけど、財調が3億弱程度の時代は公共施設のほうが多かったんですけれども、その当時は公共事業、いわゆるインフラ整備の事業に財源充当しておりました。ただ、財源充当以上に公共施設整備基金を充当していた、インフラ整備以上にしていた経緯もございましたので、財政調整基金のほうに、いわゆるソフト事業にもハード事業にも使えるということで、公共施設よりも財政調整基金のほうに、今は重きを置いて積み増しておりますが、やはり今回の積み増しは、将来の公共投資において財源を確保したいという思いもありますので、そこは確実に公共事業に充当するようにしていきます。

あと、お尋ねの、いわゆる目的別に基金を積み増ししておりますので、そこにつきましては、額等が決まっている部分もございます。そこは議会の議決が必要ですので、そういうときには必要に応じて議会にお諮りし、審議していただき、運用していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第2号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第3号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第4号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第5号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第6号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第7号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第8号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第50号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これをもって総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号から議案第50号までの認定及び議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、認定第1号から議案第50号までの認定及び議案9件につきましては、お手元に配付の委員会付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎ 日程第11 議案第51号 令和5年度高原町一般会計補正予算（第9号）

○議長（前原淳一君）

日程第11、議案第51号、令和5年度高原町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第51号、令和5年度高原町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億539万9,000円を追加しまして、予算総額を歳入、歳出それぞれ69億1,459万6,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容であります。台風6号により発生した災害等廃棄物処理に係る経費や、被災しました農地や農業用施設における土砂除去や、災害復旧工事に係る経費等を計上いたしております。

補正の内容について説明いたします。4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

それでは、目ごとに説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

1段目の塵芥処理費でございますが、台風6号の大雨により民有地に流入した土砂や倒木、建物瓦礫といった災害等廃棄物の処理に係る経費として1,000万円を計上いたしております。財源としまして、国庫支出金を充てております。

次に、2段目の農地災害復旧費でございますが、台風6号で被災しました農地における土砂除去や、災害復旧工事に係る経費として3,049万9,000円を計上いたしております。財源としまして、県支出金、町債、分担金及び負担金を充てております。

続きまして、農業用施設災害復旧費としまして、同じく台風6号で被災しました農業用施設における災害復旧工事に係る経費として6,490万円を計上いたしております。財源としまして、県支出金、町債を充てております。

今回、事業費の確定や県など関係機関との調整が完了したこと、国への補助事業申請期日の関係などにより、追加での計上をお願いしています。

以上、御審議方、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（温水宜昭君）

13ページですけれども、災害等廃棄物処理事業の中で、補償、補填及び賠償金で50万円が上がっておりますけれども、その内訳が分かれば教えてください。

○町民課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

今回の災害等廃棄物処理事業費の補助金でございますけれども、8月の台風6号の大雨により竹広地区に山林崩壊が起こったということで一般家屋1棟と農機具倉庫が被害を受けております。一般家屋のほうにつきましては、現在、まだ現場に残されたままに対して、農機具倉庫につきましては住宅がありまして、その手前まで数メートルのところまで押し流されていた状況でございましたので、そのまま放置していた場合に命の危険があるということもありました関係で、その地権者の方が、査定前でございましたけれども事前に土砂撤去等を行っております。本来であれば、町がやる

べき事業でございますけれども、その方が自費で既にもう撤去されているということで、その補償を行うことで、補助金で支出するということで、補償費でその金額についてお支払いすると。ただし実際かかった経費と、これから積算をするわけでございますけれども、その少ないほうの経費ということで、現時点ではまだ確定しておりませんが、50万円ほどあれば足りるであろうというところでの計上でございます。

以上でございます。

○4番（温水宜昭君）

この前の現地のほうを見させてもらって、特に、この竹広地区だろうと思うんですけど、その積算の根拠と言いますか、今、課長が説明されましたように、本来は町がすべき点を個人でしたから、出したということでありましたけれども、なかなかその積算の根拠は、今後、こういうことが災害で起きると思うんですけども、例えば日当的なもので支払うとか、機械を使ったとか、そこ辺のそういう査定と言いますか、そこ辺は今後、どういう考え方で進めていかれますか。

○町民課長（内村秀次君）

今回のこの予算につきましては、県に相談しました、まず。昨年度、県内で同じような災害があったと。その事業費を参考に、県のほうが大体1,000万円ぐらいでいいんじゃないかということで、大枠でのつかみでございます。ですので、これから細かい作業になっていくと、積算はですね。

これを急いだ理由が、まず県のほうから環境省のほうに大枠の予算を伝えないといけないということがございましたので、県が昨年経験した数字を基に大体1,000万円ということで国に報告していただき、予算が半分の500万円ついているというところでございます。ですので、詳細につきましては、実際やりながらの単価契約になるのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○9番（陣圭介君）

農業用施設災害復旧費の6,590万円なんですけれども、対象箇所は多分、川無との境の辺りだと思うんですけども、それ以外にもあれば説明をお願いしたいと思います。

それから、今後、どういった工事になるのか説明いただきたいと思います。お願いします。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

お答えいたします。今回の災害につきましては、大字で言いますと全て広原になります。大きく分けて、西広原、上広原、下広原のエリアと、旭台区の2つに分けられます。農業施設災害につきましては、道路、水路の復旧ということになりますので、現地を確認いただいた辻ノ堂川についても、農道も水路も全くなくなっていたり、それから農道も一部なくなっているところもありましたので、そういったところの復旧であります。大きくは農道についても、ほとんどが路肩がやられているというところが多いですので、そのまま路肩の工事になってくると思います。水路についても、U字フリーム等を設置する等の工事がほとんどになってきております。

距離的には、長いところで道路がブロック積み溝が60メートル程度というところがありますけれども、ほかについても大体20メートル以下の箇所数がちょっと多くなっているような形にはなっております。

以上であります。

○6番（外村仁君）

農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧費の中で、役務費で300万円入っていて、手数料で300万円入っているのですけれども、この手数料って何の費用なのかということを教えてください。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

こちらは農地災害復旧事業の手数料、使用料及び賃借料、原材料費については、先ほど説明のありました竹広地区の土砂撤去に係るものになります。手数料については、建設事業者の方の日当と言いますか、賃金と言いますか、そういったものになります。使用料及び賃借料については機械の借上げ料、原材料費については、パイプとかそういうのを入れた場合の原材料というようなことで、ここについては、応急本工事ということで、早速補正予算が可決いただければ、もう先ほどの災害廃棄物の除去と併せて農地部分の流木、土砂撤去等を図っていくために、補助契約ではなく、維持契約を結んでいる中で対応していきたいと思っております。スピーディーな対応をしたいということで、このような予算組になっております。

以上であります。

○議長（前原淳一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会します。

◎ 散 会

午前10時25分 散会

令和5年 第6回 高 原 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第5日)

令和5年9月20日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和5年9月20日 午前10時00分開議

- 日程第 1 認定第1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について
- 日程第 8 認定第8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 同意第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第11 発議第5号 高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例(案)
- 日程第12 発議第6号 議会の在り方検討特別委員会設置に関する決議
- 日程第13 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について
- 日程第 8 認定第8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について
- 日程第 9 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について
- 日程第10 同意第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

- 日程第 1 1 発議第 5 号 高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）
 日程第 1 2 発議第 6 号 議会の在り方検討特別委員会設置に関する決議
 日程第 1 3 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 日程第 1 4 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
 日程第 1 5 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

出席議員（10名）

1 番 西嶋 陽代君	2 番 岩元 礼子君
3 番 福澤 卓志君	4 番 温水 宜昭君
5 番 末永 充君	6 番 外村 仁君
7 番 郡山 貞利君	8 番 山下 香織君
9 番 陣 圭介君	10 番 前原 淳一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君	書記（事務局次長） 外村美保子君
	書記（副主幹） 古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君	統括主監	花牟禮 秀隆君
総務課長	末永 恵治君	総合政策課長	横田 秀二君
会計管理者兼税務会計課長	酒匂 政利君	町民課長	内村 秀次君
福祉課長	馬場 倫代君	健康課長	中村 みどり君
産業創生課長	森山 業君	農政林務課長	平川 昌知君
農畜産振興課長	田中 博幸君	建設水道課長	入佐 和彦君
教育総務課長	中別府 和也君	高原病院事務長	久徳 信二君

◎ 開議・日程

午前 10 時 00 分 開議

○議長（前原淳一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-
- ◎ 日程第1 認定第1号 令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第2 認定第2号 令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第3 認定第3号 令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第4 認定第4号 令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第5 認定第5号 令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第6 認定第6号 令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎ 日程第7 認定第7号 令和4年度高原町病院事業決算認定について
 - ◎ 日程第8 認定第8号 令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について
 - ◎ 日程第9 議案第50号 令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について

○議長（前原淳一君）

日程第1、認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、議案第50号、令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定についてまでの認定及び議案9件を一括議題とし、前回の議事を継続します。

ただいま議題となりました各案については、付託の常任委員会から審査報告書が提出され、その写しをお手元に配付しています。

これより各常任委員会委員長の報告を求めます。

まず、一般会計予算・決算常任委員会委員長。

○一般会計予算・決算常任委員会委員長（陣圭介君）

〔登壇〕

おはようございます。読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、事件名。認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月12日、13日、14日、19日、委員会審査。9月12日、現地調査。

令和4年度の歳入合計は71億9,440万6,000円、前年度比7.5%減、歳出合計は71億27万円、同6.5%減となり、歳入歳出差引額は9,413万6,000円となった。

実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度への繰越額415万8,000円を差し引いた額8,997万8,000円である。

歳入の主なものは、町税8億2,112万9,000円、地方消費税交付金2億639万円、地方交付税28億3,288万6,000円、国庫支出金10億5,171万9,000円、県支出金5億

3,836万6,000円、寄附金4億7,104万4,000円、町債3億8,209万9,000円である。

歳出の主なものは、総務費16億6,697万3,000円、民生費19億266万2,000円、衛生費8億6,673万2,000円、農林水産業費5億8,255万3,000円、教育費5億2,673万5,000円、公債費5億6,023万2,000円である。

性質別歳出の状況は、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費が25億7,642万8,000円で全体の36.3%、普通建設事業と災害復旧事業を合わせた投資的経費が7億1,653万9,000円で全体の10.1%。

さらに、消費的経費に繰出金、積立金等を合わせたその他の経費が38億730万3,000円で、全体の53.6%である。

3、決定及びその理由。決定、「不認定すべきもの」と決定。理由、妥当でない。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。まん延防止等重点措置が令和4年3月末をもって解除され、経済社会活動の正常化が進む中、令和4年度は、ウクライナ情勢等を背景とする原材料価格の上昇や供給制約等が下振れリスクとなり、依然続いている。

また、病院経営をはじめ町財政が厳しく、学校建設を断念した経緯もある。

国内はもとより世界情勢の様々な変化を注視し、町民一人一人に寄り添った行政運営に努められることを望む。

令和5年9月20日、一般会計予算・決算常任委員会委員長、陣圭介。高原町議会議長殿。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

次に、総務経済常任委員会委員長。

○総務経済常任委員会委員長（末永充君）

〔登壇〕

皆さん、おはようございます。総務経済常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の4件です。

順次、読み上げて報告いたします。

なお、詳細については、提案理由の説明及び監査意見書に記載されておりますので省略します。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第2号、令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月15日、19日、委員会審査。

収入済額は45万1,090円、支出済額は45万644円の差引残額446円です。

歳入については、諸収入のうち貸付金元利収入43万円、一般会計からの繰入金2万1,000円と繰越金90円となっています。

歳出については45万644円で、全額土木費となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。収入未済額の令和4年度末の現在高は2名の1,398万6,396円となっており、引き続き法的措置も視野に回収業務に努力されたい。

令和5年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第3号、令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月15日、19日、委員会審査。

収入済額は2,752万3,383円、支出済額は2,403万4,375円で、差引残額348万9,008円となっています。

加入状況は、令和4年度は加入なし、区域内戸数287戸のうち、現在223戸が加入しており、加入率は77.7%です。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。今後とも加入促進に努力されるとともに、平成7年供用開始以来28年が経過しており、施設の維持管理を徹底し、延命化を図られたい。

令和5年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第8号、令和4年度高原町工業用水道事業決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月15日、19日、委員会審査。

令和4年度も給水は行っていないため、建設仮勘定での資本的収入及び支出のみの決算です。

本年度末の企業債残高は902万5,881円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。なし。

令和5年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。議案第50号、令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月15日、19日、委員会審査。

年度末給水人口は8,674人、年度末給水件数は4,402件、年間配水量は159万5,195立方メートル、年間有収水量は115万9,711立方メートルとなっています。

営業収益は1億5,728万2,889円で、営業費用は1億6,951万4,029円となり、1,223万1,140円の営業損失となっています。

営業外収益は2,831万7,810円、営業外費用が1,190万8,295円となり、営業外利益は1,640万9,515円となっています。

資本的収入及び支出については、収入は、企業債2,000万円、他会計負担金749万6,009円、合計2,749万6,009円となっています。

支出は、建設改良費5,357万7,100円、企業債償還金5,508万9,969円、合計1億866万7,069円となっています。建設改良費の主なものは、町道宇都線の配水管布設替工事1,258万7,000円等です。

3、決定及びその理由。決定、「可決及び認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。大雨等による自然災害で本町でも断水等が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼした。この断水に対し水道料の減免措置がなされたが、災害に対する備えについては万全の対策を期されたい。

また、水道料の未収金については、令和5年6月30日現在で214人の195万349円となっており、未納者は前年比3人、1.4%の増となっている。受益者間負担の公平性を確保し、今後とも健全経営を図り、安心安全な水の供給に努められたい。

令和5年9月20日、総務経済常任委員会委員長、末永充。高原町議会議長殿。

以上です。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

次に、文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（郡山貞利君）

〔登壇〕

おはようございます。文教厚生常任委員会に付託された案件は、各会計決算認定の4件です。

順次、読み上げて報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第4号、令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月15日、19日、委員会審査。

令和4年度の国民健康保険の加入状況は、平均被保険者数が2,409人、平均世帯数が1,553世帯となっています。

決算額は、歳入が14億5,452万599円、歳出が14億4,378万6,303円、差引残額は1,073万4,296円となっています。

歳入における国民健康保険税は2億5,855万3,178円、収納率は83.8%で、前年度比1.4%の減となっています。

保険税の滞納者は166人となっていますが、高額滞納者は、50万円以上100万円未満が17人で滞納額1,240万339円、100万円以上が7人で滞納額1,185万5,200円で、滞納総額の28%を占めています。

滞納処分、差押えは66件中54件の納付で、額は174万934円となっています。

歳出における保険給付費は9億7,599万560円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。1人当たりの医療費は46万6,817円と県内の高いほうから8番目であり、県内市町村平均43万527円を上回っている。

今後も高齢化への進行や医療の高度化による保険給付費は増加するものと見込まれ、依然として厳しい収支の状況にある。その対策として、生活習慣病の抑制及び被保険者の健康増進策の強化により、医療費の適正化及び財政基盤の強化を図られたい。

また、財政運営の責任主体となった県との方向性を共有しつつ、社会保険制度との負担の公平性を確保し、なお一層の徴収率向上に努められたい。

令和5年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第5号、令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月19日、委員会審査。

保険事業勘定では、令和5年3月末現在の第1号被保険者数は3,703人で、要介護・要支援認定者数は578人です。

決算額は、歳入が14億941万6,948円、歳出が13億1,167万9,136円、差引残額は9,773万7,812円となっています。

歳入における介護保険料は2億1,574万6,254円となっています。

歳出における保険給付費は11億4,672万9,234円となっています。

介護保険料の未納者は104人、収入未済額では849万8,242円となっています。

次に、介護サービス事業勘定の収支決算状況であります。

歳入が574万7,599円、歳出が502万1,154円、差引残額は72万6,445円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。今後、要支援者及び要介護者の増加が見込まれる中、介護サービスの質の確保や、より有効なサービスの提供を図り、介護給付の適正化、介護予防事業の利用促進などに努められたい。

令和5年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第6号、令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月15日、19日、委員会審査。

後期高齢者医療保険の令和5年3月末現在の被保険者数は1,962人となっています。

決算額は、歳入が3億564万6,442円、歳出が3億425万8,339円、差引残額は138万8,103円となっています。

歳入における主なものは、後期高齢者医療保険料が7,921万6,200円、一般会計繰入金が2億437万1,418円となっています。

歳出における主なものは、[※]後期高齢者医療広域連合給付金が2億8,208万701円となっています。※下記に訂正発言

後期高齢者医療保険料の未納者は23人、収入未済額では90万620円となっています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。不納欠損処分において前年度より増加していることから、被保険者間での公平を図るべく、不納欠損処分に至るまでの債務管理については、特に当該年度に時効が到来する案件について、納付制約書の提出、一部入金等時効中断の措置を強化されたい。

令和5年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

失礼しました。5ページの歳出における主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の誤りでした。納付金に訂正させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件名。認定第7号、令和4年度高原町病院事業決算認定について。

2、審査の経過。令和5年9月15日、19日、委員会審査。

令和5年3月31日時点の診療体制は、常勤医師3人、他職員48人の計51人で管理運営されており、入院患者数は述べ8,672人、1日平均23.8人、外来患者数は述べ2万4,905人、1日平均85.0人となっています。

医業収益は5億7,643万4,764円、医業費用が9億17万3,560円となり、3億2,373万8,796円の損失計上となったものの、医業外収益が他会計負担金3億7,364万6,345円、補助金2,112万3,000円などにより4億2,009万7,463円となり、医業外費用3,596万8,651円を差し引いて3億8,412万8,812円の利益となったことにより、経常利益は6,039万16円となった。

あわせて、特別利益と特別損失を含め当年度純利益は6,650万7,103円となっています。

資本的収入は2,645万709円、資本的支出は5,154万4,727円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,509万4,018円は、過年度分損益勘定留保資金2,508万6,853円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,165円で補填されています。

3、決定及びその理由。決定、「認定すべきもの」と決定。理由、妥当と認む。

4、少数意見の留保。なし。

5、委員会の意見。業務実績においては、入院患者数及び外来患者数いずれも前年度より減少している。

医業収支では3億2,373万8,796円の損失となっており、前年度の3億6,296万7,420円の医業損失に続き依然危機的状況にある。

今後の人口減少や少子高齢化の急速な進展による医療提供体制の在り方を検討し、早急な健全化に取り組まれない。

令和5年9月20日、文教厚生常任委員会委員長、郡山貞利。高原町議会議長殿。

[降壇]

○議長（前原淳一君）

これより各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

まず、認定第1号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第2号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第3号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第4号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第5号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第6号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第7号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第8号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第50号について許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで各常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、認定第1号について許します。討論はありませんか。

○3番（福澤卓志君）

令和4年度一般会計決算認定の原案に関し、反対の立場から討論いたします。

本決算では、基金の積み増しを含め全体的に健全で、災害復旧にも迅速に対応されるなど、本町のために取り組まれた結果ではありましたが、本年、病院を含め財政が厳しいとすることから、町民説明の中で学校建設を断念されました。

令和元年度から準備してきた小中一貫教育推進として、本年度決算にあります施設整備基本計画策定業務は、繰越しとはいえ、当初予算858万円を上回る1,221万円となることも詳しい説明がないところです。

これまで投じてきた1,400万5,363円が事実上、泡となりました。

時には路線変更することもあるかもしれませんが、これまで議会や各議員が反対したり提案をしてきたことを振り切り、建設ありきできた結果が、高額費用とともに消え落としております。

県内でも一番に耐震強度のない庁舎を含め、未来を担う子供たちのためにどうあるべきかを考えていただきたく反対いたします。

各議員におかれましては御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前原淳一君）

原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（陣圭介君）

認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定につきまして、認定に賛成の立場から討論いたします。

まず、本件につきましては、先ほど委員長報告いたしましたとおり、委員会において不認定すべきものと決定されたものでありまして、委員長の立場では、通常であればこの決定を尊重すべきものであることをお断り申し上げておきます。

しかしながら、私自身、本年5月に改選される前の議会においては、議選の監査委員として当年度の途中までの事業を、定期監査など実施していた当事者であった立場からすると、問題点があれば、その監査時に指摘する機会が十分に与えられており、当年度決算を不認定とするにはいまだ十分な材料が得られていないこともまた御理解賜りたいと思います。

現在、私は3期目、9年目の議員任期を迎えておりますけれども、新人1年目の時分より、周囲の方々や諸先輩方からは、政策に反対することだけを目的とした反対の意思表示は必要ないとか、物事の一部にとらわれず大局的に物事を見るべきであるなどの御助言等を頂き続けてまいりました。いまだ物事の一部分にこだわりすぎるくせは改善されていない面もありますので、自省を続けながら今後も臨んでまいりたいと思います。

さて、当年度決算を見るに、一部には畑かん事業やプレミアム付商品券事業など、全体として所期の目的が達成できていないもの、一過性の効果しか生み出さないものも含まれております。

また、病院事業への補助金1.8億円については、改革に全くもって積極性を見せなかった部門に対して、言わば返ってくる見込みのないお小遣いをくれてやるようなものというように一般の方から評価されてもやむを得ず、無駄の最たるものと言えるでしょう。

当然、本件に対し、学校の新校舎建設等が進まなかったなどという理由で反対される皆さんは、その根本的原因をつくった病院事業の決算についても反対するのが至極当然であるわけです。

しかしながら、私個人の判断としては、当年度の一般会計等の実質赤字比率マイナス2.48%、実質公債費比率3か年平均値が7.1%まで低下、将来負担比率マイナス46.8%が示すとおり、本件全体に無駄が多いとの指摘はあまりにも過分であり、例年と比較してもむしろ無駄な事業の削減に注力しすぎた年度と評価すべきかと考えます。

その結果、一部の担当課職員については、関係団体の方々から強いお叱りの声を受け続けている姿を見るに、気の毒にすら感じるほど行財政改革を推進した年度と言えるでしょう。

そして、当年度中に、財政調整基金は3億4,000万円余り、公共施設等整備基金も2億6,000万円余り積み立てることができたことから、将来への備えを着実に進めた年度であったと評価すべきではないでしょうか。

以上より、本件については、原案に対して賛成といたしたいと存じますが、最後に、町長に一言だけ申したいと思います。

先般、議会だよりでも一部触れた内容です。

町が抱えている各種課題を精神論的に解決しようとする姿勢を今まで何度か示されたことかと思えます。

例えば、職員一丸となって頑張れば何かしら課題が解決するだろうというような姿勢のことなんですけれども、これは、一時的には町民の安心感や当事者職員の自己満足、ただ、それだけは生み出しているのかもしれませんが、抜本的な課題の解決につながるどころか、結果を先送りしているにすぎない場合も多いという点は憂慮すべきであると思います。

これまでの取組が住民福祉にどのような影響を及ぼしてきたか、結果的に誰が守られてきたかについては、御自身で考えるまでもなく、先般の町政報告会にて多数の皆さんから御意見という形で頂いたかと思えます。

今後、町の重要課題についての方向性の決定に当たっては、仮に職員からのアドバイスがあろうとも、一度は立ち止まって、それが真に住民福祉に寄与するかを疑ってみる姿勢や、当該職員に見直しを促す姿勢も必要かと思えます。

私個人としては、結果的にそれが本当の意味での行財政改革につながると確信しております。

誤った選択をされないことを祈るばかりです。

以上です。

○議長（前原淳一君）

次に、賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第2号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第3号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第4号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第5号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第6号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第7号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、認定第8号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

次に、議案第50号について許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから各案の採決を行います。

認定第1号、令和4年度高原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は不認定です。

したがって、原案について採決いたします。

認定第1号は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、令和4年度高原町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和4年度高原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和4年度高原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数です。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和4年度高原町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和4年度高原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和4年度高原町病院事業決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

起立多数。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和4年度高原町工業用水道事業決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第50号、令和4年度高原町水道事業利益の処分及び決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

本案は委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決及び認定されました。

◎ 日程第10 同意第11号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長（前原淳一君）

日程第10、同意第11号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

同意第11号、固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを説明いたします。

議案書別冊1ページをお開きください。

固定資産評価審査委員会の委員に欠員が生じたので、新たに岡元義一氏を委員として選任したので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

岡元氏は、長年、高原町役場に勤務、平成28年3月に退職されております。

温厚誠実な人柄で人望も厚く、極めて強い責任感を信条とされ、卓越した識見は評価されるものであり、固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたいと存じます。

なお、任期につきましては、地方税法第423条第6項の規定に基づき、令和8年3月12日までといたしております。

以上、御審議のほどよろしく願います。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから同意第11号を採決します。

同意第11号は同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、同意第11号は同意することに決定しました。

○

◎ 日程第11 発議第5号 高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）

○議長（前原淳一君） 日程第11、発議第5号、高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）を議題とします。

これより提出者から趣旨説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（末永充君）

〔登壇〕

発議第5号は、高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）です。

条例案の趣旨及び概要ですが、これまで地方自治法では議員個人と町との請負が認められていませんでしたが、法改正により、政令で定める一定金額300万円までは規制の対象から除かれることとなったことは御周知のとおりです。

今回、請負をする者である議員が、各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として条例を制定するものです。

それでは、読み上げて提案いたします。

発議第5号、高原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）、上記について、別紙のとおり条例案を提出するものとする。令和5年9月20日、提出者、高原町議会議員、末永充、賛成者、高原町議員、郡山貞利、外村仁、山下香織、陣圭介。

条例案につきましては、全国町村議会議長会が総務省と協議の上作成した条例（例）を基に作成し、定めるものでございます。

なお、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することになっています。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 発議第6号 議会の在り方検討特別委員会設置に関する決議

○議長（前原淳一君）

日程第12、発議第6号、議会の在り方検討特別委員会設置に関する決議を議題とします。

これより提出者から趣旨説明を求めます。

○9番（陣圭介君）

〔登壇〕

発議第6号、議会の在り方検討特別委員会設置に関する決議につき、その趣旨を説明いたします。

地方議会とは、二元代表制の一翼を担い、住民の福祉の増進に寄与すべき存在であるところ、時代の変化とともに多様化してきた住民ニーズを反映していくためには、議会への多様な人材の参画促進に取り組むことが必要である。

同時に、将来の議会のあるべき姿について議会自ら調査研究していくことが必要である。

以上を目的とし、特別委員会の設置を発議するものである。

それでは、読み上げて提案いたします。

発議第6号、議会の在り方検討特別委員会設置に関する決議。上記について、別紙のとおり議案を提出するものとする。令和5年9月20日、提出者、高原町議会議員、陣圭介、賛成者、高原町議会議員、末永充、郡山貞利、外村仁、山下香織。

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称。議会の在り方検討特別委員会。
- 2、設置の根拠。地方自治法第109条及び高原町議会委員会条例第4条。
- 3、目的。町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、本町の豊かなまちづくりに貢献するため、議会及び議員の活動の活性化と充実に必要な事項についての調査研究を行う。
- 4、委員の定数。議長を除く9人。
- 5、設置期間。令和5年9月20日から調査研究終了まで。

以上であります。何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○議長（前原淳一君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

発議第6号は原案のとおり決することに賛成の方は立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前原淳一君）

総員起立です。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第14 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

◎ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（前原淳一君）

日程第13から日程第15までの各委員会の事務調査についての3件を一括議題とします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出され、その写しをお手元に配付しています。お諮りします。

各委員会の事務調査については、総務経済常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。よって、各委員会の事務調査についての3件については、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原淳一君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで、町長より発言の申入れがありましたので、発言を許可いたします。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

令和5年第6回高原町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会では、9月6日から本日までの15日間の会期におきまして、報告案件3件、人事案件3件、条例改正案件2件、専決処分を含む各会計補正予算案件が6件、令和4年度各会計決算認定

案件が9件、その他の議案3件、合計26案件につきまして、慎重審議によりまして全て原案どおり決定を頂きありがとうございました。

令和4年度各会計の決算について、監査意見書の中でも指摘がありますように、各会計とも厳しい運営状況となっております。一般会計では経常収支比率が92.8%となっており、依然として財政の硬直化が進んでおります。

今後、公共施設の更新、自然災害への対応、新たな行政需要への対応など、ますます財政負担が増えていることが予想されることから、徹底した行財政改革に取り組み、財政の健全化を図ってまいります。

また、10名の議員から出されました一般質問につきましては、私の政治姿勢、本町が直面している課題や町民生活に直結する内容など、多岐にわたる御質問を頂きました。御質問や御指摘のあった内容につきましては、私を含め、職員一同、真摯に受け止め、今後の町政推進や事務改善に努めてまいります。

7月19日から9月3日にかけて、町内22会場で町政報告会を開催してまいりました。

私から、本町の最重要課題であります町立病院事業、財政収支の見通し、小中学校の統廃合について説明をさせていただきました。

各会場では、町民の皆様から、私の説明内容以外にも、すぐに取り組まなければならないことや、今後の町政運営にとって参考となるような多くの御意見を頂くことができました。

今後、町政報告会での御意見を取りまとめ、町立病院事業につきましては、関係者と協議を進め、速やかに運営形態を決定し、また、学校統廃合につきましては、アンケートを実施し、その結果を踏まえ、最終的な方針を決定することといたしております。

時期につきまして、10月までに方針を決定し、議会に説明をし、町民説明会を開催する予定といたしております。

また、台風6号により、8月9日夜に本町の一部を含む範囲が線状降水帯に入り、非常に激しい雨により、本町では、大規模な山林崩壊、用水路の越水や排水施設の損壊が発生し、このことにより、町道の通行止め、住宅・牛舎への土砂流入、農地・農業用施設、水産施設の被害、断水・停電などの被害が発生しました。

これまで土砂撤去などの応急復旧により、一部では通行止めを解除いたしましたが、いまだに町民の皆様には大変な御不便をおかけいたしております。被害状況について、議会でも現地調査を行っていただき、災害復旧に必要な予算を今議会で決定をいただいたところであります。引き続き、被災箇所の日も早い復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

令和4年度各会計の決算につきましては、それぞれの常任委員会において、現地調査を含み、詳細にわたり慎重に審査をしていただきました。多くの御指摘を頂いたところであり、改善すべき点は改善し、改めて、町民の貴重な税が各事業の財源となっていることを職員一人一人が自覚し、いかに町民ニーズに応えられるか、工夫を凝らしながら、今後の予算執行に当たってまいります。

今後とも議員各位の御理解を賜ることをお願い申し上げまして、今定例会の閉会に当たり、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。 [降壇]

○議長（前原淳一君）

これにて令和5年第6回高原町議会定例会を閉会します。

◎ 閉 会

午前11時02分 閉会

令和5年第6回定例会

署 名

高原町議会議長

前 原 淳 一

高原町議会議員

末 永 充

高原町議会議員

外 村 仁